

令和2年 6月

指宿市議会会議録

第2回定例会

指宿市議会会議録目次

令和2年第2回市議会定例会

会期日程	1
6月4日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	4
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
報告第1号～報告第4号及び議案第40号～議案第51号一括上程	6
提案理由説明	6
報告第1号～報告第4号（質疑）	19
議案第40号～議案第48号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	19
議案第49号（質疑，委員会付託省略，表決）	26
議案第50号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	26
議案第51号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	27
議案第52号～議案第56号一括上程	27
提案理由説明	28
議案第52号～議案第56号（質疑，委員会付託）	33
新たに受理した請願上程（委員会付託）	33
散会	33
6月22日	
議事日程	34
本日の会議に付した事件	34
出席議員	34
欠席議員	34
地方自治法第121条の規定による出席者	34
職務のため出席した事務局職員	35

開 議	36
会議録署名議員の指名	36
一般質問	36
恒 吉 太 吾 議員	36
1. 中・長期的な視点に立った観光振興策について	
2. 本市の財源について	
井 元 伸 明 議員	52
1. 新型コロナウイルス対策について	
2. 池田湖畔の市有地の分譲地について	
新川床 金 春 議員	63
1. 憲法と自治法について	
2. 新型コロナウイルス支援策等について	
3. 入湯税の徴収状況と使途等について	
4. 下水道使用量の管理と徴収等について	
5. 池田湖の市分譲地について	
6. 大成小学校の危険箇所について	
7. 小中学校普通教室のエアコン使用規程について	
東 勝 義 議員	82
1. 市が管理する住宅及び住宅内の駐車場について	
2. 新型コロナウイルス感染症に起因する事案について	
延 会	93

6月23日

議事日程	95
本日の会議に付した事件	95
出席議員	95
欠席議員	95
地方自治法第121条の規定による出席者	95
職務のため出席した事務局職員	96
開 議	97
会議録署名議員の指名	97
一般質問	97
新宮領 実 議員	97
1. 新型コロナウイルスの対策について	

高橋三樹議員	115
1. 新型コロナウイルス関連について	
2. JR指宿枕崎線について	
3. 市立指宿商業高校について	
前之園正和議員	122
1. 新型コロナウイルス問題について	
2. 公契約条例の制定について	
高田チヨ子議員	138
1. 安心・安全な生活のために	
2. 公園について	
3. GIGAスクールについて	
延会	146

6月24日

議事日程	147
本日の会議に付した事件	147
出席議員	147
欠席議員	147
地方自治法第121条の規定による出席者	147
職務のため出席した事務局職員	148
開議	149
会議録署名議員の指名	149
一般質問	149
西森三義議員	149
1. 新型コロナウイルスへの対策について	
2. 農業振興策について	
3. 財源確保策について	
吉村重則議員	161
1. 大山の太陽光開発について	
2. 新型コロナウイルス対策について	
議案第57号上程	173
提案理由説明	173
議案第57号（質疑，委員会付託）	175
散会	175

6月29日

議事日程	176
本日の会議に付した事件	176
出席議員	176
欠席議員	176
地方自治法第121条の規定による出席者	177
職務のため出席した事務局職員	177
開 議	178
会議録署名議員の指名	178
議案第52号（委員長報告，質疑，討論，表決）	178
議案第53号～議案第55号（委員長報告，質疑，討論，表決）	179
議案第56号（委員長報告，質疑，討論，表決）	180
議案第57号（委員長報告，質疑，討論，表決）	188
審査を終了した請願（委員長報告，質疑，討論，表決）	192
議案第58号上程	192
提案理由説明	193
議案第58号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	193
意見書案第1号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	194
閉議及び閉会	195

参考資料

意見書第1号	196
--------	-----

第 2 回 定 例 会

令和 2 年 6 月 議 会

令和2年第2回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 26日間（6月4日～6月29日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
6月4日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・報告第1号～報告第4号及び議案第40号～議案第51号一括上程（議案説明） ・報告第1号～報告第4号（質疑） ・議案第40号～議案第48号及び議案第50号並びに議案第51号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・議案第49号（質疑，委員会付託省略，表決） ・議案第52号～議案第56号一括上程（議案説明）（質疑，委員会付託） ・新たに受理した請願上程（委員会付託）
5日	金	休 会	一般質問の通告限（12時）
6日	土	〃	
7日	日	〃	
8日	月	〃	
9日	火	〃	総務水道委員会（10時開会）
10日	水	〃	文教厚生委員会（10時開会）
11日	木	〃	産業建設委員会（10時開会）
12日	金	〃	
13日	土	〃	
14日	日	〃	
15日	月	〃	
16日	火	〃	
17日	水	〃	
18日	木	〃	
19日	金	〃	
20日	土	〃	
21日	日	〃	
22日	月	本会議	・一般質問
23日	火	〃	・一般質問
24日	水	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・議案第57号上程（議案説明）（質疑，委員会付託）

第 2 回 定 例 会

令和 2 年 6 月 4 日

(第 1 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和2年6月4日 午前10時14分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 令和元年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第2号 令和元年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第5 報告第3号 令和元年度指宿市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第6 報告第4号 令和元年度指宿市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第7 議案第40号 指宿市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第41号 指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第42号 指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第43号 指宿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 議案第44号 指宿市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第45号 指宿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 議案第46号 指宿市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第14 議案第47号 指宿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第15 議案第48号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて

- 日程第16 議案第49号 固定資産評価員の選任について
- 日程第17 議案第50号 新生山川小学校統合校舎大規模改造工事（建築）請負契約の締結について
- 日程第18 議案第51号 財産の取得について
- 日程第19 議案第52号 指宿市支所設置条例の一部改正について
- 日程第20 議案第53号 指宿市税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第54号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第22 議案第55号 指宿市立市民会館条例の一部改正について
- 日程第23 議案第56号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 新たに受理した請願上程

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 チヨ子 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長  | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長 | 中 村 孝   |
| 市民生活部長 | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長  | 西 浩 孝   |
| 産業振興部長 | 大 迫 格 史 | 農 政 部 長 | 田之上 辰 浩 |

|        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 建設部長   | 山崎一磨 | 教育部長   | 鶴窪誠作 |
| 水道事業部長 | 園田猛志 | 山川支所長  | 前蘭佳生 |
| 開聞支所長  | 今村将吾 | 総務部参与  | 下吹越寿 |
| 総務課長   | 野元伸浩 | 財政課長   | 東忠孝  |
| 税務課長   | 坂元一博 | 国保介護課長 | 寺田昭宏 |
| 学校整備室長 | 中島裕一 |        |      |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 川路潔  | 次長兼議事係長 | 木下英城 |
| 主幹兼調査管理係長 | 平畑卓哉 | 議事係主査   | 古川浩仁 |

### △ 開会及び開議

午前10時14分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和2年第2回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新宮領實議員及び前原五男議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月29日までの26日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月29日までの26日間と決定いたしました。

### △ 報告第1号～報告第4号及び議案第40号～議案第51号一括上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第3、報告第1号、令和元年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、から、日程第18、議案第51号、財産の取得について、までの16議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今次、第2回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、繰越明許費等の報告に関する案件4件、条例の専決処分の承認を求める案件8件、補正予算の専決処分の承認を求める案件1件、人事に関する案件1件、契約に関する案件1件、財産の取得に関する案件1件、条例に関する案件4件、補正予算に関する案件1件の計21件であります。

まず、報告第1号、令和元年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

本案は、令和元年度指宿市一般会計補正予算において定めた繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、これを報告す

るものであります。

次は、報告第2号、令和元年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告第3号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、及び、報告第4号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について、の3議案であります。

これらの議案は、令和元年度指宿市水道事業会計予算及び令和元年度指宿市公共下水道事業会計予算において定めた事業について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を調製し、また、令和元年度指宿市公共下水道事業会計予算において定めた事業について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものであります。

次は、議案第40号、指宿市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、令和2年3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるとであります。

次は、議案第41号、指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、令和2年3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるとであります。

次は、議案第42号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、令和2年3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるとであります。

次は、議案第43号、指宿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、令和2年3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるとであります。

次は、議案第44号、指宿市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策に基づき、新型コロナウイルス

感染症に感染等をした被保険者に傷病手当金を支給することができるよう、令和2年4月17日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第45号、指宿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に基づき、新型コロナウイルス感染症に感染等をした被保険者に傷病手当金を支給することができるよう、鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正が行われたことから、令和2年4月17日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第46号、指宿市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえ、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、令和2年4月30日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第47号、指宿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の減免等について、所要の改正を行うため、令和2年4月30日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第48号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、令和2年4月30日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第49号、固定資産評価委員の選任について、であります。

本案は、本定例会において議会の同意を得て、固定資産評価委員を選任する必要があることから、市民生活部税務課長、坂元一博氏を固定資産評価委員として選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、議案第50号、新生山川小学校統合校舎大規模改造工事（建築）請負契約の締結について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である新生山川小学校統合校舎大規模改造工事（建

築) 請負工事契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第51号、財産の取得について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上である財産の取得について、議会の議決を求めるものであります。

なお、議案第49号を除く、各議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長(中村孝)** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

報告第1号、令和元年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

2ページを御覧ください。

繰り越しの理由につきまして、繰越明許費の設定時点で御説明しておりますので割愛させていただきます、繰越計算書において、繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業について御説明申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、サッカー・多目的グラウンド整備事業、同じく事業名、所有権移転登記手続請求訴訟事件の法律事務処理事務委任につきましては、繰越予定の事業のうち、年度内の支出があったことに伴い、翌年度へ繰り越す金額が減額になったものであります。

款3民生費、項1社会福祉費、事業名、地域介護基盤整備事業につきましては、繰越予定の事業が年度内に完了したことに伴い、翌年度へ繰り越す金額が減額になったものであります。

款7土木費、項2道路橋梁費、事業名、新設改良事業及び岩本宮ヶ浜吹越線災害防除事業、同じく、項5都市計画費、事業名、十町土地区画整理事業及び庁舎潟山線整備事業、款9教育費、項2小学校費、事業名、新生山川小学校統合校舎改修等事業、款10災害復旧費、項2土木施設災害復旧費、事業名、現年補助災害復旧事業につきましては、繰越予定の事業のうち、年度内の支出があったことに伴い、翌年度へ繰り越す金額が減額となったものであります。

次は、提出議案の46ページを御覧ください。

議案第48号、令和2年度指宿市一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ41億8,133万円を追加し、歳入歳出予算の総額を322億2,612万1千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款2総務費，項1総務管理費，目7企画費，節1報酬1,435万2千円から節18負担金補助及び交付金39億9,960万円までの合計40億4,654万4千円の補正につきましては，市民1人当たり10万円を支給する特別定額給付金に係る補助金等を計上したものであります。

款3民生費，項2児童福祉費，目5子育て世帯臨時特別給付金事業費，節3職員手当等35万2千円から次のページの節19扶助費5,270万円までの合計5,502万2千円の補正につきましては，児童手当の対象児童1人につき1万円の上乗せ支給を行う子育て世帯臨時特別給付金に係る扶助費等を計上したものであります。

款4衛生費，項1保険衛生費，目3健康増進費，節8旅費3千円から節17備品購入費6万1千円までの合計140万円の補正につきましては，新型コロナウイルス感染防止対策として，マスクや消毒用アルコールなどを購入するための消耗品費等を計上したものであります。

款6商工費，項1商工費，目2商工業振興費，節10需用費40万7千円のうち25万3千円，節11役務費16万7千円のうち14万1千円，節12委託料279万円のうち15万円及び節18負担金補助及び交付金6,980万円のうち1,500万円の合計1,554万4千円の補正につきましては，飲食業を対象としたプレミアム付きグルメ券を発行するための補助金等を計上したものであります。

同じく節10需用費40万7千円のうち15万4千円，節11役務費16万7千円のうち2万6千円及び節18負担金補助及び交付金6,980万円のうち3,000万円の合計3,018万円の補正につきましては，新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として，鹿児島県の要請に応じて休業した事業者に対して，支援金を給付するための補助金等を計上したものであります。

同じく節12委託料279万円のうち264万円の補正につきましては，飲食店等のテイクアウト支援に伴う商品情報発信及び市内タクシー業者の配達代行に係る委託料を計上したものであります。

同じく節18負担金補助及び交付金6,980万円のうち2,480万円と目3観光費，節18負担金補助及び交付金520万円の合計3,000万円の補正につきましては，緊急経営安定化助成事業に係る補助金を計上したものであります。

なお，今回の専決処分については，新型コロナウイルス感染症対策関連予算に関する参考資料を配布させていただいておりますので，詳しい説明については割愛させていただきます。

次に，歳入について御説明いたしますので，11ページを御覧ください。

款15国庫支出金41億7,028万6千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に係る補助金及び交付金であります。

款18寄附金50万円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの一般寄附金であります。

款21諸収入1,054万4千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのその他雑入であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の10ページを御覧ください。

議案第40号、指宿市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、特に緊急を要し、本年4月1日に施行する必要があります指宿市税条例等について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、12ページを御覧ください。

まず、第1条の指宿市税条例の一部改正についてであります。第36条の3の2及び第36条の3の3は、住民税申告において給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とするなど、所要の措置を行うものであります。

第54条第2項及び同条第4項から第7項につきましては、固定資産税において所有者不明土地等に係る固定資産の課税上の課題に対応するため、調査を尽くしても、所有者が一人も明らかとならない資産について使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなして課税することができることと規定されましたことから、この条例における引用条項の整理を行うものであります。

第74条の3及び第75条は、固定資産税において、登記簿又は補充課税台帳に所有者として、登記又は登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定が創設されたことから、この条例における引用条項の整理を行うものであります。

第96条第2項、第3項及び第98条第1項は、たばこ税において輸出免税等の適用に当たって、当該書類の提出を不要とするなど、輸出免税制度等に係る手続きの簡素化を図る規定がなされてことから、この条例における引用条項の整理を行うものであります。

附則第8条第1項は、個人市民税において、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、適用期限を3年間延長するものであります。

附則第10条の2第17項は、固定資産税において、水力発電設備のうち一定規模以上のものに係る課税標準を、その価格に4分の3の割合を乗じて得た額とした規定がなされたものであります。

附則第10条の2第25項は、固定資産税において、水防法上の浸水被害軽減地区の指定を受

けた土地，浸水の拡大を抑制する効用があると認められる自然堤防等の盛土構造物の所有者に対し，当該土地に係る固定資産税の課税標準を，最初の3年度分について，価格の3分の2の割合を乗じた額とするものであります。

次に，第2条の指宿市税条例の一部を改正する条例の一部改正について，であります。

この改正につきましては，個人市民税の非課税の範囲に係る改正規定の削除及び改正規定の経過措置に伴う引用条項及び文言整理を行うものであります。

なお，附則において，施行期日等を定めるとともに，附則第4条から附則第9条につきましては，過去に行った指宿市税条例等の一部改正等について，元号を平成から令和に改めようとするものであります。

次は，提出議案の20ページを御覧ください。

議案第41号，指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて，であります。

本案は，地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い，特に緊急を要し，本年4月1日に施行する必要がある指宿市都市計画税条例について，地方自治法第179条第1項の規定により，専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして，御説明申し上げますので，22ページを御覧ください。

附則第5条は，浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税法人の特例措置を追加するもので，水防法上の浸水被害軽減地区の指定を受けた土地，浸水の拡大を抑制する効用があると認められる自然堤防等の盛土構造物の所有者に対し，当該土地に係る都市計画税の課税標準を最初の3年度分について，価格の3分の2の割合を乗じた額とするものであります。

なお，附則において，改正条例の施行期日を規定しているところであります。

次は，提出議案の24ページを御覧ください。

議案第42号，指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて，であります。

本案は，地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い，特に緊急を要し，本年4月1日に施行する必要がある指宿市国民健康保険税条例について，地方自治法第179条第1項の規定により，専決処分したものであります。

改正の内容につきまして，御説明申し上げますので，26ページを御覧ください。

第2条第2項は，国民健康保険税の課税限度額の引き上げであります。国民健康保険税の基礎課税に係る課税限度額を引き上げるもので，現行の61万円を2万円引き上げ，63万円にするものであります。

同じく第4項は，国民健康保健税の介護納付金課税額に係る課税限度額を引き上げるもので，現行の16万円を1万円引き上げ，17万円にするものであります。

次に，第23条は，低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象者を拡大するため，

5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるものであります。

5割軽減につきましては、第23条第2号において、軽減判定所得の算定における被保険者数に乘すべき金額を現行の28万円を28万5千円に、2割軽減につきしては、同条第3号において軽減判定所得の算定における被保険者数に乘すべき金額を、現行の51万円を52万円にそれぞれ引き上げるものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日等を規定しているところであります。

次は、提出議案の37ページを御覧ください。

議案第46号、指宿市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえ、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、特に緊急を要し、本年4月30日に施行する必要があります指宿市税条例等について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、39ページを御覧ください。

まず、第1条の指宿市税条例の一部改正についてであります。附則第10条につきましては、地方税法附則第61条において、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例が創設されたことに伴い、引用条項の整理を行うもので、内容としましては、令和2年2月から10月まで任意の連続する3か月間の売上高が、前年の同期間と比べ30%以上50%未満の減少がある場合は2分の1、50%以上減少している場合は全額軽減措置となり、対象項目は償却資産と事業用家屋としております。

なお、当該措置につきましては、令和3年度の課税分とするものであります。

附則第10条の2に1項を加える改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に投資を行う中小事業者等を支援する観点から、対象資産の追加や当該家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準をゼロとするものであります。

附則第15条の2につきましては、軽自動車を取得した場合の、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を令和2年9月30日までを6月延長し、令和3年3月31日までとするものであります。

附則第23条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の申請書の訂正等の期間について、条例で定める期間を20日間とするものであります。

次に、第2条の指宿市税条例の一部改正について、であります。

附則第24条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例として、市が指定する行事において中止もしくは延期、またはその規模の縮小により生じた当

該指定行事の入場料金，参加料，その他の対価の払戻しを請求する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る措置を講じるものであります。

次は，提出議案の40ページを御覧ください。

附則第25条につきましては，新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例として，新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件を，令和15年度までを1年延長し令和16年度までとするものであります。

次に，第3条の指宿市都市計画税条例の一部改正について，であります。

附則第14条につきましては，第1条の指宿市税条例の一部改正同様に，新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋に対する都市計画税の課税標準の特例が創設されたことに伴い，引用条項の整理を行うものであります。

次に，第4条の指宿市都市計画税条例の一部改正について，であります。

附則第14条につきましては，地方税法附則第60条の新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例及び地方税法附則第61条の新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の創設に伴い，引用条項の整理を行うものであります。

次に，第5条の指宿市国民健康保険税条例の一部改正について，であります。

附則第14条につきましては，新型コロナウイルス感染症の影響により，収入が減少した者に係る国民健康保険税の減免の特例を創設するもので，減免の対象となる保険税について，令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限又は支払日が到来する保険税とし，減免割合について主たる生計維持者が死亡し，又は重篤な傷病を負った世帯につきましては，全部，主たる生計維持者の事業収入，不動産収入，山林収入，又は給与収入の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上あり，前年の合計所得金額が1,000万円以下，かつ減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得が400万円以下である世帯において，区分に従い対象となる保険税額を10分の2から全部を減免する措置を講じるものであります。

なお，附則において，改正条例の施行期日等を規定しているところであります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（西浩孝）** それでは，命によりまして，健康福祉部所管の議案について，追加して御説明申し上げます。

提出議案の27ページを御覧ください。

議案第43号，指宿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて，であります。

本案は，介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い，特に緊急を要し，本年4月1日に施行する必要がある指宿

市介護保険条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、29ページを御覧ください。

第4条は、令和元年10月からの消費税率引き上げによる財源の手当である低所得者の保険料低減強化を実施するため、減額賦課に係る減額幅の基準に基づき保険料を減額するもので、第1段階の保険料については、同条第2項において現行の2万7千円を2万1,600円に改正し、第2段階の保険料については、同条第3項において現行の4万3,200円を3万6千円に改正し、第3段階の保険料については、現行の5万2,200円を5万400円に改正するものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日と経過措置を規定しているところであります。

次は、提出議案の30ページを御覧ください。

議案第44号、指宿市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策により、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした給与等の支払いを受けている被保険者に、傷病手当金の支給を実施するため、緊急に指宿市国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたことから、令和2年4月17日をもって地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、32ページを御覧ください。

附則第5項につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした給与等の支払いを受けている被保険者が、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができなかった期間に対して、傷病手当金を支給するものであります。

附則第6項につきましては、傷病手当金の額は直近の継続した3か月間の給与等の収入の合計額を、就労日数で除した額の3分の2を支給すると規定し、支給額の上限額を規定しております。

また、支給期間につきましては、1年6月を超えないものとなっております。

なお、附則において、改正条例の施行期日と適用期間を規定しているところであります。

次は、提出議案の34ページを御覧ください。

議案第45号、指宿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策により、鹿児島県後期高齢者医療広域連合において、傷病手当金を支給する条例の一部改正の専決処分が実施され、令和2年4月17日に公布されたことから、本市が申請を受け付けるための規定を緊急に整備する必

要があったことから、令和2年4月17日をもって地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、36ページを御覧ください。

第2条に、本市が行う事務の中に傷病手当金の支給に関する申請を受け付けるための規定を追加するものであります。

次は、提出議案の42ページを御覧ください。

議案第47号、指宿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険第1号被保険者の保険料の減免措置について、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく財政支援が、令和2年4月7日に閣議決定されたことから、緊急に指宿市介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和2年4月30日をもって地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、44ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した者に係る介護保険料の減免の特例を創設するもので、減免の対象となる保険料について、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限又は支払日が到来する保険料とし、減免割合について新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者は全部、主たる生計維持者の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上あり、かつ、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得が400万円以下である世帯において、区分に従い介護保険料の10分の8から全部を減免する措置を講じるものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日と適用区分を規定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の49ページを御覧ください。

議案第50号、新生山川小学校統合校舎大規模改造工事（建築）請負契約の締結について、であります。

当該請負契約につきましては、4月23日に3者による条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、新生山川小学校統合校舎大規模改造工事のうち建築工事で、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約金額は、4億95万円であります。契約の相手方は、指宿市大

牟礼1丁目24番23号，興南・福ヶ迫特定建設工事共同企業体で，代表者は興南建設株式会社，代表取締役浜田信行であります。入札結果につきましては，お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりであります。

工事の概要につきましては，新生山川小学校統合校舎の外壁改修，屋上防水，内部改修及び外構に係る建築工事であります。

なお，工期につきましては，令和3年2月26日の完成を予定しているところであります。

次は，提出議案の50ページを御覧ください。

議案第51号，財産の取得について，であります。

本案は，指宿議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により，予定価格2,000万円以上である新生山川小学校スクールバスの取得について，議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は，スクールバス29人乗りマイクロバス6台で，取得の方法は，指名競争入札，取得金額は，3,768万6,636円であります。契約の相手方は，指宿市十町1893番地2，有限会社川口モータース，代表取締役川口正樹であります。

入札結果につきましては，お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりであります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道事業部長（園田猛志）** それでは，命によりまして，水道事業部所管の議案について，追加して御説明申し上げます。

提出議案の3ページを御覧ください。

報告第2号，令和元年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について，であります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による令和元年度指宿市水道事業会計予算建設改良費の繰り越しについて，同条第3項の規定により報告するものであります。

4ページを御覧ください。

繰り越しする事業につきましては，お示しのとおり，東之浜水源地ナンバー1取水ポンプ設置工事，十町土地区画整理事業に伴う配水管新設1工区工事，十町土地区画整理事業に伴う配水管新設2工区工事，南中前通り線配水管布設替工事，県道指宿停車場線配水管布設替工事，郵便局通りほか1線配水管布設替工事及び日の出加圧機場発電機更新工事に伴う建設改良事業の9,541万6千円で，更新機器の製造，十町土地区画整理事業の進捗，道路改良工事との工程調整，県道管理者との協議，試掘結果に伴う協議，更新機器の製造に不測の日数を要するため繰り越すものであります。

次は，提出議案の5ページを御覧ください。

報告第3号，令和元年度指宿市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について，であ

ります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による指宿市公共下水道事業会計予算建設改良費の繰り越しについて、同条第3項の規定により報告をするものであります。

6ページを御覧ください。

繰り越しする事業につきましては、お示しのとおり下水管きょストックマネジメント調査計画策定業務、北十町地区下水管きょ布設工事、下水管きょ再構築長寿命化工事、下水管きょ布設工事、潟山汚水中継ポンプ場再構築R1長寿命化工事、弥次ヶ湯雨水ポンプ場詳細設計、指宿市浄水苑他再構築基本設計ストックマネジメント計画に係る技術的援助に関する協定、指宿市浄水苑再構築R1長寿命化工事委託に関する協定、下水道台帳システム及び床排水ポンプに係る建設改良費の5億7,405万3,140円で、事前業務である基本設計における対象箇所を選定、十町土地区画整理事業に係る補償交渉、下水管きょ再構築工事及び下水管きょ布設工事の施工方法及び施工箇所を選定、計画人口の変更による施設能力の変更に伴う実施設計、弥次ヶ湯雨水ポンプ場の事業計画変更、下水道台帳システムの仕様の決定、床排水ポンプ設備の仕様の決定に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

7ページを御覧ください。

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による指宿市公共下水道事業会計予算建設改良費の事故繰り越しについて、同条第3項の規定により報告するものであります。

繰り越しする事業につきましては、お示しのとおり弥次ヶ湯雨水ポンプ場基本設計に伴う建設改良事業の7,900万円で、対象施設の事業計画変更に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

次は、提出議案の8ページを御覧ください。

報告第4号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について、であります。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、指宿市公共下水道事業会計予算の継続費について、議会に報告するものであります。

9ページを御覧ください。

継続費につきましては、お示しのとおり潟口雨水ポンプ場吐口築造工事に係る建設改良事業の1億1,741万円を逡時繰り越すものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時35分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 報告第1号～報告第4号（質疑）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

まず、報告第1号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号は終了いたしました。

次に、報告第2号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号は終了いたしました。

次に、報告第3号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号は終了いたしました。

次に、報告第4号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号は終了いたしました。

#### △ 議案第40号～議案第48号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（木原繁昭） 次に、議案第40号から議案第48号までの9議案について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） 議案第42号、国民健康保険税の限度額の引き上げについて、基礎課税限度額が61万から63万円に、介護納付金課税分が16万から17万円に引き上げの改正となっております。昨年からすると、限度額が96万だったものが99万に引き上げられております。この所得がどのくらいの方が99万円の限度額になるのか。それと世帯数にしたときに、どのくらい世帯数があるのか。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 今年度の課税につきましては、7月段階で確定をしますので、昨年度の課税データで試算した形でお答えさせていただきます。世帯の人員ですとか、そういったもので違うわけですが、一応4人世帯で、うち2人が介護の該当という世帯構成で申し上げますと、所得が760万円、給与収入にして約978万円を超えますと限度超過となる見込みです。また、今回限度額が引き上げられたことによりまして、昨年度は124世帯が限度額を超えておりましたが、本年度は試算した結果113世帯、11世帯減少する見込みとなります。

○**12番議員（吉村重則）** 本年度から課税方式が3方式に変わっております。昨年4方式の場合、昨年の所得で一応さっきの世帯数についても答弁がされたわけですので、例えば96万で限度額が昨年と同額であった場合に、4方式が3方式に変わったため課税率も高くなっていると思うんですけど、その関係でいったらどのように変化するんですか。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 4方式から3方式の改正につきましては、昨年の12月議会で議会の承認を得て改正をされているところでございます。4人世帯で介護該当が2人、所得が本市の平均的な所得金額として118万円、給与収入に換算しますと194万円ということの世帯に関しましては、固定資産税が本市の世帯平均で6万2千円という世帯を想定した場合、昨年度ですと20万4,500円程度となりますが、改正後は19万5,600円となり、8,900円の限度額となります。また、同様の条件で資産がない世帯の場合ですと、1万200円の増額となる見込みでございます。

○**12番議員（吉村重則）** 所得が760万と、4人世帯で760万円ということは、約100万、本当に760万の100万が国保税が課税されていると、本当言って、国保税の負担が限度にきているというのが現実だと思うんですよ。前回、私は市長の場合はどのくらいになるのかということで質問もしたんですけど、さっき答弁の中で、所得金額、給与所得で979万ぐらいだという答弁があったわけんですけど、共済保険の場合、このくらいの所得の場合に、保険はどのくらいになるのか。いかにあれが、保険代が違うといわれても、国保税の限度が本当に厳しい状況になってきているわけですよ。だから、本当にどのくらい過重負担がきているのか、知りたいためには是非答弁をお願いします。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 手元にデータ等を持ち合わせておりませんが、共済保険ですとか、その他の被用者保険におきましては、限度額は国保税の限度額よりは20万円ほど高い税額、限度額が設定をされていたと思います。具体的なその所得の換算については、ここで数値としてははじけないところでございます。

○**議長（木原繁昭）** 次に、前之園正和議員。

○**13番議員（前之園正和）** 議案第48号について伺います。今議会には、9つの専決処分の承認を求める議案が提出されています。その多くは、上位法の公布などに伴うものであります。しかし、議案第48号については、上位法や国の施策との関係ばかりではなく、市としてコロナ対策をどうするかということが議論の中心となるべきものであります。本来なら、議

会の議決を経て行うべきであり、専決処分は真にやむなき場合に限るべきであります。地方自治法第179条第1項の規定に基づくものですから違法とは言えないわけですが、周りの自治体を見ますときに、多くの自治体で臨時議会が開かれ、議案として上程され審議されています。他の自治体で臨時議会が開かれた下で、多くのところで開かれた下で、地方自治法第179条第1項にいうところの、議会を招集する暇がないという、市独自の特別な理由があったのかどうか。安易に専決処分の道を選んだということではないのかどうか。以上、伺います。

**○総務部長（中村孝）** まず、専決処分についてでございますけれども、先ほど議員もおっしゃるとおり、地方自治法第179条第1項の規定により議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができるとなっているところでございます。今回の新型コロナウイルス感染症の影響による本市の対策については、市民や事業者の皆様からも安心できる様々な支援策をいち早く実施してほしいという要望等もあり、また、市としましても早く実施する必要があるという判断の下で専決処分に至ったところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** そのことは承知の上で伺っているわけですが、ほかの自治体で、それにも関わらずですね、同じ時期にコロナは発生しているわけですので、ほかの自治体で臨時議会が開かれているところが多くあると、そういう下で議会を招集する暇がないという条例上のそこに該当すると判断したことは分かっているんですが、市独自の特別な理由があったのかと。ほかの自治体では臨時議会ができたかもしらんけど、指宿としては特にですね、ほかと比べての特別な理由があったのかと、そこを聞いているわけでありまして。そういうことも含めて専決処分の道ということをですね、安易に選んだんじゃないかなというふうに思ったりするわけです。それでですね、専決処分がなされるということを議会が知ったのは、4月の28日に報道関係に対して発表がなされ、その後同じ文書がタブレットにアップされたときであります。報道関係者へは説明の後に質疑も受けたのではないかと想像しますが、議会へはタブレットへのアップのほかは何の説明もありません。

その後、議長を通じて全員協議会なり説明の場を設けるよう要請しても、事前審査に該当すると思われるということを主な理由として、全員協議会の場は設定されず、ないまま、今日の会議を迎えたわけでありまして。

これまでも必要なものについては事前審査にならないように説明だけをして質疑をしないとかいうことをやってきました。現に今日も、開会前にそのようなことで専決処分については、それぞれですね、説明があったわけでありまして。

そこで伺いますが、コロナ問題というのは緊急を要する問題、市民の生活に、あるいは営業に、産業に関わる問題というわけですから、その専決処分というのが済まされるというこ

とではなくてですね、執行部と議会が情報や方針を逐次共有し、市民の要求や不安に適切な速さをもって答えるべきだというふうに思いますが、基本的にそのことについてはどのように考えるか伺います。

また、報道関係者には説明がなされ、議会には資料だけで説明がない。説明の場を設けられても、先ほど言ったように事実上、今日開会前に説明があるまでは応じられなかったということについて、これは適切と考えられるかどうか、伺います。

そしてまた、今日まで全協なりが開かれなかったことは事前審査にあたるからということ言いながらですね、現にこれまでもやってきたし、今日も今日になってですね、全員協議会で説明がされたわけですから、事前審査になるから全協は早い段階ですよ、議会からの要望があった時点でですよ、断りを入れるということは矛盾をするわけであります。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

**○総務部長（中村孝）** 今回の専決予算についてですけれども、県内の状況につきましても、全ての市町村が臨時議会ということではないようでございます。我々が把握している部分につきましても、県内の市町村で10市町村程度専決処分による市の独自の部分についても、そのような専決処分を行っているところがあるようでございます。

それとあと、本市の議員懇談会での説明の部分がございましたけれども、これにつきましては、執行部としましても専決処分の内容につきましては、まず、議長、副議長にも専決処分をしたいというような旨を御説明を差し上げて、その御理解の下で本市としても実施をしているところでございます。市としましては、本市の地域経済が深刻な影響を受けており、市内の経済団体である指宿商工会議所や菜の花商工会、指宿市観光協会等からも連名で一刻も早い支援策についての要望が本市に寄せられており、また、議会からも今後の市の経済対策について、早い動きができるよう要請があったことから、支援事業の実施につきましても、その財源の裏付けとなる国の緊急経済対策の予算の成立にあわせて、本市としましても議会のほうにも、そういう事前にそういう形でやりたいという旨については、議会の議長、副議長のほうにはお話をさせていただいたところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 専決処分ありきということではできないんじゃないかということ、要は言いたいわけですよ。そして、4月の30日付けで専決をするということを4月の28日の時点で報道関係、時間をおいて議会にも連絡、資料が来たということでありまして、例えば、4月の30日ということですけど、28日にはもう方針なり、予算組みはできていたということではあるわけですよ、発表したわけですから。それを、できるだけ早くすると、例えばで言うと、4月の5日、10日にですね、そのことができれば臨時議会を開く時間というのも、幅が広がるわけですよ。そういうことも含めてですね、やっぱり臨時議会を開くと、そして決めるということ、やっぱり追求すべきだったんじゃないか、そういう立場で組むべきだったんじゃないか。

そしてまた、県内でもですね、臨時議会をやったところが多い。そしてそれに全協なりで、専決処分をやったところでもですね、その後、全協なりを開いて説明をしているというところを加えれば、むしろ指宿のようなところですね、ごく少数だというふうに思うんですね。ですから、臨時議会を開くために早く方針を決めて、議会を開く努力をするということは必要だったんじゃないかということが一つと、専決をしたにしても、議会の議長、副議長に了解を得たと言いますけども、改めて議会のほうから専決後のですね、全協なり説明をしてくれということについては、これも先ほど言ったように執行部のほうからですね、次の議会での承認事項だからということなどをもって説明の場も開かれていないわけですよ。ですから、そういうことを考えてみるとですね、やはり、地方自治法179条の1で議会を開く暇がない時という判断をすれば、それに適用されるというのは事実でありますけれども、安易にその道を選んだんじゃないかというふうに思うわけです。そして、安易にやったら仮にすればですよ、議会制民主主義の冒涇と言われてもやむを得ないんじゃないか。そして、そのことはまた議会と、先ほども私、質疑をして、また答弁はなかったと思うんですが、執行部と議会というのは情報やコロナ問題についてですよ、執行部と議会が情報や方針を逐次共有し、市民の要望や不安に適切に対応すべきじゃないかということからすればですね、議会の議会制民主主義の冒涇という懸念もあるし、それは結局市民に寄り添わない政治という謗りを免れないのではないかというふうに思うわけです。そのことについては、市長、最後まですでにお答えください。

**○総務部長（中村孝）** 今回の新型コロナウイルスの感染症対策の予算につきましては、国のほうでもそういう予算措置をするということで事前に報告がなされておりました。市としましても、そのうちがやる支援事業につきましては、裏付けとなる国の補正予算が成立することが前提であったことから、4月30日ということで、本市としては専決処分を行っております。その専決処分にあたりましては、先ほどから説明をしておりますけれども、4月28日、議会のほうにも説明をさせていただいて、4月30日、専決処分をしたいということで行っているところでございます。

それとあと、5月中旬に議会事務局の方から今回の専決処分について、議員懇談会の開催について相談があったところでございます。議会担当者とその調整を行う中で、専決処分については、次の議会で議案として上程することとなっており、議会としては事前に説明することは、事前審査に該当すると思われるということのお話があったところでございます。執行部としましても、専決処分の内容は概要資料を事前に配付していること、また、新型コロナウイルス対策に対する情報としては、対策は日々更新されていること、さらには、要請されたこの期間につきましては、いち早く給付や支援を望んでいる市民全員に対する特別定額給付金及び事業者支援等の各種申請事務等に、その担当者が受付や問合せ等に連日連夜で対応に終われているという状況にあったことなどから、御不明な点等につきましては、担当課

の方で個別に対応させていただきたいという旨のことについて、議会の方にはその実情を議長の方にお伝えいただき、事前審査の取扱いも踏まえて議会としての判断をお願いしたいというところをお願いをしていたところでございますので、御理解をいただきたいと思いません。

(発言する者あり)

○議長(木原繁昭) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時59分

○議長(木原繁昭) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○13番議員(前之園正和) 3回が過ぎましたので、議長の許可をいただいたわけでありませぬ。質疑したことが答えられてない部分があるんですが、それはもう仕方ないとして、1点だけ答弁の中に矛盾があるというふうに思います。それは、専決処分されたことについて、全協なりで説明をすることが事前審査になるからできないと言いながらですよ、今朝もやったわけですよ、時期が違いますけどね。議会が求めたのは早くやってくれということだったけど、事前審査になるから全協はできないと言いながら、今朝もやったわけですよ。これまでもずっとやってきたわけですよ。例えば、3月の議会の後にですね、税制上の処分を4月1日にしなきゃいけないのでということで、3月議会の必ず毎年やっているんです。そのことも含めて、できないと言いながら、今朝もやったじゃないかと、その矛盾はどうするんですかと言っているんですよ。なぜ早めにできなかったのかということですよ。

○議長(木原繁昭) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時12分

○議長(木原繁昭) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長(中村孝) 本日、専決処分の部分につきまして、全員協議会で説明をさせていただきましたけれども、我々としては今議会に承認議案として提出しておりましたので、その議案の内容について、皆さんの方に詳細を説明をしたということでございまして、事前審査ということではなかったということでございます。

○議長(木原繁昭) 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第40号から議案第48号までの9議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第48号までの9議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

**○12番議員(吉村重則)** 議案第42号、改正の中に、国民健康保険税の限度額の引き上げが含まれております。基礎課税限度額が61万円から63万円に、介護納付金課税分が16万円から17万円になりますから最大で3万円の引き上げで、総額が99万円の国保税になります。質疑の中でも限度額の所得が4に世帯で760万の方が99万円になると。しかも世帯でいえば、去年は124世帯が113世帯に11世帯減っているという説明もありましたけど、3万円値上げがされているわけですので、逆に増えて、96万からすれば逆に増えている可能性もあります。国保税の負担が大きな社会問題になっている今日、これ以上の引き上げは許すことはできません。被保険者の暮らしを守る立場から本議案に反対いたします。

**○議長(木原繁昭)** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第40号及び議案第41号、議案第43号から議案第48号までの8議案を一括して採決いたします。

8議案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号及び議案第41号、議案第43号から議案第48号までの8議案は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第42号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、を採決します。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(木原繁昭)** 起立多数であります。

よって、議案第42号は、承認することに決定いたしました。

**△ 議案第49号（質疑，委員会付託省略，表決）**

**○議長（木原繁昭）** 次に，議案第49号について，質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております，議案第49号は，会議規則第37条第3項の規定により，委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって，議案第49号は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，議案第49号を採決いたします。

本案は，同意することに御異議ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって，議案第49号は，同意することに決定いたしました。

**△ 議案第50号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）**

**○議長（木原繁昭）** 次に，議案第50号について，質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております，議案第50号については，会議規則第37条第3項の規定により，委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって，議案第50号は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第51号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（木原繁昭） 次に、議案第51号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第51号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第52号～議案第56号一括上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第19、議案第52号、指宿市支所設置条例の一部改正について、から、日程第23、議案第56号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、までの5議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） それでは、御説明申し上げます。

まず、議案第52号、指宿市支所設置条例の一部改正について、であります。

本案は、山川庁舎の移転に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第53号、指宿市税条例の一部改正について、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第54号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第55号、指宿市立市民会館条例の一部改正について、であります。

本案は、山川庁舎が山川文化ホール内へ移転することにより、山川文化ホール会議室等の名称及び面積が変更になることから、使用料等の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第56号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ2億1,100万4千円を追加し、予算の総額を324億3,712万5千円にしようとするものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（中村孝） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の51ページを御覧ください。

議案第52号、指宿市支所設置条例の一部改正について、であります。

本案は、山川庁舎の移転に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、52ページを御覧ください。

山川文化ホールの2階部分を山川庁舎として使用することから、山川庁舎の位置を変更するため、第2条の表に規定する山川支所の位置を、指宿市山川新生町35番地に改めるものであります。

なお、附則において、この条例は令和2年7月27日から施行することとしております。

次は、提出議案の64ページを御覧ください。

議案第56号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,100万4千円を追加して、歳入歳出予算の総額を324億3,712万5千円にしようとするものであります。

第2条で、地方債の補正を計上しておりますが、これは7ページの第2表、地方債補正で示しのとおり、地方債を追加及び変更するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、15ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節18負担金補助及び交付金1,430万円の補正につきましては、特別定額給付金の支給対象人数の増加に伴う補助金を計上するものであります。

同じく、目11共生協働推進費、節18負担金補助及び交付金250万円の補正につきましては、コミュニティ助成事業の決定に伴う高野原自治公民館に対する補助金を計上するものであります。

同じく、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料829万4千円の補正につきましては、法改正に伴い、国外転出後も引き続きマイナンバーカードを使用可能にするために必要な住民基本台帳システム等の改修に係る委託料を計上するものであります。

款3民生費、項2児童福祉費、目4児童福祉施設費、節18負担金補助及び交付金6,098万5千円の補正につきましては、保育所等整備交付金事業及び認定こども園施設整備交付金事業に伴う、たいせいこども園及びうおみこども園への補助金を計上するものであります。

16ページを御覧ください。

同じく、項3生活保護費、目1生活保護総務費、節18負担金補助及び交付金455万1千円の補正につきましては、住居確保給付金の支給対象が拡大されたことに伴い、今後見込まれる補助金を計上するものであります。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節10需用費4万1千円及び節12委託料392万1千円の合計396万2千円の補正につきましては、ロタウイルスワクチンの定期予防接種化に伴い、委託料等を計上するものであります。

款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費、節1報酬79万円から節8旅費6万4千円までの合計92万7千円の補正につきましては、基盤整備事業換地処分事務等の実施に伴い、会計年度任用職員を雇用するための報酬等を計上するものであります。

同じく、目3農業振興費、節3職員手当等4万1千円から節13使用料及び賃借料8万6千円までの合計56万3千円の補正につきましては、人・農地問題解決加速化支援事業補助金の内報に伴う通信運搬費等を計上するものであります。

17ページを御覧ください。

同じく、節18負担金補助及び交付金706万5千円のうち181万5千円の補正につきましては、観葉植物産業の活性化のための観葉のまち指宿事業の実施に係る負担金等を計上するもので

あります。

同じく、節18負担金補助及び交付金706万5千円のうち525万円の補正につきましては、需要が落ち込む農産品の下支えのため、いぶすき農産物PR緊急支援事業の実施に係る負担金を計上するものであります。

同じく、目5畜産業費、節18負担金補助及び交付金720万円の補正につきましては、肉用肥育牛素牛導入費支援事業に伴う補助金を計上するものであります。

同じく、目6農地費、節18負担金補助及び交付金116万円の補正につきましては、県が実施する農業水路等長寿命化防災減災事業の水管理システム更新事業の増加に伴う負担金を計上するものであります。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費、節14工事請負費6,454万8千円の補正につきましては、橋梁長寿命化修繕事業等に係る社会資本整備総合交付金の決定に伴う工事請負費を計上するものであります。

款8消防費、項1消防費、目3消防施設費、節12委託料50万円及び節14工事請負費2,700万円の合計2,750万円の補正につきましては、消防防災施設整備補助金の決定に伴う耐震性貯水槽の設置に係る工事請負費等を計上するものであります。

18ページを御覧ください。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節14工事請負費104万円及び節17備品購入費41万円の合計145万円の補正につきましては、川尻小学校の複式学級編成に伴う黒板設置等に係る工事請負費等を計上するものであります。

同じく、項6社会教育費、目2公民館費、節10需用費330万円の補正につきましては、池田校区公民館講堂の空調機不具合に伴う修繕料を計上するものであります。

同じく、項7保健体育費、目3学校給食センター費、節18負担金補助及び交付金269万9千円の補正につきましては、学校臨時休業対策費補助金の内示に伴う補助金を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款15国庫支出金の合計1億2,487万8千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金及び交付金であります。

款16県支出金56万3千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金であります。

14ページを御覧ください。

款19繰入金1,166万1千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの繰入金であります。

款21諸収入250万2千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの助成金等であります。

款22市債7,140万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの市債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の53ページを御覧ください。

議案第53号、指宿市税条例の一部改正について、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、54ページを御覧ください。

まず、第1条の指宿市税条例の一部改正についてであります。

第24条第1項及び第34条の2は、個人市民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦寡夫控除の見直しに伴い、非課税措置及び所得控除について、ひとり親を追加するものであります。

令和3年度以降の各年度の非課税措置について、寡夫を対象から除き、婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一つにする子を有する単身者をひとり親とし、ひとり親控除額としましては30万円の控除額を適用するものであります。

第36条の2第1項は、個人市民税に関する申告書について、寡夫控除額に関する事項の記載を不要とし、ひとり親控除額に関する事項を記載するものであります。

第94条第2項は、たばこ税において、重量比例課税が適用されている1本当たり1g未満の軽量な葉巻たばこについて、本数課税方式へ見直すもので、同条第2項のただし書きとして、1本当たりの重量が0.7g未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するとしているものであります。

附則第3条の2は、延滞金の割合について、租税特別措置法の改正に伴う特例基準割合の名称等を見直すもので、納税の猶予等の適用を受けた場合の延滞金の割合は、納税の猶予等をした期間の猶予特例基準割合が年7.3%未満の場合には、その期間においてはその猶予特例基準割合とするものであります。

附則第17条及び第17条の2第3項は、個人市民税の課税の特例として、個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円、また、当該長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額を控除する特別控除が創設されたものであります。

次に、第2条の指宿市税条例の一部改正について、であります。

第19条、第48条及び第50条につきましては、法人市民税の申告納付等に係る引用条項の整理及び文言の整理を行うものであります。

第94条第2項は、たばこ税において、重量比例課税が適用されている1本当たり1g未満の軽量の葉巻たばこについて、本数課税方式への見直しが行われ、令和3年10月1日以降においては、1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこの本数の算定については、葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日等を規定しているところであります。

次は、提出議案の59ページを御覧ください。

議案第54号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、60ページを御覧ください。

附則第4条及び附則第5条について、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例として、租税特別措置法において低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されたことにより、特別控除後の所得金額を課税所得として適用するものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日を規定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の61ページを御覧ください。

議案第55号、指宿市立市民会館条例の一部改正について、であります。

本案は、山川庁舎が山川文化ホール内へ移転することにより、山川文化ホール会議室等の名称及び面積が変更になることから、使用料等の見直しを行うためにこの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、62ページを御覧ください。

山川文化ホール3階の部屋を会議室とし、第1会議室、第2会議室、第3会議室の1時間当たりの使用料をそれぞれ190円に、中会議室の1時間当たりの使用料を240円に定めようとするものであります。

なお、附則において、施行期日を山川庁舎移転と同日の令和2年7月27日とし、経過措置として、施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、従前の例によることとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時41分

再開 午後 0時41分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第52号～議案第56号（質疑，委員会付託）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第56号を除く4議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第56号については、各常任委員会の所管に従い、分割付託といたします。

いずれも休会中に審査を終了されますよう、お願いいたします。

△ 新たに受理した請願上程（委員会付託）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第24、新たに受理した請願を議題といたします。

新たに受理した請願1件については、お手元に配布の請願文書表のとおり、文教厚生委員会に付託いたします。

休会中に審査を終了されますよう、お願いいたします。

△ 散 会

○議長（木原繁昭） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 0時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 新 宮 領 實

議 員 前 原 五 男

# 第 2 回 定 例 会

令和 2 年 6 月 22 日

(第 2 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和2年6月22日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 一般質問
-

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
-

1. 出席議員

1 番 議 員	坂 元 茂 教	2 番 議 員	東 勝 義
3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
5 番 議 員	前 原 五 男	6 番 議 員	山 本 敏 勝
7 番 議 員	齋 藤 佳 代	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	東 伸 行	10 番 議 員	井 元 伸 明
11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 ちよ子
17 番 議 員	下川床 泉	18 番 議 員	新川床 金 春
19 番 議 員	福 永 徳 郎	21 番 議 員	木 原 繁 昭

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	教 育 長	吉 元 鈴 代
総 務 部 長	中 村 孝	市民生活部長	鶴 本 八 郎
健康福祉部長	西 浩 孝	産業振興部長	大 迫 格 史
農 政 部 長	田之上 辰 浩	建 設 部 長	山 崎 一 磨
教 育 部 長	鶴 窪 誠 作	水道事業部長	園 田 猛 志

山川支所長	前 菌 佳 生	開聞支所長	今 村 将 吾
総務部参与	下吹越 寿	総務部参与	谷 口 澄 子
建設部参与	萩 定 治	総務課長	野 元 伸 浩
危機管理課長	山 下 秀 一	財政課長	東 忠 孝
税務課長	坂 元 一 博	健康増進課長	廣 森 政 宏
商工水産課長	上 田 和 成	観光課長	上川床 聡
農産技術課長	富 永 敏 尚	建築課長	山 田 昭 浩
教育総務課長	鮎 川 富 男	学校整備室長	中 島 裕 一
歴史文化課長	中 摩 浩太郎		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	川 路 潔	次長兼議事係長	木 下 英 城
主幹兼調査管理係長	平 畑 卓 哉	議事係主査	古 川 浩 仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま、御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、山本敏勝議員及び齋藤佳代議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

まず、恒吉太吾議員。

○8番議員（恒吉太吾） 皆さん、おはようございます。8番、恒吉太吾です。世界中に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症、終息にはまだまだ程遠い状況であります。本市においても、基幹産業である観光業、宿泊業をはじめ、様々な産業や広く市民の生活全般にまで大きな影響が出ている状況です。一刻も早い終息を願うとともに、市民の安心・安全をしっかりと守るためにも、更に踏み込んだ対策や支援を願っています。

今回は、中・長期的な視点に立った観光振興策についてお聞きしたいと思います。本市の基幹産業である観光業、宿泊業に新型コロナウイルス感染症が大きく影響を及ぼし、危機的状況の中にあります。この状況に対してどのように向き合い、取り組んでいくのか。新しく設立された一般社団法人いぶすき観光デザインの役割、市の役割を中心としてお聞きしたいと思います。

いぶすき観光デザインは、日本版DMOから名称変更、登録基準を厳格化した登録DMO観光地域づくり法人を目指し、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人組織と定義されています。その目的は、観光で地域が稼げる仕組みづくりや、オーバーツーリズム対策を含めた環境整備をすることによって、地域経済を持続的に成長させ、活性化させることであり、農林水産業、商工業、文化、環境等の幅広い分野と連携し、地域の総合政策として取り組む必要があります。このような点を踏まえて、一般社団法人いぶすき観光デザインがなぜ指宿にとって必要なのか、その求められる背景にある地域課題や社会問題とは何なのか、そして、いぶすき観光デザインがこれから果たすべき役割をどう捉えているのか、お聞きしたいと思います。併せ

て、本市の財源についてお聞きいたします。負担金、補助金等の交付については、本市において規則が定められていることと思います。そして、いぶすき観光デザインに対しても負担金が支出されています。本年度予算において、負担金、補助金等の占める割合、その額は、過去3年と比較してどのような傾向にあるのかお聞きし、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） いぶすき観光デザイン、この組織がなぜ必要なのかという御質問をいただきました。いぶすき観光デザインが指宿にとってどのような役割を果たさなければならないのか、つまり、現在、日本国内において、子供たちが少なくなり、年を重ねた、いわゆる高齢者人口、それが増え、そして、その傾向というのは本市も同じようであります。また、今日の観光動向を見てみますときに、旅行の仕方、つまり、形態も大きく変わりつつあります。かつて団体旅行が中心でありましたけれども、旅行も個人へと変わってまいりました。そして、旅行に求めるものも大きく変わってきているのが現実であります。こうした環境変化の中で、本市において地域を元気にする、つまり、活性化を進めていくためには、砂むし温泉や唐船峡そうめん流し、菜の花マラソンなどのイベントで見られるような地域のおもてなし、つまり、ホスピタリティなど、本市の唯一無二の魅力を再発見し、磨き、明確なコンセプトとともに打ち出し、観光客を呼び込み、そして、指宿ファンを増やし、外貨を稼いでいくといった仕組みが、アフターコロナ、現実においてはつくり上げる必要があると思っています。そうして、この観光デザインにつきましては、令和2年1月24日に一般社団法人として設立されたところであります。

財政的なことにつきましては、担当部長が答弁をいたします。

○産業振興部長（大迫格史） 果たすべき役割について、お答えいたします。地域自らが観光客の声やニーズなどの情報収集を行い、客観的データに基づく地域独自の商品を開発し、集客へと結び付けていくためには、従来の枠組みを越え、宿泊業や農業、漁業といった本市の基盤産業をはじめとする、あらゆる産業間の連携を促しコーディネートしてくれる、地域経済の舵取り役の存在が不可欠であります。しかしながら、今日の行政主導による観光施策の展開にあっては、職員の人事異動により、専門性やノウハウ、人脈等の継承・蓄積や、また、行政の単年度予算主義における中・長期的な戦略の策定やプロモーションの展開、その効果検証に限界がありますので、いぶすき観光デザインが、より民間的視点で行政と産業、地域をコーディネートし、地域の合意形成を図りながら、データの収集・分析を行い、地域に根差した明確なコンセプトに基づく観光戦略の策定、一元化された情報発信やプロモーションを展開することになります。

○総務部長（中村孝） 私の方からは、負担金、補助金等の一般会計予算に占める割合はどうなっているかでございます。令和2年度当初予算に計上しております負担金補助及び交付金の合計は41億8,865万3千円で、予算総額に占める割合は15%となっております。過去3年間に於ける負担金補助及び交付金の計上額、構成比につきましては、当初予算計上額になります。

が、令和元年度が42億3,176万5千円で16.8%、平成30年度が35億3,517万8千円で14.2%、平成29年度が36億8,149万5千円で14.8%となっております。過去3年間の推移を見ますと、令和元年度から下水道事業が特別会計から企業会計へ移行したことに伴い、繰出金の一部が負担金補助金へ変わったため、約3億円増加しております。その他、令和元年度から国民体育大会の負担金が増加しており、令和2年度当初予算では約2億1,800万円の負担金を計上しているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） まず、いぶすき観光デザインの組織体制についてお聞きしたいと思います。現在、トップである理事長、そして、この組織で一番大切と思われる専務理事ですね、こちら、お2人がまだ不在なのではないかと思いますが、このコロナ禍の中で、緊急事態の中で、トップが不在、戦略目標、何も決められない状況ではないかと思いますが、組織はしっかりと機能しているのでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 理事長につきましては、法人設立の1月24日、設立時理事長が登記されており、以降、その任に就いております。専務理事は不在となっておりますが、業務執行役員が配置されておりますので、一般社団法人としての運営上は問題ないとお聞きしております。

○8番議員（恒吉太吾） 登記上は問題ないとしても、この組織の目的の戦略であったり、そういうところに問題は起こってないですか。

○産業振興部長（大迫格史） いぶすき観光デザインが定款にある目的を達成し、持続可能な観光地づくりを推進していく上で、DMO登録を目指しておりますので、その登録要件を満たすためには、マーケティングや戦略策定に秀でた専門人材を専務理事として配置する必要があります。しかしながら、これまで、国内外の企業と交渉を重ねてきてはいるようですが、なかなか調整がつかず、また、公募も実施したようですが、いぶすき観光デザインが求める人材に至らないとの判断により、採用を断念しているようであります。データ収集・分析、マーケティング等を担う専務理事の人選につきましては、DMO設立検討会において、外部人材を起用したいという意向がありましたので、引き続き、調整をしていくこととなります。

○8番議員（恒吉太吾） 是非、専務理事ですね、しっかりと選んでいただきたいと思います。職員の派遣についてお聞きしたいと思います。指宿市版DMOの導入を動機としまして、今もありましたが、本市を取り巻く課題として、人事異動による弊害、こういったものが挙げられています。これまで観光課や観光協会ですら課題解決することは困難であるため、そういったものがあるということですが、いぶすき観光デザインでは、人事異動による弊害というのは改善されますでしょうか。

○市長（豊留悦男） お尋ねのDMOの組織、それに対する人員派遣の件であります。やはり、観光というそのものが、観光協会を含めて、本市の行政組織の観光課の中で、様々な観光の

取組をやってまいりました。ところが、観光というものは、長期的な視点で、そして、地域を再生する戦略の中で観光というものを位置付けたいという、そういう思いもありました。御案内のように、農地民泊とか、それから、医療ツーリズムとか、グリーンツーリズムとか、旅行の形態が大きく変わりつつあります。その中で、職員が2年、3年でその戦略から退くという、そのことは避けなければならない。つまり、先ほど申し上げましたように、長期的な視点で地域を再生する、元気にするという視点が、これからは観光行政に必要だろうという、そういう目的のために、このDMOというのは立ち上げました。専務理事につきましても、内々、これまですばらしい方をお願いしようということで、国内外を問わずお願いをしてまいりました。やはり、この専務理事の役割、職員の役割というのは大変大きなものがあります。そういう意味で、残念ながら、まだ専務理事、選任されておりませんが、めどは立っているわけであります。つまり、どういう方かと申しますと、世界的に、また、国内的に様々な事業を展開し、専務理事として、この私たちのDMOの組織を動かしてくれる人、そういう方をお願いしておりますけれども、企業との関連がありますので、今しばらく、この猶予期間、専務理事としての猶予期間をいただきたいという、そういうことをいただいているわけであります。国内外と言いましたけれども、外、つまり外国、インバウンド対策も図っていかなければなりません。外国の方々を含めて、有名な方々、著名な方々、旅行に関する方々、輸出入、物産の交流、促進に関する方々、そういう方々を含めて、幅広くその人材を求めているところでありますので、私といたしましても、このDMOが果たす本市の観光再生というものについては、大いに期待をしているところであります。職員を派遣しておりますけれども、この職員が、観光のプロパーとして、専門的な観光を担うような人材に育て、本市の観光を盛り上げていただきたいと、そういう思いもあるところでもございます。

○8番議員（恒吉太吾） はい、ありがとうございます。今、観光課の職員がプロパーになるという発言があったのがありましたが、そのとおりで間違いなかったのでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 観光課の職員は派遣されておまして、プロパーにつきましては、現在、臨時職員で勤務されている方々を育成した上で、プロパーにするというふうに聞いております。

○8番議員（恒吉太吾） 3月定例会においてもですね、指宿市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例が原案可決されました。この条例はですね、平成12年、法律第50号、この中の条項並びに規定に基づいて、公益的法人等への職員の派遣等に関し、必要な事項を定めております。この50号の中で、職員派遣の期間について、3年を超えることができないとあります。本市の条例もですね、これに該当するのではないかと考えております。今現在、4名の職員が派遣されていると思いますが、今、いろいろと説明を受けたんですが、3年の中で果たして本当にノウハウの蓄積ができるのか。今までの弊害がですね、

本当に改善できるのだろうかというふうに思っております。今、プロパー育成の話、出ましたが、やはりこの人たちにしっかりと頑張ってもらって、いぶすき観光デザインを支えていただきたい、そういったふうに思います。まずは大事な人材育成、これに取り組んでいただきたいと思いますが、この前、公文書の開示請求をしまして、その積算によりますと、そのプロパー、3人想定されております。30歳想定で給料が3人で564万円、1人が188万、法定福利費などは含まずにですが、単純に計算すればですね、1か月当たり給料が15万6千円。これで本当にですね、優秀な人材が育つのでしょうか。育てる気があるのでしょうか。優秀なですね、人材を育成する、来てもらうためには、それ相応のコストが当然かかってまいります。臨時総会の資料もいただいておりますが、これを見ると専務理事、CFOにはですね、市の給与条例というのが準用しております。なぜ市のこの給与条例をですね、準用しなければならないのかというのが、私、ちょっと甚だ疑問な点でもあるんですが、まずはですね、プロパー、これがこれからいぶすき観光デザインをつくっていくためにどうしても必要な人たちでございます。それでありながら、給料は30歳想定で15万6千円、このまちを盛り上げたい、良くしたい、そういった思いがありながらも、熱意だけではどうしてもできない部分がありますし、定着も難しくなってくるのではないかと思います。専務理事、とても素晴らしい人がこれから来ていただけるという期待をしておりますが、その人だけではどうしてもカバーできないところ、出てまいりますので、しっかりとこのプロパーですね、育成していただきたいと思います。プロパーに求められる役割として、まず、マーケティングリサーチ、プロダクトディベロップメント、そして、マーケティングコミュニケーション、この三つがあると思います。まず調査する。このまちが稼げるような商品、そういったものを開発して、そっちにどんどん売り出していく。こういったですね、人間がいなければ、人材がいなければ、いぶすき観光デザインっていうのは、必要性に疑問を持たざるを得ない状況になってくると思いますので、しっかりとですね、このプロパーの育成には努めていただきたいと思います。

運営のための資金についてお聞きします。指宿市から負担金が支出されています。負担金とした根拠は何でしょうか。今回の負担金支出に限らず、地方公共団体歳入歳出科目解説によりますと、補助金であれば、その交付要件は公益上の必要性、今回は負担金ですので、特別の利益を受けることに対して支出されます。本市においてのこの特別の利益を受ける場合とはどのような解釈、判断により決定されたのでしょうか。

○総務部長（中村孝） まず、DMOへ負担金とした根拠でございますけれども、負担金については、特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部、又は一部の金額を支出する場合に、その名目で支出しているところがございます。補助金については、特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に、対価なくして支出するものとなっている

ところでございます。DMOの負担金における当該事業からの特別の利益を受けるというものについてでございますけれども、いぶすき観光デザインの定款の第3条及び第4条に、目的と事業として次のことが記載をされているところでございます。目的としまして、第3条では、この法人は関係団体と連携し、指宿市において新たな戦略に基づいた観光、商工業、農水産業等の産業全般の振興を図り、持続可能な観光地づくりを推進し、もって指宿市の地域経済の振興に寄与することを目的とするということで、第4条で事業として11項目を挙げておりますけれども、観光等に関するデータの収集及び分析であるとか、農業、漁業等の体験ツアーなど観光商品の企画、開発、販売、それと観光関連事業者、その他関係団体との連携というようなもので11項目挙げているところでございます。国はDMOについては、観光地づくりの舵取り役としており、公共性が高いと認識しているということでございます。また、いぶすき観光デザインの定款に掲げる目的・事業は、本市の地域振興の発展に寄与するものでございます。本市としましては、いぶすき観光デザインが掲げる事業に負担金を支出し、その目的が達成されることで、特別の利益を受けることができるという形で考えているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 仮の話で、達成されれば特別の利益を受けるという認識でよろしいですよ。確認になります。

○総務部長（中村孝） 本市としましては、達成できると思っております、そのようにしてもらいたいという形で支出をするということでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 是非、そのように願いたいと思います。一定の金額を超える負担金について、少なくともですね、補助金と同様の手続きをとるべきではないかというふうに思っております。負担金を補助金規則の対象に含めている自治体もありますが、本市はそうにできないでしょうか。また、負担金ではどうしてもその支出が長期化、固定化する傾向があります。補助金に変更し、内容見直しなど毎年厳しくチェックするべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。負担金でも同様にそういう厳しいチェックって行えるのかどうか含めて、教えてください。

○総務部長（中村孝） 本市におきましては、補助金、負担金、交付金については、指宿市補助金等適正化に関する条例がございます。その中で、補助金等に関して、基本的な原則、評価、見直し等を行っているところでございます。負担金につきましては、次年度の予算要求、ヒアリング時において、交付団体が目的に沿った執行が行われているのか、執行残等による過大な繰越しがないのかなどを判断して、次年度の負担金等を計上することとしております。補助金、負担金の見直しについて、先ほども言いましたけれども、補助金として見直すべきではないかということでございますけれども、先ほども言いました、補助金や負担金の見直しにつきましては、当初予算編成時に予算要求担当課から予算の積算や決算状況等についてのヒアリングを行い、精査した上で予算措置をしております。なお、ヒアリングにつ

きましても、交付された団体が、目的に沿った執行を行っているのか、どのような成果があったのか、対象経費に交際費、慶弔費などが含まれていないかなど、執行残等による過大な繰越しが無いかなどを聞き取りをしているところでございます。また、支出につきましても、被補助団体等の監査資料として監査に提出される審査等も実施されておりますので、それらを踏まえてヒアリング等を行っているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 先ほど総務部長の方から、達成されれば特別の利益を受けるとありますが、交付の効果、これはどのように検証されていくのでしょうか。効果がないと判断されれば廃止、効果が低いと判断されれば負担金の減額、又は効果を高めるための要請とか提案ができるのでしょうか。補助金のようにですね、負担金にも、是非、終期設定、こういったものを設けてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。またですね、今、大変厳しいコロナ禍において、これから税収の大幅な減、これが予想されます。今も苦しんでいる市民がたくさんいる中で、行政はこれからも、いぶすき観光デザインに対して、多額の負担金を出し続けることができるのでしょうか。財政的にも、市民の理解といった両方の観点から聞きたいと思います。来年度以降の支出に関してはどう考えていらっしゃるのか、効果判断、終期設定、市民の理解、併せてお願いします。

○産業振興部長（大迫格史） 負担金の交付効果の検証は、ということですが、いぶすき観光デザインが実施した取組は、同社の社員総会の場合等で、市や観光、商工団体等の地域内関係者に対し、事業の実績及び効果検証を提示されるものと認識しております。市といたしましても、いぶすき観光デザインの社員でありますので、総会等や事業完了時点など、然るべきタイミングで検証することになります。

来年度以降のその予算についてでございますが、来年度以降の予算につきましては、市の観光課の方にいぶすき観光デザインから積算したものが提示されますので、それをしっかり確認しまして、市観光課から3月の議会等に計上させていただくということになるかと思っております。

（発言する者あり）

○総務部長（中村孝） 補助金等の部分については、先ほども言いましたけれども、指宿市補助金等の適正化に関する条例というのがございまして、その中で、補助金、負担金もですけども、公益性、必要性、有効性の基本原則に基づいたものでないと考えております。そして、評価、見直しということで、補助金ごとに別に定める評価基準に基づいた評価ということで、補助金等の評価基準というものがございまして、その中で、公益性、必要性、有効性等のですね、評価の視点でチェックをしていきます。その部分につきましては、毎年、当初予算のヒアリング等で行っておりますので、その評価も踏まえながら、来年度の当初予算に反映をしていくということでございます。市民の理解につきましても、その当初予算編成の中で、今年の編成方針というのがありますので、そのものについては反映を

できるようにしていきたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 我々も、市民もですね、この1年間の動き、しっかりとチェックさせていただきますので、それに見合った、是非、予算編成をしていただきたいと思います。

今回のコロナ禍の中で、観光地域づくりのために果たすべき役割について、再度お聞きしたいと思います。3月定例会において、いぶすき観光デザインへの負担金3,200万円、内訳は、クーポン付き宿泊事業が1,000万円、宿泊減緊急対策事業2,200万円が議決されましたが、その後、4月20日に事業の延期報告がありました。延期の報告から約2か月経過しました。この事業は、現在、どのような状況になっていますか。併せて、いぶすき観光デザインにこの事業を委託した経緯、再度教えてください。

○産業振興部長（大迫格史） まず、3,200万円の事業をいぶすき観光デザインに委託した経緯から申し上げます。いぶすき観光デザインの趣旨に、観光等に関する宣伝及び観光客受入体制の推進、観光関連事業者、その他関係団体等との連携などがあります。指宿市版DMO検討会と第1回臨時総会において、新型コロナウイルス感染症対策として緊急性のある事業として提案されたものでございまして、市としても事業効果が認められると判断したことから、負担金を支出したものでございます。

続きまして、その事業をどうなっているかということでございますが、国や県の観光需要喚起を図る施策の内容を考慮しながら、観光関係者等と引き続き実施内容や時期について検討を重ねてまいると聞いております。なお、一部の宿泊施設からは、国や県の施策が終了したあとが望ましいのではないかとの意見もいただいているようでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 多くの自治体がですね、他県からまだお客様を呼べない中で、自宅から30分、若しくは1時間から2時間っていう所、大体車で移動されるマイクロツーリズムという新しい旅行形態が始まっております。鹿児島県もディスカバー鹿児島キャンペーン、今、受付を開始、1人最大1万円の宿泊補助、あと、タクシーの助成っていうものを始めております。宿泊期間が6月20日から7月19日までとなっておりますが、本市もですね、その宿泊対象地域となっておりますが、指宿と言えば、まず皆さんが連想するのは砂むし温泉でないかなというふうに思っておりますが、これを目当てに、このディスカバー鹿児島キャンペーンを使って来るお客様も予想されておったんですが、このキャンペーン中に砂楽の配電盤工事が行われるとのことで、臨時休業になるとの報告がありました。休業期間はいつからいつまでになりますでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 6月29日から7月20日までとなっております。

○8番議員（恒吉太吾） このキャンペーンにピンポイントでぶち込まれた工事なんですよ。すいません、言い方が。このキャンペーンっていうのは、これからの指宿のリスタート、観光が再開する中でとても大きな意味を持つキャンペーンではなかったかなと思っております。来ていただいた方に指宿を楽しんでもらいたい。また、その様子をSNSで発信するこ

とによってPRしてほしい。これはですね、この回復への準備期において、県内だけではなく、県外、情報発信をするチャンスだというふうに思っておりました。さらにはですね、誘客の回復においては、インバウンドに向けて、更に指宿を発信することにつながるのではないかといいふうにとっても期待しておったわけですが、キャンペーンが発表される前からこの工事が行われるというのは理解しております。ただ、工事とキャンペーンが重なり、砂楽の利用が全くできない。であるならばですね、砂むしがないんだったら、もうこのクーポンを使って指宿は選択されないんじゃないかな、来ないんじゃないかなというふうに思っておりますが、エリアごとの宿泊助成のクーポンの数っていうのも、1日1千枚ですかね、鹿児島、指宿、霧島、1万枚なのか、その中でですね、指宿が来れないんだったら、鹿児島、霧島にお客さんて流れてしまうんじゃないかなというふうに危惧しております。もちろん、先に工事決まっていたのはあるんですが、この工事期間の変更ができなかったものなのか。または工事の短縮ってのはできないんでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 砂むし会館砂楽の空調機は、平成8年のオープン時から使用しております。塩害と経年劣化による故障や能力の低下が著しいことから、今年度の当初予算において改修工事を実施することとさせていただきました。現状では、熱中症の心配もあり、夏場を乗り切るのは難しいと判断いたしましたので、本格的な夏場を迎える前に最短のスケジュールで工事を行うこととし、今年度の最速のスケジュールで入札を行ったところでございます。また、工期につきましては、事業担当課や業者とも協議を行いましたが、受注生産の機器もあることから、最短、最速でこのようなスケジュールとなっております。なお、工事をする中において、極力、もっと短くできないかということで、業者とまた協議をしたいというふうに考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 是非ですね、この期間、どんぴしゃですので、少しでも工期短縮、事業の皆さんも迷惑はかけると思いますが、是非取り組んでいただきたいと思えます。

この工事によってですね、この影響、休業になるとは思うんですが、これによってどれぐらい宿泊減、そういったものが予想されるんでしょうか。あまり影響はないというふうにお考えでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 市の方でその影響についてまでは積算はしておりませんが、先日、観光課と観光施設管理課の方で、市内のオーナーの方々に工事のことを説明したときに、市内のホテルには独自に砂むしを持っているホテルがございますので、その方々が融通をさせていただいて、自分のところで使っているよという形で取り組まれるという話も聞いているところですので、そういったことで、ある程度はちょっと減るかもしれませんが、そこまではないのかなと思っているところです。

○8番議員（恒吉太吾） この件に関しては、キャンペーン終了後にですね、宿泊助成のクーポンがどういったところで使われたのか、例えば、霧島との比較、鹿児島との比較で、是非数

値を表していただきたいと思います。

今、ありましたように休業期間、これから始まりますが、これからですね、砂楽としても全力を傾けて、もう1回、コロナ対策を検討していくことだと、今もされていますが、これからもされていくことだと思っております。砂楽での業務管理に関して、新型コロナウイルス感染症への利用者、事業者、従業員への衛生管理や安全基準策定、対策等はどうなっているでしょうか。併せて、今、ソーシャルディスタンスであったり、接触機会を減らすためにもですね、私以前から、もう何回と提案しているんですが、順番待ちアプリ、もういい加減、いい加減という言い方いけないです、いよいよ導入していただけない時期じゃないのかなと思っております。もうこの期間を逃せばですね、もうこれからもずっとこの順番待ちアプリは、砂楽において導入されないんじゃないかと思っておりますので、この検討をされているのかどうか、お聞きしたいと思います。導入できないでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） まず、アプリの活用についてからでございます。平成30年度のゴールデンウィークから整理券を配布する際に、QRコード付きのパフレット等を配布し、QRコードをスマートフォンで読み込むと、砂むし会館砂楽のホームページの待ち時間情報ページで、現在の呼び出し番号を確認できるシステムを導入しております。しかしながら、新しい生活様式ということもございますので、現在、砂むし会館砂楽の方でどのようなアプリがあるか検討していると聞いているところでございます。

それから、コロナ対策ではございますが、コロナにつきましては、脱衣所の空間を二つおきにするとか、一つおきにするとかいう形で、3密対策をとっておりますし、また、砂浴場につきましては、フェイスガードを砂かけの方々がすると、また、マスクは当然ですが、そういった形で対策をとっていると聞いております。

○8番議員（恒吉太吾） いろいろと対策はとっていただいておりますが、一つ、観光客の方から、昨日もちよっとお話をさせていただいて聞いたのが、砂楽が現在、写真が撮影できない、砂むしの方ですね。一部の利用者がそういった声を聞いておるんですが、やはりそういったところ、撮りたいから入りたいとか、来ている方も多と思うんですが、その写真が撮れないっていうことに対してどのような対策とか、対応がこれから考えられるのでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 今、おっしゃられるようにですね、砂浴場にはカメラを持ち込むことを禁止をお願いしているところでございます。この理由につきましては、最初、友人同士で来られて、友人同士で撮影しているからと言われて入ったものの、やはり職員にお願いをするというケースがございまして、ウイルス対策もあり断っているという現状でございます。今度、その休館になりますので、その中でですね、もっとより良い対策がないか検討していきたいというふうに考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 是非ですね、来ていただいたお客様に情報発信していただきたいとい

うことがありますので、この休業期間中にしっかりと対策、検討を重ねていただきたいと思
います。

この休業期間中にですね、できること、他にもまだまだたくさんあるのではないかと思っ
ております。もちろん、砂楽本体の環境整備、当然のことではあるんですが、この機会に周
辺整備も同時に行えないでしょうか。例えばですね、砂楽周辺のプロムナード、遊歩道の整
備があります。その中で、まずボードウォーク、特に吟松さんの前を中心として、激しい損
傷劣化が見られておってですね、歩くに危険な場所も数か所ございます。劣化が進んで歩く
のが大変危険な状態があるわけですが、安全にですね、来たときに砂楽周辺を散策してもら
うためにも、しっかりと安全対策、補修ができないかというのがまず1点です。そして
ですね、護岸を守っている、直立護岸の壁面石張り、円弧状のパラペットがありますが、大
変汚染が目立っております。今あったように、写真が砂むしの中で撮れないのであれば、錦
江湾をバックとして皆さん写真を撮られるときに、円弧状のパラペットが汚れていけば、ち
よっと見栄えが悪いものになってまいります。この期間中、工事期間中にですね、まずボー
ドウォークの補修、そして、円弧状パラペットの清掃、この両点ができないか、又は既に予
定されているかどうかお聞きしたいと思います。

○産業振興部長（大迫格史） ボードウォークの材木につきましては、非常に特殊な材木となっ
ておりまして、現在、納入できないか調査をしているところでございます。納入でき次第、
工事をしたいというふうに考えております。

あと、その砂楽の休業期間中につきましてですが、例えば、駐車場のライン引きであったり、
看板の清掃だつたりを予定しておりますので、その中で、今、御指摘のものについても
取り組んでいきたいと思っております。

○建設部長（山崎一磨） 議員御指摘の円弧状の護岸の黒くくすんだのを言われているかと思っ
ております。この件につきましては、確か、3年か4年ほど前だったと思いますが、建設業組
合の皆様方がボランティアで、高圧洗浄で洗浄していただいた経緯もございます。日々の
雨、波、潮の関係で黒くくすんでいるというふうに考えております。すぐすぐできるという
話ではございませんが、砂楽の休業期間中に入ります。その件につきまして、また、関係各
機関と検討させていただいて、できるものなら洗浄という形で進めていけたらいいかなとい
うふうに考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 是非、皆さんのお力を借りながら、取り組んでいただいて、新しくき
れいになったところで、また、観光客の皆さんをお迎えしたいと思っております。

いぶすき観光デザインの方に戻りまして、再度、質問させていただきます。今ありまし
た、3,200万円を支出したということなんですが、先ほどあったように、この事業自体が延
期されておって、私ども議会にあった説明の緊急性、そういったものの前提がもう崩れてい
るんじゃないかというふうに思っております。元々市民向けに提案されたキャンペーンでご

ございましたが、もう既に、先ほど申しました、ディスカバー鹿児島キャンペーンという形で、指宿市内から、今度は鹿児島県内というふうにステージの方は移っております。そしてですね、6月19日からは、県をまたぐ移動制限も解除され、これから県外客もターゲットとしてその先に見えてきております。であるならば、元々この市内向けに、市内の方を対象としたこのキャンペーン、緊急対策事業というのは既に意味をなさないんじゃないかなというふうに思っております。ステージフェーズが市内から県内、そして、県外、そういったところになっているからです。今回はですね、この3,200万の事業、一から見直すべきではないかと思っておりますので、一度、3,200万、市の方に戻していただいて、新たに今必要な対策事業、緊急に必要な対策事業について行うべきではないかというふうに思っております。3月の時点の説明とは大幅に今の時期、状況が変わっておりますので、もしこの3,200万、そのまま使うというのであれば、何ら説明も了解もなく使うことができるのかというところも併せてお答えください。

○市長（豊留悦男） DMO含めた観光戦略だろうと思います。実は専決していただいた予算についても、一番効果的な時期に市民を対象にして、指宿の観光業を盛り上げようという、そういう趣旨でこの予算は組み、DMOと一緒にやろうという考え方でありまして。ところが、市内のホテル関係が6月30日まで休館するとか、7月30日まで休館するとか、それぞれのホテルの立場がありまして、この事業というのは、しばらくおいておく必要があるだろう、その方が予算の効率的な執行が図れるだろうという思いで、今に至っております。私も、どこの基礎自治体、国より先駆けてこの事業はやりました。ところが、県、国、いろいろな事業を実施するに当たり、やはり、今後コロナというのはいつ終息するのか、2波、3波がいつ来るのか、つまり、指宿の観光にとって一番厳しい時代にやるべきだということで、未だに執行しておりません。DMOもそういう意味で、様々な調査をしております。単なるDMOと言いますけれども、この設立には高い高い認定の壁があったわけでありまして。DMOというのは、国が認定をしないと、国の所管官庁との調整が図れないとやれないのは、このDMOの組織でした。やはり、私たちはこのコロナと、そして、コロナ後の観光をどうするのか、これからは観光だけじゃなくて、農業や漁業、様々な商品の販売等を含めて、このDMOというのを活用すべきだと思って組織をいたしました。砂むしの問題も、私も当初は関係課から、6月のこの時期に改修をするという報告がありましたので、それは何とかできないのかと、何とかできないかというのは、観光に影響がないようにできないかという指示をいたしました。しかし、御案内のように、梅雨時期であります。例年、この時期は観光客は極めて少なくなる時期でもあります。時期としては、あるホテルが7月30日まで休館というようなこともあったりして、そのめどが立ちませんでしたので、この時期だったら砂むし会館の改修もやむを得ないという、そういう判断をして、やるようにという指示をしたところであります。今回、DMOについて幾つか指摘を受けました。DMOのこの社

が、会社と言いますけれども、それが立ち上げるときに、私はこのような挨拶をしました。お金を稼ぐところがDMOだよ。当初の給与というものについては、低いかもしれないけれども、儲かれば儲かるだけ、皆さんは給与が上がる可能性がある。だから、自分のためでもあり、地域のためでもあるので、みんなで頑張って財政の厳しいこの状況乗り越えるために、商売をして儲かりましょうという、そういう挨拶をしたところでもあります。その成果が一部出ている、その現実もあるところでもあります。やはり、このDMOというのは、今後の新たな観光のためには、私たちが一緒になって育てていく必要がある、ということです、是非ここにいらっしゃる議員の皆様も、その趣旨を理解して、応援をして、そして、観光客が増える、ふるさと納税がこのDMOが設立したおかげで増えるとか、そういういい見方、つまり、いい見方というのは、1人の議員の先生方として応援もしていただければありがたいと思っていますところでもあります。先ほど職員を派遣してプロパーと申し上げました。まさしくそうであります。社員として派遣した以上は、公務員プラス観光の、いわゆる専門家として派遣されている以上は頑張っていたきたい、それが私の思いでもあります。このDMOというものについては、やはり、広域的な観光を含めて、広域的な総合観光、つまり農業、その他を含めて、医療ツーリズムを含めて、成功させるように頑張りたいと思っています。

○8番議員（恒吉太吾） 私、ちょっと理解不足な感じ、職員がプロパーっていうところだけ、ちょっと理解ができないんですが、市長のお気持ちはですね、よく分かるところでありました。

これだけ、いぶすき観光デザインに対して力を入れていくってことであればですね、本市の観光課はこれからどうなっていくんだろうってことも考えてしまいます。観光誘致費をはじめですね、様々な事業がこのいぶすき観光デザインに移管されていくと思いますが、これからも年度途中でもいろいろと事業が移管される予定ではないかと思うんですが、今後、多くの事業がなくなった観光課、これからですね、このまちの観光にどのように携わっていくのか、担っていくのか。これから観光課、いぶすき観光デザインがあれば、もうなくなってしまうのかなっていうふうにはちょっと危惧しておるんですが、いぶすき観光デザインにですね、ほとんどの事業を任せるのであれば、今の組織体制の見直し、縮小や人員の削減、また、商工水産課の一体化といった組織の再編もこれから検討されるのでしょうか。これからですね、いぶすき観光デザインが指宿の観光だけでなくまちづくり全般を行って行く中で、観光課がこれまでと同様に存続する理由、どこにあるんでしょうか。役割としてこれから何を担っていくのか、お願いいたします。

○産業振興部長（大迫格史） 観光課の担っている業務につきましてですが、現在、池田湖整備やかいもん荘跡地など、観光地における施設整備事業を行っております。また、併せて各種のイベント業務、マラソン、マーチなどあります。それと、人材を媒介としたPRとして、

観光大使や国際観光推進員などの選定等の業務、自治体が加盟している協議会における事業の実施、ポスターやパンフレット作製事業など、幅広く業務を行っておりまして、いぶすき観光デザインとの連携した取組が欠かせないと思っているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 是非、これからも必要となる観光課であってほしいと思います。

旅館、ホテルなどの宿泊業ですね、こういったところ、コロナ禍において、もう通常と違う、これからの新しい接客も求められております。まずは安心・安全を最優先。そのためにですね、市として、新型コロナウイルス対応の感染防止策であったり、ガイドライン策定ができないでしょうか。また、指宿市内のホテルや旅館でクラスターが発生してしまえば、今まで以上に壊滅的な大打撃を受けてしまいます。宿泊施設だけではなくて、この指宿市全体として取り組むお考えがないか、お願いいたします。

○産業振興部長（大迫格史） 予防、発生時のガイドラインにつきましてですが、市では新型コロナウイルス対策本部が設置されていることから、ガイドラインにつきましては、コロナ対策室と協議しまして、観光課の方でホテル、旅館の皆様向けの指宿市用のガイドラインの原案を作成し、ホテルの皆様方に資料として提供させていただいております。各ホテル・旅館におかれましては、それぞれの施設の特徴に合った形で完成の上、活用していただければと思っております。また、その他の産業につきましても、大元の本部の方でガイドラインができておりますので、そういったものを情報提供させていただきたいと思っております。

○8番議員（恒吉太吾） はい、ありがとうございます。是非ですね、皆さんに周知していただいて、この指宿市全体で安心・安全を発信できるようにしていただきたいと思っております。

先ほどから申しておるんですが、今はいろんなものの再開に向けての準備をする時期、回復への準備期間だというふうに思っております。今はまだステイ鹿児島、そういった中でですね、行っていくことになると思いますが、何らかの制限がある中で、まずは県内の方々にこの指宿に来てもらう、お越しいただく。そして、その方たちに指宿は安全だ、安心だということですね、外に向けて発信していくことで、今後、県内、県外から、更にはもう一度インバウンドにつながっていくのではないかとこのように思っております。一方、感染リスクを抱えながら、この指宿に来ていただくことに、当然、市民は何らかの抵抗がまだあると思います。当然のことだと思います。そういった方にもですね、安心してもらえるような衛生管理、新型コロナウイルスの対策を市内全域ですることが、先ほどから申しておりますように、必要になってくると思っております。医療機関とも連携して、旅行業界とも連携し、ガイドラインの作成をしっかりと行ってですね、来ていただく方には旅行しても大丈夫、住んでいる方にも来ていただいても大丈夫と、観光客が旅行に来て大丈夫、旅行者と住んでいる皆さんが双方してですね、双方が安心して旅行ができることが、今後、早期需要の回復への近道であったり、地域全体の活性化につながるのではないかとこのように思っております。

す。感染防止対策の策定については、今、広く周知していただくようお願い申し上げましたが、そのためにですね、必要と思われる衛生管理等行うための、例えば、消耗品、備品購入、ホテルや旅館の館内とかで使う除菌アルコールや手指の消毒用アルコール、マスクやフェイスガード、アクリル板であったり、非接触型の体温計、そういった消耗品の購入であったり、備品購入の補助や支援が、今後、市として事業者に対してできないでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 現在、ホテル、旅館で発生を予防するための消耗品や備品調達等に必要な経費と、万が一そういった施設で新型コロナウイルス感染症が発生してしまった場合に、その施設を消毒したり清掃したりするために係る経費を補助するための仕組みづくりを検討しているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 検討していただいているってことなんですが、検討から、一步踏み込んで、是非、導入してほしいと思いますが、いかがでしょうか。再度お願いします。

○産業振興部長（大迫格史） 詳細につきましては、今議会中に予算を上程させていただきまして、その中で御説明させていただきたいと思っております。

○8番議員（恒吉太吾） 上程っていうことは、今議会、もう検討ではなくて導入に向けて進んでいるという認識でよろしいのでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 検討して上程させていただきたいと思っております。

○8番議員（恒吉太吾） 旅館や宿泊業に対しては、今、そういつて様々な補助というか支援をしていただけるような感じだと思うんですが、中小業者であったり、飲食業も同様に大変厳しい状況になっております。指宿市独自としてですね、中止になった事業であったり、先送りになった事業の予算を活用した緊急対策事業が、中小事業者であったり飲食業者に対して行えないでしょうか。県の休業要請、国の補助金に該当しない事業者への支援を考えております。同県の奄美市では事業所支援給付金として3月から5月、または、6月の売上が前年同月比20%から50%減少した事業者に対して、30万円を上限として支給する支援策を打ち出しております。他にも霧島市でも同様に行っておりますし、県内の他自治体において同様の支援策がですね、数多く行われております。本市においても売上が20%から50%減少し、国や県の支援の網から漏れている事業者っていうのがたくさんいらっしゃいます。そういった事業者に対して、20万円、30万円といった事業継続支援金の支給ができないでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 本市は商工業制度資金利子補給助成事業とプレミアム商品券事業を周辺市と比べていち早く実施することができました。その後も、休業等支援金や緊急経営安定化助成事業、飲食店向けのテイクアウト・デリバリー支援事業、グルメ券事業に取り組んでいるところでございます。今後につきましては、予後防疫に努めながら、事業者の負担軽減や地域経済の再活性化などを図っていく必要があると考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 様々な支援はしていただいているんですが、是非ですね、この事業継続支援、そのための支援であったり給付、そういったものをですね、このまちの大事な皆さ

んにとって、この20万、30万ってとても大きなお金ですので、是非こういったものを取り組んでもらえないか、考えがないか、市長、お答え願えないでしょうか。

○市長（豊留悦男） もちろん、市もですけれども、県や国も同じような事業を数多くしております。指宿市の事業として、どれが一番大切なのか、その事業をいつ頃打ったらいいのか、ということ等を、各部、意見を集約しながら、今後、やらなければならないとっております。同じ宿泊補助事業であっても、国や県と同じ内容の事業では、指宿にとってプラスにはならないだろう。指宿市の独自というのは、その内容が一つであります。つまり、今日、コロナ対策を含めて、観光、その他産業の振興を目的とした様々な補助事業というものも、今後、考えられるであろうと思います。市民又は各事業者の意見を聞きながら、そのときどきにどのような事業が本当に必要なのかという観点で、事業の構築は進めていかなければならないと思います。その際にも、是非、議員の皆様方にも、市民の声を聞くという、それが議員の大きな役割だということが、これまでも議会等で話されておりますので、その声を聞いたあかつきには、それぞれの部に相談をし、対応をしていただくような取組になればいいと思います。

○8番議員（恒吉太吾） 旅館、ホテル、宿泊業に対しての消耗品であったり、そういった備品の購入に対しては、今後、支援が行われるということなのですが、同様に飲食業などにおいてもですね、やはり、この衛生管理、安全対策は必要でないかと思っております。現在はですね、各飲食店だったり事業者が独自に自分で工夫をされて、手配をされて、消毒液だったりアクリル板とか準備をされておりますが、こういったですね、特に飲食業なんかは3密を避ける必要もたくさんありますので、そういったものへの設備投資であったり、マスクもです、消毒液もそうです。そういった消耗品、備品購入の補助や支援がですね、宿泊業と同様にできないかどうか、最後にお聞きします。

○産業振興部長（大迫格史） 観光客の皆さんも、市民の皆さんも、やはり、コロナ対策がしっかりされて、安心な生活、そして、指宿に安心して来られるということになるかと思っております。そこで、ホテル、旅館に限らず、観光客の皆様が訪れるような居酒屋、そういった所につきましても対象として助成していきたいというふうに考えているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） もう一つありました。負担金のところで、鹿児島国体に対して負担金を支出しているということですが、鹿児島国体が延期、若しくは中止になった場合、負担金の返還は要請できるのでしょうか。

○総務部長（中村孝） 負担金でございますけれども、負担金につきましては、最終的には実績報告をしていただきますので、実際使った金額、そしてあと余ったものについては返還という形になるかと思っております。これにつきましては、これからどういう経費がかかったのかと

いうのも精査をしていかないと分かりませんので、そういう形で負担金については、清算という形になろうかと思えます。

○市長（豊留悦男） 国体につきましては、議員の皆さんも大変心配をしていることだろうと思います。いつ頃、どんな形でやるのか、それがはっきりしない以上は、今年できないから負担金を云々ということは、今の段階では言えないところであります。やはり、いずれにしても、市民も、県民も、議員の皆様もそうでしょうけれども、国体が開催をしていただき、多くの方々に鹿児島県で国体を楽しみ、観光を楽しんでいただきたいという、その思いは一緒でしょうから、いつ頃、どのような形でやるのか、その先が読めない以上は負担金をどうするのかということは、現段階ではなかなか言えないところであります。そのときにも、また、いろいろな観点から皆さんの意見をお聞きしながら、判断をする必要があろうかと思えます。

○8番議員（恒吉太吾） 是非ですね、鹿児島国体は開催していただきたい。目の前で感動を見たいという気持ちはあります。

以上で、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

○10番議員（井元伸明） 10番、井元でございます。通告してございますので、2項目について、質問をさせていただきたいと思えます。

まず、第1点目に、新型コロナウイルス感染防止対策についてでございますが、市内のホテル、旅館、飲食業においては、国、県からの自粛要請を受け、営業を自粛をしておる時期がございます。そのホテル、旅館が休館状態の中で、我々市議会の産業建設委員会と議長を含めての意見交換会の要請があり、4月の22日、観光事業者の代表者と開催をいたしました。この意見交換会の中で、様々な支援要請を受けましたので、翌々日の4月の24日に議員全員によります議員懇談会を開催し、産業建設委員長より22日の意見交換の概要を説明をさせていただいて、新型コロナウイルス感染防止対策について、意見を集約を行い、議長名で4月24日付で市長に対し要請書を提出してございます。また、市内の商工会議所、観光協会、菜の花商工会からも意見交換会で出された内容とほぼ同様な要望書も提出されております。この内容については、早急な支援を実施するように求めておられました。それらの要望書に対して、指宿市としてどのような対応をされようとしているのか、明確な答弁を求めたいと思えます。

次に、池田湖湖畔の市有地を分譲した土地の浸水対策についてお尋ねをいたします。これ

までも何回か問題の住宅への浸水対策を質問してまいりました。平成29年6月議会の私の一般質問の中で、市長答弁として、住宅前の道路のかさ上げとか、住宅地のかさ上げを検討する時期ではないかという答弁をいただき、その後、道路のかさ上げは約35cmほど実施をされております。また、周辺住宅から池田湖への側溝への、池田湖からの逆流を防ぐためのストラップも実施してございます。さらに、浸水時に住宅前の雨水を池田湖側へ排水するポンプも準備をしてもらってはあります。それでも、住民の方々からの不安を払拭するまでには至っていないのが、現在の実情でもございます。これまでの経緯といたしましても、池田湖の水位については、現在、62mから66mまでは貯水できていることになっている、この状況から、この問題の住宅地は66.1m前後でございます。こういうことからして、限りなく66mに近くなれば、浸水は免れることはできません。池田湖の貯水については、昭和43年には南薩地区畑地かんがい推進協議会が発足して、当時の指宿市、枕崎市、開聞町、穎娃町、知覧町、このような中で、南薩地区の約6千haへの水を確保するには、池田湖の水を活用することと、様々な協議を重ねた結果として、現在の62mから66mを確保することになっておるからでございます。その後、住宅地の浸水が何回かありました。池田湖の水位を下げられなか、池田湖の水利権を有する関係機関、あるいは鹿児島県、指宿市、開聞町と協議を繰り返してまいりました。この協議を進めている最中の平成9年には池田湖の大渇水がありました。畑地の送水ができない状態になりました。そのときは、下限の62mより取水ができないために、緊急対策といたしまして、県は市内に何本ものボーリングも行いましたが、とても全部の水利用に対応することはできるものではございませんでした。このようなことからしても、水位の変更は難しいのが実情でございます。仮に1mの水位の変更をするには、数億円予算と南薩地区畑地かんがいを利用している負担金を払っておられる地権者約1万人の理解と同意が必要でございます。また、水位変更工事負担金を地権者にこれ以上お願いすることは到底理解が得られないものと思われまます。このような状況から、水位を下げるのが無理な状況でございます。しかし、住宅地の浸水防止対策として、各地の市長さんも参加して、協議の場としては水利用推進協議会というのがございます。この協議会の中で様々な協議を重ねてきていただいた結果、現在、66mになる直前の事前放流をできるよう、現在は65.5m前から県などと協議をしながら、開聞の新川の方へ放流を開始するようにはなっております。しかし、この池田湖の放流についても、1日中放流した場合でも、池田湖の水位は2cmから3cmしか下げられません。近年の豪雨は集中的に雨が降ることも多くございます。50年、100年に一度の想定外の雨が降ることが、全国各地で、現在、発生もしております。このようなことから、分譲地に住宅を建てた方は、住宅の売却をこれまでに何回も試みてまいりましたが、なかなか実現しないのが現状でもございます。こういうことから、今度は鹿児島市内の不動産会社に依頼をし、見積もり等をお願いした結果、鑑定の結果、現状では資産価値がないと、売れないという判断であったということをお聞きしております。このような大水

害で最悪の事態を招く前に、指宿市が分譲した土地でもございます。市民の安心・安全を守るためには、土地の買い戻しか、土地のかさ上げをする必要があるのではないかと思います。いかががお考えであるのか、お尋ねをいたします。

これで、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 特に観光分野におきましては、議員の皆様もそれぞれのオーナーの方々、関係者と親しく話し合いをしていただき、いろんな要望が届いているということもお聞きをしております。市においては、観光関係団体等から4つの要望書をいただきました。市では、事業者の固定経費の軽減を目的に、指宿市観光協会に対し、会員、つまり年会費相当額を助成することといたしました。また、ホテル、旅館におけるコロナ予防発生時のガイドラインの策定の要望もございましたので、幾つかいただいた要望に沿って、指宿仕様のガイドライン原案も作成したところでございます。各ホテル・旅館におかれましては、それぞれの施設の特徴にあった形で完成の上、活動していただきたいと思っております。

次に、いただきました池田湖の水位等については、担当部長が答弁をいたします。

○総務部長（中村孝） 市有地を売却した土地に、住宅を建てられて生活しているということの御質問でございますけれども、平成29年度においては、県に、池田湖から逆流しないよう、排水溝に逆止弁を設置してもらい、市も、同年度において強制的にポンプで排水するための排水対策工事や、市道をかさ上げするなどの冠水対策工事を行ったところでございます。その後、分譲地への冠水はなく、幸いにも、強制排水のポンプを稼働させておりませんので、その効果については、まだ検証をしていないところでございます。市の今後の対策といたしましては、関係課が連携し、平成29年度に行った排水・冠水対策工事の効果を検証していくとともに、池田湖の水位に関しましては、農業用水としての利水の立場、防災としての治水の立場から考える必要がありますので、池田湖の水位を注視しながら、関係課が連携し、許可権者である県や水利権者の南薩土地改良区と情報共有を行いながら、適正な水位の管理について、今後も引き続き関係機関に要請してまいりたいと考えております。

○農政部長（田之上辰浩） 指宿産業経済対策協議会からの要望書に対する農業分野についての回答なんですけれども、農業分野におきましては、既に市独自の支援措置として、農業者を対象とした収入保険制度への加入促進対策、市農業振興促進基金の貸付要件の緩和などに取り組んでおります。また、今後の対策として、JAいぶすきと連携した肥育素牛購入農家への支援、観葉植物の販売促進対策、牛肉や観葉植物などの農産物を使用するPRキャンペーンの実施へ向け、関係業務を進めております。また、現在、県が移動制限が解除されましたけれども、消費地での効果的な宣伝、PRを行えない状況にあることから、本市重要品目であるオクラについて、市内集出荷業者が共通で活用できる販売促進用のポスター、チラシを作成中であります。今後も品目ごとの動向を注視するとともに、国の持続化給付金、コロナ

の影響を受けた作物の次期作支援交付金などの緊急対策等の活用状況を踏まえ、必要に応じ、支援策を検討してまいりたいと考えております。

○10番議員（井元伸明） 2回目の質問に入らせていただきたいと思いますが、先ほどありましたように、様々な対策、やったり、市独自でもやるということでもありましたけれども、極めてですね、具体的に要望書の中でも書いてありますように、この事業者の固定経費ということで、市長も、今、答弁いただきましたけれども、これらの固定経費というものです、詳細については、我々が聞いた中では、固定資産税とか、諸々のことも相談をいただいておりますけれども、そういう固定経費、若しくは、休業中でありますホテル、旅館等においてはですね、毎月の水道料が相当額のものにあがるということで聞いております。この各種の税金対策等についてもいろいろと要望があったようですけれども、これらの対策については、どのような検討をされましたのかですね、一つ、お伺いをしたいと思います。

○市民生活部長（鶴本八郎） 今年度におきましては、令和2年2月以降の収入が概ね20%以上の減少があり、納税が困難である事業者等を対象に、固定資産税のほか、全ての税目において徴収猶予の特例制度があり、5月から相談や申請がなされているところです。また、令和3年度においては、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が50%以上減少する事業者等を対象に、事業用家屋と償却資産に係る固定資産税、都市計画税を軽減する特例措置が実施されることとなっております。納税が困難な場合は、是非、税務課へ相談していただき、個々の状況をお聞きした上で、徴収猶予や分納、減免等の対応を行うこととなるところでございます。

○水道事業部長（園田猛志） 上下水道料金及び温泉使用料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた個人・法人から、猶予申請やそれに伴う分割納付を今も受け付けているところでございます。減免につきましては、水道事業を行う企業としては多額の収入減となり、事業継続に支障を来すことになるため、対応が難しいところであります。一方、減免ではありませんが、旅館・ホテル等で、休業期間中に温泉を使用していない場合には、休止等の届け出により、温泉使用料や下水道使用料の一部が発生しなくなりますので、対象となる事業所等には、届出書を送付してあるところでございます。

○10番議員（井元伸明） いろんなところでですね、相談に乗っていただいたり、御支援をいただけるような体制をとっているということは本当にありがたいことなんですが、先ほどの同僚議員でもありましたように、あらゆる支援策の持って行き方ですね、直接観光課がするのではなく、観光デザイン、会社と言いますか、一般社団法人ということでもありますので、民間会社に当たるのではないかなど。完全な民間ではありませんけれども。そういうところに、相当の補助金、あるいは支援金をですね、流していくことについて問題はないのか、一つ、お尋ねをさせていただきたいと。

○市長（豊留悦男） DMO、それへの補助金の件であります。例で申しますと、2,000万の補

助をして5,000万の収益があがったら、市として財政が厳しいこの時期にはいい事業だと。つまり、私はかねがね、補助金額以上の、特にDMOは経営努力をしてお金を儲けてほしい、財政の厳しい時期だからこそ、DMOという組織の活性化とともに、地域の産業の発展、そして、それによる外貨、つまり、お客さんや物が売れることによる収入増を図っていただきたいという思いであります。繰り返し申し上げますけれども、観光、それから、全ての産業を含めて、観光が総合産業と言われる所以から、頑張っ、この会社組織を通じてお金を稼いでいただきたいという、それがこのDMOの組織そのものの目的でもありますので、御理解をいただきたいと思います。

○10番議員（井元伸明） この要望書の中でもありましたようにですね、入湯税についてちょっとお尋ねをさせていただきたいんですが、宿泊業者の中においてはですね、宿泊された方々から入湯税をいただいておりますけれども、こういう非常事態こそですね、入湯税を活用して、ホテル、旅館のために支援をいただきたいという多くの声がありましたけれども、この入湯税に特化して、何か支援策をされておられるのか、あるいは、これからされる予定であるのかですね、お尋ねをさせていただきます。

○産業振興部長（大迫格史） 今回のコロナ禍に際し、かつての賑わいを取り戻すためには、観光関連施設等において、感染拡大防止に向けた安心・安全確保対策などを講じる必要があると思います。入湯税につきましては、観光振興基金という形で積み立てておりますが、その活用を視野に入れながらも、国からの臨時交付金の利活用を図るなど、柔軟に対応していきたいと考えております。

○10番議員（井元伸明） 今の対応策にしてもですね、観光資金として、それぞれに、全額じゃなくしても、いろんな形で支援を考えているということだろうと思うんですけども、ホテル側のオーナーの方々らの話によりますとですね、休業している状態が長く続けば続くほど営業、再起は難しいのが非常に実情であると。しかし、今の状態で、先日の19日には県境越えもいいですよという状況になって、指宿のたまたま箱号も19日に開通というか、再開しておりますけれども、しかし、観光客そのものは完全に戻って来るのは、まだまだこれからずっと先であろうかと思えます。ましてやこの、世界中では、この新型コロナウイルスの感染というのは、まだまだどんどん、ブラジル辺りは広がっている状態でもあります。インドなんかでも然り。こういう状態の中でですね、先ほどインバウンドの話もございましたけれども、簡単にそのインバウンドが戻って来る、外国人が来ていただける状況はですね、程遠いものがあるかと思えます。県内でも、今月初めには11人目の感染者が出ましたけれども、こういうことですね、本当に観光地としてはたくさん観光の方に来ていただきたいけれども、本当に心配なのを抱えながら、いろんなガイドラインもつくって、各ホテル、旅館にも配って、いろんな形でみんな、事業者はそれに努力していただきたいということで、みんなも頑張っているとは思いますがですね、こういう状況の中で、さっきもあ

たように、国体も延期される状況であるということを発表されておりますが、こういう状況のですね、本市の観光産業への打撃というのは、なかなか計り知れないものがあるかと思えます。これに増してですね、指宿市のホテル、旅館が開業できない状態になるとですね、そこで働いている従業員の方も、市内の方がたくさんおられます。そのような状況をですね、ホテル、旅館の方、非常に心配をされておりましたけれども、このようなホテル、旅館からの悲痛な声とも言える声を市長はどのように受け止めていらっしゃるのかですね。市長の気持ちというか、基幹産業の大きな柱でもある観光産業についての思いっていうのを、どういうふうに思っておられるのか、一つ、お伺いをしたいと思います。

○市長（豊留悦男） 議員御指摘のとおりであります。私もときを見つけて、ホテル関係の様子については視察をしております。窓から明かりの見えない、つまり、休館をしているホテル等見ると、心が痛む場面もございます。しかし、だから今、新たなホテル再開に向けて、様々な施策を国や県と市と一緒にやっております。ホテル経営者の努力もありがたく思っております。入湯税につきましても、私たちは入湯税でということは考えてはおりませんけれども、入湯税でいただいた遥か多額のお金を観光振興に使っているのも事実であります。道路の問題もそうであります。消防の問題もそうであります。ごみもそうであります。本市においては、観光振興のためにいただいている入湯税を遥か超える予算を組んで、観光振興に努めているのも事実であります。やはり今回、様々な形で新たな観光という視点から、指宿の観光をどうするのか、ということについては、担当課を含めて、観光協会を含めて、DMOを含めて、指宿の観光の新たな戦略、新たな展開というものについて考えていきたいと思っております。

○10番議員（井元伸明） 今も本当ですね、入湯税相当額じゃなくして、相当の覚悟でですね、県、国と相談しながら、観光振興策に多額の費用、費やしながらか支えていくという言葉でもありましたけれども、そういう中でですね、一つ、直接我々が聞いたのが正答かどうか分かりませんが、当時集まられたオーナーの方々からですね、市長に対して、いろんな意見交換会をしたいと、申し入れをしてありますけれども、最近実現をされていないと。是非お願いしてほしいということがございましたけれども、今後、そのような要請があれば、直にお会いしてですね、本当にそういうお話に率直に耳を傾ける気持ちがあれば、一つ、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（豊留悦男） もちろん、そういう貴重な場面ですので、機会があればそうしたいと思えます。悩みは一緒に共有をしながら、プラスの方向でその解決策は探らないと、お互いが不信感に満ちた、お互いの施策、事業そのものについて不十分な理解のままでは、なかなかその場面というのはプラス面に働かないだろうと思えます。私どもも観光については力を入れてまいります。ホテルオーナーを含めた関係者も、同じ方向で協議の場につかないと、なかなか解決は難しい。私はそう考えておりますので、新たな席の場を設けて、意見交換があれ

ば、私はその場というのは大切にしていきたいと思います。

○10番議員（井元伸明） 是非、実現していただくようにですね、お願いを申し上げたいと思います。

次に、観光、ホテル・旅館だけじゃなくしてですね、駅前商店街の方々も非常に嘆いておられます。それぞれに努力も重ねながら、もう既にテイクアウト、いろんな事業ですね、展開されておりますけれども、いろんな支援の下でですね。こういう方々が一所懸命努力をされてはおりますけれども、新しいこの営業のあり方、自衛策のあり方ってのは非常に問題にもなっておりますけれども、指宿市の場合はですね、特に駅前も観光の方がそんな頻繁に出てくるわけではありませんけれども、今、ぼつぼつ戻りつつはあるようですけれども、指宿もですね、本来の指宿が賑わっていた、この時期を取り戻すためにはですね、今後、感染症対策はどのようにするのかというのが一番大きな課題でもあろうかと思っておりますけれども、これらについてですね、本当に観光課だけじゃなくして、各担当の部署も含めて、我々も含めてでしようけれども、いろんなどういう形で、この駅前商店街の振興策というかですね、これに向けていけばいいのかっていうのは、一番大きな課題でもあろうかと思うんですけれども、これらについては、どのように、今、されて、されてはいますけれども、今後も含めてですね、どういうことを考えていらっしゃるのか、お尋ねをさせていただきます。

○産業振興部長（大迫格史） 駅前の商店街につきましては、感染症対策としまして、その費用に対する助成ができないか検討をしているところでございます。また、活性化策につきましては、飲食店向けのグルメ券というものを取り組むという予定にしております、この内容につきましては、1千円のグルメ券を10枚綴りとしまして、1冊1万円の額面になりますが、これを7千円で販売するものでございます。そういったことで、その商店街に市民の皆さんが出掛けて行って、その商店街も振興を図りますし、また、農水産物の活性化も図れるというふうに考えているところです。

○10番議員（井元伸明） 今の答弁いただいたようにですね、いろんなグルメ券とか、いろんなこともございますけれども、これが一過性に終わることなくしてですね、いろんな続けて、いろんな対策を打てるような準備も支援もしていただければと思います。

次はですね、農業関係の方でお伺いしたいんですけれども、今、とりわけ農業分野でも農産品がなかなか売れない、大手旅館が営業していない関係、駅前の商店街が営業自粛している関係で売れない状況が続きまして、特にですね、県内はもとよりでしょうけれども、牛肉の価格が非常に暴落と言いますか、とりわけA5ランクの最上級の肉がですね、輸出も含めて一切ストップして、そういう状況の中で、今、この時期に販売している肉牛の販売価格というの、大体60万から70万円だそうです。このですね、子牛の仕入れたときが大体100万円前後と、一番高い状態のときに仕入れた子牛が、1年から1年半飼育して、餌を食べさせて、管理をして、それで売ったのが60万、70万ということであれば、最低でも30万から40万円赤

字続きと。多頭飼育であればあるほど悲鳴を上げているというのを聞きましたけれども、国もですね、これについては無利子で貸し出しをしますよという対策もありますけれども、農家の方々から声を聞きますとですね、この無利子で貸していただいても、いつかは返さないかと。返すためには、その頃になったら、また、そのとき大きな壁にぶち当たって、もう廃業しなければならないだろうと嘆く方も多くおります。こういう状態の中で、多分庭先代と言えば何頭かずつしか飼っていない農家はですね、もう今の牛、全部売ったらもう辞めようという方が多く声を聞くんですけれども、そういう中で、JAに対していろんな補助金というか、支援策を、今、考えているようでありますけれども、この牛農家に特化してどのようなことをですね、今、あるのか、詳細に御説明をいただければありがたいと思います。

○農政部長（田之上辰浩） 牛肉の下落に対する市の支援策ということですが、市内の肥育農家への子牛購入費助成を行うため、今回、関係経費を補正予算に計上させていただいております。この助成につきましては、本年5月から11月までの指宿中央家畜市場における子牛購入実績を対象とし、市とJAがそれぞれ1頭当たり1万円ずつ、計2万円の支援を行う予定であります。なお、支援額につきましては、過去の購入実績等に基づき、720頭分を見込んでおるところであります。

○10番議員（井元伸明） この子牛というか、の改善のために、5月から11月を考慮して、いろんな支援金を出すということでありましたけれども、当然のことながら、事業者とすればですね、自分たちの、いいときは自分たちでいっぱい利益を上げているわけですよね。そういう農家であればいいんでしょうけれども、いっぱいいっぱい頑張っている牛農家さんにすれば、非常に苦しいところもありますので、今後ともいろんな形で支援ができるのであればですね、声を聞いていただいて、何らかの相談にも乗っていただければと思います。

農業関係でもう一ついきますとですね、野菜農家と、さっきオクラの話は聞きましたけれども、これが観葉植物においても、非常に近年は指宿で今販売している、地の植物というかですね、そういうのが減って、作った観葉植物というのが出ている関係もあって、非常に大打撃を、今、受けているという話も聞いておりますけれども、この観葉植物関係の方々のためになんか支援策をやっていらっしゃるのであれば、一つ、お示しをいただければと思います。

○農政部長（田之上辰浩） 市の観葉植物業者への支援対策ですが、観葉のまち指宿事業としまして、観光業等とも連携した観葉植物のPR活動への取組等への支援を予定しているところがございます。また、販売促進支援としまして、コロナウイルスの影響により需要が低迷する牛肉や観葉植物等の農産物について、市内を訪れる観光客等を対象としたPRキャンペーンを行い、コロナウイルスの影響緩和と今後の農業所得安定につなげたいと考えているところがございます。

○総務部長（中村孝） 観葉の部分への支援でございますけれども、市の交付金ではございませ

んけれども、市役所としても観葉の青年部の方がいろいろな取組をやっておりまして、庁舎への観葉植物の提供もいただいております。そういうこともありまして、市のむつみ会の方でも、観葉青年部に対して、何かの支援に役立ててくださってという形で、市としても支援をして、また、元気キャンペーンでもですね、購入促進を図っているところでございます。

○10番議員（井元伸明） 今回のですね、新型のコロナウイルスからまだ終息した状況でもありませんので、これについてはですね、いつ終息するか分からない、手探りで一生懸命、今、営業を再開しようと努力をしておりますけれども、それに向けての支援策というのは、市だけじゃなくして、今も言われたように、JCとかいろんな方々もですね、いろんな支援をしていただいているというのはあちこち新聞報道でも見たり聞いたりしておりますけれども、指宿も手を緩めることなくですね、今、支援をしていただかないと、これが営業できなくなったり、生活できなくなってきたからですね、いくら手を差し伸べても元には戻らないと思いますんで、早めの支援策というか、観光に限らず、農業でもですね、先手先手の支援を、是非市民のために頑張っていただきたいと思います。

次に、池田湖の浸水の件にお尋ねをさせていただきますけれども、先ほども答弁の中でも、ポンプも準備をしましたけれども、まだ、今、使う状態にないということ、それはもう本当にありがたいことなんですけれども、一番雨が降ったのがですね、最近で言いますと、平成27年、28年度は66mを超えております、貯水がですね。さっきも申し上げましたように、新川の方に27年度のときに、あまりにも酷い状態であるということが、新川の方に、相当ポンプアップしたり、普通の状態でも流しても流しきれない状態で、発電機を準備したりして、いろんな対策で新川に流した状況のためにですね、新川はそのときに120か所ぐらい決壊というか、川が氾濫というか、壊れて、まだ補修も半ばでございまして。完全にできあがっておりません。こういうことやってもですね、なかなか浸水が始まって、大雨が降れば、今、最近は50mm、150mmっていうのはもうあっという間に降るときがあります。この27年のときのこの写真を見てもですね、とてもじゃないけれども、家の住宅前ですよ、このポンプではけるような水量じゃありません、こういうのはですね。せっかくポンプを付けていただいたのに、できないと断言するのは本当に恥ずかしいんですが、この状態見ればですね、人間の完全に膝まで水が、住宅のところで水が溜まっている状態で、これを引けるはずはないんです。池田湖も同じ高さになっているんですから。ストラップを付けたということでしたけれども、この隣に川がありますけれども、この川もですね、66mなんです、川がですね。だから、限りなく川からも、こっちから入ってくるし、何らかの対策をするか、していただかないと、もう住宅の方々はですね、今のこういう大雨が降ったり、梅雨時、あるいは台風時期になると、いかにして避難しようかということで、夜もおちおち眠れていないようです。この住宅の真ん中の人なんかはですね、障害持った方で、車椅子で、今、一生懸命頑張っておられますけれども、その方々なんかですね、本当に寝るに寝れない、どこに行けば

いいのか、どうすればいいのかっていうことで、こういう状況を聞きますとですね、本当に我々ができることであれば、いろんなことでもさせていただきたいんですけども、こういうときのためにですね、今、私ちょっと避難所のことも書いたつもりだったんですけども、こういう方々がですね、今、こういう状態で、コロナ禍の中で、避難も十分にしなければ危ないですよって言われておりますけれども、こういう方々、どこに避難するべきですか。また、浸水をとということ、出してありますので、関連があると思う、私は書いたつもりでしたんですけども、これにちょっと私、記載漏れがありましたので、もしお答えできるのであれば、一つ、お答えをいただければと思うんですが。

○総務部長（中村孝） 避難所の設営につきましては、台風であるとか、地震であるとか、そういう災害に備えて、市で避難所を指定しているところでございます。池田につきましても、避難所については、池田校区公民館を指定しているようでございます。そのような浸水に不安があるということですので、市としては、個人の財産の部分に行政としてはできませんけれども、道路のかさ上げであるとか、近くに川がありますので、そこからの逆流を防ぐために、そのトラップですかね、トラップを設置をして、浸水の不安がないようにですね、市としてはそういう冠水対策は行っていきたいという形で考えております。

○10番議員（井元伸明） 今の答弁の中ですね、個人の財産ということ申し上げたっていうか、答弁がありましたけれども、個人の財産でもあっても、その原因、主たるものはですね、この住んでいる方々は、県関係とか、あらゆるところに行って、水位を下げられないかとか、いろんな相談も行っておりましたけれども、県ではうちの範囲じゃない、行政が縦割り行政だからそうなるのかなと心配しましたとおりの言葉で、そういうのは土地を売った、販売した、分譲した市にあるんでしょから市に言ってくださいということだったらしいです。こういうことに、今、話を聞けば、個人の私有財産だから、そこに一切市の税金を投入してかさ上げとかできないというようなふうには私はとりましたけれども、そういうことでよろしいんですか。

○総務部長（中村孝） 市の方で分譲した土地でございますけれども、先般、過去に市が土地を分譲した手続きについて、法的責任があるのかどうかを弁護士にも相談をしたところでございます。弁護士からは、現在、市に買い戻し等を求めるとして相談がある方につきましては、代物弁済により所有権を取得された経緯から、市に賠償責任を請求する権利は有していないということでの回答を得たところでございます。また、貸し担保責任に基づく市への賠償要求につきましては、昭和56年の売買契約から10年で時効となるということも確認をしているところでございます。これに加えまして、そのほかの過去に浸水被害に遭われた現在の分譲地の所有者の方々の中には、分譲地を取得した民間の住宅メーカーから土地を購入し家を建築された方や、御自身で宅地をかさ上げされて家を建てられている方もいらっしゃいます。これらのことから、個人財産の資産形成につながる分譲地のかさ上げなど、行政として

はできないと考えておまして、市としましては、先ほども繰り返しておりますけれども、関係課と連携をして、水利権である南薩土地改良区とも情報共有を行いながら、適正な水位の管理、また、今度も引き続き関係機関に要請してまいりたいという形で考えているところでございます。

○10番議員（井元伸明） まさに総務部長が言われるのはですね、市の財産を守る、そういう意味からも、弁護士に相談して、15年経てばそういうあれが、取得権というか、そういう問題がいずれも消えるからということで、一切そういう補償はしない、しない方がいいだろうということ、今、言われたと思うんですけども、本当に市民の命を守るためにですよ、そういうのがあったにしても、なんか助けられる方法があればですよ、もし事故があつてから、遅いですよ、本当に。健常者でもいらっしゃいますけれども、健常者でない方もおられます。そういう方々が、もし万が一、自分の家族であつたり、知人であつたり、どうされますか。本当に、もうちょっと真剣に考えていただいて、仮にですね、検討するのであれば、かさ上げするんでありゃ、1件の面積でどれぐらいかかるとか、そういう検討もしていただいて、いろんなことを検討した挙句にですね、ちょっとこういう金額がかかりすぎるのはどうだろうか、そういうところを県とも相談しながら、いろんな形で検討すべきじゃないかとは思いますが、最後にいかがですか、その点は。

○総務部長（中村孝） 市の分譲地として、法的責任はありませんけれども、池田湖の水位の関係で冠水により市民の方が不安を抱えているということについては事実でございますので、行政としても対策は講じる必要はあると考えているところでございます。排水対策の方でできる土本的対策については、これまでも講じてきておまして、これらについては限界があります。浸水の不安対策としましては、土地のかさ上げや買戻しの個人財産部分についての対策ではなくて、根本的な池田湖の適正な水位管理についてですね、関係課と連携して、関係機関に要請をしてまいりたいと考えております。

○市民生活部長（鶴本八郎） 申し訳ありません。固定資産税の軽減につきまして、補足して説明をさせていただきます。先ほど50%以上減少した場合が対象と申しましたが、50%以上対象の場合は、全額軽減されます。30%から50%未満の減少の場合も、2分の1軽減されるところでございます。

○10番議員（井元伸明） 今、総務部長がですね、水位の問題で関係機関と協議をしたいということでありましたけれども、もうこれまで十分に協議を重ねて、指宿市の農業も水があつたればこそ、今、特に山川町の一帯の農業地帯も、農業所得という形では全国でもトップ10に入っているんですよ。そういう形で一生懸命頑張っている農家もいるから、水はこれ以上下げられないということでもあります。だから、その中には当然、市長もですね、南薩土地改良区の水を、今、管理をしていただいているところの理事にも、市長という立場でなっただけでいるようでもございますので、市長、水位の件はなかなかこれ以上難しいのであ

ると思いますので、一つその住宅地ですね、何かの支援策というか、何かを考える気持ちはないのか、最後にお伺いをいたしまして、私の質問は終わります。

○市長（豊留悦男） この宅地を分譲したときの状況がどうだったのか、昭和50年代ですので、その状況については私は分かりません。ただ、このような事実があるとすれば、池田湖の水位を含めて、水利用の仕方というのについて、まず考えるべきだろうと思います。池田湖の水利用の推進協議会というのがありますけれども、それぞれの南薩の市町村も入っております。その中で総合的に考えていかななくてはなりません。ただ、平成9年度の大湯水、あのときの現状というのは議員もよくお分かりだろうと思います。様々な観点からどうあるべきなのか、それも考えなければなりません。ただ、一つはあそこの分譲地というのは、様々な形で分譲されております。民間を含めて。個人財産を云々ということを担当部長が答えましたけれども、まさしくそうであります。民間から分譲を受けた人もいるし、市の分譲地として直接市の土地を購入した方々もおります。それぞれありますので、個々違うかと思えます。個人財産、その点で議員が様々な質問をいただきましたけれども、どういう形でこの質問を受け止めて、市として対応すべきかということについては、個々については、やはり、法的な意見をお聞きしながら、市がどのような対応ができるのかという、その観点で、今後、検討しなければならないと思っております。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時11分

再開 午後 1時10分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

○18番議員（新川床金春） 皆さん、こんにちは。18番、新川床。通告に従い一般質問をさせていただきます。

1、憲法と自治法について。国民の三大義務と三大権利はどのようになっているのか、答弁を求めます。

2番目の、新型コロナ支援策について。県内の他の自治体は一般財源でいろんな支援策を講じているが、他市とどのように違っているのか、答弁を求めます。

3番目の、入湯税の徴収状況と使途等について。入湯税の徴収目的と徴収状況はどのようになっているのか、答弁を求めます。

4番目の、下水道使用料の管理と徴収等について。市内のホテル、旅館等で地下水を使用している施設を把握しているのか、答弁を求めます。

5番目、池田湖の市分譲地について。市が分譲した土地の水位上昇による弊害があると伺っているが、どのように捉えているのか、答弁を求めます。

6番、大成小学校の危険箇所について。西門に手すりを増設しますが、増設した時期と理

由について答弁を求めます。

7番目、小・中学校の普通教室のエアコン使用規程について。国の基準に即した使用規程を教育委員会で一元化しているのか、答弁を求めます。

以上で、1回目を終わります。

○市長（豊留悦男） 憲法上の国民の義務と権利。この件についての質問をいただきました。この件につきましては、小学校の社会科から高校までにおいて、憲法上の権利としては、信教、いわゆる宗教の自由、表現の自由、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、そして、教育を受ける権利、これ等があるようであります。また、義務としては、普通教育を受けさせる義務、勤労の義務、納税の義務があります。以上で、答弁を終わります。

以下、いただきました質問については、担当部長等がお答えします。

○産業振興部長（大迫格史） 新型コロナウイルス支援策等について、他市と比較してどう思っているのかということについてお答えさせていただきます。本市では、商工業制度資金利子補給助成事業とプレミアム商品券事業を、周辺市と比べていち早く実施することができました。また、休業等支援金や緊急経営安定化助成事業、テイクアウト・デリバリー支援事業、グルメ券事業にも取り組んでいるところでございます。これまでの取組につきましては、その時々に応じた施策を展開させていただいているものと考えております。

○市民生活部長（鶴本八郎） 目的税であります入湯税の課税につきましては、環境衛生施設、消防施設、並びに観光振興に要する費用等の財源確保を目的としております。本市における入湯税につきましては、特別徴収義務者である鉱泉浴場経営者の御協力の下、令和元年度分につきましても、例年同様、課税、収納が行われているところです。

○水道事業部長（園田猛志） 市内のホテル、旅館等で地下水を利用している施設は把握しているかとのことですが、地下水が下水道に流入する場合には、届け出の義務がございます。市内のホテル、旅館等につきましては、届け出がありませんので、下水道事業に係る部分に関しては、使用している施設はないと把握しているところでございます。

○総務部長（中村孝） 私の方からは、市が分譲した土地の水位上昇による弊害をどのように捉えているかでございますけれども、平成27年度の豪雨により池田湖が増水し、湖岸沿いの市道が冠水いたしました。これに伴い、市道に隣接する4軒ほどの住民の方々に影響があったようでございます。冠水被害を受けた土地については、昭和56年1月に市が分譲したものでございます。この被害を受け、同年、県、南薩土地改良区、関係市などで構成する水利用対策検討委員会において、南薩土地改良区が管理する南薩畑地かんがい用水の池田湖の管理水位については、池田湖の水位が65.5mを超え、かつ、その後も継続した降雨が予想される場合は、南薩土地改良区の中央管理所から南薩地域振興局建設部に通知され、管理水位66mに達する前に、仙田水門を開門して放流を行うという申し合わせが行われたところであります。また、護岸を管理する県と協議し、平成29年度においては、池田湖から逆流しないよ

う、排水溝に逆止弁を県に設置してもらい、市も、同年において強制的にポンプで排水するための排水対策工事や、市道をかさ上げするなどの冠水対策工事を行ったところでありませう。

○教育部長（鶴窪誠作） 大成小学校西門の階段に手すりを増設した時期と理由は何かという御質問でございます。大成小学校西門の階段に手すりを設置したのは、平成26年度に実施した西通用門横ブロック塀改修工事において、階段の安全性及び擁壁の上に児童が登らないよう、擁壁側に手すりを設置したところでありませう。

次に、エアコンの使用規程について、国の基準に即した使用規程を教育委員会で一元化しているかという御質問でございます。教育委員会では、文部科学省が示す学校環境衛生管理マニュアルに基づき、エアコン使用基準を策定しており、校長、教頭に説明を行っております。

○18番議員（新川床金春） 2回目の質問に入りますが、順番を変えて、5番目の池田湖の市分譲地についてから質問させていただきます。

池田湖の分譲について、南薩畑かん事業の用水計画について、どのようになっているか、答弁を求めませう。

○農政部長（田之上辰浩） 次期南薩畑かんの放水事業についての御質問だと思いますが、令和7年の採択に向けませう、現在、国の方で調査を実施しているところでございます。現在の畑かんの面積が増えない場合、単純更新という工事になります。新たなエリアが増えて、面積の増がある場合は、新規のかんがい排水事業として取り組むことになるかと聞いております。新規事業扱いになれば、管理水位についても協議されるものと考えていますが、引き続き関係機関に検討を要請してまいりたいと考えております。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。用水計画基準年については、池田湖利用の考えについてと、池田湖利用の考え方について、昭和33年に決定していますが、その内容について答弁を求めませう。

○農政部長（田之上辰浩） この池田湖の畑かんの水利権については、昭和32年から昭和41年までの10年間のデータを基に、利用最低水位が62m、そして、管理水位の上限が66mと定めているところでございます。

○18番議員（新川床金春） モニターを出してください。ずっと点けっぱなしでお願いします。昭和33年、渇水年と記載されていますが、計画最低水位と管理水位、計画高水位について答弁を求めませう。

○農政部長（田之上辰浩） ただいま答弁したとおり、管理水位の上限が66m、計画最低水位が62.0mでございます。

（発言する者あり）

○農政部長（田之上辰浩） 計画高水位についても66.0mとなっているところでございます。

- 18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。計画高水位が昭和33年に設定されています。それは、67mです。市の分譲計画はいつ頃計画されたのか、答弁を求めます。
- 総務部長（中村孝） 市の分譲の過去の資料を見ますと、56年の1月に分譲をしておりますので、その頃に計画されたものと考えております。
- 18番議員（新川床金春） 昭和33年に最高水位ということで、67mで県、国と協議しているんです。これに基づいて、市の分譲をしないと、浸水被害が発生するんじゃないかなと、今、起こっているんじゃないかなと思いますけれども、67mを認識していないんですか。
- 農政部長（田之上辰浩） 計画高水位というのが、漢字の違いで、高い水位が66m、いわゆる氾濫する洪水水位が67mということになっております。河川護岸の設計に当たっては、67m、この溢れる洪水を基に設計をされるものと考えています。
- 18番議員（新川床金春） 用水計画の中の水位が66mになったら、3河川からの導入を中止するということになっています。そして、池田湖の水深、1cmは11万平方に当たるのでということで書いてありますが、67mというのは認識していないってことでよろしいですか。
- 農政部長（田之上辰浩） 67mは、今申しましたように、洪水水位ということで認識しております。
- 18番議員（新川床金春） 次に入ります。平成29年第2回定例会の市長答弁の検証はどのようになったのか、答弁を求めます。
- 総務部長（中村孝） 平成29年の9月の答弁後ですけれども、9月中旬には、県や市による排水・冠水工事が完成をしております。その後、分譲地への冠水はなく、幸いにも、強制排水のポンプを稼働させておりませんので、その効果については、まだ検証はできていないところでございます。
- 18番議員（新川床金春） 県営畑地帯総合土地改良事業、南薩の基本計画の用水計画については、先ほど言いました、昭和33年に市は把握しているんです。池田湖湖畔を別荘地として、市が分譲するときに、モニターをお願いします。盛り土をしている部分と、手前のガードレールがあるここから10軒分は盛り土をしてません。実際、洪水水位と先ほど言いました、計画水位は66でも、洪水が67mまで来るということを、国、県で決めているんですよ。ですから、盛り土をしてないで売るということは、市の瑕疵じゃないかなと思うんですが、答弁を求めます。
- 総務部長（中村孝） 市の分譲の造成の部分ですけれども、この分譲地につきましては、西側の標高が高くて、東に向けてなだらかに標高が低くなっております。このような地形を宅地分譲するに当たり、水平な土地として造成した結果、東側と西側の分譲地に高低差が生じているものでございます。また、分譲につきましては、昭和57年から池田湖における南薩畑地かんがい用地の水位が66mで管理されていることについては、当時、南薩畑地かんがい事業の事業主体である南薩土地改良区との協議や同意の中で、当時、67mで護岸は整備をされて

おり、冠水することは想定されない中で分譲したものであります。

○18番議員（新川床金春） 盛り土されていない分譲地の海拔は幾らで、管理水66mになったら分譲地はどのようになるのか、答弁を求めます。

○総務部長（中村孝） 先ほども説明しておりますけれども、分譲地としましては66mで管理されているということで、護岸につきましては、その1m、確保した67mで護岸も整備されているということでございます。よって、冠水することについては想定していないところでございます。法律相談の結果からも、売買における瑕疵、説明義務違反はなかったという形で考えております。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。盛り土されていない分譲地の住宅で、平成27年7月、66mを超えたときの浸水状況です。計画洪水位67mまで貯水されたら、この住宅はどのようになるのか、答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） 前例で申し上げますと、平成27年度、長雨で池田湖の最高水位が66.37mを記録し、湖岸の住宅地で深刻な浸水被害が発生しております。66mを超えると、そういうふうな影響が発生するものと思います。

○18番議員（新川床金春） 池田湖のこれまでの洪水位はどのぐらいあるのか、答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） ただいま答弁したとおり、平成27年の66.37mであります。

○18番議員（新川床金春） 池田湖は私が小さい頃と同じ頃と同級生の話だと、68mまで水位が上がった経験があるということです。ですので、計画洪水位が67mに起こるということは、国、県は把握していた、指宿も把握していたと思いますが、なぜその66、護岸が67mですよ。66mでこうなっています。先ほど浸水することはないって言いましたが、そのことについて答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） ただいま、議員の方から過去において68mまで水位が上昇したというお話を伺ったということでしたけれども、私どもが記録を取っている範囲の中では、27年の66m37が最高水位ということとなっております。

○18番議員（新川床金春） 豪雨時の1日の水位の上昇はどのぐらいになっているのか、答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） 豪雨時と言われましても、降雨強度によってどれぐらい上昇するかというのは一概に言えないと思いますけれども、面積が九州最大ですので、1cmから3cmぐらいの上昇になるのかなというふうに考えております。

○18番議員（新川床金春） それは排水したときのことであって、雨が降ったときの1日に何cm水位が上がるのか、答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） ただいま申し上げましたとおり、降雨強度によってそれは、何cmというのは1mmから数cmまで差があると思います。

- 18番議員（新川床金春） 水位が最高に上がった1日当たりの水位の高さを、建設部長は知っているのかと思いますので、答弁を求めます。
- 建設部長（山崎一磨） 農政部長が申しましたように、1日の当たりの水位の上昇というのは、降雨によって変わってくるかとは思いますが。単純計算いたしまして、1日100mmの雨が降った場合には、100mm、当然上がりますけれども、池田湖自体は100mm上がりますけれども、その流域と言いまして、池田湖周辺の水が集まってきますので、100mm降った場合には12・3cm水位が上がるのかなというふうに考えますが、新川へ放流されておりますので、一概に何mm降ったから何cm上がるというようなことは言えないかというふうに考えております。
- 18番議員（新川床金春） ありがとうございます。6月11日、職員が地権者宅に出向き、地権者と面談していますが、地権者の要望について答弁を求めます。
- 総務部長（中村孝） 6月9日と10日という形で、現地の方で職員が地域に住んでいる方に訪問をいたしております。その訪問の際に、状況等について確認したということで聞いているところでございます。
- 18番議員（新川床金春） 昭和58年分譲地を購入した方がですね、市から用水計画の説明を受けていないと、分譲地を購入した方々、複数からもこのことを確認しています。担当者として、地権者からこのことについて説明があったと思いますが、どうだったのか答弁を求めます。
- 総務部長（中村孝） 当時の部分で、説明を受けていないということでございますけれども、当時、分譲をする際には、市としては67mの護岸があって浸水をするということは想定しておりませんので、その分については説明はしていないという形で考えております。
- 18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。地権者から市道のかさ上げをすることで、車の浸水被害を少しでも防止できると思うがという声を聞きました。排水ポンプを側溝に数カ所設置しています。市道の側溝の高さまで市道をかさ上げして、浸水被害を防止することはできないのか、答弁を求めます。
- 建設部長（山崎一磨） 池田湖の内水被害に対しまして、平成29年にポンプを設置しております。これはあくまでも道路冠水しないような形で、内水位対策という形でポンプを設置しているところでございます。池田湖の水位が66mを超えますと、市道の排水ができませんので、こういった形でポンプを設置しているところでございます。道路の舗装の高さがですけども、これにつきましては、護岸が整備された側溝と、ある程度、10cmほど現側溝が低い、車道が低い所がございますので、これにつきましては市道の改良という形での検討を、今後、していきたいというふうには考えております。
- 18番議員（新川床金春） 川の横の方は、両側が低いので出れなかったということを言っていますので、早急に対応していただきたいと思っています。

職員が出向いたときに、市の分譲において、個人の場合と業者が介在したときの責任の違いを何か説明したようです。補償について、地権者にどのような説明をしたのか、答弁を求めます。

○総務部長（中村孝） 6月10日に、お1人の方の訪問をした際に、分譲当時、御自身でかさ上げされた方との話の中で、その方が、今後の浸水地域の家のかさ上げの話をされましたので、浸水被害に遭われている分譲地の方々の中には、御自身でかさ上げされた方もいらっしゃったり、市から分譲で土地を取得されたのではなく、民間の住宅メーカーから土地を購入して家を建てて住んでおられる方などもいらっしゃいますと。そういった中で、行政として個人財産のかさ上げをすることは難しいので、他の対策による解決が必要だと思っているというような回答をしているところがございます。その回答内容について、理解がいただいた反応があったと認識しているとの報告を受けておりますので、議員御質問のような説明はいたしていないところがございます。

○18番議員（新川床金春） 南薩地域の広大な畑地帯の水利権を確保するため、南薩土地改良区や県耕地事務所、国に浸水被害の現状を説明し、市民の生命、財産を守るため水位を下げるか、用地補償について国、県と交渉することはできないのか、答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） 池田湖の管理水につきましては、これまでも1m、あるいは50cm下げられないか、関係機関と協議した経緯がございます。その際には、多くの問題点が挙げられておりまして、管理水位の変更は困難であるということから、現段階では、関係機関が連携し水位が上限の66mを超えないように、徹底した水位の管理を行ってきているところであり、このようなことから、管理水位の変更については困難が予想されますが、今後も引き続き関係機関に検討を要請してまいりたいと考えております。

○18番議員（新川床金春） 次に入ります。6番の大成小学校の危険箇所について。大成小学校の西門の階段の蹴上高では転倒リスクがあります。教育委員会は、現地をいつ視察し、現状をどのように捉えたのか、答弁求めます。

○教育部長（鶴窪誠作） 大成小学校の西門の階段の蹴上につきましては、先日調査を行い、概ね19cmと把握しております。

○18番議員（新川床金春） 文科省で決めている小学校の階段の蹴上高は幾らになるのか、答弁を求めます。

○教育部長（鶴窪誠作） 校舎内の階段の蹴上につきましては、建築基準法で定めがありまして、階段の蹴上につきましては、16cm以下となっております。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。2月18日、大成小学校に出向き、校長の許可をいただき、西門の階段を測りました。高さについては、部長が、今、答弁していただきました。低学年の児童にとって大変危険な階段がなぜこれまで放置されてたのか驚きました。市内の小・中学校で西門と同じような階段のある学校が何校あるのか、答弁を求めま

す。

○**教育部長（鶴窪誠作）** その件につきましては、調査をしておりませんので、把握していないところであります。

○**18番議員（新川床金春）** 教育委員会として、西門の階段の蹴上高と勾配の調査を行い、児童の安全のためにどのような協議がなされ、安全対策を講じたのか答弁を求めます。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 大成小学校の西門の階段につきましては、安全性確保の観点から検討してまいりたいと考えております。

○**18番議員（新川床金春）** 令和2年度第2回定例会の予算案に大成小学校の西門の階段改修が入っていませんでした。確認しますが、西門の改修計画はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 西門の階段につきましては、これまで学校から特に要望等もなかったことから、当初予算に予算計上しなかったところであります。ただし、安全性確保の観点から、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

○**18番議員（新川床金春）** バスターミナルからの地下通路の階段の蹴上高と勾配はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○**教育部長（鶴窪誠作）** バスターミナルから学校に入る階段の蹴上につきましては、14cm、階段の長さは3m60cm、階段の全体の高さは約1m68cmを計画しております。

○**18番議員（新川床金春）** 西門から登校する児童が約100名いるようです。バリア対策を施した階段の蹴上高14cmの西門整備はできないのか、教育長に答弁を求めます。

○**教育長（吉本鈴代）** 安全性が一番だというふうに考えておりますけれども、今後、検討してまいりたいと思います。

○**18番議員（新川床金春）** 西門を整備するのに用地購入の心配はありません。新設の地下道の階段と遜色のない緩やかで児童が安心して登校できる西門整備は急務です。今、早急にと言いましたが、夏休みもあります。冬休みもあります。そして、4月には再編されます。いつまでにやるのか、答弁求めます。

○**教育部長（鶴窪誠作）** いつまでにということにつきましては、ここで答弁できないところではありますが、安全性を確保するため、どのような方法があるかについて、今後、検討してまいりたいと考えております。

○**18番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。大成小学校の西門の、今のスクリーンで見れば、左側の方に手すりがありません。落ちたら危険です。子供たちの安全性を確保するために、手すりを早急に設置するか、整備するか、市長、できないものですか、答弁を求めます。

○**市長（豊留悦男）** いろいろ調べておられて、この西門が危険であるとすれば、改修をするのか、子供の安全性のために閉鎖するのか、市としても考えてまいりたいと思います。実は、

西門というのは安全性、つまり、不審者の侵入を含めて、非常に問題のある門だと、私も先日行って思いました。スクールバスの、いわゆる、学校への出入り口が、僅か3・40mのところであります。とすれば、子供の安全のために、この門をどうするのかということは、根本的に考えてまいりたいと思います。

○18番議員（新川床金春） 大成小学校の再編のときに、西門の方をスクールバスが通れないかということで聞きましたら、子供たちがたくさん来るので危ない、ですからバスターミナルは別の所に造るということでした。別な所に行くとなれば、また、交通量も多いので、ここをしっかりと整備して、子供たちの危険度を除去するべきだと思いますが、教育長、どう思いますか。

○教育長（吉本鈴代） 今、議員の方からお話がありましたけれども、西門、それから、スクールバスの通り門を、二つを検討しながら、今後、考えてまいりたいと思います。

○18番議員（新川床金春） 次に入ります。7番の小・中学校普通教室のエアコン使用規程について。学校に出向き、エアコンの使用状況を確認しているのか、答弁を求めます。

○教育部長（鶴窪誠作） 特に学校に出向き、エアコンの使用状況等は確認をしておりません。

○18番議員（新川床金春） 新型コロナウイルス対策で、児童・生徒はマスクをして授業を受けています。熱中症になりやすいと報道されていますが、体調不良が出た学校がないのか、答弁を求めます。

○教育部長（鶴窪誠作） エアコンの使用によって、体調不良を起こした児童・生徒がいるっていうのはお聞きしておりません。

○18番議員（新川床金春） 私が言うのは、暑さで体調不良になった子はいないかということです。

○教育部長（鶴窪誠作） その件につきましても、調査はしておりません。

○18番議員（新川床金春） 私が一般質問で聞いてますよ。聞き取りのときに、学校には行ったのかと。温度計、湿度計などの調査とか出向いているのですかと言っていますけれども、出向いていないということではよろしいですか。

○教育長（吉本鈴代） 今の質問に対しましては、こちらの方で調査をしております。

○18番議員（新川床金春） 温度計、湿度計の設置状況について、今、調査をしているということですが、全ての教室に設置されているのか答弁を求めます。

○教育部長（鶴窪誠作） 調査を行いましたところ、一部の学級に温度計が設置されていない学校もあるようでした。

○18番議員（新川床金春） 大半、ついてない学校もありますが、一部だけなんですか。何校調査したのか、答弁を求めます。

○教育部長（鶴窪誠作） 調査につきましては、全小・中学校にしております。温度計を全ての教室に設置している小・中学校は12校ありました。

- 18番議員（新川床金春） ない小・中学校が6校あったということによろしいですか。
- 教育部長（鶴窪誠作） 全ての教室に温度計が設置してない学校が、小・中学校が5校あったということです。
- 18番議員（新川床金春） 今年度は新型コロナウイルス感染防止のため、児童・生徒はマスクを付けて授業を受けています。国の基準を下回った温度でもエアコンの使用ができるようにできないものか、答弁を求めます。
- 教育長（吉本鈴代） 今、議員の方からありましたけれども、目安が28度ってということなんですので、学校の方にそれを判断してもらっております。
- 18番議員（新川床金春） 先週、大成小学校の体育館を視察しました。児童が登校するまでに室温の適正温度にするためにエアコンを使用しています。25度に冷やしていますよということでした。他の小・中学校の普通教室についても、早朝から温度を27度に設定しエアコンを使用することで、温度上昇の対応ができると思いますけれども、できないのか、答弁を求めます。
- 教育部長（鶴窪誠作） エアコンの使用につきましては、学校長の判断において温度が28度以下でも使用できるように指導しております。
- 18番議員（新川床金春） ある学校では、28度になって校長が駄目だということで入れられなくて、担任が入れたということを聞いていますが、全て28度になったら入れているのか調査していますか。
- 教育部長（鶴窪誠作） 特にその点につきましては、調査は行っておりませんが、児童・生徒の体調管理の観点から、学校に対して教室における温度、湿度管理の徹底と適正なエアコンの使用について、再度指導したところであります。
- 18番議員（新川床金春） 夏休みが短縮されました。そして、夏場の大変暑いときに、7日ほど授業を受けます。子供たちの体調管理のためにですね、これからどんどん暑くなってくるので、エアコンの使用基準をこの夏場だけでも、夏休み期間中でも調整できないのか、答弁求めます。
- 教育長（吉本鈴代） 今の議員の質問ですけれども、学校の方に任せております。暑いときには下げることも許可しておりますので、対応してくれると思います。
- 18番議員（新川床金春） ありがとうございました。
- 次に、憲法と自治法について。国民の権利は放棄できますが、義務は放棄できないとなっております。義務の中で罰則規定があるものはなにか、答弁を求めます。
- 総務部長（中村孝） 罰則につきましては、日本国憲法第31条に法律の手続きによらなければ処罰を課せられないと規定をされております。日本国憲法による義務を果たさなかった場合は、それぞれの法律により罰則が定められているところでございます。
- 18番議員（新川床金春） 日本憲法第30条はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○総務部長（中村孝） ただいまの質問については、資料が手元にございませんで、時間をいただければと思います。対応をお願いいたします。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時55分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（中村孝） 日本国憲法の第30条につきましては、納税の義務を規定しているところでございます。国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負うとなっております。

○18番議員（新川床金春） 次に、地方自治体の役割について。地方自治体の役割をどのように捉えているのか、答弁を求めます。

○総務部長（中村孝） 地方自治法において、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとして定められております。また、地方公共団体は、事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされております。

○18番議員（新川床金春） 自治体の一番の存在意義をどのように捉えているのか、答弁を求めます。

○総務部長（中村孝） 地方自治法の中で、地方自治の本旨に基づきまして、住民の福祉の増進を図ることを基本として、本市においても行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う、そして、最大の効果を挙げるように努めるということで認識をしております。

○18番議員（新川床金春） 一番の存在意義は、住む人々の生活を支えることですよ。

それでは、企業に対するサポートをすることで、自治体が得られるメリットはどのようなことがあるのか、答弁を求めます。

○総務部長（中村孝） ただいまの議員の御質問ですけれども、内容の部分が分かりかねますので、再度、議員の方から説明をしていただければと思います。

○議長（木原繁昭） ただいまの反問については、これを許可いたします。

○18番議員（新川床金春） 企業に対するサポートをすることで、自治体が得られるメリットは何ですかと聞いています。

○議長（木原繁昭） よろしいですか。もう少し具体的には。

○18番議員（新川床金春） 企業にサポートすることで雇用が生まれ、そして、住民が増える、そのことの対価として何があるかと、税収が増えるんじゃないですかっというのを聞いていますよ。ですから、企業に支援をするべきじゃないかなっというのを、あとで質問するために、これを前もって確認しているところです。だから、さっきの問いに答弁すればいいんだがね。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時00分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

では、答弁をお願いいたします。

○総務部長（中村孝） 先ほども答弁いたしているところでございますけれども、地方公共団体はその事務を処理することによって、住民の福祉の増進に努めることができるというような形で認識しております。

○18番議員（新川床金春） 時間の関係で、次に行きます。

市の自主財源は何で構成され、その総額は幾らになっているのか、答弁を求めます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時01分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（中村孝） 本市の当初予算での数値になりますけれども、本市の自主財源につきましては、市税、それと分担金及び負担金、使用料、手数料、それと財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入という形が自主財源となっております。自主財源につきましては、93億7,973万3千円で33.6%という形でございます。

○18番議員（新川床金春） 次に、議員の役割と責務について。令和2年度第1回定例会で議員の責務について説明しました。市長はそのとき、議員個人の解釈だと答弁していますので、あえて確認します。地方議会議員の役割と責任をどのように捉えているのか、市長に答弁を求めます。

○総務部長（中村孝） 議会の役割と責務の部分でございますけれども、日本国憲法第93条において、地方公共団体には法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置すると定められております。これにより、地方自治法第89条において、普通地方公共団体に議会を置くこと定められております。議会は普通地方公共団体の意思決定機関であり、指宿市議会基本条例にもありますとおり、市長及び議会の二元代表制の下、地方公共団体の事務執行の監視機能及び議決機能の役割を担う機関であると認識しております。

○18番議員（新川床金春） 地方議会は国会と違い、唯一の立法機関に成り得ません。執行部と議会の関係について、どのように捉えているのか、答弁を求めます。

○総務部長（中村孝） 議会の責務ということで、指宿市議会基本条例の第7条に議会の責務、第9条に議員の責務がうたわれております。議会の責務とは、市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、適切な判断と責任ある行動を行わなければならないという形になっております。

○18番議員（新川床金春） 議員の職務について、答弁を求めます。

○総務部長（中村孝） 議員の責務につきましては、市民の負託を受けて、議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正な職務の執行に努めなければならないことであると認識しております。

○18番議員（新川床金春） 議員は執行部の事務の執行、実施が適法、適正に、かつ公平、効率的、民主的になされるかどうかと監視し、当初の意図どおり、効果、成果を挙げているか、調査、研究することを求められております。議員の調査、研究の範囲をどのように捉えているのか、答弁を求めます。

○総務部長（中村孝） 議員の調査権の部分でございますけれども、議員個人がいろんな文書や資料等の請求された場合につきましては、市民と同様に公表されている文書については提供しているところでございます。監視機能が議会の役割であることは認識しておりますので、議会としての請求があれば、そういう調査、資料提供等には応じているところでございます。

○18番議員（新川床金春） ただいま、議会からの書類請求があれば出すということでした。議会の検査権、調査権について、どこまでできるのか、答弁を求めます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時06分
再開 午後 2時09分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（中村孝） 地方自治法の中に、第2節で権限ということで、議会の議決事件というのがうたわれているところでございます。その中で、第96条ですけれども、普通地方公共団体の議会は次に掲げる事件を議決しなければならないということで、条例を設け又は改廃すること、予算を定めること、決算を定めることなど、15の部分について、議会の権限に属する事項という形でうたわれておりますので、その事項について、議会の方で判断をさせていただいて、調査できるものと考えております。

○18番議員（新川床金春） 議員の調査ということで、いろいろ動いているんですが、今回、一般質問の通告前に十分な調査ができませんでしたので、一般質問には入れてません。国立公園内で市の関係者が不法投棄をしているとの指摘があり、通報者と市の職員と一緒に現地を調査したら、大変なことが分かりました。尾掛地区の畑で農業を営む方々は、鳥獣被害防止をするために国の補助金をいただき、電気柵等でイノシシ被害の防除対策をしております。魚見岳山頂の市が管理する施設内に菜の花マラソンで出た生ごみや、公園内で出た木の枝などを不法投棄し、腐葉土になり、ミミズが発生することから、イノシシの餌場となっているとの情報がありました。ごみの不法投棄のことについて指摘すると、禁止事案について、ある職員は認識していませんでした。この問題については、次の一般質問でさせていた

だきますが、市民の些細な声を市政に反映することも議員の責務だと思っています。市民の声に対して行動できない議員は知らない議員と言われるのではないかと思います。今回、大変失礼な質問をするかもしれませんが。今回は市民からいただいた問題について、あとから質問していきますけれども、議員の仕事だと思っていますので、議員は市民から受けた疑問について調査することは責務と思いますが、間違いはないのか、答弁を求めます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時23分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（中村孝） 議会の責務、議員の責務でございますけれども、我々が把握しているのは指宿市議会基本条例第7条に、議会の責務、第9条に議員の責務がうたわれているところでございます。繰り返しになりますけれども、議会の責務とは、市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、適切な判断と責任ある行動を行わなければならない。議員の責務とは、市民の負託を受けて、議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならないことであると認識しているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 次に、新型コロナウイルス支援策について質問します。県内には売上高が10%から50%減少した中小企業に対して、10万円から上限30万円支給している自治体があります。市独自の支援策として、中小企業支援策はなぜできなかったのか、答弁求めます。

○産業振興部長（大迫格史） 市では事業者の固定経費の負担軽減、地域内の消費喚起に努めてまいりました。観光協会や商工会議所、商工会を經由した間接支援となる緊急経営安定化助成金や、県の休業要請に応じた休業等支援金に取り組んでいるところでございます。

○18番議員（新川床金春） 売上が50%以上じゃないと出ないというのが、国、県のやり方です。しかし、県内の自治体で10%から50%に対しても支援しています。指宿市はできなかった理由として、お金がなかったのか、なぜしなかったのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（大迫格史） 確かに、県内の自治体では50%まで達してなくても助成している自治体もございますが、本市としては、代わりに、観光協会や商工会議所、商工会を經由した間接支援となる緊急経営安定化助成金や県の休業要請に応じた休業等支援金に取り組んでいるところでございます。

○18番議員（新川床金春） 次に、ホテル、旅館、飲食店、商工業、農業の現状をどのように捉えているのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（大迫格史） まず、各産業への影響につきましては、2月から継続的に、指宿商工会議所、菜の花商工会、各漁協及び山川水産加工組合に対して状況を聞き取っております。

す。また、団体のみならず、可能な限り個々の事業者にも聞き取りを行い、経営状況や業態ごとの消費動向などの把握に努めております。例えば、商工部門で言いますと、日用品を取り扱う小売業は大きな影響はありませんが、観光に関連のある飲食業や小売業、バス、タクシーなどの交通運輸業が大きな影響を受けていると聞いているところでございます。また、ホテル、旅館につきましては、休業要請もございましたので、キャンセルもまた重なりまして、非常に売上が落ち込んでおりまして、4月の段階で10%程度、5月、6月はほぼ売上がないという話を聞いているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 観光協会からの要望書がありますが、1項目目はどのような内容で、どのような対策したのか、答弁を求めます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時27分
再開 午後 2時29分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○健康福祉部長（西浩孝） 市の観光協会からの要望書の第1項目目ですが、市の租税公課、公共料金、固定資産税、上下水道料金、温泉使用料等の減免、又は1年間の猶予をお願いをしたいという要望でございます。

（発言する者あり）

○市民生活部長（鶴本八郎） 税務課の対応としましてですが、先ほどもお答えしているんですが、今年度において、令和2年2月以降の収入が概ね20%以上の減少があり、納税が困難である事業者等を対象に、固定資産税のほか、全ての税目について、徴収猶予の特例制度があり、5月から相談や申請がなされているところです。また、令和3年度においては、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上が30%以上減少する事業者等を対象に、事業用家屋と償却資産に係る固定資産税、都市計画税を軽減する特例措置が実施されることとなっております。

○水道事業部長（園田猛志） 観光協会からいただきました上下水道料金、温泉使用料等の減免、又は1年間の猶予をお願いしたいということでございます。水道料金・下水道使用料及び市営の温泉使用料につきましては、新型コロナウイルス感染症の生活への影響も考慮いたしまして、個人や法人から相談や申請があった場合には、随時、支払いの猶予申請を受けているところでございます。しかしながら、1年間に及ぶ猶予につきましては、水道事業は一般会計と異なりまして、その利用料金で運営している企業体系であることから、事業資金の不足を招くため、企業としての経営が難しいところであります。ということで、今のところは、相談や申請は受けているというような状態でございます。

○18番議員（新川床金春） ただいま答弁をいただきましたが、市民の生活を支えるために、財政調整基金などの活用計画はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○**総務部長（中村孝）** 新型コロナウイルス感染症のまん延防止策、それとあと、経済対策につきましては、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した補正予算を計上して、様々な対応をさせていただいているところでございます。今後も市民の皆様の生活を支える支援策を検討する場合においては、まずは、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの支援措置を踏まえながら、基金等の活用についても視野に入れて、関連施策を講じてまいりたいと考えております。

○**18番議員（新川床金春）** 令和元年度末、一般会計の基金総額77億3,958万円あります。新型コロナウイルス支援策として、財政調整基金の活用を聞いたんですが、国が、県がということですが、市独自では何も考えていないのか、答弁を求めます。

○**総務部長（中村孝）** 繰り返しになりますけれども、この新型コロナウイルス感染症につきましては、国の財源措置、県の方の財源措置もございますので、まずは、そういう国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの支援措置を踏まえながら、あと、また基金の活用についても視野に入れて、関連施策を講じてまいりたいと考えております。

○**18番議員（新川床金春）** 市長に、再建団体になってもいいから企業支援をするように提言した方がいると伺いました。そのような大胆な提言をする方がいたのか、市長、答弁を求めます。

○**市長（豊留悦男）** 議員御指摘の質問、そういうことはこれまで聞いたこともありません。初めて聞きました。

○**18番議員（新川床金春）** すいません、聞いた話なので、確認とらせていただきました。

市民生活を守るための財政支援であれば、今後、財政状況が悪化しても市民は納得すると思います。財政調整基金を活用し、先ほどの水道代、温泉代とか下水道代、いろんなものですね、支援して、特別会計の事業がスムーズにいくようにできないものなのか、答弁を求めます。

○**総務部長（中村孝）** 本年度の予算につきましては、3月議会で本市の当初予算を議員の皆様にも御審議いただいて決定をしているところでございます。その中には、今回のコロナウイルスの部分もあったかもしれませんが、福祉であるとか、教育であるとか、そのような様々な事業がございます。そういう事業を、今年度、実施していかなければならないものもありますので、赤字になってでもという形ではなかなか難しいと思います。そういう財政状況等も踏まえながら、財政計画を立てながらですね、持続可能な財政運営を図っていくべきだと思っております。

○**18番議員（新川床金春）** ありがとうございます。持続可能な財政をとということでした。新型コロナウイルスで市民の生活が大変なんです。納税することで、市の財政を下支えしている事業所や市民の生活を守るため、今年度計画している大型公共施設整備事業及び改修事業を2年、3年延期し、市民生活や産業支援する考えないのか、答弁を求めます。

○**総務部長（中村孝）** いろんな大型事業というものがございます。その事業につきましては、これまでも基本構想であるとか実施設計であるとかっていう形で説明をさせていただいて、進めてきている事業もございますので、そのような事業の部分についても、そういう判断をしなければならないと思っております。確かにコロナ禍において、市税とか使用料等の自主財源の減収であるとか、経済支援等の歳出が膨らんでいることは事実でございますので、今後、厳しい財政運営を強いられることも想定をされますので、国等からの財政支援なども注視をしながら、今後の財政計画を策定して運営を図ってまいりたいと考えております。

○**18番議員（新川床金春）** 時間の関係で、残余の質問については6名の議員の方にお任せしたいと思えます。

次、入湯税の徴収状況と用途について。入湯税の徴収目的について伺いましたが、令和2年4月22日、産業建設委員会とホテルオーナー等の意見交換会が開催され、オーナー会から一部の宿泊施設で入湯税を取るようにはできないかという意見が出たと伺いました。その会議内容のメモを、全ての議員のタブレットに送付しています。市内の宿泊施設で入湯税を納付していない施設があるのか、答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 入湯税につきましては、特別徴収義務者である鉱泉浴場経営者の御協力を得て、令和元年度につきましても例年同様、全て完納されているところです。適正な課税が行われているところです。

○**18番議員（新川床金春）** ホテルオーナーからいただいた意見に対して、議員として確認しないと、議会の黙認、承認したことになりかねませんので、確認します。オーナー会から出たのは、こころの宿の入湯税の納付のことでした。入湯税を納付しているのか、答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 個別の事業者の関係につきましては、守秘義務がございますので、この場での答弁を控えさせていただきます。

○**18番議員（新川床金春）** 市内のホテル、旅館等で宿泊施設と食事処、温泉施設が別々になった宿泊施設が市内に何件あるのか。入湯税の納付状況はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 公衆浴場としましては、例えば、市のたまたま箱温泉ですとか、砂むし温泉とか、他にも2・3あるようございますが、入湯税が課せられている施設はないところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** 私はホテル、旅館等と言っていますので、答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 先ほども申し上げましたけれども、入湯税に関しましては、特別徴収義務者の協力を得まして、適正に課税が行われているところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** はい、分かりました。受益者負担の公平性から鑑み、私は、ホテル、旅館、温泉と別々になっても取るべきだと思っていました。そして、調査の段階で、市

内の旅館で、以前は宿泊施設と食事処、温泉が別だったので、最低限の100円をもらっていたんだけど、市の指導で150円もらいなさいという指導を受けて、今はもらっているという施設があります。実際、同じ敷地にあれば一体の施設と見るのか、どうなのか、答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 宿泊を伴う場合と伴わない場合で、市の条例の方でも定められております。宿泊を伴わない飲食に関しましては、100円というふうに定められております。また、その施設の運営形態、清算のあり様、それによって個々に判断することとなります。

○**18番議員（新川床金春）** 私の知人が宿に泊まって、入湯税を払ってません。だけど、温泉には入りましたということを知りました。ということは一体ということじゃないんでしょうか。答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 先ほどもお答えいたしました。それぞれの施設での清算、また、運営管理がどのような状態であるか、個別に判断されるところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** ですから、ホテルに入った、宿泊した人、そして、温泉に入った人、いろいろいると思いますけれども、実際、宿泊した人が入浴料を払ってないで、鍵だけ持って行って入れたということです。そういうところからは取るのかということを知りたいんです。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 一般論として申し上げますが、同一敷地内、同一経営者であっても、施設及び運営が別々であり、清算が別々である場合など、課税がされないというふうに判断をしております。

○**18番議員（新川床金春）** ですから、ホテル、宿泊代払って、温泉代払っていないんですよ。それで入浴、鉱泉入浴場法で温泉に入ったら取りなさいってなっていますよ。ですから知っているんです。答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** その清算というものがどのような形になっているのか定かではございませんが、まさしく宿泊と入湯というものが一本で清算をされているようであれば、それは課税ということになります。

○**18番議員（新川床金春）** はい、ありがとうございます。一本になっているということだったら取るということで確認取れましたので、次に入ります。

市民からですね、いろいろ言われたんです。その他公衆浴場の入湯税の税率はどのようになっているのかと聞かれたんですよ。要するに、先ほど部長、言いました、宿泊を伴わないで温泉に入って食事をした場合に、入湯税は1人当たり幾らになったら取るのか、取らないのか、答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 1千円以下につきましては、課税されません。

○**18番議員（新川床金春）** ですから、食事をしたときに、風呂に入って食事をしました。それが2千円だったら取るのか。どこで線引きをしているのかということです。

- 市民生活部長（鶴本八郎）** 金額の判断につきましてですが、利用料金につきましては、入場料、休憩料、入湯料、延長料等の名称にかかわらず、当該鉱泉浴場に入浴するために必ず必要がある、いわゆる基本料金で判断をすることとなります。ですから、そのお風呂に入る最低の料金が1千円以下である場合は課税をされません。
- 18番議員（新川床金春）** 入湯税の中に、宿泊を伴わないで飲食及び休息、その他それに付随する利用行為の入湯に対しては100円ってなっていますよ。だから、食事をする。だけど、そのときに入浴料が500円だったら取らないということですか。
- 市民生活部長（鶴本八郎）** 他市におきましても、例えばですけども、京都市、宮崎市、小田原市、長野市など、同様の取扱いとなっているところでございます。
- 18番議員（新川床金春）** この問題については、今後また調査してまいります。
- 4番目の、下水道使用料の確認と徴収等についてですが、市内のホテル、旅館等で地下水を使っている施設はないということを答弁もいただきました。実際、ホテル、旅館の庭は広うございますが、水やりには何を使っているのか、上水道を使っているのかどうか、答弁を求めます。
- 水道事業部長（園田猛志）** 先ほどの答弁につきましては、下水道施設に流入させている井戸水はないはということでしたので、それはないということと答弁をさせていただいたところでございます。
- 18番議員（新川床金春）** これも入湯税の関係で調査しているときに聞いたので、私は確認取っていませんが、スーパー銭湯の公共下水道料金の中に、実際、以前は上水道だけだったと思うが、下水道を使っているんじゃないかという情報がありました。私もこの質問しようかなといろいろ悩みましたが、市民から聞いたことを確認取らなければ、私が黙認したことになります。スーパー銭湯で下水道を使っているという実績はないのか、答弁を求めます。
- 水道事業部長（園田猛志）** ただいまの議員の御質問ではございますが、個人企業のことということで、特定の答弁は控えさせていただきたいと思えます。
- 18番議員（新川床金春）** 市民の声として聞いてください。実際、使っているんじゃないかという声でした。もう10年以上経っています。それがもし本当だったら、指宿市公共下水道条例の中で、以前と内容が変わっていたら調査しないといけない。その調査権は市にあるんですよ。担当課として調査する考えはないか、答弁を求めます。
- 水道事業部長（園田猛志）** 下水道の使用等の確認につきましては、どこの施設におきましても定められた方法で行っております。井戸水についてはですね、その施設の使用料、個人の家庭もですが、使用料を認定いたしまして、この認定使用料をもって下水道料金としているところであります。もちろん、認定に当たっては市の職員が図面、また、書類等を精査いたしまして、完了後は現地確認もいたしているところでございます。そのような施工をする事業者も、市が指定した工事店にということとなっているところでございます。

○18番議員（新川床金春） なぜこのような質問をするかという、市の施設にあるヘルシーランドが平成22年から水道料を6割から7割減らし、温水施設を運営しています。ですので、地下水を使用しながら下水道に流しているという市民の声があったので、調査できないのかなということでやっておりますので、答弁を求めます。

○水道事業部長（園田猛志） 先ほど申しました井戸水につきましては、その使用の申請時、また、改造等を行う場合には、市の指定工事店が取り扱い、申請、また、こちらの市の職員で確認をしておりますので、流れ的には間違いなくやっているということでございます。

○18番議員（新川床金春） 公共下水料を徴収するのは市役所です。先ほども言いましたけれども、実際、市民の疑念を晴らすために調査できないのか、答弁を求めます。

○水道事業部長（園田猛志） ただいま議員の申す中におきましては、やっぱり、そういう制度を知らない個人の方々もいらっしゃると思いますので、広報等を通じまして、また、広く周知はしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（木原繁昭） あと15秒です。

○18番議員（新川床金春） 実際、入浴する人とホテルの人と、境界がないんですよ。ですから、ホテルの宿泊者が入っていても、それはカウントされないかもしれないし、いろんな問題がありますので、入浴状況も確認して調査していただきたいと述べて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○市長（豊留悦男） るる、いろんな指摘をいただきました。市民の声を議会で言うということは、その声は議員の声だと私は理解をしております。そして、様々な固有名詞等が出てまいりましたけれども、それについても当然、質問をした議員の責任であろうと思います。いろいろな、この下水道を含めて、上水道を含めて、その認定、そして、税金のあり方については、行政が責任をもってやっております。事実というのをしっかり踏まえた上で、市民の声だからじゃなくて、議員が調査した結果、こうだった。観光協会の第1条はこういうふうな要求があったけれども、これについてはどうなのか、具体的に言っていたら、議員の求めるような回答はできます。しかし、今回のように前触れが長くて、何が私どもに回答として求められているのか、そういう点で、理解ができなくて、私も努めて回答させていただきたいと思いましたが、できなかつたところでございます。議員の役割、それは行政と両輪となって、市民の福祉のために、そして、市の産業経済の活性化のために頑張る、それが、今課せられたこのコロナ禍での議員と執行部のあり方だろう、私は思って、最後に答弁させていただきました。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時07分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東勝義議員。

○2番議員（東勝義） こんにちは。2番、東勝義です。本日、最後の質問となります。よろしくお願いたします。

私の質問は簡単ですので、ゆっくりじっくりと答えてもらえれば助かります。この3・4か月、地球規模で目に見えないものへの不安と恐怖の中での生活を経験すると、これまでがいかに平穏で静かに生活してきたかを思い知らされました。これからはもっと地球の環境について真剣に考え、議論しなければならないのではないかと私には感じられます。そして、様々なウイルスと共存するために、人間の生まれ持った免疫力を強化することに取り組む研究がますます進むことを期待しております。頭のいい研究者の皆さん、よろしくお願いたします。

それでは、時間もありませんので、質問に入らせていただきます。まず、市が管理する住宅及び住宅内の駐車場についてであります。市内に市の管理する住宅が何棟あり、何世帯の方々が居住しているのか、また、空き室はあるのか、お答えください。

次に、新型コロナウイルス感染症に起因する事案についてであります。今回の緊急事態の対応について、市として、これは良かったと評価できる点と、こうすれば良かったのではないかと反省する点があればお答えください。

残余の質問については、自席にて行いますのでよろしくお願いいたします。

○市長（豊留悦男） 市が管理する住宅についての御質問をいただきました。令和2年4月1日現在におきまして、指宿地域が65棟、山川地域が47棟、開聞地域が62棟の計174棟の管理をしております。680世帯が入居を現在しております。また、待機者のない空き室は現在18室となっております。

駐車場の問題、その他、いただきました問題等については、担当部長が数値等を把握しておりますので、お答えをさせていただきます。

○総務部長（中村孝） 今回の新型コロナウイルスの感染症の緊急事態の対応について、市として評価できる点と反省する点は何かということでございます。新型コロナウイルス感染症につきましては、対策室におきまして、市民からの問い合わせ等の窓口一元化を図るために、医師会や保健所等との連絡調整等も考慮して、健康増進課分室として設置をしたところがございます。現在も市民と関係部署とのパイプ役として、臨機応変に対応をさせていただいているところでございます。今後もこれまでと同様に臨機応変な対応をとってまいりたいと考えております。

○2番議員（東勝義） 今の答弁ですが、反省する点はないということよろしいですか。

○総務部長（中村孝） 反省する点につきましては、現在、鋭意対応をとらせていただいているところでございまして、今現在の時点では反省する点については承知していないところでございます。

○2番議員（東勝義） まず、市が管理する住宅及び住宅内の駐車場についてに行きます。待機者のない空き室が18室あるということですが、聞くところによると何世帯も待機者がいる、いわゆる人気のある住宅もあるように聞きますが、待機者がいる住宅と空き室がある住宅の違いについて、どういうことが考えられるか。また、分かる範囲でお願いします。

○建設部長（山崎一麿） 待機者といたしまして、指宿地域では、高野原71名、新田ふれあい団地62名、弥次ヶ湯団地31名。山川地域では、土矢倉団地4名、成川団地5名、成川永田団地7名。開聞地域では、川尻2号4名、松原田2号3名が多い地域として待機者がございます。要因としましては、建築年が比較的新しいことや、エレベーターが設置されるなど、設備が整えていることが待機者の多い要因になっているかというように考えております。

○2番議員（東勝義） はい、ありがとうございます。部長が早口で言いましたので、メモに戸惑いました。合計で何名の方が待機者としていらっしゃるのでしょうか。

○建設部長（山崎一麿） 早口で失礼いたしました。先ほど答弁いたしましたのは、待機者の多い所を選択して、させていただきました。令和2年5月末時点におきまして、指宿地域13団地437戸に対して、待機者193名。山川地域16団地121戸に対しまして、21名。開聞地域20団地141戸に対しまして、24名。計238名が入居希望という形での待機になっております。

○2番議員（東勝義） はい、ありがとうございます。それだけ市営団地が人気があるということに、本当に驚いております。

市内の全ての駐車場を調べたわけではありませんが、成川の永田団地が白線がなく困っていた事案があります。駐車場のスペースに。この前、解決されましたが、そこで、住宅内の駐車スペースに区画用の白線や番号などがしっかり整備されているのか、また、整備されていないのがあれば何棟ぐらいあるのか、お聞かせください。

○建設部長（山崎一麿） 市営住宅の駐車場の整備についての御質問でございますが、年次的に行っております市営住宅の外壁改修工事の際に、併せて整備を行っているところでございます。また、その他に駐車場の白線が薄くなり、駐車に支障を来している団地につきましては、状況に応じて対応を行っているところでございます。現在、駐車場の白線が薄い所といたしまして、沖原団地、魚見団地等々の団地が、白線の線が薄いということでございます。

○2番議員（東勝義） 駐車場の白線については、私も何件か相談来ましたので、ここで質問させていただきます。ある程度整備を進めているとのことですが、ある団地では線も薄くなり、区画に番号がなく、隣の区画と間違えて駐車してしまいトラブルになったり、新しい入居者がどの区画に駐車していいか分からず困ったりすることがあると聞いております。入居者の住環境を整えてあげるためにも、予算を確保し、駐車スペースの白線や、できれば区画番号を合わせて整備させてあげるのがいいと思いますが、どうでしょうか。

○建設部長（山崎一麿） 駐車場の線が薄くなってきている団地数も複数確認されたところから、順次整備を検討しているところでございますが、併せて区画番号につき

まして、団地の戸数や駐車場の配置状況などを勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

○2番議員（東勝義） 予算が必要だと思います。これは本当に早急に行っていただきたいのは、戸数が多い所はどこに駐めていいか、そして、1世帯1台ではなく2台、今、持っているところあります。駐めていい場所が分からず、本当に困っているみたいですので、よろしくお願いします。団地の戸数が多く、駐車スペースの少ない所から整備していただければと、どこをって言われれば多分言えないでしょうから、そこからお願いします。

次に、市営住宅に680世帯もの方が入居しているとなると、様々な苦情や要望など多数寄せられると思いますが、早急な対応はできているかお答えください。

○建設部長（山崎一麿） 昨年度の住宅に関する相談等につきましては、水道、電気、ガスなどのライフラインに関するものが371件、その他の補修などが402件で、計773件の対応を行っているところであります。対応につきましては、ライフラインや排水、水漏れなどの緊急性の高いものが多くありますので、土日、祝日問わず現地確認や業者の手配など、速やかに対応し、入居者の生活に支障を来たさぬよう努めているところでございます。

○2番議員（東勝義） 個人的な話ですが、私の息子も娘も市の住宅にお世話になっております。苦情や要望に対しては、すごく丁寧に対処してくれるとのこと聞いておりますので、ありがたいことだと思っておりますが、年間約800件近くの相談ごとが、土日問わずって言われましたので、土日問わず寄せられているということですが、人員を含めた市の対応はしっかりできているのか、人員が足りないのか、今、何名でできているのか、よろしく願います。

○建設部長（山崎一麿） 現在、市営住宅等の管理につきましては、建築課住宅管理係で職員3名、会計年度任用職員1名の4名体制で対応を行っているところでございますが、各支所における住宅に関する相談や収入申告の受付につきましては、各支所と連携を図り対応しているところであります。また、緊急な修繕等につきましては、市内業者等と連携を図りながら、迅速な対応に努めているところでございます。

○2番議員（東勝義） すいません、今、職員が3名って言われましたかね。3名、全部で4名、もう1回お願いします。

○建設部長（山崎一麿） 住宅管理係職員3名と会計年度任用職員1名の4名体制で実施しているところです。

○2番議員（東勝義） 年間773件ってことは、日にすると2・3件の対応を4名でされるということなんですが、市の住宅は市民の住環境を整えるためにも、また、住みやすい、住みたくなる指宿市を目指すために必要であると考えますが、これからも入居者の要望や相談に早急に対応する体制をとっていただくためには、人員はそれで足りているとお考えでしょうか。

○建設部長（山崎一麿） 住宅管理する大家として足りているかと議員から言われますと、少な

いのかなというようなところもございますが、ただ、住宅管理係4名と建築課には職員が6名ほどおります。臨機応変、対応いたしておりますし、各支所等とも連携を図りながら対応しておりますので、緊急の場合には、そういった体制を構築されているというところでございます。

○2番議員（東勝義） 各支所と連携をとっているということですので、本当に皆さん方で、市の住環境を整えるためにも、市の住宅をしっかりと整備して、住みやすいまちにしてもらうようにお願いします。

次に行きます。新型コロナウイルス感染症に起因する事案についてであります。市として評価できる点と反省する点、反省する点はないということでしたので、抽象的な質問をさせていただきます。今まで経験したことのない緊急事態でもあり、また、日々状況が変わる中、職員の皆様にとってはめまぐるしく忙しい、何から手を付けていいのかわからない状況だったのではないかと御察いたします。この3・4か月間、様々な御指摘や心ない批判など受けられたことと思いますが、職員並びに任用職員の皆様方の、本当に御苦勞様でしたと言いたいと思います。そして、早い対応していただいたことに、特別給付金などは指宿市は早かったと思いますので、対応したことに心から感謝しております。緊急事態宣言が晴れた今だからこそ客観的に判断し、これからの様々な対応について考えていかなければならないと思っております。これから質問させていただくことは、批判ではなく、これから起こり得る、考えられる事柄に対して、どのように対処していかなければならないかと考えたいと思い、質問させていただきますので、よろしくをお願いします。観光業やそれに関する産業など、大打撃を受けていますが、市としても支援策を用いて打ち出しております。これから新しい支援策など考えているのか、お聞かせください。

○産業振興部長（大迫格史） 市では、ホテル、旅館、それから、居酒屋等の観光客が利用される施設等を対象に、まず、コロナ対策、アクリル板とか、そういったものについての助成を検討しているところでございます。また、万一、感染症が見つかった場合には、その防疫ですかね、その消毒のための費用も検討しているところでございます。

○2番議員（東勝義） 検討しているっていうことは、今、防除とかしているところに関しては、その費用を今から負担しますか。それとも、新しく設置するところに負担するというところでよろしいですか。

○産業振興部長（大迫格史） 細かい内容につきましては、これから上程させていただく予定でおりますので、その中で御審議いただければと思っております。

○2番議員（東勝義） もし許すならば、今、各施設でアクリル板、又は消毒液を買っているところに、今まで幾らかかったかをやっぱり調査して、それに対して補助していくことがいいと思いますが、それも対応してもらえるでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 大手のホテルに確認しましたところ、やはり、アクリル板等で

100万から200万、もう使っているという話もお聞きしております。そのようなことから、そういう支援を検討しているということでございます。

○2番議員（東勝義） よろしく申し上げます。

今、固定資産税、それから、水道料に関しても、個人、又は法人で相談を受けているということですが、もしよければ個人で何名ぐらいで幾ら程度、法人で何件程度で幾ら程度って分かるでしょうか。

○市民生活部長（鶴本八郎） ここで個人、法人で分けてのカウントをしてございませんけれども、5月以降に徴収猶予や減免等の相談は87件ございまして、6月の12日現在においては、徴収猶予の申請は実際には23件ございました。税額にして、約3,380万円の申請がなされております。

○2番議員（東勝義） ありがとうございます。市内には大きなホテルがありますが、ホテルも入れてということでしょうか。

○市民生活部長（鶴本八郎） ホテル、宿泊所、また、飲食店、それらに勤務している従業員の方々など、様々な業種の方から相談を受けているところでございます。

○2番議員（東勝義） 私も産業建設委員長として、ホテルの方々、それから、たくさんの方々に相談を受けました。新しい支援策って言っても、本当に市内たくさんの方々いますので、それがホテル関係だけというわけにもいかないと思います。ただ、困っている方々が、今、どうしてほしいというのがあれば、それを聞く耳を持ってほしいと。今さっき市長が言いましたように、いろんな声を聞きたいというためには、やはり、この対策本部っていうのが、一つ問題になっております。健康増進課の対策本部っていうのは、我々にとってはコロナまん延に対する対策本部だと思っております。我々は今、市の議長として市にお願いしたのは、対策本部をつくってくれてっていうのは、市長をトップにして、各部署の部長、課長級を集めた対策本部をつくって、緊急な場合にコロナのまん延ではなく、経済的な面、それと市の財政面、そういうことを話し合う緊急対策本部をつくってほしいということをお願いしたつもりでおります。今から先、このコロナに対して、また、いろんなことに対して、その対策本部をもう1回、別部署でつくる考えはあるかないか、よろしく申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時28分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○健康福祉部長（西浩孝） 今、健康増進課に分室としてコロナ対策室が設置をされております。これまでも19回の対策本部を開催をしております。その中でも、議員がおっしゃるとおり、市民の感染防止の対策についても協議はしてまいりましたけれども、その中でも経済対策等の会議等も順次開催をしております。この対策室では、先ほども申しました

ように、経済対策、そういうものも含めて対策会議として開催をしているところでございます。

○2番議員（東勝義） それでは、その対策本部のメンバーは、各部署、観光課、それから、農政課、それと土木課、いろんな方々が入っているということによろしいですか。

○健康福祉部長（西浩孝） 対策本部のメンバーとしましては、市長、副市長、教育長、各部長級の職員、あと、健康増進課長、市長公室長、総務課長、人事管理監、財政課長、学校教育課長、そして、消防署長、以上でございます。

○2番議員（東勝義） ありがとうございます。それだけの方々がやっているということであれば、健康増進課の方で、部署ではなく本部として活動できるかなということで、私が認識不足でした。ありがとうございます。よろしく頑張ってもらいたいと思います。

次に行きます。来年予想される税収入ですが、直近の3か年の税収入の推移と比較し、どの程度になると予想されるか。来年度の、また、固定資産税の減免とかいろいろ勘案してもらえれば助かりますが、できるでしょうか、税務課長。

○市民生活部長（鶴本八郎） まず、令和2年度の市税等の課税についてでございますが、本年度の実績により課税をされます入湯税を除きまして、他の税目では前年度と同程度の課税額となる見込みです。その理由といたしましては、前年度の収入・所得により課税される市民税や現有する資産等に課税される固定資産税・軽自動車税などであり、前年度と、これまでと同程度となるところであります。しかしながら、議員からの御質問にありますように、新型コロナウイルス感染症に起因する収入減少等に対応するため、先ほども申し上げましたが、徴収猶予の特例が規定され、相談もまわっているところでございます。新型コロナの影響は、宿泊業、飲食業を中心に土産品等の製造業、小売業、そして、それらの事業所に勤務する従業員の方などから相談を受けており、様々な業種に影響があると思われま。

農業に関しましても、畜産や花、観葉植物の消費や価格に影響が出ておりますし、漁業や鯉節等の水産加工業にも影響が出ていとお聞きしております。市税等の中で、法人市民税は業種の分類が一定程度なされておりますが、固定資産税や市民税など、他の市税等につきましても、業種分類が細くなくおられますが、個人分の課税もございまして、システムでの算定ができず、令和2年度の減収見込みを立てづらいところですが、今後も税目ごとの各納期により徴収猶予等の申請が増えてくるものと考えているところでございます。令和3年度につきましても、固定資産税等の軽減措置があり、様々な業種の方からの申請があるものと考えております。先ほど申し上げました、令和2年6月12日現在の徴収猶予等の相談・申請件数の総額から勘案しますと、約1億7,000万が対象となる可能性となりますが、今後の新型コロナウイルス感染症の影響や景気の動向によっては、本年中の収入・所得により課税される市民税や法人市民税等にも影響が出てまいりますので、今後の指標や市内の状況など、注視してまいりたいと考えております。

○2番議員（東勝義） 予想かもしれませんが、この税金は今までの税金とすれば何%減ぐらいになると予想されますか。

○市民生活部長（鶴本八郎） 本年度につきましてはですね、徴収猶予というような形での申請分が減収になるところです。その分につきましては、今年の場合ですと起債を借りるとか、そういう方法があるわけですがけれども、実際、現段階では3,380万円の申請がされているんですがけれども、これを前期分の申請が来ますと、約1億1,000万程度というふうな形になります。来年度につきましては、固定資産税の軽減措置分としまして、1億7,000万程度という可能性があるところでございます。

○2番議員（東勝義） ありがとうございます。予想ですので、一応それぐらいということで承っております。

次に行きます。経済の衰退と市税への大幅減税が予想されると思いますが、大きな政策や企画の見直しや延期、中止など考えていないか。私にとって、サッカー場は昨日、一昨日、芝植えがあったようですが、野球場の整備活動、それから、市民会館、ヘルシーランドの第一泉源の替掘など、今年3月に予算が組まれています、それについてどうなるか、お答えください。

○教育長（吉元鈴代） 政策や企画等の見直しや延期、中止など考えていませんかということの御質問で、野球場改修や市民会館など、大型事業は予定どおり進みますかということ。それから、先の見えない状況で、このまま進めて大丈夫ですかという御質問だったと思います。市営野球場は、昭和32年に整備してから62年が経過し、体育施設の中で特に老朽化が進んだ施設となっております。そのため、今回、野球場の大規模改修を行うもので、現時点においては、改修工事を延期する予定はございません。また、指宿市民会館の建設につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言区域の業者の本市の流入が想定されましたことから、入札手続き等を見送ってきました。しかし、全国に出されていた緊急事態宣言等も解除されたことから、事業着手に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

○2番議員（東勝義） 野球場に関しては、同僚議員もしてほしいということでは、私も止めてほしいとは言えない状況にありますが、ただ、本当に大幅減税が予想される中、やはり、本当に考えてほしいなど。皆さん方、税金ってというのは決まって入ってくるものと思っているのですが、私は商売人です。商売人は来年が分かりません。税金も来年が分からない。国も県も、県も観葉植物に3か年の予算を組んでいたのを、今年はないということを知りました。やはり、そうして予算を組めない部分もあると思いますが、それに早急に対応する対策ができていますか、もう1回、お願いします。

○総務部長（中村孝） ただいま野球場、市民会館についての整備がございましたけれども、この両施設につきましては、スポーツ・文化の拠点として、今後、指宿市に必要な施設として、年次的に事業を計画して進めてまいったものでございます。両施設については、こ

れまでも基本構想や実施設計など、約1億5,000万円の公費を支出しており、また、今、中断すれば、建設単価の改正等に伴い、後年度に延ばせば延ばすほど建設費用は高騰し、更なる財政負担を招く恐れもあるところでございます。したがいまして、両施設については、入札等の環境が整えば、事業の着手に移りたいと考えております。確かに、このコロナ禍において、市税や使用料等の自主財源の減収や、経済支援等の歳出が膨らんでいることは事実でございます。今後、厳しい財政運営を強いられることも想定をされますので、国等からの財政支援などを注視しながら、今後の財政計画を策定してまいりたいと考えております。

○2番議員（東勝義） それは分かります。ただ、指宿市は、今、ホテル関係、一生懸命やっていますが、なかなか厳しい状態にあると思います。相談も受けております。このホテルを潰してしまうというか、操業を停止してしまうと、今、指宿市が進めているサッカー場、野球場に関しては、何ら意味がなくなるんじゃないかなと。できれば、今のホテルの関係の方々にどこまで救済ができるか、また、ホテルに関するだけじゃなくて、そこに勤めている方々もいらっしゃいます。そこを閉して、すれば、やはり、この事業を見直して、もう1回、市の財政について考えるべきじゃないかと思っているんですが、それに関してはどうでしょうか。

○市長（豊留悦男） 様々な意見があるのは承知しております。市民会館、これも庁議の中でどうするのか、いろいろな意見が出ました。その中では、延ばすべきだろうと、今、造る事業ではないのではないかという部長さん方の意見もあります。今、造らなかつたら、現市民会館はどうなるのかという話もあります。私はその中で、現市民会館は放送施設、空調、その他諸々が限界にきている。放送施設等は、ある企業から借りている施設である。これが駄目になったら改修はやらないと私は言いました。つまり、多額のお金が必要だからであります。今、造らなかつたら、当面、市民会館は造らないという前提だつたら、もう造らないと。その代替施設として開聞の体育館横のホールを使つたらどうか、補助体育館使つたらどうか、様々な意見が出ました。しかし、これは延ばせば延ばすだけ、市民会館建設というのは遠のくであろうと。つまり、合併特例債とか、いろいろな有利な起債ができるうちに造つた方が、財源が厳しい指宿市だから、その方がいいのではないかという意見もあるのも事実であります。財政課には、今後の財政運営のシナリオ、つまり、ビジョンを立ててほしいと、それを基に、どのような形で実現するのか、考えてみましょうというふうに掲げかけてあるところであります。御案内のように、ここ数年、この本庁舎の改修を含め、山川、開聞を含め、学校を含め、そして、サッカー場を含め、様々な事業をやってまいりました。つまり、それは今やらないと後々大変になると、大変というのは財政的にであります。少々、今は我慢してでもやるべきときにやらないと、多くの財源が必要になるよと。財源が厳しい今だけれども、今やつた方が将来、子供たちのためにも、財政の運営のためにも必要だろうという判断を私はいたしました。今、議員からいただいた市民会館の建設等については、様々

な意見がありますので、今後もいただきました意見等参考に検討をしてみたいと思います。やるかやらないかではなくて、いつやるかという検討だろうと思います。

○2番議員（東勝義） 市長の考えはすごく分かります。ただ、我々としては、本当に不安なのは、市民の方々、不安なのは、この指宿市民会館が、今、本当に必要なのか。今、言っただけに代替えできないのか。そして、指宿市は身の丈知らずっていうか、あそこまで強い市民会館に必要なのか。それを市民の方々は心配しております。やっぱり、サッカー場にしてみてもそうです。サッカー場はもうできてしまいました。しまいましたというか、できています。それについて、やはり1年、全部で2,500万の管理料はいる、言われました。2,500万で済めばいいんでしょうけれども、それだけ手を入れて、それだけ今からたくさんの方々呼んでいく、そういう政策も必要だと思えます。ただ、今、私が言ったのは、今回、国体も延期になりました。ホテルの関係の方々が今年秋の入居者を今から探すことはできないと、延期になった時点で、もう秋は空いてしまったと。7月、8月から操業する予定が、創業できない状態になるんじゃないかという、そういう不安があります。それについて、市長、やはりこうして今、さっきも言われましたように、いろんな方々の意見を聞く場をもっていただければいいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（豊留悦男） まさしく議員のおっしゃるとおりであります。サッカー場造った、そのあとにどのような経済効果があるのか、第三者が評価する機関もあります。つまり、造ったら、その経済的なメリット、交流人口が増える、または、旅館業等がいい影響を与えるという、そういうことがないと、この事業というのはなっていないと思っております。昨日も子供たちが、300人を超える子供たちで植えました。そして、記念樹は子供たちが基金として集めた、募金として集めた木を、メモリアルツリーと言いますか、植えました。やはり、私は、今は厳しいけれども、必ずこれは大きく将来、子供たちのためにも、地域のためにも役立つという、そういう目標がなければ事業はやるべきではないと思っております。市民会館もまさしくそうであります。今、どのような形で事業として進めるのか。進めたら、財政的にどうという問題があるのか。これがないように、地方財源の確保についてというのを総務省、それと、様々な機関にお願いをしてみたいと思います。今後、極めて厳しい財政状況になることが見込まれる中、やはり、社会保障費も問題でありましょう。そういうために、地方の安定的な財源運営について、必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保していただきたい。近いうちに、これも要望にまいります。やはり、臨時財政対策債等ありますけれども、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行わないと、地方の財源というのは大変である。これは指宿だけじゃなくて、全ての基礎自治体が同じような考えを持っております。恐らく、この要望というものをすることによって、来年度の様々な財政的な改革、つまり、中央省庁の改革というのが見込まれる、又はそうしてもらわないと困るといって、強い要望をしていきたいと思っております。やはり、課せられた事業をどのようにするのかという

のは、議員の皆さんも心配でしょうけれども、財政運営する担当者の心配でもあります。私たちはどのような事業をどのような形でいつ頃誰がするのか、それ等を含めて、財政については真剣に対応していく覚悟は持っているところであります。

○2番議員（東勝義） それでは、財政課長に聞きましょう。財政課長、来年の財政の見通し、それから、再来年、2・3年後、今からどういう、国の補助金もどうなってくるか分からない状態にあります。財政課長として、どういう展望があるか、お知らせください。

○財政課長（東忠孝） 今後の財政運営につきましては、新市建設計画の中で、財政計画を、本年度、策定する予定でございます。今、税収の減、その辺のところははっきり分からないところではございますけれども、本年度については徴収猶予で、その財源の部分については起債を借りられるというふうになっております。また、来年度以降につきましても、まだこのコロナ禍においてははっきり分からない時点ではございますけれども、財政運営に支障がないような形で財政計画を策定してまいりたいと考えております。

○2番議員（東勝義） 財政課長として、やはり、自信を持って、また、課長でしょうけれども、部長、市長にも文句を言えるような、そういう自信を持った立場になってほしいと思いますが、その意気込みがあるでしょうか。

○財政課長（東忠孝） 財政を預かっておりますので、財政運営に支障がないような形で、一生懸命頑張っただけでまいりたいと考えております。

○2番議員（東勝義） はい、同じ東でありがたいことです。頑張ってもらいたいと思います。部長にもちょっと聞きたいんですが、ホテル関係が、今度、国体が延期になったということで、秋の入居者が、入居者っていうか、泊まり客がいなくなったと。それに関して、市として、対策本部でもいいですから、話し合うことを予定できるでしょうか、できないでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） ホテルのオーナーの方々とは、今年度になりましてから3回ほど意見交換の場を持っております。その中でも、いろいろな御意見を伺っているところです。今、御指摘の国体の延期の件ですけれども、逆に修学旅行がまだ決まっていない学校もたくさんあると聞いておりますので、そういった学校をですね、今、県内の霧島、鹿児島、指宿、そういったところで誘致できないか、内々でちょっと協議をしているところでございます。

○2番議員（東勝義） ありがとうございます。ホテルの方々から、観光課の課長でしょうか、よく来てくれて様子を伺ってくるということを聞いておりますので、本当にありがたいと思います。また、今、言われたみたいに、修学旅行が決まっていないところに、順次、どこの観光施設も募集するでしょうから、いち早く声を掛けていただいて、今、本当に大きなホテルも宿泊料を下げ、一生懸命対応しております。それに対して、我々もやはり助けをあげる、助け船を出していかなければならないかと思っておりますので、よろしくお願いま

す。

市長は1分の1の選挙で選ばれた人間であります。我々議員も20分の1ではありますが、選挙で選ばれております。今回の緊急事態の中、緊急会議も全員協議会も開かれませんでした。残念に思っております。議長に伺いし、やっと議員懇談会は開かれましたが、雑談程度に終わった次第です。我々議員は様々な請願や意見を行政に伝える責務と、行政との協議が決まった政策の内容などを市民の皆様に伝える義務があると思います。世の中の様相が変わり、経済的に苦しい国政、県政、市政が予想されると考えます。市長、我々議員は力不足ではありますが、何とか協力することができると思いますが、この緊急事態をどのように乗り切る覚悟が、再度、お願いします。

○市長（豊留悦男） 経済対策を含めて、様々な分野でのコロナ対策、それに経済的な影響というものについては、しかるべき会議等が幾つかございます。一つには、商工会議所が行っております指宿の経済対策会議。この会議の中でも、いろいろ意見が出ました。その意見を基に、今回の観光協会への補助、商工会議所への支援、やったところであります。それと、国の動向というのが急急になされて、市としてどうするのか。前回もいろいろ指摘を受けました。議会というものをどう考えるのか。やはり、臨時議会を含めてやるべきだ。そのことは重々承知しております。私たちは、議会とともにという、両輪という言葉でよく表しますけれども、その趣旨、考え方は私は変わっておりません。今回、いろいろ指摘もいただきましたので、可能な限り、臨時議会、その他、開けるような場面、時があったら、そこを通じて、市民の声の代弁者としての議会の皆さんの意見をいただきたいと思っております。

○2番議員（東勝義） もう最後になりましたが、トップリーダーとしての考えは聞きました。我々も一生懸命、市民の声を聞きながら精一杯頑張っております。やはり、市長はトップリーダーとして、また、いろんな様々な価値観を持った人間を統括する力を持っていただきたい。そして、統括して、それを市政に生かしていただきたいと思っております。

これで質問を終わります。以上です。

△ 延 会

○議長（木原繁昭） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、明日に行いたいと思っております。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時53分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 山 本 敏 勝

議 員 齋 藤 佳 代

第 2 回 定 例 会

令和 2 年 6 月 23 日

(第 3 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和2年6月23日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 ちヨ子 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 教 育 長   | 吉 元 鈴 代 |
| 総 務 部 長 | 中 村 孝   | 市民生活部長  | 鶴 本 八 郎 |
| 健康福祉部長  | 西 浩 孝   | 産業振興部長  | 大 迫 格 史 |
| 農 政 部 長 | 田之上 辰 浩 | 建 設 部 長 | 山 崎 一 磨 |
| 教 育 部 長 | 鶴 窪 誠 作 | 水道事業部長  | 園 田 猛 志 |

|            |            |           |             |
|------------|------------|-----------|-------------|
| 山川支所長      | 前  菌  佳  生 | 開聞支所長     | 今  村  将  吾  |
| 総務部参与      | 下吹越      寿 | 建設部参与     | 荻      定  治 |
| 市長公室長      | 山  下  浩  二 | 総務課長      | 野  元  伸  浩  |
| 危機管理課長     | 山  下  秀  一 | 財政課長      | 東      忠  孝 |
| 環境政策課長     | 前  田  安  隆 | 地域福祉課長    | 出  島  雅  彦  |
| 健康増進課長     | 廣  森  政  宏 | 商工水産課長    | 上  田  和  成  |
| 観光課長       | 上川床      聡 | 農産技術課長    | 富  永  敏  尚  |
| 教育総務課長     | 鮎  川  富  男 | 学校教育課長    | 常  深      章 |
| 学校給食センター所長 | 有  馬  芳  文 | 指宿商業高校事務長 | 湯ノ口  繁  生   |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |             |         |            |
|-----------|-------------|---------|------------|
| 事務局長      | 川  路      潔 | 次長兼議事係長 | 木  下  英  城 |
| 主幹兼調査管理係長 | 平  畑  卓  哉  | 議事係主査   | 古  川  浩  仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東伸行議員及び井元伸明議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、新宮領實議員。

○4番議員（新宮領實） 皆さん、おはようございます。4番、新宮領實です。新型コロナウイルス、以下、コロナと言います、今は日本はもとより、全世界がコロナとの戦争状態にあります。果たしてこのコロナを制するのはどの国なのか。特效薬やワクチンの開発が待たれるところです。日本は少しずつ光明が見えてきているとはいえ、第2波、第3波を考えますと、先の見えない失望感しかありません。そんな中で、政府や都道府県はもとより、地方自治体においても温度差はあれ、コロナ対策に取り組んでいるようです。当指宿市においては、どういう施策でこの困難を打開していくのか。市民の一番の関心事ではないでしょうか。市民から付託をいただいた者の努めとして、コロナ対策1点に絞り、それぞれ1番目に医療体制の対策、2番目に市独自の経済対策、3番目に子育て支援の対策、4番目に観光対策として、いぶすき観光デザインの役割、5番目に防災対策、6番目に人材確保及び育成の対策について、多岐にわたり関連質問を交えながらお尋ねしてまいります。なお、今回の一般質問には私を含め10人の議員が登壇します。昨日、既に4名の方が終わりましたが、全ての議員がコロナ対策やコロナ禍について取り上げています。必然、重複するところもあろうかと思いますが、御理解とお許しを願います。今回の質問により、平素は別として、行政の中で、コロナ対策の対応に追われている部署の皆さんには、取材から答弁づくりと御苦勞をおかけしております。携わった方々に、心からの敬意と謝意を表します。残余の質問は質問席にて行います。マスク越しですと何かと聞きづらいところがあります。いつもよりゆっくりと大きな声で、御答弁くださいますようお願いいたします。

○市長（豊留悦男） 昨日の一般質問より、新型コロナウイルスの対策、これは感染症対策、経済対策、そのほか諸々の対策の件について、質問をいただいております。私の方からは、この感染症を予防する対策、医療対策等についての答弁をさせていただきます。残りの質問等

については、各担当部、部長等が答弁をいたします。

まず、PCR検査の件がニュース等で取り上げられております。PCR、この検査のための検体採取については、県が認定した帰国者・接触者外来の窓口を有する医療機関にて実施することとなっているところでもあります。医療機関名等は公表されておられませんので、数等は把握はできておりませんが、実施医療機関は増えているようでもあります。また、検体採取後に行うPCR検査については、特殊な設備や専門的な技術を要することから、本市には設置されておらず、県の受託機関は公的施設、民間施設合わせて6か所あると伺っているところでもあります。いずれにしましても、この新型コロナウイルス感染予防に関する対策は、市を挙げて、民間の協力、医師会の協力、様々な方々との連携の下で万全を期す覚悟であります。

**○産業振興部長（大迫格史）** それでは、経済対策についてお答えさせていただきます。本市では運転資金の借入に係る固定経費を軽減させるための商工業制度資金利子補給助成制度と、プレミアム商品券事業を4月当初から他市に先駆けて取り組みました。また、4月末からは商工会議所と商工会、観光協会に年会費相当額を助成する緊急経営安定化助成事業、また、休業等支援金、さらに、大きな影響を受けている飲食店を対象にしたテイクアウト・デリバリー支援事業、グルメ券事業を取り組んでおります。また、観光分野の消費喚起策として、市内のホテル、旅館における宿泊割引プランや、インターネットでのクーポン付き宿泊プランといったキャンペーン、JRや航空会社等と連携した効果的なプロモーション活動、団体ツアー助成などをいぶすき観光デザインが実施する予定となっております。

続きまして、いぶすき観光デザインの果たす役割についてお答えさせていただきます。いぶすき観光デザインの役割についてでございますが、宿泊業や農業、漁業といった本市の基盤産業をはじめとするあらゆる産業間の連携を促し、全ての産業を結び付け、稼ぐ仕組みを構築するための地域経済の舵取り役として期待しております。いぶすき観光デザインが、より民間的視点で行政と産業、地域をコーディネートし、地域の合意形成を図りながら、データの収集、分析を行い、地域に根差した明確なコンセプトに基づく観光戦略の策定、一元化された情報発信やプロモーションを展開することになります。

**○農政部長（田之上辰浩）** 市独自の経済対策は、どんなものがあるかということでございます。農業分野におきましては、第1弾として農業者を対象とした収入保険制度への加入促進対策、市農業振興促進基金の貸付要件の緩和のほか、主要品目等の販売促進支援を行っているところでもあります。また、今回、第3弾として、市内肥育農家への子牛購入費助成、観葉のまち指宿事業として、観光業等とも連携した観葉植物PR活動等への支援及び、需要が低迷する牛肉や観葉植物等の農産物を観光客へプレゼントするPRキャンペーンの実施を考えているところでございます。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 子育て支援の対策についてでございます。市独自の支援策として

ては、学校の臨時休業が始まった4月22日から5月16日までの期間、保育所等の利用者に対しまして、できるだけ自宅で子供を見ていただくよう登園自粛要請を行い、登園を自粛していただいた期間につきましては、保育料の日割り計算をして還付する措置をとったところであります。

**○総務部長（中村孝）** 私の方からは、防災対策についてでございますが、本市におきましては、防災対策としまして、避難所管理運営マニュアルというのを5月に策定をしております。それに基づきまして、避難所等については対応していきますけれども、現時点で避難所については、指宿地域で41か所、山川地域で23か所、開聞地域では14か所の78か所あり、この中で対応をとってまいりたいと考えております。

それと、新型コロナウイルスの対策について、人材の確保及び育成の対策についてでございますけれども、新型コロナウイルス感染対策につきましては、本市では県内でいち早く新型コロナウイルス感染対策室を、専門職員を配置している健康増進課に設置をしまして、7名の職員で配置をして対応をとっているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** ありがとうございます。

それでは、医療体制の対策の分野のところからお尋ねをしてみたいです。

検体採取は、指宿市ではどこの医院でもできるのでしょうか、どうなのでしょう。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 検体採取につきましては、県が認定しました帰国者・接触者外来の医院にて行うということになっております。

**○4番議員（新宮領實）** ということは、指宿市の中では、医院で検体を採取するっていうことはできないんですか。そういう状態のある方を、どこの医院か分かりませんが、採取しようというのはいませんか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 感染の御心配のある方は、保健所に御相談をされるわけですが、保健所の方で、どこの医院で診てもらおうよという指示がございますので、そこが帰国者・接触者外来の医院ということになります。そこで、検体を採取をされるということになるかと思っております。

**○4番議員（新宮領實）** そうですと、指宿市民の方、保健所に行って初めてどこに行ってくださいという形になるんですか。それとも、医療センターが、その感染症対策の指定医院になっているということですが、国立医療センターしかできないということなのでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 医療センター以外にも、帰国者・接触者外来という医院はあるとは思いますが、医療機関名は公表をされておりませんので、数等については把握はできておりません。

**○4番議員（新宮領實）** 名前を聞きませんが、大体何医院ぐらいあるものなのでしょうか。お答えできる範囲で結構です。

○健康福祉部長（西浩孝） 申し訳ございませんが、入り口が、通常の外来の患者の方と、発熱をされた方の入り口が別で、待合も別であるというのが、多分、前提にあらうかと思いません。そういう医療機関ということになろうかと思いますが、先ほども申し上げましたが、医療機関数については、私どもでも把握はしてございません。

○4番議員（新宮領實） 指宿市でのPCR検査というのの実績というのはあるんですか。

○健康福祉部長（西浩孝） 県全体でのPCR検査数というのは、県の方で把握はされているようですけれども、それぞれの保健所での検査数ということにつきましては、公表はされていないところでございます。

○4番議員（新宮領實） そういうお答えしかできないということは、ちょっと残念なんです。仮にPCR検査を受けましようといったときに、本人負担はないということを知っているんですけれども、また、抗体検査の負担というのはどういうふうになっているんでしょう。

○健康福祉部長（西浩孝） PCR検査につきましては、公費負担となっております。但し、初診料であったりとか、肺炎の疑いがあればレントゲンを撮るとか、そういう部分については3割負担ということになろうかと思いません。

○4番議員（新宮領實） 抗体検査はどうなんですか。  
(発言する者あり)

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時21分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○健康福祉部長（西浩孝） 抗体検査につきましては、本市では実施はされていないようでございます。費用につきましても、私どもではちょっと承知はしてございません。

○4番議員（新宮領實） 難しいお話を聞きました。3月議会でも質問しました。その後、3か月が経ちましたのでね、大きくある程度変わってきているのかなという思いで、お尋ねをしますけれども、ベッド数は確保できているか、また、ホテル、旅館との連携はできているんでしょうか。

○健康福祉部長（西浩孝） 新型コロナウイルス感染者は、国に指定されております感染症指定医療機関に入院することとなっております。本市には指宿医療センターの4床がございしますが、今後、心配される第2波に備えて、指宿医療センターでは、感染症病床の増床も計画をされているようでございます。また、本県においては軽症者、無症状者を受け入れる宿泊施設の確保も進めており、宿泊施設名は公表されておませんが、県内に3施設、これとは別に、民間のホテルを200室程度確保しているとのことでございます。

○4番議員（新宮領實） 以前と変わってなくて、ホテル、旅館業組合ともお話ししていないというような状態でございますけれども、それはそれとして、県内に3施設、ほかに民間のホ

テル等、200室程度と言いますけれども、指宿市民の方が発症したら鹿児島まで行くんですか、どうなんですか。

**○市長（豊留悦男）** 今回の新型コロナウイルスについては、もう御案内のように、この新型コロナウイルスが発症した段階から、いろいろなニュースが流れました。テレビでも流れたところですけども、指宿保健所と指宿、いわゆる保健センターと混同して、市には大変な苦情の電話があったのも事実であります。市として、このコロナウイルス対策というのは、具体的にはできないわけでありまして。それはなぜかというのを申し上げます。病院名等が分かったら、その病院はコロナ患者が来たとか、コロナウイルスの、いわゆる患者に近い方々が来たというような風評被害によって、病院が大きな経営的な痛手を受ける、それは新聞等でも御案内のようであります。ホテル等についても、なぜホテル名が分からないのかということ、それは、新型コロナウイルスの病気の特性上、どこに発症者の、または、軽症者を避難できる、収容できるということは言えないわけでありまして。私どもは、この件についてもじくじたる思いを持っているのは、皆さんと同じであります。やはり、この新型コロナウイルスの対策というのは、それぞれの段階でやらなければならない。つまり、国は国として、県は県として、その流れを受けて市がやるわけでありまして。指宿市が独自に保健所があったり、そういう検査機関があったりしたら、議員にも詳しく報告ができます。しかし、現段階ではできません。できる市が唯一あります、それは、政令指定都市であります、中核市であります。だから、鹿児島市は保健所を有して、この状況については市長が記者会見をするわけでありまして。やはり、私たちもこの医療に対する段階的な取組というのを受けて、市としての対策を練っているところでありまして。途中、いくつか電話も市にあったのは事実であります。指宿市の病院でコロナ患者が発生して受入れた、その結果、こうだった。つまり、風評被害が起きたのも事実であります。日赤の病院からも、私に直接電話があったのも事実であります。こういう風評被害が指宿にあるようだけれども、市としては、ということでしたので、私はそういうことはありません、きっぱりと否定をいたしました。つまり、今回のこのコロナウイルスに対する対策というのは、市民も私どもも一緒になって、この病気というのがどういうものなのか、その対策をどうすべきなのかというのを、じっくり分かった上で発言し、意見として述べていただきたいというのは、私の思いでもありました。やはり、この新型コロナウイルス対策というのは、非常に難しい面もありますけれども、だからこそ、みんなでこの対策を練り上げなければならない、そう思っているところですので、是非、議員の皆さんもその対策に、市として執るべき対策については、自信を持ってお答えできる部分はありますけれども、病院名、患者、そして、受入態勢、何名抗体の検査をしたのか、それが市としてなかなか把握ができない、本当は把握できておれば、対策の方法もあろうかと思っておりますけれども、指宿市としてはその点、非常に難しいところがあるということで、是非御理解をいただきたいと思っております。

**○4番議員（新宮領實）** 私、別に病院名を教えてくださいとか、もし何かあったときに、ホテルの名前を教えてくださいというのじゃなくてですね、指宿市は指宿市の中で、その検体採取とか、そういうのできる場所はどこくらいあるんですかという、大まかにお尋ねしているわけでありまして、ホテルにしても、もし、そういうことがあったときには、やはり、ホテル等連携しながら対応してまいりますと、それぐらいの、僕としては答弁でよかったわけなんです。あえてそこまでの、深く突っ込んだですね、お名前を教えてください云々というのですね、私もそのところは申し上げられませんので、そのところは御理解くださいませ。

指宿医師会との連携はできているのでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 指宿医師会の主体で、新型コロナウイルス感染症対策会議が開催されておりまして、市の対策室の職員も出席をしております。市内の医療体制、感染症防止対策などについて、情報交換を行っているところであります。

**○4番議員（新宮領實）** それはいいことだと思います。これで、医師会はコロナウイルス患者に対しての対応はどう考えているのか、教えていただければ。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 医師会の方では、まずは保健所の方に、まず、相談をします。それと、保健所の方では、指宿医療センターの方に、まずは患者さんを送るというふうに向っております。

**○4番議員（新宮領實）** 次にまいります。

高齢者施設での発症に対策は考えているのでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 市内の高齢者施設に対しましては、国から示されました対応マニュアル等を送付し、感染症予防対策の取組を徹底して行うよう要請をしております。また、在宅での介護サービス利用者に対しましては、介護事業所と連携し、訪問や電話により本人や家族等にマスクの着用、手洗い、体調管理の徹底など、感染症防止対策の周知、啓発を行っているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** はい、ありがとうございます。

次にまいります。マスク、消毒液、サージカルガウン及びN95マスク、手袋等は準備できているのでしょうか。前回、3月のときにはほとんど備蓄がないというお話でありましたので、あえてお尋ねします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** マスク、消毒液、サージカルガウン、N95マスク、手袋等、当面必要な物品の備蓄はできております。今後も状況分析をしっかりと行い、必要な物品の調達、備蓄に努めてまいりたいと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** ありがとうございます。

先だって、ちょっと話に聞いたところなんですけど、砂楽に200人の入浴客が訪れたと聞きますけれども、これ、本当なんですか、どうなんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 先日の週末に200人訪れていると聞いております。

○4番議員（新宮領實） 第2波に備えて、医療体制の充実を図っておくべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○産業振興部長（大迫格史） 砂楽におきましては、休業後の再開にあたり、対策を講じておりまして、また、3密対策としまして、受付等で距離をおく、それから、ロッカー等では二つおき、また、もうちょっと多くなったら一つおきということになります。そういう形でロッカーを使用する。そして、砂かけのところではマスク、それから、フェイスガードをするというような形で対策をとっております。

○4番議員（新宮領實） 十分な上にも十分に対応していただくようお願いをいたします。

次に、経済対策についてお尋ねをいたします。一番最初に経済対策の御答弁をいただきましたけれども、ほとんど臨時交付金活用と思いますが、財政出動できる基金はどんなものがあるのでしょうか。

○総務部長（中村孝） 財政出動につきましては、予算を提案する場合に、歳入と歳出を計上した場合に、財源不足が生じることがあります。その財源不足につきましては、財政調整基金で対応しているところでございます。

○4番議員（新宮領實） 財政調整基金のほかに、使える基金はないですか。

○総務部長（中村孝） 基金でございますけれども、その基金につきましては、それぞれの目的によって積み立てられて、そして、取り崩し、運用等を行っているところでございます。取り崩し型といわれる基金につきましては、財政調整基金から減債基金、公共施設整備基金などがあります。それとあと、ふるさと振興基金であるとか、ふるさと応援基金というものがございまして。そのほかに、低額運用型ということで、これについては利息であるとか、そういうものを運用をしていく基金というものがございまして。

○4番議員（新宮領實） ありがとうございます。いろいろ、あとのことをお尋ねをする中で聞きさせていただきます。

.....  
.....  
.....  
.....  
.....

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時37分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○4番議員（新宮領實） 申し訳ございません。私、勉強不足で。何でも聞いてやろうという気

持ちの中でこういう発言が出ました。取り消して訂正いたします。申し訳ございません。

○議長（木原繁昭） ただいま、新宮領實議員より発言の取消の申し出がありました。

取消の申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、新宮領實議員からの発言取消の申し出を許可することに決定いたしました。

○4番議員（新宮領實） 申し訳ございません。財政調整基金はこのコロナ対策に御活用にはならないのでしょうか。

○総務部長（中村孝） 財政調整基金につきましては、先ほども説明しておりますけれども、財源不足が生じた場合については、財調で対応しております。今回の新型コロナウイルス対策の関連の事業につきましては、今現在、国の緊急臨時のですね、交付金がございますので、まずはそれで対応して、基金の、今後またいろんな部分については、その交付金及び基金の繰入等も視野に入れながら、対応してまいりたいと考えております。

○4番議員（新宮領實） 他の自治体とかですね、例えば他の自治体でも基金を使ったり、また、ふるさと納税を使ったりとする自治体もおありのようですけれども、そういうところの自治体というのは参考にするのではないのでしょうか。

○総務部長（中村孝） 他市の状況も参考にすることはありますけれども、本市の財政状況を勘案をして、本市の財政運営という形で対応をしていくところでございます。先ほども議員からありますけれども、今回の新型コロナウイルスの感染症拡大につきましては、我々としても本市の市民生活や市の経済に対して大きな影響を与えており、今後、この影響が続けば市税や使用料等の大幅な減収につながり、厳しい財政運営を強いられることが予想されるところでございます。財政運営に当たっては、単年度の収支が取ればよいというものではなくて、後年度の財政への影響についての配慮も十分行って、長期的な観点に立った財政運営が求められているところでございます。従いまして、その対策費用につきましては、まずは、国からの新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金などの支援措置を踏まえながら、基金の活用についても視野に入れて、関連施策を講じてまいりたいと考えております。

○4番議員（新宮領實） ということは、市の経済対策の財源は全て臨時交付金ということになるということなんですね。

○総務部長（中村孝） 今、臨時交付金の部分につきましても、国の方で、その使途につきましては、この経費には使える、使えないというものがございますので、そういう事業のですね、使途の部分も踏まえながら、臨時交付金であったり、あとはそういう財政調整基金というのも視野に入れて、財政運営を行っていきたいと思っております。

○4番議員（新宮領實） 私、自分の身銭を切らずに、国からの交付金だけで、経済対策ってあり得るのでしょうか、本当にそう思っていらっしゃるんですか。

**○市長（豊留悦男）** 今回のコロナ対策、これはやはり基金等を活用して思い切った対策を練るべきだという、そういう意見が議員の皆さんのほとんどだろうと思います。市によっては、児童1人当たり1万円の支援をすると、それは基金を取り崩してやるというような新聞記事もあります。よくよく考えてみますと、後々はこの交付金から、また、資金、基金に繰り戻しているという実態があります。つまり何を言いたいかと申しますと、第2波、第3波に備えて、可能な限り国の交付金を活用して支援をしていくと、それが指宿市の基本的な方向であります。つまり、市独自でやっているというところが新聞記事等でありませけれども、その中身というのは交付金事業の中で、いずれかは、市が独自に基金から繰り入れた分について、補填をするという市がほとんどであります。つまり、私は何を言いたいかと言いますと、国の交付金を有効に使いながら、それでも、長期にわたるこのコロナ対策においては、市の基金も取り崩すという、活用するという、それはやぶさかではないわけでございます。やはり私たちはこの臨時交付金などの有効的な、効果的な支援を基に、市内の経済対策を練っていきたくて、そういうのが財政運営の第一義的なところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 次にまいります。

令和2年3月から5月までのインバウンド客、国内観光客数はどうなっておられるでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 前回の議会のときに、1月までをお答えさせていただいておりますので、2月からをお答えさせていただきたいと思っております。令和2年2月から5月までの本市における宿泊者数の推移についてでございますが、指宿市観光協会が、市内大手宿泊施設13社を対象に、2月から4月分について調査を行った結果によりますと、2月が3万7,549人。3月が2万5,430人。4月が5,009人の合計6万7,988人となっております。なお、5月分につきましては、現在調査中と聞いております。

**○4番議員（新宮領實）** 前年同時期と比べた場合の宿泊者数の状況というのは、分かっているんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 月ごとに比較いたしますと、2月が約12%の減。3月が52%の減。4月は89%減少している状況となっております。同期間の減少数は7万3,717人で52%の減少となっております。

**○4番議員（新宮領實）** できれば、5月もほしかったんですけども、5月分というのは、どうしても手に入らなかったんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** この調査につきましては、観光協会に調査をしていただいております。まだ、観光協会から5月分のデータをいただいているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 観光業界への支援は、どういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 観光業界の支援につきましては、これまで観光協会への支援、そ

れから、その休業支援金等を行ってきたところです。また、昨日の議会でもお答えさせていただきましたが、今議会において、新たなものについて提案をさせていただきたいと思っております。

**○4番議員（新宮領實）** 宿泊施設が大手13社あるという、先ほどのインバウンド客、観光の中で答弁がありましたけれども、現在の休業、廃業というのは分かりますでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 6月につきましては、大手13ということではなくて、観光協会、それから、市内の宿泊施設等に聞き取りをしております。今月、6月につきましては休館が10社、一部営業が7社、通常営業が24社となっているようでございます。

**○4番議員（新宮領實）** この数でですね、社員数はどれだけあるか。どれだけ社員数がいらっしやるかっていうのは、把握しておられますか。正社員とパート含めてですけれども。中には洗い場の人もおられるだろうし、布団とりもいるだろうし。正確な数字じゃなくて、ざっくりでいいですよ。

**○産業振興部長（大迫格史）** 市が市内の宿泊施設を対象に、昨年10月1日現在で調査を行っております。その結果によりますと、市内52の施設で従業者数は1,541人となっております。

**○4番議員（新宮領實）** たくさんの数なんですね、従業員だけでも。もしですけれども、こんなに6月も10社、休業しているわけですよ。体力がもちますかね。ホテルがもし、こういうホテル業界が廃業という事態になったときに、指宿市としては救えるんでしょうか。どうなんでしょう。

**○産業振興部長（大迫格史）** 4月以降、ホテルのオーナーの皆様方を対象に、これまで3回ほど意見交換会を実施しております。その中で、様々な意見をお伺いしているところでございます。ホテルの皆様方につきましては、国の支援制度等を活用されていると聞いています。

**○4番議員（新宮領實）** 観光産業に携わる業種としてね、土産物屋、飲食業、タクシー、土産製造者、ホテル、旅館へは納入業者、生産者、農業、漁業と多岐にわたると思うんですね。観光産業はやっぱり指宿の経済のエンジンと思うんですが、どうお考えですかね。

**○産業振興部長（大迫格史）** 観光業、宿泊業につきましては、非常に裾野が広がるございまして、そのホテル、旅館に納入されるお店がたくさんございまして、野菜にしても、魚にしても納品されておりますので、そういった形でホテル、旅館の、現在、休業されているところもございまして、そういったことで納入する機会が少なくなっておりますので、非常に大きな影響が起きていると思っております。

**○4番議員（新宮領實）** 畜産業界の支援はどうなっているんでしょう。

**○農政部長（田之上辰浩）** 畜産業に関しましては、牛肉の枝肉価格が前年に比べ2割から3割下落し、肥育農家の経営に大きく影響しているところであります。このため、市独自の支援策

といたしましては、市内肥育農家への子牛導入費助成を計画し、今回、関係経費を補正予算に計上させていただいております。具体的には、市内の肥育農家が指宿中央家畜市場で子牛を導入した場合に、1頭当たり市が1万円、JAが1万円の計2万円を助成しようとするもので、今年の5月から11月までの期間の購入実績を対象とする予定であります。また、販売促進支援としまして、コロナウイルスの影響により需要が低迷する牛肉、それから、観葉植物等の農産物について、市内を訪れる観光客等を対象にしたPRキャンペーンを行い、この影響緩和と今後の農業所得安定につなげたいと考えているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 花き業界が、生花と書きます、生き物です。花が咲く時期もあり、出荷の調整も難しい。また、コロナのために葬儀も簡素化されてきた、こういう需要が低下する中、厳しい状況下にあると思うが、支援は考えていないのでしょうか。

**○農政部長（田之上辰浩）** 花き業界へのコロナウイルスの影響につきましては、卒業式や入学式、冠婚葬祭、イベント等の中止や規模縮小による需要減少があり、全国的に厳しい状況となっております。このような中、本市におきましては、職員互助会による花の購入や庁舎フロアを利用した展示PRなどの支援を行ってきたところではありますが、主要品目のスプレー菊につきましては、需要の少ない下位等級品、L・M・Sが単価安であるものの、上位等級品の2Lにつきましては、輸入減少の影響もあり、昨年を上回る価格となっているところであります。また、輪菊に関しましては、葬儀需要の減少により全体的な単価安となっております。しかし、単価の落ち込みが大きい白色品種を比較しますと、本市栽培の黄色品種への影響は比較的少ないようであります。本市の花き類に関しましては、現在、お盆需要を控え、出荷量は僅かとなっているところでありますが、今後、生産量が増えてくることから、コロナウイルスの販売等への影響を注視するとともに、生産者団体等からの意見にも耳を傾けながら、必要に応じ支援策を検討してまいりたいと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** はい、ありがとうございます。

休業要請はどこまでしたのでしょうか。何業者になるのでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 市では休業要請は特段行っておりません。県が休業要請を行っておりまして、スナック、カラオケ店などの遊興施設やお土産店、それから、ホテル、旅館など95種類の施設で、時間短縮の要請を行った施設は居酒屋など3種類となっているようでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 経済対策が待ったなしの状態です。ここは市長のリーダーシップをもって決断していただいて、各基金から大幅な投入を躊躇せずやるということをお約束できませんでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** このコロナの地域経済対策については、国がこれまでにない予算を組んでおります。つまりどういう予算かと言いますと、ホテル経営者にしても、いろいろな民間の経営者についても、実質無利子、無担保の特別融資の制度もあります。つまり、この制度を

上手く利用することによって、これまでのホテルの経営の持続的な、そして、安定的な収入の確保のために、やはり、これらの国の制度を利用するというのが大切ではないかと思えます。やはり休業要請、これは国がやったわけであります。要請をした以上は、その裏付けが必要であります。その裏付けとして、政府系の金融機関等が全面的な支援をしております。市長会においても、地域経済対策については一段の強化を図るようという申し入れも、先日、したところでございます。やはり財政支援もですけれども、経営的な支援というものも具体的にやっていく必要があるかと思っているところであります。議員が、今、御指摘いただきました、地域経済対策、支援のあり方というものについても、政府を含め、県を含め、その流れを受けて、市がどのような対策を練るかというのは考えてまいりたいと思っております。農業もそうでしょう、一般商工業もそうです。外国人労働者の支援もそうです。様々な支援の観点を書いた上で、今後、アフターコロナ、つまりこの要請が解けたときの対策というのは、万全を期していきたいと思っているところであります。

**○4番議員（新宮領實）** できれば、市長にはそうだねって、こういう基金も使っていきながら、助けていかなきゃいけないねって、そういうお言葉をちょっと期待したんですけれども。そこまでお答えできないところもあるのかなと、理解しつつも理解できないところもありますけれども、そのところはそこで、しっかりと私としても受け止めておきたいと思えます。

子育て支援にまいります。

高校生、大学生の支援策というのはお考えになってらっしゃらないのでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 高校生、大学生の支援策として、教育委員会では給付型奨学資金の新小田奨学資金と無利子の貸与型奨学資金の指宿市奨学資金と指宿市大重・岩崎奨学資金の活用を促しており、新型コロナウイルス対策に特化した市独自の支援はないところであります。なお、国の支援策として、大学生を対象としてアルバイト収入が大幅に減少した学生に10万円を支給する学生支援緊急給付金や、家計急変により授業料等の支払いが困難な学生を支援する緊急授業料等減免や緊急特別無利子貸与型奨学金等につきましては、市のホームページ等で紹介しているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 小・中学校の給食費の減免や保育園、幼稚園への給食費の免除はないのでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** まず、小・中学校の学校給食の減免等につきましては、本市の学校給食の給食費及び食材費に係る経費につきましては、市会計ではなく学校給食センターにおいて、給食会計を設けて管理、運営を行っております。現在の学校給食費は小学校が月額3,900円、中学校が月額4,500円となっておりますが、子育て支援の一環として、保護者の給食費の負担を軽減するため、昨年度から給食費の一部を補助を実施しており、今年度は月額1千円を補助し、保護者の負担額は小学校が月額2,900円、中学校が月額3,500円となってい

るところであります。学校給食は児童・生徒の保護者等から納付していただく給食費で賄っていることから、今回の新型コロナウイルスの影響による子育て支援対策として、小・中学校の給食費を減免することは考えていないところでございます。

○4番議員（新宮領實） 子ども食堂への支援はどうなんでしょう。

○健康福祉部長（西浩孝） 子ども食堂につきまして、市の独自の支援はございませんが、県におきまして、登録している子ども食堂に対し、子ども食堂緊急対策事業として、活動経費の一部を補助する事業を実施しているところでございます。

○4番議員（新宮領實） ほとんどないということで、がっかりしているところなんですけれども、この新型コロナウイルスのためにですね、収入減、保護者の方々、塗炭の苦しみの中にいるわけです。全ての保護者の方々が公務員であれば、こういうお尋ねはしないんですが、こういう未曾有のときだからこそ、支援をするべきだと思います。県内の自治体の支援のあり方等、何も参考にすることはないんでしょうか。

○総務部長（中村孝） 今回のコロナ感染症に関する支援の事業につきましては、これまでも、本市につきましては、第1弾から、3月の当初予算から追加補正で対応してきているところでございます。今回、第3弾、それとあと、第4弾についても、今回、提案をさせていただこうという形でしております。本市につきましては、そういう支援事業につきましては、必要なものについては、今後対応をしていくということで考えているところでございます。

○4番議員（新宮領實） 次に、いぶすき観光デザインについてお尋ねをいたしたいと思えます。人員は何名で、市からの出向は何名になるんでしょう。

○産業振興部長（大迫格史） 人員は12名で、市からの派遣は4名となっております。

○4番議員（新宮領實） 市からの派遣が4名となっているようですけれども、どういう身分でこの課からとなりますか。

○観光課長（上川床聡） 派遣している職員の身分でございますが、部長級が1名、主幹級が1名、主査、主任級が2名となっております。

○4番議員（新宮領實） それは観光課から出すんですか。別なところからも、いろんなところから、例えば農政課とか、そういうところからこうお出しされるということなんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 観光課から派遣しております。

○4番議員（新宮領實） 残りの8名はどんな方々ですか。

○産業振興部長（大迫格史） パートが6名、それから、観光協会から1名、そして、CFO兼調査役が1名となっております。

○4番議員（新宮領實） コロナで疲弊した観光の浮揚の取組に対して、市としてどのような期待をしているんでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） いぶすき観光デザインにつきましては、公益性の高い民間企業でございまして。行政と産業、地域をコーディネートしてくれる舵取り役でもありますので、よ

り柔軟に、効果的に事業を展開し、地域の稼ぐ力を高め、本市の観光振興に寄与してくれるものと大いに期待しているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** お手並みを拝見したいと思っているところでございます。今、稼ぐ力を高めるということでしたので、やはり指宿市で一番稼げるものは何かっていうと、やっぱり観光産業じゃないかなと思う。国民が旅行を控えるとは思えませんし、抑圧された環境からの逃れたいという思いは人間の性です。国内回帰の時代になるのは必定だと思います。海外旅行は入国制限やコロナに関するリスクが大きい。必然的に海外旅行は皆減される。しばらくの間はクルーズも厳しいはずです。コロナは高温と湿度に弱いと聞きます。まさしく温泉のまち、砂むしのまち指宿を売り出す大チャンスと思いますが、どうでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** いぶすき観光デザインについてお答えさせていただきますと、今、ふるさと納税につきまして、登録事業者サイトに掲載する商品の説明文や、定期便の開発などをアドバイスしていると聞いております。また、関係団体に出向いて、登録事業者の新規発掘を行っているところと聞いています。

**○4番議員（新宮領實）** プレッシャーもあると思いますが、しっかり成果を出すように、連携して進めてください。答弁はいりません。

防災についてお尋ねをしてみたいです。

5月2日、県庁で災害時、新型コロナウイルス感染症対策説明会を市町村の防災担当者らを対象に、動画配信で実質、実施したとのことですが、どんな講演だったんでしょう。

**○総務部長（中村孝）** 5月20日に開催をされました講演会の内容でございますけれども、感染防止対策として、親戚や友人宅などへの避難の検討を事前を周知すること。避難所における避難者の健康状態の確認と手洗い、咳エチケット等の感染症の基本対策を徹底すること。感染症予防として、避難所の衛生環境の確保や十分な換気を実施すること。発熱、咳等の症状のある避難者のための専用スペース等を確保するなど、避難所での今後の新たにとるべき対策等について、講演がされたようでございます。

**○4番議員（新宮領實）** その内容を、各自治公民館及び校区公民館への配布する考えはございませんか。

**○総務部長（中村孝）** 本市では、5月20日の説明会の内容も踏まえまして、避難所管理運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編を5月末に策定をしております。これにつきましては、ホームページにも掲載をしているところでございます。また、避難所に指定をされている地区公民館や校区公民館にも配布をしているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 避難所に指定しているところだけじゃなくてですよ、このやっぱり防災に対してはですね、どこの公民館長さん方も一番、何て言うんですか、敏感に考えているところもあると思いますんで、全公民館にですね、これはそんなに悪いことじゃないわけですから、十分準備してくださいというような内容の事柄でしょうから、是非その指定されて

いる云々ばかりじゃなくてですよ、お配りしてください。

**○総務部長（中村孝）** このマニュアルにつきましては、校区公民館に配布する際にも、地区の方には要望があればということで説明をしておりました。今回、議員の方からも要望がありましたので、自治会の方にも配布をしていきたいという形で考えております。

**○4番議員（新宮領實）** 先ほども答弁の中でですね、避難所が全部で78か所ということでございますけれども、避難所を開設したときに、1か所につき何人配置するんでしょうか。また、チェックシートは用意してあるんでしょうか、想定したシミュレーションはしたことがあるんでしょうか。お答えください。

**○総務部長（中村孝）** 避難所の開設の部分でございますけれども、例年、各避難所には受付等の従事者2名を配置することとしております。シミュレーションにつきましては、今回、策定した避難所管理運営マニュアル、新型コロナウイルス感染症対策編により、従事職員を対象とした避難所での感染症対策等の説明会を開催する予定にしているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 避難所管理運営マニュアルもお作りになっていらっしゃるということで、それはもう上々だと思います。

避難所を地域公民館等に増やす考えはございませんでしょうか。

**○総務部長（中村孝）** 市が指定する避難所につきましては、各地域ごとに立地条件、構造条件等を考慮して指定しているところでございます。このような中で、近くにある地域公民館等が避難所として使用できることは、地域の皆様にとっても望ましいことであり、災害直前、直後の身の安全の確保として、また、感染防止対策として地域公民館への避難は、大変有効であると考えております。これまでも災害リスクのない地域公民館等については、自主防災組織、公民館長が中心となり自主的に公民館を開放し、地域の避難者を受け入れている事例もあるようでございます。災害発生時においては、地域の皆様による自助、共助の意識と公助による支援が重要であると考えておりますので、危機管理課としても公民館等での自主防災組織による避難所の開設、運営訓練に積極的に協力し、防災意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** 今後、公民館を回っていただきまして、利用できる公民館は避難所にするべきではないかなど。退避がたくさんできるということは、それだけ密を防げるんじゃないでしょうか。また、パーティションなんかも必要ではなくなってくるのでは。何にもまして、お互いの素性が分かるのが、私は一番大きいと思います。大きな避難所ですとね、あの人は誰だろうか、どの人がどうだろうかと、同じ地域の方だったら、あの人がいたらということで、マスクを外しても話ができるような、そういう安心感があると思いますけれども、今後、そういう取組でお考えにはなりませんか。

**○総務部長（中村孝）** 先ほども説明をいたしておりますけれども、近くにある地域公民館等が避難所として使用できることは望ましいことであると思いますので、本市としましても、自主防災

組織、公民館長等が中心になって、自主的に公民館を開放し、地域の避難者を受け入れてくれるところにつきましては、市としても支援をしてまいりたいという形では考えているところでございます。

○4番議員（新宮領實） マスクとか消毒液、サージカルガウン及びN95マスク、手袋等は危機管理課の方でも十分備蓄できているのでしょうか。

○総務部長（中村孝） 危機管理課の方でも、避難所での新型コロナウイルス感染防止対策として、マスク、消毒液、ガウン、使い捨て手袋のほか、フェイスシールド、ヘアークラップ、非接触型体温計、電子体温計等を備蓄しているところでございます。

○4番議員（新宮領實） はい、ありがとうございます。防災には何時でも危機意識を持って取り組んでもらいたい。市民の安心・安全、生命、財産に直結してくるのが防災です。その都度、新たな防災対策が生まれてくると思います。今後の防災に取り組む考えをお尋ねします。

○総務部長（中村孝） 議員が言われるように、市民の生命、身体及び財産を災害から守るということは、防災施策の基本理念でございます。このことを踏まえまして、指宿市地域防災計画も策定しているところであり、計画的に災害予防対策、応急対策、復旧、復興対策を実施しているところでございます。また、今回の新型コロナウイルス感染症のような突発的な事案が発生するという危機意識を常に持って、様々な事態を想定し、関係部局とも連携をしながら、迅速で円滑な対策を講じてまいりたいと考えております。

○4番議員（新宮領實） ありがとうございます。

次に、人材の確保及び育成への対策は考えているかについて、お尋ねをしてみたいです。新型コロナウイルス感染症対策室を健康増進課に設置し、7名の職員を配置しているところと言われましたんですけども、これで十分なのでしょうか。

○健康福祉部長（西浩孝） 対策室を設けまして、市民からの問い合わせなどスムーズに対応が可能となったこと、また、市民への感染防止周知等も防災無線、広報紙、広報車等により多彩で幅広い対応が可能となったこと等もございまして、現段階では7名で足りているというふうに思っております。

○4番議員（新宮領實） 看護師とか介護士、専門職の採用は予定はないのでしょうか。

○総務部長（中村孝） 専門職の採用につきましては、職場状況ヒアリングや今後の事業等を勘案して、人員確保に努めているところでございます。今回の新型コロナウイルス対策に伴う専門職の採用というところにつきましては、今のところは予定をしていないところでございます。

○4番議員（新宮領實） 時間がありますので、今、人材の育成ということでお尋ねをしている中ですね、ちょっと関連してお尋ねしたいと思います。正規の職員、非正規の職員というのは何名なのでしょうか。

○総務部長（中村孝） 今、手元に資料がございませんけれども、今ある資料で申し上げますと、正規の職員というのは、令和2年度で447名ということでございます。

○4番議員（新宮領實） 非正規の職員の数は分かりませんか、ざっくりでいいですよ。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時34分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（豊留悦男） 人事に関する、定数等に関する御質問でございますので、私の方からお答えをさせていただきます。数字的には、しっかりした数値というのは掴めてはおりません。その理由は、後ほど申し上げます。415人前後だろうと思います。なぜ掴めないかということをお申し上げますと、定額給付金、ここに10人ほど、今、配置をしておりますけれども、それは各課から集まった人と、新たに採用した、そういう人もおります。そして、あと一つは、国勢調査があります。そこにも何人かおられるわけでございますが、今、聞きに行つて、私、直接参りました。現在、3人だそうであります。県知事選挙がありますので選管にも入れてあると。そういうことで、誠に申し訳ございません。そこまで把握した上で、職員の動態を含めて把握すべきのはすべきだろうと思っておりますけれども、お詫びを申し上げます。採用に当たっては、先ほどありましたように、専門職、これは様々な危機対応の一つとして、専門職もぴしゃっと配置をしなければならないと思っております。職員の専門職の状態等を見ていただきますと、やはり今後、どうすべきかという、人事に関する課題も出てきそうであるので、今回、質問をいただき指摘いただきました件については、今後、検討し、善処してまいりたいと思っております。

○4番議員（新宮領實） ありがとうございます。非正規の方々の分を、ちょっと私、把握しておきたかったなという気持ちの中で、時間が余りましたので、ちょっとそのところで、執行部の皆さんには、大変辛い思いをさせているような感じがするんですけども、非正規の方が、1か月もおれば半年もおる、3か月もおる、1年もおるというお話でございましたけれども、実は、私も今年の春まで、公民館長を約10年やってまいりました。柳田校区の取組として、中学生祭りというのを開催してました。様々な方々の御協力の下、実施していただけたわけですね。特に柳田は南中、北中に分かれます。少しでも旧交を温めてあげたらどうかという形の中で、各団体の皆さんに御協力をいただきながら、開催してきたわけなんですけれども、中でも市派遣の集落支援員は優秀な人材でした。それが、集落支援制度が打ち切られたのかどうか分かりませんでしたけれども、いつの間にか退職してました。全く、私から見れば惜しい人材でしたし、校区公民館長も、今村新作さんとか田原迫館長なんかもですね、非常に残念がっておられたわけですね。やはり、こういう人材の流出は市にとって大きな損失ではないでしょうか。職員の採用、または、再採用のあり方を考えてみてはいかがでしょうか。

う、何かありましたら、お答えいただければ。

**○市長（豊留悦男）** 大変、そういう素晴らしい人材がいるということも心得ております。職員は業務遂行能力もですけれども、職能能力、その他、人間性、様々な観点から評価をしなければなりません。人事に関する職員の評価というのは大変厳しいものがあります。見方によってそれぞれであります。今、いただいたようなそういう素晴らしい人材がいるとしたら、また、私どもにもこういう人材がいるよと、こういう方だよというようなことを教えていただければ、採用の一つの参考になるのではないかと考えているところでもあります。やはり非常勤であれ職員であれ、職員の資質というものについては、非常に高いものが求められます。守秘義務であり、様々な地公法における義務も生じます。そういう意味からも、今後、職員採用においても、今、議員がいただいたその言葉を参考にしながら、素晴らしい職員を臨時であれ、それから、本採用であれ、心掛けていきたいと思えます。

**○4番議員（新宮領實）** 市長には、突然にお尋ねした中でですね、前向きに御答弁いただきまして、誠にありがとうございます。

最後になりますけれども、我々もやはり市民から付託をいただいて、昨日の市長の答弁の中にもありましたように、市の皆さんがどういうことを思っているんですか、それはどんどん議会の中でお話をいただければというお話を聞きましたので、あえて少しくお手紙をいただいたのがありますので、最後にお読みさせていただきたいなど。PTAやほかの子育て世帯にも聞いて、箇条書きにしました。全ての要望を叶えるのは無理ですが、意見として議会に出していただければと思います。今回は、子育て世帯の意見だけで申し訳ないんですが、よろしく願いますという内容でした。このたびのコロナ自粛について、子育て世帯の観点から見て、下記のような意見がありましたのでまとめてみました。休校に伴い、いつも以上に食費や光熱費がかかったため、小・中学校の給食費を2か月ないし3か月減額なり補助なりしてほしかった。鹿児島市のように水道の基本料金免除などの措置があったらよかった。休校で自宅学習などのために問題集や教材を購入したので、図書券などで子供分あったらよかった。児童手当を受けている世帯には、国から1人1万円の措置があるが、高校生も休校になり、何かと経費がかかったり、新学期で校納金の支払いなどもあるので、高校生にも給付金があれば助かった。JRの定期は指宿南薩の通学者には払い戻しはないとのことで、休校終了後にまた買いなおした。高校生まで何かしら救済をしてほしかった。指宿は観光業が盛んなので、ホテル業界や飲食店に補助があるのは分かるが、指宿は直接コロナの影響はないので、休業補償などの対象にならないが、休校やマスクの高値など、家計にかなりの影響があったので、図書券や市独自の給付金など、救済措置があればよかったなど、子育て世帯からの意見の一部です。指宿は直接コロナの影響はないですが、市として何かしらの対応があれば、皆さんこの苦境を乗り越える気持ちが、少しは違うのではないかと思います。市も今までにないことで大変だと思えますが、子育て世帯だけではなく、全世帯も視

野に入れて、予算の関係などがあるので難しいとは思いますが、市民の生活を第一に、市としての対応を議論していただければと思います。市長、この文面を聞いてですね、どう思いますでしょうか。指宿市の財政のことを思いながら、多くを望まない、涙ぐましい切実な願いです。どうぞ、指宿市民を救ってやってください、お願いします。いかがでしょうか、市長、最後に。

**○市長（豊留悦男）** 報道関係等から、各自治体、基礎自治体の独自の支援策が縷々紹介されております。どの自治体も財政的には苦しいのは同じであります。つまり、どのようにして市の独自の支援策を、報道関係、その他に広報しているのか、私はそれを最初申し上げたわけです。つまり、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で措置されるものについては、恐らく独自でやったものについても、その交付金事業として報告するはずであります。2・3、市長さん方と今回どうしましょうか、特に観光を有する市長さん方とは、いろいろ相談をしました。まずは、この交付金に対応できる事業については、市独自でやったものについても、この交付金を有効活用してやろうと、そして、恐らくこのコロナ対策については、これで終わりというわけではないだろう。そのときに、交付金事業の項目に漏れたものについては、調整基金を導入したり、様々な基金の運用しながら対応したいというのが、本市の考え方です。給食費の問題、通学の問題、高校生の問題、大学生の問題、様々な問題があるということも、私は十分認識をしているところであります。そういう市民の声、それを今、手紙という形で読んでいただきましたけれども、そのことについては私も心にとめて、今後、コロナ対策をどうするのか。やはり、教育支援も必要になるだろうと思います。第3次、第4次、第5次という補正予算も組まなければならない、そういうこともあろうかと思えます。まだ、皆さんには前広に申し上げておりませんが、このあと、新たな支援対策、これは交付金事業に該当しないものもあるのかもしれない。そのときには基金からの繰り入れをしながらでも、やっていきたいと思っているところであります。財源には限りがあります。やはり、それらを総合的に考えながら、財源の確保を図りながら、今、議員からおっしゃった対応、対策については考えてまいりたいと思えます。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時47分  
再開 午後 0時58分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

**○15番議員（高橋三樹）** 皆さん、こんにちは。

新型コロナウイルスについて、5月25日夜、政府は、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を全面解除しました。継続だった北海道と首都圏の東京、埼玉、千葉、神奈川の計5都道県を対象から外したものです。ただ、再流行に備えて、医療体制、検査体制

の充実、不安解消に努め、感染症対策を引き続き維持しなければなりません。ワクチン開発や治療薬の開発、一刻も早く待たれるところです。6月19日、都道府県をまたぐ移動が全面解禁されました。

それではここで、通告してありました、1、新型コロナウイルス関連について。

特別定額給付金について申し上げます。5月11日郵送、5月15日支給開始でしたが、現時点で申請受付何件で、支給した件数、金額、執行率はどのぐらいですかを、まず伺います。

次は、2、J R 指宿枕崎線について。

輸送強化促進期成会ではどういう話し合いがなされていますかということです。5月29日の地元紙で、J R九州赤字路線が公表されました。それによりますと、指宿枕崎線の指宿・枕崎間42.1kmは4億500万円の赤字だったと。これは、2018年度です。新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、5月の連休中、新幹線、特急利用95%減、これは、全体でJ R九州は93%減、これが一番こたえました。自粛中とはいえ。これらの黒字で、ローカル線の維持をしているといっても過言ではないからです。でも、これからを期待しましょう。新型コロナウイルス感染拡大後は開かれてないかもしれませんが、期成会の活動内容を教えてください。

次は、3、市立指宿商業高校について。

今年度、定数200名に対して145名の入学者、72.5%、これをどう分析していますかということです。2年生は181名、3年生は170名、合計しますと600名の定数に対して496名、82.66%ということになります。いつもより30名程度減少したことになります。人口減少で中学3年生の卒業生が減少したのか、高校の無償化が影響したのか、いろんなことが考えられますが、どう分析していますか、ということをお伺いして、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 私の方からは、J R 指宿枕崎線について、期成会の取組状況、活動内容等について答弁をさせていただきます。指宿枕崎線輸送強化促進期成会というのがございます。これは、鹿児島市、指宿市、南九州市、枕崎市の沿線4市で組織されているところであります。主な活動内容、それにつきましては、J R九州鹿児島支社へ、それから、博多にあります本社への要望活動のほか、利用促進に関する検討会を開催し、路線を活用するための、維持するための施策が話し合われているところであります。

以下、新型コロナウイルスについては総務部参与が、指宿商業については教育長が答弁をいたします。

**○教育長（吉本鈴代）** 市立指宿商業高校について、今年度定数200名に対しまして、145名の入学者、72.5%、どう分析しますかという御質問でございました。指宿商業高等学校の今年度の入学者数の減少につきましては、様々な要因があろうかというふうに考えておりますけれども、その中でも議員が先ほど申し上げたように、大きな要因は2点ございます。一つ目が、少子化によります県内受験者総数の減少による影響でございます。指宿商業高校の入学

者の出身地域は、指宿市及び頰娃地区と鹿児島市内でともに約50%であります。この2地域を合わせました令和2年3月の中学校卒業生数が、前年度と比べて286人減少したことが影響したものと考えております。二つ目が、私立高等学校の授業料の実質無償化でございます。このことで保護者の負担が軽減され、自宅近隣の私立高校受験者数が増加し、指宿商業高等学校の受験者数にも影響したものと推測されます。

○総務部参与（下吹越寿） 特別定額給付金の申請状況ですが、6月22日現在で、受付世帯件数は1万9,989世帯で、39億7,000万円を給付しており、給付率は98.9%でございます。

○15番議員（高橋三樹） ただいま答弁してもらいました特別定額給付金については、98.9%ということですね。

それでは、次に、オンラインによる申請件数、金額はどのぐらいありますか、伺います。

○総務部参与（下吹越寿） これも昨日現在、6月22日現在ですけれども、216世帯の5,350万円を給付しております。

○15番議員（高橋三樹） はい、分かりました。

申請主義ですから、申請しないと貰えません。受付をしていない申請はどのぐらいありますか、伺います。

○総務部参与（下吹越寿） これも昨日現在ですけれども、申請をされていない世帯が263世帯、339名でございます。

○15番議員（高橋三樹） 申請していない人に何らかの催促するのですか、伺います。

○総務部参与（下吹越寿） まだ申請されていない方に対しては、今後、申請に関するお知らせを送付いたします。その上で、県行政書士会指宿支部、公民館長の皆様方の協力を得ながら、手続きの支援を行うなどの対応を考えております。

○15番議員（高橋三樹） 次は、入院中の人、施設に入っている人、体が自由に動かない人、明らかに難しい人、代理申請できますか。寄り添って指導、助言したことがありますか、伺います。

○総務部参与（下吹越寿） 入院中で送付先が別途ある場合は、そちらに送付するなどの対応を行っております。また、鹿児島県行政書士会と特別定額給付金申請手続きに関する代理申請等業務委託契約を締結しており、障害者や一人暮らしの高齢者等の申請に関する支援等を行っていただいております。また今後、公民館長の皆様方とも連携をとりながら、そうした方々にも漏れなく給付できるよう努めてまいりたいと思います。

○15番議員（高橋三樹） 市役所の相談窓口、どのぐらいの人が利用したのか、その件数はどうですか、結構並んでいましたけれども、伺います。

○総務部参与（下吹越寿） 6月22日現在ですけれども、約2,300件の申請がございました。

○15番議員（高橋三樹） 申請した中で、請求をしない人はいたんですか、どうですか、伺います。

- 総務部参与（下吹越寿） 4名おりました。
- 15番議員（高橋三樹） 間違っって希望しないにチェックしてしまった場合、修正できますか、確認していますか、伺います。
- 総務部参与（下吹越寿） 数件ではございますが、受け付けた申請書の受給を希望しないという欄にチェックが付いているものがありました。それらにつきましては、電話等で意向を確認し、個々に対応を行っております。また、事前に申請者本人から間違っってチェックをしてしまったというような連絡があったものにつきましても、チェックを削除するなどの対応を行っております。
- 15番議員（高橋三樹） 市役所の相談窓口で、口座がなくて直接現金で受給した人、何名ほどいますでしょうか、伺います。
- 総務部参与（下吹越寿） 今回の特別定額給付金の給付については、原則、申請者の本人名義の銀行口座への振り込みにより行うこととの通知が国からあったところですが、銀行口座がないなど、真にやむを得ない場合に限り、窓口における現金給付が認められているところでございます。本市においては、窓口での現金給付を希望された方が、昨日現在ですけれども、22世帯で27名ほどおりました。これは給付金額は270万でございます。なお、その方々につきましては、もう既に給付が完了しているところでございます。
- 15番議員（高橋三樹） この申請期限はいつまでですか、伺います。
- 総務部参与（下吹越寿） この事業、特別定額給付金の申請期間につきましては、5月11日から、期限としましては8月11日までとなっております。
- 15番議員（高橋三樹） ただいま、8月11日までだということでした。これらについても、広報紙等でちゃんと周知をしていただきたいと思えます。
- このところはもう最後になりますが、今回、結構支給が早かったんですね。どうして早く支給できたのか。1枚1枚チェックしなければなりませんので、ある程度は時間かかると見ていましたが、結構早く支給できた、その理由は何でしょうか、伺います。
- 総務部参与（下吹越寿） 申請書につきましては、当初5月中の発送を予定しておりましたが、結果としまして、山川・開聞地域分ですね、申請書を5月9日に、また、指宿地区分を5月11日に発送することができました。給付につきましても、5月15日から始められたところでございます。予定より早く給付できた理由ですが、一つ目に、窓空き封筒などの消耗品を各課がストックしているものから調達できたこと。二つ目に、申請書や手続きに関するお知らせなどを、全ての印刷物を外注せず自前でやったこと。三つ目に、担当課の職員だけではなく、各課の多くの職員、または、会計年度任用職員の協力が得られ、休日返上で作業を行ったことが主な理由だと考えております。
- 15番議員（高橋三樹） 次は、受入医療体制について。重症者と軽症者とは対応が違うと思われまます。まず、重症者の医療体制はできていますかを伺います。

○**健康福祉部長（西浩孝）** 第2種感染症指定医療機関に指定されている指宿医療センターに感染症病床が4床ありますので、まずは指宿医療センターで受け入れることになると思われます。ただし、重篤な方は高度な医療設備が整った病院での治療が必要になる場合がありますので、指宿医療センターでの受け入れは条件を満たさない場合も想定されます。そのような場合は、鹿児島市内などの設備の整った病院へ搬送することになります。

○**15番議員（高橋三樹）** はい、分かりました。

次は、軽症者の場合、医療機関への入院なのか、自宅待機となるのか、ホテルとの連携もあるのか、この点どうでしょうか、伺います。

○**健康福祉部長（西浩孝）** 鹿児島県においては、新型コロナウイルス感染症で軽症、若しくは無症状の方でも、国の指定する感染症指定医療機関に入院することとなっており、医療機関での受け入れとなっております。万が一、市中感染が拡大した場合でも、感染者の自宅待機は想定しておらず、県が確保した宿泊施設で、無症状者、軽症者を療養することとなっております。

○**15番議員（高橋三樹）** はい、分かりました。

次、近隣病院との連携や協力依頼はできていますか。病院間や医師会内で協議、連携が図られていますか、伺います。

○**健康福祉部長（西浩孝）** 医師会の主催で保健所、市など関係機関が介した新型コロナウイルス感染症対策会議が開催されております。今後も状況に応じて開催されると思いますので、医療機関及び関係機関の協力体制につきましては、一層の連携が構築されるものと考えております。

○**15番議員（高橋三樹）** 次は、対策本部会議、どういう話し合いがなされ、どういう対策が決定したのかということです。市独自の対策を整理して説明してください。

○**健康福祉部長（西浩孝）** 新型コロナウイルス対策本部会議を19回開催し、国が示す方針等を踏まえ、公共施設の利用方針、指宿市のイベントに関する基本方針、災害避難所における感染症対策などについて協議、決定したところがございます。本市独自の経済対策の主な内容としましては、農政分野では農業者を対象とした収入保険制度への加入促進対策、市農業振興促進基金の貸付要件の緩和、産業振興分野では指宿プレミアム商品券の発行、商工業制度資金利子補給助成の拡充、休業等支援金給付、テイクアウト・デリバリー支援事業、地域経済団体向けの緊急経営安定化助成事業などがございます。

○**15番議員（高橋三樹）** はい、分かりました。今後も支援が必要な場合は躊躇なく対応していただきたいと存じます。

次は、学校は再開しましたが、どういう対策、指導をしていますかということで、児童・生徒に対するどういう感染予防対策、指導をしていますか、伺います。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 教育委員会では文部科学省や県教育委員会からの通知を基に、新型コ

コロナウイルス感染症対策のためのガイドラインを状況に応じて作成しております。そのガイドラインの中で、朝の検温や手洗い・うがい指導、消毒などの基本的な感染予防対策のほか、授業全般に関する感染予防対策について具体的な指導をしているところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** はい、分かりました。

学校、休校により遅れた学習をどのように取り戻すのか。どういう対応するのか、伺います。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 臨時休業中に実施できなかった授業については、教育委員会主催行事の削減や各学校の行事の精選を行い、可能な限り授業時数の確保を行っております。さらには、今年度は夏季休業を短縮し、7月31日まで授業を実施することとし、児童・生徒の確実な学習内容の定着を目指しているところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** これからますます暑くなります。熱中症も心配しなければなりません。マスクをどのような場面で外してもいいのか、どのように指導していますか、伺います。

**○教育部長（鶴窪誠作）** マスク着用については、基本的には常時マスクを着用することが望ましいとしております。しかし、季候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、換気や児童・生徒間の中に十分な距離を保つなどの配慮をした上で、マスクを外してもいいという指導をしております。

**○15番議員（高橋三樹）** 次は、JR指宿枕崎線について。先ほど答弁がありました。今度は利用促進策、どう考えていますかということです。今月、6月13日土曜日、JRを利用して、薩摩今和泉駅から鹿児島中央駅まで行ってきました。往復運賃1,720円、1時間3分かかり、15の駅がありました。6月20日の土曜日、JRを利用して薩摩今和泉駅から枕崎駅まで行ってきました。往復運賃2,260円、1時間39分かかり、21の駅がありました。宗谷本線稚内から枕崎まで3,099.5kmという表示がありました。少子化が進み、乗車率を上げるのは簡単ではありませんが、何とか残すように盛り上げてほしいところですが、どうお考えか、伺います。

**○総務部参与（下吹越寿）** 指宿枕崎線の利用促進につきましては、指宿枕崎線輸送強化促進期成会の活動と合致することから、その内容について御説明申し上げます。昨年度、利用促進に関する検討会を発足させ、昨年12月と本年2月に効果的な利用促進策について検討を始めております。この検討会には、期成会の会員のほか、JR九州や鹿児島県、九州運輸局などが出席し、第1回の会議では、指宿枕崎線の現状の共有と意見交換、第2回目会議では、路線の活用案が話し合われました。活用案を具体的に申し上げますと、駅構内の更なる活用や駅周辺で開催されるイベントとの連携強化の方策が話し合われたほか、市内を運行するバスとJRの連動、通勤、通学でのJRの促進、利用実態調査などの意見が出されたところでございます。検討会は今後も継続して開催し、活用案の具現化に向けて協議を進めてまいりま

す。そのほか、南薩4市で組織された南薩地区総合開発期成会や、県内の在来線鉄道等に関係する団体で組織する鹿児島県鉄道整備促進協議会でも、JR九州へ鉄道路線の維持、継続、地域の状況を考慮したダイヤの編成、鉄道利用環境の整備などの要望を行っております。

**○15番議員（高橋三樹）** 次は、市立指宿商業高校についてですが、先ほどの答弁で、中学3年生の卒業生数が286名減少したということ、それから、高校の無償化が影響したことの答弁がありました。来年度に向けて、何らかの対策を考えていますかということ。今、学校の前の国道沿いに進学した学校や就職先などを表示してあります。いつも凄いなど、いつも感心しているところです。全商検定1級、全9科目合格は、県下では指宿商業高校の生徒のみです。ほか、8科目から3項目の合格、たくさんいます。このような資格取得、パソコン、中国語、韓国語などの勉強、ソフトテニスなどのスポーツ、いろいろなおもてなしのボランティア活動、どれも誇れるものばかりです。学校訪問して、指宿商業高校の特色、PRしていると思われま。来年度に向けて、何らかの対策を考えていますかを伺います。

**○教育長（吉本鈴代）** 指宿商業高校につきまして、来年度に向けての対策についてでございます。指宿商業高等学校におきましては、これまでも指商デパートなど特色ある教育活動の実践や魅力ある学校づくりに努めてまいりました。今年度の新たな取組といたしまして、専門学校と連携した県内初の公務員オンライン講座や、小学生や男子中学生の将来就きたい職業の第1位で、就職後の会社広報をインターネット上でアップできる技術を身に着けることができることを目的としたユーチューバー講座を開設いたしました。今後、新しい取組を加えながら、指宿商業高等学校の特色を中学生親子説明会や1日体験入学を通してお伝えし、来年度、入学生の定員確保に向けて努力してまいりたいと考えております。また、中学生の進路決定につきましては、部活動も大きく影響することから、運動系、文科系ともに経験豊富な指導者による中学生、高校生合同練習会や、商業科の先生による中学校への出前授業の実施を通して、学校PRを図ってまいりたいと考えております。

**○15番議員（高橋三樹）** いろんなことを考えているという答弁でした。ありがとうございます。

これで終わりますけれども、ここで一言。来月7月1日からスーパーやコンビニなどの小売店で、プラスチック製のレジ袋が有料化されます。海洋汚染につながるプラスチックごみをどうしても減らさなくてはなりません。買い物の際はマイバック運動に協力してくださいませようお願いいたします。

これで終わります。ありがとうございました。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 1時30分 |
| 再開 | 午後 | 1時39分 |

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 私は、日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、新型コロナウイルス問題についてです。

新型コロナウイルス感染症は、世界的規模で生命や経済、産業などに大きな影響を与え、いわば人類への挑戦と警告を与えているかのようであります。国内だけでも、昨日午前10時現在、累計感染者数1万7,916人、死亡者数953人と発表されています。全都道府県一斉に出されていた緊急事態宣言は解除され、都道府県ごとに独自のアラートや住民への要請をしている段階です。医療、検査の抜本強化、そして、暮らしと営業を守り抜くことが求められています。そのためには、感染抑止と経済、社会活動の再開を一体に進めていることが必要です。また、その根底となるのは、新型コロナウイルスの感染がどこまで広がっているのかを正確に把握すること。市民への影響、経済、産業への影響を広く把握すること。そして、そこからくる要望はどのようなものであるかを把握した上で、自粛要請と補償は一体という立場で対策を講じることであります。この6月議会では、一般質問をする全ての議員が、何らかの形で新型コロナウイルス感染症問題を取り上げています。当然、重なる部分も出てくるかと思いますが、私は私なりに、基本的な姿勢や考え方という角度から、順次質問を展開したいと思います。ワクチンも治療薬も未だ確立されていない中で、封じ込めのために世界中が躍起になっている状況です。順次伺っていきますが、まず、封じ込めのための現状認識について、国・県・市と、各段階において、諸検査体制は確立されていると思うかどうか、発症者が出た場合の対応は、国・県・市として十分と言えるかどうか。また、3密回避や各種の自粛要請に対して、営業や個人としての協力について、どのような評価なり、現状認識を持っているかどうか、伺います。

次に、市民の暮らしや営業を守る基本姿勢についてです。地方自治体は住民の暮らしを守り、地域の経済産業を支え反映させることが任務です。今こそ、その任務を果たすという本領を発揮すべきときと思いますが、いかが考えるか伺います。また、市民の暮らしや営業への影響をどのように把握するかは、基本的な課題です。その把握をどのようにしているか、伺います。どのような施策に力を入れるかに当たって、終息後の支援中心でなく、差し迫った支援を中心にすべきと思いますが、どう考えるか伺います。また、市民の暮らしや経済や産業を守るに当たって、継続した支援が必要となるとと思いますが、どう考えるか伺います。

次に、災害時における対応についてです。災害の予防、応急対策、災害復旧、復興については、災害対策基本法に基づき、地域防災計画によって定められています。しかし、大々的な感染症発症時における事態は想定されていません。新型コロナウイルス感染症によって、現在の地域防災計画では対応できないことが明らかになっています。現在の地域防災計画は

抜本的見直しをする必要性が生じております。大雨や台風などによって、避難警報が出ることも稀ではありません。避難所などにおいて、どのように3密を避けるかは緊急課題であります。そこで伺いますが、地域防災計画の抜本的見直しの必要性についてどのように考えるか、また、避難所などの3密を避けるための緊急課題についてはどのように考えるか、伺います。

次に、今後の財政に対する考え方についてです。地方自治体の財政計画、あるいは年度予算の組み方については、会計年度独立の原則とか、予算単年度主義とかも関わってきますが、極めてざっくりと言えば、その年の収入を見て支出を決めるのが基本となっているのではないのでしょうか。新型コロナ問題が起きて、いろいろな救済策をするためには、多額の財源が必要になり、これまで経験したことのないようなことが起きています。一般的に、自治体が何かやろうとするときに、財源があるとかないとか話題になります。私がここで言いたいのは、財源がないからできないと単年度で考えるのではなく、コロナ対策に関して、必要な手当は思い切ってやり、交付金の活用、基金の取り崩し、場合によっては借り入れも必要になるかもしれません。それらを含めて、長期的財政計画が必要になると思いますが、どうでしょうか。また、財政的にも厳しくなるときだからこそ、不要不急の大型開発や工事などは見直す姿勢が必要ではないかと思えます。今、ここで伺いたいのは、特定のものが不要不急であるかどうかという問題ではなく、不要不急のものがあるとするれば、見直すことが必要ではないかという考え方の問題であります。お答えを願います。

次に、議会との関係です。一般会計補正予算（第2号）専決処分の承認議案に対する質疑でも述べましたが、コロナ対策はスピード感が求められるケースがあることは当然であります。だからこそ、執行部と議会とは情報や方針を逐次共有することが必要です。また、極力、専決処分は避けて、臨時議会などで対応すべきです。これらのことについて、どのように考えるか、伺います。

次に、公契約条例の制定についてであります。自治体が民間事業者などと契約し、公共工事の発注や業務の委託などを行うのが公契約です。入札などを行うとすれば、当然ながら金額の少ないところと契約するのが基本になります。受注しようとする企業側からすれば、利益を上げるためには応札価格を高くしたいところですが、落札しなければ元も子もないため、落札のためには他社より低い額で応札しようとしています。結局、しわ寄せを受けるのは、そこで働く労働者です。労賃の積算は少なくとも最賃を下回るものはないと思いますが、結局、労働者に幾ら支払われているかについて、発注側は把握できていないのではないのでしょうか。公契約における労働者の賃金や労働条件の低下が社会問題になっています。全国では、公益契約事業に従事する労働者に人間らしく働ける賃金、雇用環境を補償する公契約条例の制定が広がっています。公共サービスの質の確保、事業者の健全経営、地域経済の振興にもつながります。そこで伺います。公契約条例制定の必要性をどのように考えているか、ま

た、指宿市も条例制定をする意思はないかどうか伺って、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 感染症防止対策につきましては、現在も国において、様々な検討、検証が行われているところであります。現状では、これまでの知見に基づき、国が新しい生活様式を示し、基本的な感染症対策や新しい生活様式の実践を求めていますので、本市においてもこれを参考に、感染症防止対策の取組を行っているところであります。

医療体制につきましても、国及び県において、検査体制や受入態勢の拡充が図られているところですが、市内におきましても、PCR検査を実施するための検体採取ができる医療機関の拡充や感染症病床の増床計画もあると聞いております。また、医療機関の負担軽減のため、検査体制拡充の支援や感染者受入医療機関の調整を県が行うということも確認しているところであります。

本市の地域防災計画につきましては、国の防災基本計画及び県地域防災計画との整合性を図る必要があることから、例年、県の計画改正に基づき、その都度改正を行っております。現時点では、国・県からの新型コロナウイルス感染症に関する計画改正は示されておられません。が、別途、国から避難所における新型コロナウイルス感染症対策が示されましたので、本市も指宿市避難所運営管理マニュアル、新型コロナウイルス感染症対策編を新たに策定して、避難対策を図っているところであります。

以下、いただきました質問等については、担当部長等が答弁をいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 新型コロナウイルス問題の発症者が出た場合の対応でございますが、新型コロナウイルス感染症が指宿市で発生した場合は、感染症法に基づき保健所が対応することとなり、陽性者の入院先の決定や濃厚接触者などの疫学調査についても、保健所が実施することとなります。感染病床としては、指宿医療センターの4床が国に指定されておりますが、今後、心配される第2波に備えて、指宿医療センターでは感染症病床の増床も計画されているようでございます。なお、無症状者、軽症者が療養する施設につきましても、今後も、県が体制の整備を進めるものと考えております。本市の役割としましては、市民への正しい情報提供や感染症対策の周知徹底を図り、関係者への誹謗中傷などによる被害を起こさせないことであると考えております。

次に、国・県・市などからの要請に対する市民の協力についてでございます。国の対策としては、本年3月2日の学校休業から5月25日の緊急事態宣言解除までの期間、多くの協力要請が出されたところです。本市においても、国や県の要請に基づき、幅広い業種の方々に営業時間短縮、休業などの御協力をいただきました。また、市民の皆様には3密の回避、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、県をまたいでの移動や不要不急の外出を控える、大人数の集まる会合の自粛などの感染症防止対策をお願いしたところです。いずれの要請、お願いにつきましても、市民の皆様一人ひとりの心がけや御協力により、全国的な感染拡大抑制につながり、本市での発生が確認されなかったことに対し、皆様の取組に心から感謝して

いるところでございます。

次に、今こそ自治体としての本領を發揮すべきではないか、という御質問でございます。感染症防止対策の観点からになります。緊急事態宣言が解除され、社会経済活動が急速に活発化している中、経済活動と感染症拡大防止との両立が、第2波を防ぐための大きな課題であると考えております。今後も県や指宿医師会などの関係機関との連携を図り、国が示す新しい生活様式を日々の生活の中で継続して実践することが、感染症拡大防止には重要であると思っております。市民の皆様には不自由をおかけする場面もあろうかと思っておりますが、一人ひとりが3密の回避、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いをはじめとした基本的対策に努めていただくことが、最も効果的な対策であると考えますので、新しい生活様式の徹底をお願いすることにより、市民の暮らしを守っていききたいというふうに考えております。

**○産業振興部長（大迫格史）** 市民の声をどのように吸い上げているかについてでございます。

商工業分野では、2月から継続的に地域経済団体である指宿商工会議所及び菜の花商工会、水産関係団体等に情報収集を兼ねて状況等を聞き取ってまいりました。また、可能な限り個々の事業者にも聞き取りを行っており、経営状況や業態ごとの消費動向などの把握に努めております。観光分野では、5月に市内のホテル、旅館の経営者の皆様との意見交換の場を3回ほど設けております。

次に、差し迫った支援を中心にすべきと思うが、についてでございます。まずは減収対策として、事業者の固定経費の負担軽減を行うとともに、地域内での消費喚起対策を実施してまいりました。今後も、第2波、第3波を見据え、感染状況に応じた対策を講じていきたいと考えております。

次に、継続した支援が必要と思うがどうかについてでございます。市民や事業者が安心して観光客を迎え入れ、また、観光客も防止対策のとられている指宿へ気兼ねなくお越しいただくことを念頭に、ホテル、旅館や店舗、観光施設等が、衛生用品購入や感染防止対策に要する経費の一部を助成することを検討しております。また、万が一、感染者が指宿市内で確認された際には、該当施設等の消毒に要する経費を事業者にも助成することも検討しているところでございます。事業者向けの支援策は事業効果を見極めながら、そのときどきに必要な支援を行っていくことが大切だと思っておりますので、引き続き、市民や事業者の皆さんの声をお伺いしながら、効果的な支援策を検討してまいりたいと考えております。

**○総務部長（中村孝）** 私の方からは、避難所などの3密を避けるための緊急課題についてでござ

います。本市で策定をしました指宿市避難所運営管理マニュアルに基づき、避難所での3密を防ぎ、避難者同士の距離を確保するため、全ての避難所の収容人数の見直しを行い、独立したスペースや複数のトイレを備える避難所を優先的に開設すること。マスク、消毒液等の衛生品の備蓄に関すること。避難者の受け入れにあつては、健康状態の確認、衛生管理を行い、体調不良等が発生した場合の対応などを定めているところでございます。また、災害

時には、安全な場所に躊躇なく避難することが重要であります。避難所における感染症対策等を進めるとともに、自宅周辺の安全確認をした上で、可能な場合は感染リスクの低い自宅や親戚、知人宅等への在宅避難も検討していただくよう、周知を図っているところでございます。

次に、長期的財政計画が必要になると思うが、どのように考えているかでございます。このコロナ禍において、一時的に財政出動することを前提とした財政計画をつくるべきとのことですが、財政運営に当たっては、単年度の収支がとればよいというものではなく、後年度の財政への影響についての配慮も十分行き、長期的な視点に立った財政運営が求められております。従って、まずは、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの支援措置を踏まえながら、基金の活用についても視野に入れて、関連施策を講じてまいりたいと考えております。

次に、不要不急の大型開発や工事など見直す姿勢が必要ではないかでございます。新型コロナウイルス感染症拡大は、本市の市民生活や市経済に対して大きな影響を与えており、今後、この影響が続けば市税や使用料等の大幅な減収につながり、厳しい財政運営を強いられることが予想されます。全国どこの自治体も本市と同様、困難な財政運営に直面すると思われませんが、国からの財政支援や新型コロナウイルス感染症拡大の動向などを注視し、そのときどきの状況で判断することも必要であろうと思っております。

次に、執行部と議会が情報や方針等、逐次共有する必要があると思うがどうかでございます。これまでも災害や緊急を要する事案等の予算については、事前に議長に相談の上、専決をさせていただいており、次の議会において、本会議開会前に全員協議会の開催を要請し、説明を行ってきたところであります。今回の新型コロナウイルス感染症に関する予算につきましても、事前に議長の了解をいただいた上で、専決処分させていただいているところでございます。

次に、極力、専決処分は避けて、臨時議会など対応すべきと思うがどうかでございます。今回の新型コロナウイルス感染症に係る議案については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとの判断から、事前に議長に相談した後、記者発表前に、議会事務局を通じてタブレット等により情報提供を行った上で、専決処分を行ったところであります。

次に、公契約条例の制定についてですが、必要性をどのように考えるかでございます。自治体が発注する公共工事や業務委託については、最低賃金よりも高い作業報酬下限額を自治体が独自に定める公契約条例につきましては、自治体が発注する契約において、適正な労働条件の確保による当該業務の質の確保という目的自体は重要であると考えております。一方で、令和元年6月、参議院国土交通委員会において、国務大臣が賃金等の労働条件は、労働基準法等の関係法令に反しない限りにおいて、労使が自主的に決定することとされていると

答弁しているように、最低賃金法に基づく地域別最低賃金の規程がある中において、自治体独自に導入することの法的な議論や、近年、地域別最低賃金や労務単価が年々上昇している中での導入の必要性など、自治体によっては様々な議論があるようでございますので、本市といたしましては、国や県内自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、条例制定の意志はないかでございますが、最低賃金法や労働基準法において、最低賃金や違反の罰則規定がございます。公契約条例を制定する目的を達成するために、市が単独で最低賃金以上の賃金水準や労務単価を示すよりも、国における統一した法整備の必要性を感じるところでございます。本市におきましては、建設工事及び設計コンサルタント業務の業務委託について、最低制限価格制度を導入し、価格競争だけに寄らず、契約内容に適合した履行の確保に努めることで、適正な労働環境の確保や業務の質の確保対策を講じてきているところでございますので、公契約条例については、国や県内自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

**○13番議員（前之園正和）** まず、コロナの問題ですが、封じ込めのための現状認識について、諸検査体制を含めて確立されているかどうかと伺いました。発症者が出た場合の対応は十分かと伺いました。発症者が出た場合には保健所が対応するとか、あるいは検査体制はどうなっているとか、それは国だとか保健所だとか、私はどこがやっているのかということと言いますかですね、それで十分と言えるのかどうかと。確立されていると思うのかどうかと、それは国・県・市通してですね。それは国がやるんですよと。だったら、その国のやろうとしていることは十分なのかと、そういう立場で聞いていますので、諸検査体制を含めて確立されていると思うかどうか、国・県・市通してですね。発症者が出た場合の対応は十分と言えるかどうか。それは国です、県ですということじゃなくて、全体として十分かどうかと、そういうことを聞いていますので、お答え願いたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** 現体制においては、確立されているものと思っております。

**○13番議員（前之園正和）** 発症者が出た場合の対応は十分かということについても、十分だという意味でしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 国・県の状況に応じた取組、それが基礎自治体まで下りてきておりますので、現段階では、現段階ではという言葉申し上げましたけれども、十分であると思っております。

**○13番議員（前之園正和）** 指宿近辺、発症者がいないという状況を、現段階ではということにすればですね、医療センターに4つのベッドしかないというのでも余っているということになるかと思うんですが、客観的に見て4つでですね、いざ出たときに間に合うかどうかということになれば、発症者が出た場合の対応は十分とは、私は言えないんじゃないかと思うんですよ。今、発症者がいないから、4つまるまる空いているかもしれんけれども。4つですね、指宿近隣、場合によっては、南薩全部は対象になるかもしれない。それでも十分と

いう理解でよろしいのでしょうか。だと、スタートラインが違うような気がするんです。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 指宿には4床しかございませんが、県内には感染症病床が130弱程度ございます。指宿で4床以上の患者が発生した場合は、他の病院等で振り分けるということでございますので、現段階において、感染者がまだ11名しかいない、いうことを考えますと、現段階では病床等も足りていると。ただ、医療センターは、議員のおっしゃるとおり4床しかございませんので、医療機関としての立場からは増床の計画もしているというところだと思います。

**○13番議員（前之園正和）** PCR検査については、受けたくても、全国的な意味でもそうありますが、受けたくても受けられないという声は当初からありました。また、外国と比べても検査率が低いということも言われてきました。巷では検査数が少ないから発症者数はああいう把握なんじゃないか、実際にはもっと多いんじゃないかということも言われてきました。先般、東京で第2波ではないかと思われるような感染者数が、また出てきたときにですね、小池知事は、PCR検査数が多くなったのだから、感染者数も多く出たのだらうといったコメントをされました。これは即ち、検査数が少ない段階では感染者数を正しく反映できない、検査数が少ないから感染者数の把握は少ないということを確認した言葉とも、裏返しなんです。つまり、これはPCR検査の検査体制が遅れているという意味を言ったのだらうと思うんです。国や県への要望を含めて、PCR検査体制を十分だというふうにお考えなのか、これとこれは国・県に要望し、市としても何かできるものがあるんじゃないかという立場で検討するということなんでしょうか、どうでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 3月のコロナウイルスが感染した当時のPCR検査をなかなか受けられないという部分が全国的にあったようでございます。そういうことから、国においては、息苦しさ、強いだるさ、高熱などの症状、いずれかの症状がある場合等については、保健所に相談をしてほしいと。味覚・臭覚障害等のある方も保健所に相談してほしいと、そういうことで、そういう方はPCR検査を受けられるようには、今現在、なっております。また、かかりつけ医の先生がPCR検査の必要性があるという判断をされれば、そういう方もPCR検査の検査対象ということで、徐々にではございますが、PCR検査の対象者は拡大をされているというふうに認識しております。

**○13番議員（前之園正和）** 実態としては、検査体制はまだまだ少ないということが言えるんじゃないかと私は思います。

それから、地方自治体の一番の存在意義は、そこに住む人々の生活を支えること。そして、そこに籍をおく企業や産業をサポートすることではないでしょうか。そのためには、まず実態をよく把握しなければなりません。市長自らホテルなどには足を運び、よく実態も聞いているということでしたが、そのことも含めてですね、各業界の声、あるいは市民の声、業界、産業としてのですね、それから、市民の声。市民といってもいろいろあるでしょうけ

れども、その人たちが何を求めているかと、どういった声を聞き、何を求めているということ把握されている現状なのか、伺います。

**○市長（豊留悦男）** 一つは、医療提供体制の確保、それに対する市との連携だろうと思っるところであります。PCR検査の充実をはじめ、患者の受け入れ先確保など、いろいろな課題があるのも事実でございます。例えば、病棟の一部の病床を感染症、いわゆる感染患者に充てる場合であっても、院内感染を防ぐために全ての病棟全体を感染症の患者専用としなければならないという現実もあります。一般患者の受入態勢を防ぐために、病棟全体を当然のことながら患者専用としている、そのことから病院の経営が切迫した状況になることもあるだろうと。つまり、そうするためには、政府として十分な財政的な措置がなければ、各自治体においても病院やホテルなどをお願いすることはできないだろうと、そう思っているところでもあります。ですから、この医療体制の確保、病床等の確保については、市だけではなくて、県や国をお願いをし、この体制の確保を図るとというのが、申し入れ、お願いをするという、そういうことしかできないのかなと思っております。そういう意味で、私も今回議会で出されたこと等を総合的に考えて、県の市長会とか、九州の市長会に申し入れをして、政府の方に財政措置の充実等図っていただくようなお願いをしていきたいと思っております。

**○産業振興部長（大迫格史）** どのような声がということでございますが、例えば、ホテル・旅館の皆様方の意見交換の中では、やはり、コロナに感染する危険性が一番高いということで、その対策について検討してほしい、また、ガイドライン等を作成してほしいという声が上がっております。また、居酒屋等につきましては、今月、客の戻りは3割から4割程度でございますが、週末は改善傾向だが平日は厳しい。また、漁業関係の皆様方からは、タイ、ヒラメの高級魚が概ね50%の減であると。なお、アジ、サバ等の大衆魚は例年並みであるということございまして、高級魚を捕る漁師の皆様方からは、都市部の流通やホテル営業などが再開しないと厳しいという声をお聞きしているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 企業、業界、商店街を含めてですね、いろいろ声は聞いていることですが、市長自らもホテル等、足を運んでいるということでした。担当部署としてもやっているということでしたが、それがこの共有、お互いがですね、やったことがこう共有されているかどうかという問題について伺うんですが、現在、コロナについては対策会議があり、対策室だったですかね、別にあると。仕組みとしては、片方は、ざっくり言えば各部長さんが集まっている。片方は、一担当課が携わっているということでしたが、市長自ら、市の幹部が聞き入れた状況把握、それから、担当課が聞き入れた情報把握、これは対策会議なんかで揉まれて、それをお互いに共有するという仕組みになっているんでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 対策会議を行う前には、事前に、市長・副市長等との協議もしまして、協議内容についても事前に打ち合わせをしております。また、他の部署からも対策会議を開く前には、こういう事案があるということで、対策室の方にも連絡があり、それを協議

の題材としているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 企業、業界の方はそういうこと、一応おいておきますが。あと市民、個人としてのですね、個人というか、家族ということも含めてですが、市民からの声をどう把握し、それを要望等、どう反映するかという問題についてですけれども、一般市民の声を把握するという点では、どのような方法をとってらっしゃるのか。団体であれば、団体と意見を聞くということになるでしょうけれども。市民、家庭の方には、若者もいるでしょうし、介護が必要な人もいるでしょうし、1人世帯のところも、ひとり親世帯のところもあるでしょうし、子供さん持っているところ、いろいろなところがあると思うんですけれども、その声をですね、聞き、要望があれば反映をするという意味ではどういう仕組み、どういうふうな段取りになっているんでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 現在のところ、市民の方々からの要望・相談等につきましては、対策室への電話によるものということでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 例えば、ホテル業界からはこういう要望がありますと、観光業からもこういう要望がありますと、いうことを持って来られればそれに応えるということとは別に、市長の方からも足を運ぶということですから、双方からこうやり取りができていますわけですね。そういう意味で言えば、個人の方については、対策室に相談があれば対応するということだけでは片側通行じゃないか。積極的にですね、市民の状況を把握するというシステムがそこでは1本欠けているんじゃないかという気がするんですけれども、どうでしょうか。

**○総務部長（中村孝）** 今回の新型コロナウイルスの関係につきましては、対策本部会議で各部長等も出席をしております。その中で、各関係課の方が、市民との接触もあって、その業務の中で市民等が新型コロナウイルスの関係で困っていることであるとか、そういうものについても、部課長の方からそういう報告をしていただきたいという形で要請をして、そのあったものについては、その都度、そういう対策本部会議で、そういう意見等について協議をしているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 例えば税、基本的には、課税っていうのは前年度に課税をするっていうことでしょうけれども、今回のコロナの場合には、今年のコロナの影響について、今年のを延伸なり、何らかの手立てをとるということですが、そういうことについてですね、制度があったとしても、これが知らされなければ、相談にも来れない、来ないというケースもあるんじゃないかというふうに思うんですよね。そういったことから、相談があれば受けます、もちろん大事ですけども、こちらからも、行政の方からも、こういうのがあります、皆さんどうでしょうかというアクションがどうしても必要じゃないかと思うんです。その点はどうでしょうか。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 今回のコロナの影響に関しまして、2月でしたか、緊急経済対策

委員会がございまして、その中には、農協とか漁協とか商工会議所、商工会等が参加をしております。その中には、関係部長も出席をさせていただいて、各団体の代表の方からですね、現状をお聞きするとか、そういったこともなされております。また、税務課の方に対しましてはですね、もう4月ぐらいから収入減少による相談というのが寄せられておまして、徴収猶予や納税等の相談が6月の12日段階では87件あり、徴収猶予の申請が23件あったところです。そうした中で、その87件の申請の方々がどういった業種の方なのか、また、どういふことがお困りなのかということも把握をいたしまして、対策本部会議の中でもですね、そういった相談というものも増えてくるというようなことで報告をさせていただいてきているところでございます。

**○総務部長（中村孝）** 市民に対して、新型コロナウイルスの感染症に関して、相談窓口ということで、今回につきましては、国の特別定額給付金、その封筒を各世帯に配布をしております。その中に、相談窓口の御案内ということで、税の関係、商工業の関係、事業者向け、個人向けというような形で、全世帯にそういう相談窓口、そして、問い合わせ先等についても市民に周知を図って、そういう相談があればという形で、市民の方にも呼び掛けているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 今、答弁中でありました、特別定額給付金の申請書と一緒に配布されたハンドブックがありました。あれはなかなか良くできていたと私も評価をしております。ただ、あれ以降ですね、第2弾があり、第3弾があり、また、今議会の中で追加の上程もあろうかというふうに聞いているわけですがけれども、逐一補強され、新しいものが出てきてということになってきておりますので、あの定額給付金の申請書と一緒に入れたハンドブック、なかなか良かったんですけども、あれだけでは足りない状況になってきているんじゃないかという点ではですね、事務的に煩雑だとか、やればまた次が出てくるとか、いろんな問題はありますけれども、あれの改定版と言いましょうか、追加版と言いましょうか、そういったものをですね、やっぱり作って、市民に周知するっていうことは非常に大事じゃないかというふうに思うんですけども、それについてはどうでしょうか。

**○総務部長（中村孝）** ハンドブックについてでございますけれども、あのハンドブックについては、それぞれの各課で詳しく作成をした方がいいのではないかという声もありましたけれども、まずはそういう糸口となる、そういう相談の大きな項目を挙げて、市民の方が分かりやすく分かってもらうと。分かった上で、自分が相談したいところがどこなのか、どういう項目でどこにすればいいのかというような形で、あのハンドブックを作ってますね、実際はその関係課の方に問い合わせさせていただいて、そういう詳細についてはですね、相談をいただければという形で、案内をしたハンドブックということでございます。そういう相談の部分についてはですね、ホームページ等にも掲載をしております、担当課の方に相談をしていただければ、詳しい相談ができるという形で考えていたところでございます。

○13番議員（前之園正和） 新しい施策が追加になれば、確かにホームページなどにも掲載してあるかと思うんですが、新しいのを次から次に載せていくということではなくて、今言ったハンドブックの充実という形で、差し替え版、追加を含めて差し替え版という形で、一覧表なりにすればですね、ホームページ見る人は見て、あそこにあったよということで伝わっていくということも、今、文書だけではなかなか更新が上手くいかないということもあるでしょうけれども、その決まったことの追加を上乗せでこう積み上げていくんじゃなくて、改訂版で改定をしていくというふうにしてホームページに載せるということになればですね、さらに広がっていくんじゃないかというふうに思うんですけれども、その点は検討に、していただきたいという気がするんですけれども。

○総務部長（中村孝） 相談の部分につきましては、最初の発行した部分については、その事業が終了をしている部分等もございますので、それと新しい追加というのもございますので、そういう、さらに改定版という形で、市民の方に周知をできるような形を検討してまいりたいと思います。

○13番議員（前之園正和） 私は今、ホームページの掲載っていうことで言ったんですが、今、新たに改訂版なりの周知っていうのは、Webだけでしょうか、それとも書類としてもという意味を含んでいらっしゃるのでしょうか。

○総務部長（中村孝） ホームページの方も、更新はかけていきたいと思います。広報いぶすきもありますので、広報紙の方も活用をして、周知を図っていきたくて考えております。

○13番議員（前之園正和） それから、継続した支援との関係ですが、今議会中にも更に提案がされるということで、支援は継続してやる必要があるだろうといった趣旨の答弁というふうに理解をしたんですが、具体的に今の時点では言えないものもあるかと思うんですが、やはり継続して、声を聞いて、それに可能なものは応えていくという点では、継続した支援を考えているという理解でよろしいでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 実際、感染者が出た場合の消毒、これにつきましては今後も対応することになりますし、また引き続き、その事業者の皆様とも協議を続けていきまして、適切な支援を検討していきたいと思っております。

○13番議員（前之園正和） 税金などが納められる場合には、延伸をすとか、場合によっては減免とか、いろいろな手立てをするわけで、あるいは、全体的に見れば、貸し付けの制度とか、小口資金のですね、そういったものなどもあるわけで、何とかこの立ち直ってほしい、あるいは、立ち続けてほしいという施策をするわけですが、それでもやはりなかなか上手くいかないという場合はあるわけですね。そのときに、この新型コロナの下で仕事や住まいを失い、生活が成り立たないケースも広がってきております。そこで、生活保護は憲法25条に基づく暮らしのセーフティネットであります。国会において、共産党の田村智子副委員長が生活保護はあなたの権利ですとこの場で呼び掛けてくださいと迫ると、安倍首相は、

文化的な生活を送る権利があるので、ためらわずに申請ほしいと答弁しました。これ、当然と言えば当然の答弁なんですけど、そこで、市長に同じことを伺いますのでお答えいただきたいと思います。生活保護はあなたの権利ですと、その場で呼び掛けてほしいということですね。答弁においては、安倍首相と同じとかいった言葉ではなく、同じなら同じで、同じように、自分の言葉として、直接的言葉で答弁していただきたいと思います。市長、よろしくお願ひします。

**○市長（豊留悦男）** 私も全く総理の言葉のとおりだろうと思います。本市においても生活に窮している家庭があるとすれば、生活保護というものについては、そういう面で、生活に困らないように、それぞれが生活を保障するための手続き、相談においでくだされば、市としても対応すべきだろうと思っるところであります。

**○13番議員（前之園正和）** 同じであっても同じ言葉でと言ったんですが、安倍首相の答弁は文化的な生活を送る権利があるので、ためらわずに申請をしてほしいと答弁したわけですね、同じ考えだということでありました。

それからですね、地域防災計画については、この感染症との関係で、追加されたのか見直しされたのか、一部なされているっていうふうなことだったと思うんですが、全面的に感染症対策を前提にしたふうに改定されているんでしょうか。全面的という面では、この短期間にですね、なかなかできていないんじゃないかと思うんですが、今一度お願ひします。

**○総務部長（中村孝）** 市の地域防災計画につきましては、国・県の計画との整合性を図る必要があるということでございます。今回の新型コロナウイルスの感染症に関する部分につきましては、国の方から別途、避難所に新型コロナウイルスの感染症対策の、感染、新型コロナウイルスの感染症の対策編というものがございますので、本市におきましても、地域防災計画ではなくて、本市独自の避難所運営管理マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編という形で策定をしているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 今の答弁聞きますと、コロナ対策編という形で、別途別冊を作ったように聞こえるんですね。ですから、この地域防災計画というのは、総合的な計画であり、全てを網羅しなきゃいけないものだと思うんです。そういう面では、まだこの地域防災計画というのがですね、感染症を含んだ抜本的な改正っていうのはなされていないと。当面の手立てとしての指標は作ったということだろうと思うんです。国の方針等とも関係もありませんが、この地域防災計画を抜本的に見直す必要があると。それも、一気呵成にやる必要があるということは、そういうことでよろしいんじゃないでしょうか。

**○総務部長（中村孝）** 先ほどからも説明をしておりますけれども、本市の地域防災計画につきましては、国の防災基本計画及び県の地域防災計画との整合性を図るということでございますので、今後、そういう新型コロナウイルスの感染症を含めた形で国・県からそういう改正の通知もあろうかと思っますので、それに併せて、本市の防災計画についても改正を行って

まいりたいと考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 国・県と足並みを揃えてやらなきゃいけないという一方で、国・県はやられていないというわけですから、市としてもやってないことは確かなんですね。ですから、この地域防災計画の抜本的な見直し、それは感染症対策ということを含めて、これは早急にですね、やってほしいと。国・県へも必要によっては要請をし、やってほしいというふうに思っております。

それから、その抜本的な、総合的なものは救急にはいかないとしてもですね、避難所における密を避ける対策としては、これは市独自でも考えなきゃいけないんじゃないか。1か所の、いわゆるソーシャルディスタンスではありませんけれども、1か所の避難所数を減らすと。50人定員で考えていた所は、例えば、20人として計算しなおすとなれば、場所を増やさなければいけないこととなりますよね、避難所数を。そのことについて、具体的に検討というか、例えば、避難所の数を増やすとかいう数の問題、それから、1避難所の中の、例えば、パーティションで対応するとかいうことも含めて、具体的な検討とかいうようなことについては、検討は始まっているんでしょうか、どうなんでしょうか。

**○総務部長（中村孝）** 感染症対策による避難所における受け入れ可能な避難者の数等の関係ですけれども、感染対策として避難所のスペースや通路等を広く取ることにより、各避難所における収容人数は見直しているところでございます。これまで本市における風水害等における避難者の実績で申しますと、最も避難者の多い施設につきましては、市役所、老人福祉センター、市役所別館、中央公民館でありますけれども、と合わせて、4名から35名程度の避難があったところでございます。これらの施設の通常の収容人数約90名に対して、感染症対策後の収容人数は50名から60名程度と算出をしているところでございます。それとあと、大規模な災害時における体育館等での避難所として開設することも想定しておりますけれども、そういった場合については、パーティションであるとか、そういう仕切り板等も設置をして、そういう3密を防ぐような形で、避難所の施設運営は考えているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 自宅内の避難、2階に上がるとかいうことも含めてですね、それから、知人宅への予めの依頼をして避難頼みをするっていうことなども確かに重要だというふうに思います。ただ、行政として考えた場合に、そこだけが強調されてですね、今言った避難所の数を増やすとか、中の対策をするとかいうことが欠ければですよ、両方が同時にやられるといいんですけれども、欠ければ自宅内避難、知人宅への避難要請というのはですね、他人頼み、責任放棄ということのそしりを免れないと思うんですよね。本来やるべきことがなければですよ。そういう意味でもですね、避難所をどうしていくのかという点は大変大事な問題だと思いますので、指摘をしておきたいと思います。

それから、財政のことについて。長期計画のことですね。今年は金があるので、長期的に

考える必要があるんじゃないかということと言ったら、一般的な話でしょうけれども、単年度だけを考えるんじゃなくて、後年度への影響も考えなきゃいけないということでした。これはプラスもマイナスもあろうかと思うんですけれども、言ってみれば、今年は金がかかるけれども、やむを得ない出費だと。あとあとこれはやりくりをしていくという、そういう意味でのですね、今年が金があるけれども、後年のために取っておかなきゃいけないということではなくて、今年はやむなく使うけれども、あとあと返しましょうという、そういう意味も含めてですね、この長期計画というふうに考えているわけですので、そういう、考え方としてはそういうことでいいのかなというふうに思うんですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

**○財政課長（東忠孝）** 財政運営を行うに当たりましては、長期的な視点に立って実施しなければならないと思いますけれども、やはり、その不要不急、想定し得ないようなことがありましたら、そこは国の支援や基金等を視野に入れながら、財政運営を行っていくべきものと考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 不要不急の大型開発や工事など見直す必要があるんじゃないかというふうに伺いました。伺っているのは、この事業は、あの事業は不要不急じゃないかということ、今、言っているわけではなくて、考え方として、不要不急のものの大型開発、工事があれば、それは見直す。あるいは、一つ決まっていたものも、今一度検証しなおしてみると、そういうことが必要じゃないかということの思うわけですけれども、そういう意味において、不要不急の大型開発や工事などは見直す必要はあるかないかということなんです。どうでしょうか。

**○総務部長（中村孝）** 今回の新型コロナウイルスの感染症の関係で、本市の市民生活に対しては大きな影響を与えていると。その影響が続いていくと、市税とか使用料の大幅な減収につながって、厳しい状況になるところでございます。そのことも含めまして、本市としては、そういう財源というものにつきましては、不要不急なものにつきましては、当然見直し、執行等もしない部分もございますけれども、そういう自主財源というものも確保しながら、運営は行っていかないといけないという形では思っているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 不要不急の大型開発が、工事などがあるとなれば、それは当然、見直すのは当然だと、あるとなればですね、いうことでよろしいわけですね。

**○総務部長（中村孝）** 新型コロナウイルス感染症拡大の状況、本市の自主財源減収に伴う国からの支援措置など、本市の財政状況などを総合的に判断する必要があるかと思えます。見直す対象施設については、現時点ではございませんけれども、このコロナ禍の中で執行できない事業、旅費、補助金等については、財源を確保して、減収分を少しでも補っていきたいという形で考えているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 現時点においては、計画も含めて、不要不急のものはないと考え

ると。しかし、不要不急のものがもしあれば、それは当然見直すという理解でよろしいですか。

○総務部長（中村孝） はい、そのとおりでございます。

○13番議員（前之園正和） 昨日、市長は市民会館の建設について、実はいろんな意見が出たと。今の時期の建設に躊躇する意見もあったと。しかし、総合的見地から計画どおりにやるということだったかと思います。そこが大事だと思うんですね。計画だからやるんだということだけではなくて、一度立ち止まって、改めて検討してみると。その結果は当然、当初のとおりと、だったとしてもですね、一度立ち止まることは必要だと、そこを強調したいわけでありませう。

それから、議会との関係ですが、専決処分については、地方自治法を厳格に守り、議会を招集する暇があるかないかについても、執行部だけの判断ではなく、議会側との協議によって決めるということで確認してよろしいでしょうか。

○総務部長（中村孝） これまでもですけれども、この予算の部分につきましては、専決、その臨時議会というの、議会の方には相談をしていきたいという形で考えております。

○13番議員（前之園正和） コロナ禍の中で、コロナに関わる事項、市が方針を持ったものなどについては、逐一タブレットにも議会事務局、議長通じてですね、入れていただいているというふうに思うんですけれども、今後ともこの問題はですね、市民との間でも深く、議会側も接触しているわけですので、今後とも逐一議会側にその方針、それから、その関係文書等については、議会側に示していただくということを確認してよろしいでしょうか。

○総務部長（中村孝） 議会の方に諮る案件につきましては、事前に議会の方にも相談をさせていただきながら、そういう事業の部分については実行してまいりたいという形で考えております。

○13番議員（前之園正和） コロナ問題について、私は、基本的な考え方を中心にして質問をし、具体的な施策については深く触れませんでした。この間、市民の声を聞いてきた中で、大事なことながらあまり触れられていない問題があります。それは、4月に進学や就職をした人たちの問題です。奨学金とバイトで何とかしようと計画していたが、バイトもできず、退学せざるを得ない人。アパートを借りたが自宅待機や採用取り消しで収入確保ができなくなった人など、深刻です。この人たちは、住民票を移し、今は指宿市民でないかもしれませう。しかし、故郷が、ふるさとが応援すべき人たちではないでしょうか。国の制度、学生支援緊急給付金はありますけれども、市としても何らかの支援が必要なのではないかと思うんです。現にそれをやっている自治体もあるようです。市長、そのことについてはどのようにお考えるか、伺います。

○市長（豊留悦男） いろいろコロナ対策、御意見等をいただきました。特に財政的な支援については、できるような収入の確保をこれから図らなければならない。当然のことながら、人

口が減少しますので、税収が少なくなります。そういう中において、今回のコロナの対策みたいな状況がないともあるとも予想ができません。実際、このコロナ対策については多くのことを学びました。市民の声を聞くという、そのこともありました。聞く場を設けようとしたものもあります。対策会議の中で、それぞれの部長さん方に意見を求めました。私が議長をしておりますので、何部長どうですか、意見を聞きました。努めて人との接触を避けるために、今回は十分なコロナ対策を図っていこうという共通認識であります。各集落の総会等も悉く、文書決裁とかありませんでした。いわゆる、意見を聞いたり、そして、出掛けて行っているいろいろな話を聞いたり思いを伝えたりする機会というのが、今回は極めて少なく、また、それは遠慮すべきであろうという考えから、市民の声を聞いたのか、ホテルに行ったのか、そのことについては、今後、どういう形でやるかというのについては、検討させていただきたい。それと、大学生や就学、その支援というものについては、やはり、収入が減って来るという現実はどう対応するのか。一つは、入るを量って出づるを制するという、それは財政の基本ですけれども、出づるもの、つまり、支援をする額が増えるのであれば、入って来るお金をどう確保するのかということだろうと思います。市も自治体の経営という観点から、様々な事業を通して、今後、緊急の事態に備えるためにどういう経営をしていくのか、事業をやっていくのか、考えていかなければならない。それが今だろうと思っているところであります。是非、議員の皆様も、具体的に支援をしたら、その財源の捻出の根拠というのを示していただき、この財源でこうしたらいいという、そういう提案をいただければ、市としても行政としても可能な限り支援をしてまいりたいと思っております。

**○13番議員（前之園正和）** 不十分であります。これについては今後も続く問題でありますし、市長の方も前を向いてやっていただいているものというふうに考えてはおります。

公契約条例の制定についてですが、公契約によって民間企業や民間労働者を苦しめることがあってはなりません。しかし、実際はダンピングによって、結局は労働者にしわ寄せがいく。民間だけの責任ではないというふうに思うんです。行政側は委託の方が、あるいは指定管理者の方が安くあがるから、これは主に労賃であります、安くあがるから直営を止めたりします。そして、一般的に労賃の低下は働く労働者へのしわ寄せとなり、発注する側から見れば、安かろう悪かろうという結果になる懸念が払しょくされません。受注する側の労働者を補償することは、社会の活性化と品質の向上にもつながります。そのことについてはどのように考えるでしょうか。

**○財政課長（東忠孝）** 既存の市の取組につきましても、公共工事等については品質確保方法や経営事項審査などの取組が進んでおりまして、既存の取組の中でも、実際、取り組んでいるところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 今も言ったんですが、委託の方が、あるいは指定管理者の方が安くあがると、主に労賃であります。こういったことからしてもですね、労働者の賃金をでし

よ、最賃を守りさえすればいいということは言わないまでもですよ、その公契約ながら安い労賃を選ぶということはいかがなものなんでしょうか。

○**財政課長（東忠孝）** 賃金の底上げにつきまは、最低賃金法等での法律もごございますので、そういったところでの対応というのが基本になろうかと思えます。

○**議長（木原繁昭）** あと40秒です。

○**13番議員（前之園正和）** 何度聞いても、最賃さえ守ればいいと、最賃を下回るところはないだろうというふうにはしか聞こえないんですね。この問題については、やり取りも不十分でありましたので、今後も引き続きときを見て質問させていただきたいということを述べまして終わりいたします。ありがとうございました。

○**議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時50分  
再開 午後 3時00分

○**議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

○**16番議員（高田チヨ子）** 皆さん、こんにちは。公明党の高田チヨ子です。本日の最後の質問者になります。最後まで元気いっぱい行きますので、よろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルスが猛威を振るい、早3か月が過ぎました。日本でもほとんどの都道府県で感染者が出ました。少しずつではありますが、感染者が少なくなってきています。しかし、未だに終息はしていません。本市でもコロナウイルスのためにホテル業界や飲食業界等、また、それに関連する業界、さらに、病院、介護施設の皆様など、今でも大変な影響を受けているようです。そんな中、やっと自粛生活から解放されて、3か月ぶりに県をまたぐ交流が緩和され、指宿でも大きなマスクを付けたたまたま箱号から降りてくるお客さんをお迎えする姿をテレビで見ました。また、各地の観光地にも人手が戻ったというニュースが流れました。映し出されている皆さんの笑顔がとても素敵で印象的でした。これから普通の日常が戻って来ると思うと、とても嬉しいでした。でも、それと同時にちょっと怖い気分にもなりました。コロナを通して、何事もない普通の生活がどれだけ幸せだったかということを痛感させられました。今後、第2波、第3波の心配もされています。手洗い、うがい、マスクの着用を励行し、ウイルスを侵入させないようにすることが大事ではないかと思えます。

また、先日土曜、日曜にはサッカー場の芝植えが行われました。私も日曜日に参加いたしましたが、結構な重労働でした。参加された方々は、皆さん、筋肉痛だったのではないのでしょうか、お察しいたします。会場には、待ってましたと言わんばかりに、サッカー少年団の子供たちと一緒に、小さいお子さん連れのお父さんやお母さんたちがたくさん来ていました。皆さん、とても嬉しそうでした。3か月したら青々とした芝生が見られるということを知り、とても嬉しくなりました。これまで準備してくださった関係者の皆様に感謝でいっぱい

いでございます。これから、この会場でサッカーだけでなく、いろんなスポーツを楽しむ老若男女の姿が思い浮かべられ、今からとても待ち遠しい気持ちです。今後、造って良かったと言えるように頑張らなければならないと思います。

それでは、通告に従い一般質問を行います。今回は、安心・安全な生活のために、感染症対策とワクチン接種についてお伺いいたします。各種感染症について、現状を教えてください。

2番目に、公園についてお伺いいたします。市民の方から孫を連れて公園に行ったところ、グラウンドゴルフを楽しんでいる方が大勢いたので、遊ばずに帰ったことが何回もあるんですと言われました。どうにかできないんでしょうか。公園はいろんな人が安心して遊ぶ場所だと思います。そこで伺いいたします。市内にある公園の利用状況はどうなっているのか、伺いいたします。

3番目に、GIGAスクールについてお伺いいたします。このことについては、3月議会でも質問をいたしました。そのときの答弁では、新生山川小学校ではパソコン教室にタブレット端末を整備する。他の学校については、学校側と話し合っただけで順次設置していくという答弁でした。そんな中、コロナウイルスの感染により、全国の学校が臨時休業になり、長いところでは3か月間学校に行けない状態に陥ってしまいました。本市ではコロナウイルスの感染者が出なかったことから、5月11日からは通常どおり登校できるようになりました。保護者の方々からは、学校が始まって良かったという声を聞いています。ただ、今後のことを考えると、1人1台のタブレットが支給されたとすると、万が一学校に行けなくなったとしてもオンラインで授業ができるようになります。国の方もこのタブレットを使った授業に力を入れているようです。是非、このGIGAスクールネットワークを進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 感染症対策の一つとして、予防接種により重症化を予防できるものもあります。インフルエンザや水痘、はしか、風疹などの国で定期予防接種に定められている感染症は、対象者への個別通知で接種勧奨を行うことにより、重症化の予防を図っているところでもあります。感染性胃腸炎の主な原因の一つでありますロタウイルスにつきましても、10月からの国の定める定期予防接種の対象となることが予定されております。また、新型コロナウイルス感染症などの予防ワクチンが未開発の感染症につきましても、感染予防が重要であることから、マスクの着用や手洗いなどの励行について、広報紙や広報車による周知を徹底しているところでもあります。

以下、いただきました質問は関係部長等が答弁をいたします。

**○建設部参与（荻定治）** 公園の利用状況でございますが、公園のグラウンドゴルフ利用につきましては、各公園条例等に基づき、各地区の老人クラブや同好会、又はグラウンドゴルフ協

会などから、事前に予約を受け付けて利用していただいております。現在、その利用状況でございますが、グラウンドゴルフ場としてよく利用されている公園が、市立図書館横の指宿西公園、セントラルパーク、フラワー公園の3か所でございます。利用頻度といたしましては、セントラルパークでは、午前か午後だけの半日単位で週4回程度、指宿西公園とフラワー公園におきましては、週5回程度利用されているところでございます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** G I G Aスクールの今後についてであります。令和2年4月30日に国の令和2年度補正予算が成立し、文部科学省からG I G Aスクール構想に基づく、新たな1人1台端末の整備方針が示されたところであります。これまでは、令和5年度末までに整備を進めるスケジュールであったものが、新型コロナウイルス感染対策も踏まえ、令和2年度中に整備する方針に転換されたところであります。市としましても、臨時休業時の学習保障への活用を念頭に、児童1人1台端末の整備に向け、小・中学校の情報教育担当教諭の意見も踏まえながら、効果的な端末整備について鋭意協議を行っており、可能な限り早急に整備できるよう検討を進めているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、次に2回目の質問に入りたいと思います。

まずはじめに、感染症の現状については分かりました。本市では国が行った特別定額給付金について、他市に比べてみても本当に早かったと、市民の方からも喜びの声を聞いております。執行部の皆様の努力の賜物だと思います。市民の皆様に代わりましてお礼申し上げます。また、持続化給付金についても、本当に貰えるのか分からなかったけれども、振り込まれてみて本当にびっくりしたと、我が家にまで感謝の声を届けに来てくださった方もいらっしゃいました。また、悩んでいる方の御相談にも親身になって解決策を見出してくださったことなど、関係課の皆様にご心より感謝いたしております。ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の今後の対策について、どのようなことを考えているのか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 今後の対策としましては、国が示した一人ひとりの基本的感染症対策や、日常生活を営む上での基本的な生活様式などの新しい生活様式の徹底を市民に周知することにより、感染症拡大防止対策を図ってまいりたいと考えているところでございます。また、県においても、新しい生活様式を推進するとともに、医療機関に対し、帰国者・接触者外来の開設依頼や、入院病床の確保の働きかけを行っているところでございます。なお、発生時の初動体制につきましては、保健所、消防、市で協議を行い、迅速に対応できるよう努めているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 皆様が困らないように、しっかりと対策をとっていただきたいと思っております。

それでは、子宮頸がん対策についてお伺いいたします。この子宮頸がん、7年前にこのワクチンについては、私も何回かお話をさせていただき、定期接種が導入されたところでし

た。ところが、不幸にも接種後に副反応が発生したということによりまして、個別通知がされないようになった、そのようにお伺いしております。このことについて、この子宮頸がんワクチンの現状はどういうふうになっているのか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 子宮頸がん予防ワクチンについては、平成25年4月1日に定期接種に導入されましたが、接種後に持続的な疼痛・運動障害などの副反応が多く発生したことにより、平成25年6月14日に積極的勧奨を差し控えるよう国から通知がされたところでございます。現在のところ、国から再勧奨の通知は出されておらず、本市においても国の対応に則って個別通知は行ってはいないところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 国の方針で積極的勧奨はしないという答弁です。実はここにメディアの資料を持っているんですけれども、その中にこういうふうに掲載していました。2020年もこのまま積極的勧奨が再開されず、接種率が今の1%未満のままであれば、今年12歳になった子だけで3,400人から3,800人が子宮頸がんになり、700人から800人が死亡すると推定されています。本来なら防げたはずのがんの発症と死であります。一方、2020年中に厚労省が積極的勧奨を再開し、接種率が回復した場合、1994年から2007年生まれの女性のがんや死亡数は大幅に抑え込めることになるかとあります。また、厚生労働省がHPVワクチン、この子宮頸がんワクチンのことですが、これに関する情報の周知を進めるため、リーフレットを作成して調査したところ、個別通知を実施している自治体が1,742自治体中97自治体に留まっており、HPVワクチンが定期接種であること、つまり、定期接種として接種できる権利そのものについても周知不足と言わざるを得ない状況である。また、同調査において情報不足のため、接種の可否を判断できない現状も明らかになったとありました。特に、全3回の接種の完了までには約6か月間の期間がかかります。現在の高校1年生は9月30日までに1回目のワクチン接種をする必要があります。期間内に接種すると無料ですが、もしこの時期を外してしまうと、5万円ぐらいの自費を支払わなければならなくなります。そこで、お伺いいたします。対象者に当たる高校1年生は、女子でいいですけれども、何名いますか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 令和2年度におけます、高校1年生相当の女子でございしますが、181人いらっしゃいます。

**○16番議員（高田チヨ子）** そこで、このワクチンの周知について、この181名の高校1年生について、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 国の方針により、積極的勧奨は差し控えていることから、個別通知は行っておりませんが、毎年3月に国が実施する子供予防接種週間に併せまして、定期予防接種の種類と対象年齢などを広報紙お知らせ版2月号に掲載し、市民の皆様には周知を図っているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、お知らせ版でお知らせをしている、周知をしているというこ

とでした。ただ、この高校1年生については、茨木県の龍ヶ崎市や千葉県いすみ市などでは個別通知をしている、そういう自治体も出てきているところです。本市においての今後の取組をお伺いいたします。本当にこの個別通知をしないで、ただお知らせ版で知らせればそれでいいと思っているのか、そのことをお伺いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** ホームページや広報紙を御覧になった方から、個別に相談があった場合は、国の作成しているチラシを活用し、子宮頸がん予防ワクチンの効果や副反応のリスクと健康被害への救済制度、接種後の注意事項などを保護者に説明した上で、接種の可否を判断していただいております。現段階では、国の動向を注視しつつ、これまでと同様の取組を継続していく方針としております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 広報紙に載せてくださるということで、ありがとうございます。是非それを見て、連絡があればいいなと思っているところです。本当に大事な命です。いざお子さんがほしいと思ったときに子宮頸がんにかかってしまった。そういうことになっては元も子もありません。がんの中で唯一予防できるのが、この子宮頸がんなんです。副反応の心配はありますけれども、多くの命を救うことができると思うのです。是非取り組んでいただきたいと思います。そこで、市長にお尋ねしたいと思います。市長、ここにですね、いすみ市長と、それから、茨木県の龍ヶ崎市長が個々別に通知文っていうのを高校1年生に出したのがあります。これを見ると、本当にこの中にも積極的勧奨はしませんよって書かれています。だけれども、高校1年生に直接、御父兄の方にこうしてお手紙が来たら、予防ワクチンを打ってみようかな、そういうふうに思われるのではないかな、そういうふうに思ったんです。市長、このことに対してはどのようにお考えでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 子宮頸がんワクチンの後遺症、そのことについて苦しんでおられる方が現在もいらっしゃる、家族が大変悩んでいるということもお聞きをしておりますし、直接、親からもこの子供のことを聞いたこともあります。やはり、このワクチンというのは、本人が理解した上で、そして、副反応の危険性もあるかもしれないというのを理解した上で接種するのが正しいのかなと思っております。先ほど、この子宮頸がんワクチンによる様々ながんの実態等も、数的なものも教えていただきましたので、今後、実際に自治体で出しているそのチラシ等を参考にしながら、どうしたらいいのか、どうすべきなのか、判断をさせていただきたいと思います。

**○16番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。私も副反応のことを考えると、個別通知というのは難しいのかな、そういうふうにあります。だけれども、この子宮頸がんだけは、このワクチンで予防ができる、そこを考えたときに、やっぱり教えてあげることは必要だ。その上で、本人が判断し家族が判断した上でワクチンを接種する、接種しない、そういうふうに決めていけば、あとで後悔することがないのかな、そういうふうにあります。確かに副反応は怖いですが、それが%的には本当に少ない。副反応が出る人は、もう数的

に言えば本当に少ない数になっておりますので、何とかこの子宮頸がんで死亡する、罹患率を減らす、そういうのをするために、何とか前に進んでいただきたいな、そういうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、避難所対策についてお伺いいたします。このことは同僚議員も質問されていましたが、私の方からも質問させていただきたい、そういうふうに思います。先ほどマップについては、今年度できあがるということでした。これからはコロナだけではなく、地震、大雨などどんな災害が起きてくるか分かりません。ありがたいことに、本市は他市と比べてもそんなに酷い災害は今まで起きていません。しかし、いつ、どのような災害が起きるか分かりません。ただ、避難所については、いろんな方が避難所に来るわけですね。そのときに、障害者が来られたり、高齢者の方、また、犬や猫を一緒に連れてくる方もいらっしゃるかもしれません。また、外国人や赤ちゃん連れの方もみえるかもしれません。そういういろんな場合が考えられます。そういうときに、この避難所での3密の問題、そして、ベッドでないと寝れないという人もいるかもしれない。そういう人、それから、この3密の問題でスペースをとらなくてはいけない。そういう様々な場合に対応できるようにしなければならないと思います。そこで、今後のこの避難所対策、対応、方針についてお伺いいたします。

**○総務部長（中村孝）** 今後の方針でございますけれども、避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策につきましては、関係部署・機関と連携をしまして、指宿市避難所運営・管理マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編を本年5月に策定をしたところでございます。内容としましては、3密を防ぎ、避難者同士の距離を確保するため、全ての避難所の収容人数の見直しを行い、独立したスペースや複数のトイレを備える避難所を優先的に開設すること。マスク・消毒液等の衛生品の備蓄に関すること。避難者の受け入れにあつては、健康状態の確認、衛生管理を行い、体調不良者等が発生した場合の対応などを定めているところでございます。また、災害時には安全な場所に躊躇なく避難することが重要であります。避難所における感染症対策等を進めるとともに、自宅周辺の安全確認をした上で、可能な場合は感染リスクの低い自宅や親戚・知人宅等への在宅避難も検討していただくよう周知を図っているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** はい、よろしくお願いいたします。

それでは次に、ごみ出し事業についてお伺いいたします。このごみ出し事業についても、私は3月議会でも質問させていただきました。ごみ出しをすることが大変になっている方、特に高齢者の方々のために、戸別収集はできないもんだらうか。また、モデル地区を設けられないかとの質問に対し、他市の状況を見てということでした。この戸別収集をすることで、個人の安否確認もできるし、さらには、分別ができない方、その方に指導することもできるようになるのではないかと。そういう観点から、この戸別収集、是非やってほしいと思いました。戸別収集するとしたら、運転手さんの問題、車の問題、いろいろあるかとは思いま

すが、高齢者の方を助ける、障害者の方を助ける、なかなか自分で判断しない、しにくい方のために、この戸別収集やっていただきたいな、そういうふうに思うんですが。3月にも聞きましたが、再度お伺いいたします。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 高齢化が進む中、国の機関でございます国立環境研究所が発行しております高齢者ごみ出し支援ガイドブックなどの資料収集等にも努めておりますが、国においても注視をしている状況だと思います。本市での現在のごみ収集は、ごみ量を考慮しつつ、種類ごとに、また、地域ごとに曜日を定めて体系的に実施しているところでございます。日常的な家庭ごみの戸別収集につきましては、県内自治体では、現在のところ鹿児島市において昨年7月から実施されております。鹿児島市は戸別収集の対象者を要介護1以上、身体障害1・2級、知的障害A判定、精神障害1級のいずれかで、介護保険法や障害者総合支援法に基づく居宅サービスを利用する1人暮らしが全員が該当する世帯としているようでございます。本市におけるごみ収集のあり方につきましては、高齢化が非常に進んで行く状況の中、社会的な情勢や他市の動向を踏まえ、また、改めて検討をしていくことになろうかと思っているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、別の観点からお伺いしたいと思います。福岡市では夜に収集をしているというテレビ番組がありました。福岡の議員にお尋ねしました。夜にごみの収集をしているところは、全国で福岡市だけだということ、とてもすばらしい事業だと言って言っていました。視察に来られる方もたくさんいらっしゃいますということでした。ただ、残念なことに、視察に来られたとしても、現実的に、夜に収集をするようになったという所はまだ聞いていないところですよという御返事でした。なぜ夜に収集のことを言うかという、本市は観光の町です。観光客が町の中を散策することもあります。バスで通ったときに、収集場所にごみが残っていたり、カラスや猫によりごみが散乱していたり、悪臭がしたり、そういうこともあります。また、仕事に行く途中でごみを投げ込む、そういう姿も何回も見受けられます。このような光景は、観光の町としてはいかがなものかな、そういうふうに思うわけです。本当に観光の町指宿にとってマイナスイメージになるのではないかと、そういうふうに思います。そこで、お伺いいたします。ごみの収集を夜にするというお考えはないか、お伺いいたします。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 本市は観光の町でもございますし、町の景観という点からしますと、夜間のごみ出し・収集の方がごみが目立たないことから望ましく思われます。大都市では、昼間の交通渋滞や歩行者の妨げにならないよう、夜間にごみ収集を行っている自治体もございます。一方、本市におきましては、現状、そのような状況にはなく、また、大部分のごみステーションが閑静な住宅地の中にありますので、ごみ収集車による収集を夜間に行うことは、特にごみステーション周辺にお住いの方へ騒音などの御迷惑をおかけすることも懸念されるところでございます。ごみの夜間収集につきましては、非常に良い取組だと考えて

おりますが、慎重に対応してまいりたいと考えているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 戸別収集にしても、夜のごみ出し事業にしても、何とか考えていただきたい。そして、指宿の発展のために取り組んでいただきたいな、そういうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、公園についてお伺いたします。それでは、遊具のある公園の数を教えていただけますか。

**○建設部参与（荻定治）** 現在、市内には都市公園が24か所、普通公園9か所、農村公園17か所、その他の公園も合わせまして62か所の公園がございます。このうち、34か所の公園にブランコ、滑り台、複合遊具などが設置されております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、34か所に遊具があるとおっしゃいました。では、その遊具の点検等はどうかされているのでしょうか。

**○建設部長（山崎一麿）** 遊具の点検につきましては、週1回、まちづくり公社の方で公園整備を併せまして、公園遊具の点検を実施しているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 週1回しているということで、遊具が危険だということはないということですね。分かりました。公園は誰でも利用しやすいようにすることが大事だと思います。全世代型の公園にするために、利用方法の検討をするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○建設部参与（荻定治）** グラウンドゴルフは利用者の健康増進やコミュニティの形成支援となっており、利用制限をかけることは難しいと考えておりますが、一方で、子供たちが利用できずに困っているということであれば、互いに時間を決めて利用していただく方法があるかと考えております。対策の一例としまして、グラウンドゴルフ用として多くの方が利用されているフラワー公園では、掲示板等で予約の状況を周知を行い、公園の利用時間の判断をいただいているところです。今後は、他の公園でもグラウンドゴルフの利用が比較的に多い公園につきましては、掲示板等で使用予定を周知いたしまして、皆さんが計画的に利用できる環境を整えていきたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 時間を書いておいていただくと、私に相談に来た方もちゃんと遊べる時間が分かるのでいいかなと思います。是非1日も早くそういう対策をとっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、GIGAスクールについては、もう先ほどありがたい答弁をしていただきましたので、よろしくお願いいたします。1日も早く皆様がこのタブレットを持って勉強できるようにしていただきたいと、そういうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、感謝できる、感謝の心で人生を豊かにするという詩がありました。最後にそれを皆様に御紹介させていただきたい、そういうふうに思います。感謝の心は美しい。自らに縁した人を大事にしていこうという心の余裕が人生を豊かにする、美しくする。新渡戸稲造は、偉

大なる心は常に感恩の情に満ち。感謝の人は成長できる。恩を知ることが人間の道だ。愚痴と文句は歡喜を奪い去り、心をすさんだものにし、自分で自分を不幸にしていく。反対に、ありがたいなという感謝の思いは、歡喜を燃え上がらせていく。そして、歡喜は自らの心を豊かにし、幸福にするとありました。感謝の心、本当に大事なことだと思いましたので、御紹介させていただきました。

以上で、終わります。

### △ 延 会

○議長（木原繁昭） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度に留め、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、明日に行いたいと思えます。

本日は、これにて延会いたします。

延 会 午後 3時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 東 伸 行

議 員 井 元 伸 明

# 第 2 回 定 例 会

令和 2 年 6 月 24 日

(第 4 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和2年6月24日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第57号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番 議 員	坂 元 茂 教	2 番 議 員	東 勝 義
3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
5 番 議 員	前 原 五 男	6 番 議 員	山 本 敏 勝
7 番 議 員	齋 藤 佳 代	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	東 伸 行	10 番 議 員	井 元 伸 明
11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 チヨ子
17 番 議 員	下川床 泉	18 番 議 員	新川床 金 春
19 番 議 員	福 永 徳 郎	21 番 議 員	木 原 繁 昭

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	教 育 長	吉 元 鈴 代
総 務 部 長	中 村 孝	市民生活部長	鶴 本 八 郎
健康福祉部長	西 浩 孝	産業振興部長	大 迫 格 史
農 政 部 長	田之上 辰 浩	建 設 部 長	山 崎 一 磨

教育部長	鶴 窪 誠 作	水道事業部長	園 田 猛 志
山川支所長	前 菌 佳 生	開聞支所長	今 村 将 吾
総務部参与	下吹越 寿	総務部参与	谷 口 澄 子
市長公室長	山 下 浩 二	総務課長	野 元 伸 浩
危機管理課長	山 下 秀 一	財政課長	東 忠 孝
税務課長	坂 元 一 博	国保介護課長	寺 田 昭 宏
地域福祉課長	出 島 雅 彦	健康増進課長	廣 森 政 宏
農政課長	鴨 崎 一 郎	農産技術課長	富 永 敏 尚
耕地林務課長	湯ノ口 孝	学校整備室長	中 島 裕 一

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	川 路 潔	次長兼議事係長	木 下 英 城
主幹兼調査管理係長	平 畑 卓 哉	議事係主査	古 川 浩 仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、西森三義議員及び吉村重則議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、西森三義議員。

○11番議員（西森三義） おはようございます。11番西森です。今、毎日のようにテレビで報道されている新型コロナウイルスは、世界中で猛威を振るっており、全世界の人々が不安な日々を過ごしているのではないのでしょうか。6月23日現在、全世界で911万5,398人感染し、そのうち死亡された人が47万2,521人という新聞記事がありました。日本国内においても多くの人が亡くなっています。発症された方々並びに死亡された方々に、心からお見舞いとお悔やみを申し上げるとともに、早急に特效薬が開発され、人々が安心して生活できるよう切に願うところであります。

それでは、これから通告に基づき順次質問をいたします。

まず、新型コロナウイルスへの対応策についてであります。この問題について多くの市民も関心を持っていることから、今回の質問者の同僚議員全員、市民の代弁者として質問しております。同様な質問については、答弁を求めないこともありますので、御理解をいただきたい。その一つとして台風や異常気象による避難施設で3密にならないマニュアルの作成は検討されているかについては、新型コロナウイルス感染症対策編を市のホームページで確認しましたので答弁は求めませんが、このマニュアルの中で避難所収容班、医療救護班、避難所対策班は、どこの部署が担当し、人員はどのように選抜されるのか、お伺いいたします。

次の特別定額給付金の5月末までの申請率と支給率は何%かについては、昨日の同僚議員への答弁で理解いたしましたので答弁は求めませんが、申請の受付をされていない世帯が263世帯の339名と言われたことについては、聞き取り調査時に、入院中や独居老人世帯への通知指導を各公民館長等の協力を得たいとのことでしたが、同じような対応で徹底した追跡調査をされるのか、お伺いをいたします。さらに、4月27日以降で死亡された方への支給も問題なく対応されているのか、お伺いいたします。

二つ目は、農業振興策についてであります。収入保険は、全ての農産物を対象に収入減少を補てんし、様々なリスクから農業経営を守ってくれるすばらしい制度であると認識しており、担当部署においても加入促進に努め、県内でも指宿市の加入率は高いと聞いていましたが、現在の加入状況はどうなっているか、お伺いいたします。

令和元年の秋のキャベツが安くて農家が苦勞したと聞いたが、収入保険制度の対象になった農家があるか、お伺いいたします。まだ多くの農家さんが、青色申告は面倒であると思ひ込み、白色申告をされておりますが、白色で申告されている農家を青色申告をさせる対策は検討されていないか、お伺いいたします。

5月中旬に池田湖を見たとき、久しぶりに池田湖の浜辺を見ることができました。池田湖の水位が下がったと感じ、そのとき農業用水臨時給水所を思い出しました。農業用水の給水所を確認したところ、草払いの管理はされておりましたが、市内の何か所設置され、そのうち何か所で活用されているか、お伺いいたします。

三つ目は、財源確保策についてであります。コロナウイルスの影響で、指宿市の基幹産業である農業、漁業や観光業など多くの企業が収入減と思われる中で、税収の減少額をどの程度と見込んでいるかについては、同僚議員の答弁で1億1,000万とか1億7,000万とか言われましたが、確認の意味で再度お伺いいたします。このコロナウイルスが発生してから指宿市にも多くの支援を求める声が届き、市で対応できる支援策については速やかに処理していただいと理解いたしますが、支援したくても活用できる資金がなければどうしようもないことです。そこで、今回みたいな不測の事態が発生したときに、すぐ活用できる資金として自主財源を確保するための対策は検討されていないか、お伺いいたしまして1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 今回のコロナウイルス、特に避難所マニュアルにあります避難所等のことについて御質問をいただきました。避難所マニュアルにあります避難収容班、いわゆる幾つか班をつくってありますけれども、避難所に収容する班、医療救護班、避難所対策班等をこの地域防災計画に定めてあります。それぞれの班は、それぞれの部署部課で担当するようになっておりますけれども、防災計画では、避難所収容班は地域福祉課、長寿介護課が、医療救護班は健康増進課と国保介護課、避難所対策班は市民課、健幸・協働のまちづくり課が担当するようになっております。また人員等につきましては、各避難所に駐在する担当者として2名ほどの職員を配置し、医療救護班につきましては、保健師の資格を持った職員を含めて2名から3名を配置することとしているところでございます。

以下、いただきました質問は、担当部課長等が答弁をいたします。

○総務部参与（下吹越寿） 特別定額給付金の給付における高齢者等への調査についてですが、まだ申請されていない方の情報については、市長公室でリスト化し把握ができております。また、65歳以上の単身世帯で申請されていない世帯も80世帯ほどございます。市長公室では、

作成したリストを基に現在の居場所、生活状況等の情報を集めるなどし、行政書士会や関係部局と連携を取りながら状況によりましては、自宅の直接訪問するなどの対応を行っていきたいと考えております。また、広報いぶすき7月号でも申請手続きに関する記事を掲載するほか、申請されていない方につきましては、個別にお知らせを送付したいと考えております。

続きまして、4月27日基準日以降に亡くなられた方への対応についてですが、今回の特別定額給付金につきましては、基準日において住民基本台帳に登録されていた方が給付の対象となりますので基準日以降に死亡された方も給付の対象となります。そのような方に関しましても死亡に不備なく申請がされておりましたら問題なく給付されることとなります。

○農政部長（田之上辰浩） 農業振興策についての御質問でございます。まず、収入保険の現在の加入状況についてであります。南薩農業共済組合管内における鹿児島市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、枕崎市、指宿市、合計7市の令和2年5月末現在の収入保険制度の加入者数については全体で381件、うち本市の加入者数は122件となり、全体の約32%を占めているところであります。

次に、令和元年度において、収入保険制度の対象になった農家はあるかという御質問でございます。本年5月末現在で、収入保険制度による補てん金等を受ける農家は、31件ありまして、これは本市加入者の約34%に当たっております。また、5月末現在での保険制度補てん金額は約9,900万円で、うち、つなぎ融資を受けた農家は3件。その融資額は約1,600万円となっているようであります。

次に、白色申告をされている農家を青色申告させる対策は検討されていないかという御質問でございます。青色申告は、複式簿記等の記帳が前提であることから難しさや煩雑さなどのイメージを持った農業者が多いと思われまます。しかしながら青色申告では、複式簿記以外でも白色申告と差異のない現金出納帳の記帳による簡易な方式も選択でき、簡易な方式で青色申告を行っている農業者からも比較的容易であるとの声を聞いているところであります。このような農業者の声や県農政普及課十二町駐在が実施しているパソコン簿記講座などを幅広く周知しながら、青色申告に対する苦手意識を払しょくするとともに農業者にとって魅力となる青色申告のメリットについて周知に努めたいと考えております。

次に、農業用水臨時給水所は、市内に何か所設置され、そのうち何か所で活用されているか、という御質問でございます。渇水時に利用できる臨時給水所を市内17か所に設置しているところでございますが、臨時給水所の利用につきましては、補助事業を活用し、渇水対策として設置していることありまして、通常時は、使用されていないところであります。

○市民生活部長（鶴本八郎） 税収の減少額につきましても御質問でございますが、本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症に起因する収入減少等に対処するため、徴収猶予の特例が規定され、徴収猶予や減免等の相談が、6月12日現在において87件あり、そのうち、徴収猶予の申請が23件なされているところでございます。税額にしますと約3,380万円の申

請がなされておりますが、これらの事業者が全ての税目、全ての納期分を申請された場合には、約1億1,000万円程度になるところでございます。

新型コロナの影響は、宿泊業、飲食業を中心に土産品等の製造業、小売業、そしてそれらの事業所に勤務する従業員の方などから相談を受けており、様々な業種に影響があると思われれます。農業に関しましても畜産や花、観葉植物の消費や価格に影響が出ておりますし、漁業や鰹節等の水産加工業にも影響が出ているとお聞きしております。

市税等の中で法人市民税は、業種の種類が一定程度なされておりますが、固定資産税や市民税など他の市税等につきましては、業種分類が細くなくおらず個人分の課税もございいますことから、令和2年度の減収見込みを立てづらいところですが、今後も税目ごとの各納期限により徴収猶予等の申請が増えてくるものと考えているところであります。

令和3年度につきましては、固定資産税の軽減措置があり、様々な業種の方からの申請があるものと考えております。先ほど申し上げました令和2年6月12日現在の徴収猶予等の相談、申請件数の総額等から勘案しますと、約1億7,000万円程度となりますが、今後の新型コロナウイルス感染症の影響や景気動向によっては、本年中の収入所得により課税される市民税や法人市民税等にも影響が出てまいりますので、今後の指標や市内の状況など注視してまいりたいと考えております。

なお、本年度の徴収猶予の減少部分につきましては、起債の借入が認められることとなっており、来年度の固定資産の軽減については、全額国費で補てんされることとなっているところでございます。

○総務部長（中村孝） 自主財源を確保するための対策は検討されていないのかでございますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大が本市の市民生活や市経済に対して大きな影響を与えており、今後この影響が続けば、市税や使用料の大幅な減収つながり、厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

自主財源が十分に確保できなければ、痛みを伴う歳出削減に踏み切ることも必要になる場合もあるかと思えます。本市では、市税の徴収率の向上やふるさと納税の活用など積極的な歳入確保に努めておりますが、今後更に歳入確保に努めてまいりたいと考えております。

○11番議員（西森三義） これから2回目以降の質問に入りますが、まず、新型コロナウイルスについては、第2波、第3波もあるのではということで新聞にも100年前のこのスペイン風邪のことも載っておりました。第2波、第3波が来れば非常に甚大な被害がある。あるいは死亡者が増えるというふうな報道がなされているようでありますが、そこでお伺いいたしますが、避難施設の確保は万全な対策を、同僚議員の答弁では、78か所をそういう避難施設に指定しているということであったようですが、そこあたりについてどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（中村孝） 今回、感染症の対策を考慮しまして避難所における収容人数の見直し、

避難所運営マニュアルを策定をしております。その中で必要な事項については、盛り込んであるところがございます。内容としましては、3密を防ぎ、避難者同志の避難を確保する全ての避難所の収容人数の見直しを行い、独立したスペースや複数のトイレを備える避難所を優先的に開設すること。マスク、消毒液等の衛生品の備蓄に関すること。避難所の受け入れにあっては健康状態の確認、衛生管理を行い、体調不良等が発生した場合の対応などを定めているところがございます。

また、災害時における安全な場所に躊躇なく避難することが重要でありますので、避難所における感染症対策を進めるとともに、自宅周辺の安全確認を行った上で可能な場合については、感染リスクの低い自宅、親戚、知人宅等への在宅避難も検討していただくよう周知を図っているところがございます。

本市の避難所につきましては、現在、収容人数の見直しも行いまして、感染症対策に十分対応ができるような形で考えております。また、大規模災害とかそういうのにも備えて体育館等を使用される場合については、ボードであるとか、仕切り板を設置するなどの対応をしていきたいと考えております。

○11番議員（西森三義） このマニュアルを見る中で、いろんなのを書いてあります。また図も示されて、あるいは万が一、避難になったときのチェックをする方法も記載されております。これは、これまでの同僚議員の質問の中で、各公民館等にも設置するというところがございますので、それについては早急に対応していただきたい。

また、これを見れば、いろんな物資、資材リストもですね、ここにはもう準備してあるよと、マスクなり、消毒液なり、非接触型の体温計なり、これが載っているということは確実に常備して備蓄されているんだと、そういう理解でよろしいんですか。

○総務部長（中村孝） 避難所における感染症対策の備品につきましては、マスク、消毒液、非接触型の体温計、除菌ウェットティッシュのほか、従事する職員の感染防止策としてフェイスガード、ガウン、使い捨ての手袋等を現在、備蓄しているところがございます。

○11番議員（西森三義） 先ほど市長の答弁の中で、いろんな班を設置してあり、そしてその班については、各担当部署も定められておりました。また、配置する人員も2名から、あるいは資格を持った職員をという形できっちりやっているんだなというふうに思いましたので、そこについてはですね、万が一がなければ一番幸いなんですが、あったときには速やかに対応していただきたいと、そういうふうに思っております。

国土交通省は、最大クラスの災害に備え、避難施設を増強する方針を固めたというふうに新聞報道がありました。最新の想定に基づいて建物を改修する自治体に財政支援をすることですが、指宿市の玄関口である瀬崎地区の住宅地は、隣に高い山があることから台風や大雨のときの避難については、岩本の校区公民館や小牧公民館まで歩いて行けないので道の駅いぶすき彩花菜館の一部を避難施設に改修できないか、お尋ねいたします。

○**総務部長（中村孝）** 道の駅いぶすき彩花菜館の避難所の指定についてでございますけれども、施設内には、避難所を収容できる空きスペースがないことや施設内には、複数の店舗が入っております、施設の管理面からも現状では難しいものと考えております。今回、国土交通省におきまして、水害避難所等の増強に対して、自治体に交付金などを配る方向で規模や仕組みを検討しているという報道がありました。そのことから、増築や改築も可能であるのかなど、今後、国の動向等を注視してまいりたいと考えております。

○**11番議員（西森三義）** 是非ですね、増設できるのか、そこあたりについても十分調査していただいて、ただあそこの道の駅はですね、以前は、トイレの屋上にビアガーデンがあったと思うんですよ。そして今でも屋根みたいな、何かヘンテコなのがあるんですね。あれを何とかうちの優秀な建設部の方では、どうかできないもんだらうかなと私は、常に思っているんですが、あそこを避難施設に改修することはできませんか。

○**建設部長（山崎一磨）** 道の駅のトイレの上の屋根がついたところの部分を言われていることというふうに考えております。この道の駅はですね、トイレは国土交通省の持ち物でございます、財産管理は全て国土交通省の管理になっております。機能管理的には市の方でやっておるところでございますが、国土交通省が当初、道の駅にあのトイレを造ったときに、屋上をああいった形で屋根付きにしたという理由はですね、観音崎の青い松とあと岩礁、海を見えるということで展望所という形で設置されておりますので、この件に関しましては、避難所という形での改造は困難であるというふうに考えております。

○**11番議員（西森三義）** 私なんかから、素人からすればですね、簡単にこういうふうに言うわけでありまして、そのところは御理解いただきたい。ただ、ああいうのはもったいないなというふうに思ってしまうんですね。先ほど総務部長が言われたようにですね、増設の方でできるだけできる方向で頑張ってみていただければありがたいと思います。そうでなければですね、瀬崎地区については、高齢者も多い、一人世帯も多いんですよ。特に女性が多いんです。怖いと言うんですね。だから万が一、これができないと、早急にはできないでしょうから、岩本の校区公民館まで、あそこはね、大雨が降ればすぐすごい土砂が流れ込んでくるんですね。だからそのときには何とか総務部長、移動車両というのを手配は検討できないものか、どうでしょうか。

○**総務部長（中村孝）** 現段階におきましては、瀬崎地区につきましては、今和泉校区公民館に早めの避難をしていただきたいと思っております。あと自助、共助による避難支援及び自宅や知人、親戚や知人宅での在宅避難を検討していただくよう周知は十分図っていきたくて考えております。

○**11番議員（西森三義）** 知人宅といってもみんな同じような場所にありますので公助の意味から市の方でですね、手助けできる分は何か検討していただきたいとそういうふうに依頼をしていきたいと思っております。

避難施設においてはですね、先ほども部長の方でも答弁がありました。また、昨日も同僚議員にパーテーションをするというふうな答弁がありました。そこで再度お伺いいたしますが、3密を防ぐ対策はもちろんですが、避難者のプライバシーも考えて、テレビでも見たんですが、段ボールで間仕切りをしてスペースを確保する考えはないか、お尋ねをいたします。

○総務部長（中村孝） 全ての避難所におきまして、今回作成した避難所運営マニュアルにより避難所におけるレイアウトを見直しております。避難所のスペースや通路等をこれまでの倍の間隔に拡大して、空間を広く確保することにより3密を防ぐ対策を取ることとしております。

また、大規模な災害が発生した場合については、体育館等を避難所として開設し、不特定多数の避難者を受け入れることが想定されることから、パーテーション等を設置してプライベートのスペースの確保、それと感染症防止を図る必要があるものと考えております。このような場合につきましては、体育館に備えてある卓球用のフロア仕切りのフェンスであるとか掲示版等を使用し、仕切り板を設けるほか、今年度、大成小学校の体育館に設置をされている仮設教室用のパーテーション等を使用後につきましては、避難所用の間仕切りやベッド用として備蓄する計画でございます。

また、市内のホームセンターや南日本段ボール工業組合などと締結しております災害時の協定により、段ボール等の物品を調達することとしているところでございます。

○11番議員（西森三義） このマニュアルを見てもいろいろ対応を考えているんだというのは理解いたします。また、広い空間を取ったり、そういうふうな段ボール協会なり、あるいは大成小学校の終了後のそれも活用するというのを聞きましたので、是非対応はお願いしたいと思います。

特定給付金でございますが、いろいろと徹底的に調査をされるようなことを参与が申し上げましたが、住所不明等により返送されてきた申請書はなかったんですか、お尋ねをいたします。

○総務部参与（下吹越寿） 今の質問ですけれども、返送されてきた件数とその後の対応についてですが、最新で宛所に尋ね当たらず申請書が戻ってきた分が4件あります。国からの通知では、郵送等でも連絡がつかない場合は辞退とみなす取り扱いがあるところでございます。

○11番議員（西森三義） 4件あるということでしたが、参与。この4件については、どのような調査を、今後どういうふうにするつもりですか。

○総務部参与（下吹越寿） 今後、返ってきたものにつきましては、1回目答弁がありましたように館長さん方、行政書士の皆さんも通じてお知らせを送付する予定ですし、広報誌等でも周知する予定でございます。

○11番議員（西森三義） 是非、そこらあたりの対応はよろしくお願いたします。

県外の自治体でオンライン申請の関係等で給付金の二重支払いを報道されたことがありましたが、指宿市においてこの二重支払いというのはなかったのか、お尋ねをいたします。

○総務部参与（下吹越寿） 二重支払いですけれども、オンラインでの重複申請1件に対する二重給付、それと希望しないという欄にチェックがあった方に対する誤入金、誤った入金が1件の計2件がございました。それにつきましては、2件とも直ちに事情を説明して、既に返金をしております。

○11番議員（西森三義） 指宿については、その2件で、そしてもう処理済みだということで安堵いたしました。それから身寄りのない一人世帯もあると思われるんですが、もれなく申請されて給付金を支払われたのか。あるいは先ほど言われた、まだ申請の中に一人世帯が80世帯ほどあるようなことを言っていますが、どうも一人世帯はですね、意外と高齢者になるとちょっと認知が入ったりする人もいらっしゃいます。ここあたりの徹底して追跡調査をされるようなことを言いましたから、大丈夫だろうなと思っているんですが、こういうふうなところは給付金の支払いが無事にできるような対策というのは、先ほど言った公民館長なり、そういうところに頼る、それだけの対応ですか、そのほかには考えられていないのですか。

○総務部参与（下吹越寿） 先ほども同じようになりますけれども高齢者の方、着いていても分からないという方もいらっしゃいますので、そこにつきましては、個別の訪問等をする予定にしていますし、あと聞かれるのが施設に入っている方がいらっしゃいますので、そういう施設の方にもその情報提供を求めていきたいと思っております。

○11番議員（西森三義） 是非個別なり、また施設を訪問してですね、対応をしていただきたいというふうに思っております。指宿市でですね、死亡によりやむなく返納する、この給付金の返納する、そういう事案はなかったですか、お尋ねをいたします。

○総務部参与（下吹越寿） 国の通知によりますと単身世帯、一人暮らしの方が死亡した場合には、給付に関して委任ができないために受給権を発生しないということでございますので、申請の状況によりますけれども、もし死亡後に代理申請等をした場合は、返納が生じる可能性があるところでございます。

○11番議員（西森三義） 現在のところは、そういうことが発生していないという理解をいたします。この特別定額給付金については、権利のある指宿市民全員が受け取れるよう調査していただけると確信して、次の質問に入ります。

先ほども農政部長の方で答弁をいただきましたが、青色申告者に収入保険に加入してもらうため、今回、9,900万の何か、農家さんが補てんを受けたという先ほど答弁がありました。その農家さんの個人の名前を出すわけじゃなくて、そこあたりを上手く利用とってはおかしいけど、参考にしてですね、推進することは考えられないか、お尋ねをいたします。

○農政部長（田之上辰浩） 本市は、県内でもいち早くこの収入保険制度の加入促進に取り組み、現在も積極的に推進しているところでございます。昨年、補てん対象になった要因についてでございますが、地理的条件等に起因する霜害、寒害のほか、気候関係条件等に起因する病虫害被害、その他生育不良等による減収が考えられているところであります。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の影響からくる減収についても補てんの対象となり、農家の経営安定につながるものと考えているところでございます。このように、農業経営におけるセーフティネットとしての有利性・有効性の情報発信を行い、引き続き収入保険制度の加入促進を図ってまいりたいと考えております。

○11番議員（西森三義） それではですね、収入保険は、青色申告をしないと入れないんですから、白色申告で収入保険に加入できないので、まず、青色申告をしてもらうんですね。その青色申告のメリットをよく理解させるそういう取組は考えてないですか。指宿は、白色申告をしている農家が非常に多いんです。そこあたりについての対策はどうですか、お尋ねいたします。

○農政部長（田之上辰浩） 青色申告は、最高65万円の特別控除や家族給付の経費算入などに加え収入保険制度に加入できるというメリットがあります。特に収入保険制度については、今回の新型コロナウイルス感染症の影響による減収についても補てんの対象となり、農家の経営安定につながるものと考えているところでございます。このような青色申告によるメリットについて、今後、チラシの作成をはじめ、パソコン簿記講座や税理士による研修会、認定農業者会等の各種農業者団体の会合の場などを通じ、幅広く周知しながら、青色申告への誘導を図るとともに、収入保険への加入促進に努めてまいりたいと考えております。

○11番議員（西森三義） 是非ですね、この収入保険は、全農家ができれば加入できるようにやっていただきたい。ちなみに私も入っておりますが、簡単ですよ、青色申告するのは。10万円の控除も受けられております。非常に助かるんですね。そういうことでよろしく願いいたします。この収入保険については、市も重要性を考え農家が負担する掛け金の一部の補助金を拡充する、今回も補正がされておりましたが、取組をされていることから、多くの農家が加入できるよう周知を徹底して、万一の災害に備え、安定した農業経営を目指せるよう指導していただくと期待して、農業用水臨時給水所の2回目の質問に入ります。

6月16日に池田湖を確認したところ、梅雨に入ってから雨のために水位は上昇してきたと思われるが、異常気象により渇水になった場合を考え、先日、同僚議員が、平成9年ということをおっしゃいましたが、そういう非常事態になったときにですね、あれが必要になると思うんですけど、定期的に点検して、いつでも活用できるようにする考えはないのか、お尋ねをいたします。

○農政部長（田之上辰浩） 渇水時の臨時給水所は、市内17か所に設けてありますが、その中には、直接取水する河川や水路、ため池等が7か所ありますので、それ以外の10か所の施設に

ついて施設周辺の環境整備と併せ点検を行っているところであります。これらの施設は、井戸に取水ポンプを据え付けたものとなっておりますが、設置してから20年以上経過し、耐用年数を大幅に経過しているところであります。このようなことから、不良箇所を事前に把握し、渇水時に対応できるよう定期的な点検を継続してまいりたいと考えております。

○11番議員（西森三義） 是非ですね、部長、20年以上経過しておけばもうぼろもきていますと思います。私の地区のは、非常に錆びがきておりますよ。でもきれいな水でした。だから草払いは本当にね、その周りの環境整備はされておりますので万が一があったときは、すぐ対応できるようなですね、定期的にとということがありましたので、そういうふうにしていただきたいなというふうに思います。

次は、財源確保策についての質問に入ります。

コロナウイルスの関係から、今年度のふるさと納税も減少するのではないかと考えられ、税収の減少分をどのようにしてカバーする考えか、お尋ねいたします。先日の同僚議員が、市の財源を聞いたときに市の財源は、税収は、93億とかいうのが誰かののであったような気がするんですが、そこあたりもそれはふるさと納税等の寄付金も含めて93億。占める割合は33.6%というふうなのがありました。そういうことで、この減少分をカバーするそういう考えはないのか、お尋ねいたします。どのようにしてカバーするのか。

○総務部長（中村孝） 国の今回のコロナウイルスの関係で徴収猶予、その部分に関しては本年度の財源が不足をするわけでございますけれども、今年度につきましては、市税の部分につきましては、起債を借りることができます。それについては、1年間の借入で1年後には償還をしないといけませんけれども、今年度については、そういう市税の減収については対応をしてみたいと思います。

あと使用料、そのほかの減収分につきましては、様々な歳出の部分についても、見直しを図りながら歳入確保にも努めて、財政運営は行ってまいりたいと思います。

○11番議員（西森三義） 先ほども市民生活部長が説明して、いろんな税の猶予がある、あるいは減免した場合には、交付税があるというふうな説明がありましたけど、国からの交付税があるとそういう説明があったんですが、減少額がどういうふうになったとき、先日の同僚議員のときは20%から50%とか50%以上とか、いろいろそこらあたりがあったんですが、ちょっと私も聞き漏れがあったんですけど、どういったときにどのようなその業種で、どの業種でも該当になるのか。そこあたりについて、さらに納付期限の延長はどうなるのか、併せてお答えください。

○市民生活部長（鶴本八郎） まず、今年度におきます徴収猶予の特例の関係ですが、これにつきましては、令和2年2月以降の収入が、概ね20%以上減少があり、納税が困難である事業者等を対象に固定資産税のほか、全ての税目が対象となるところでございます。

それと令和3年度におきます固定資産税、償却資産税の軽減につきましては、令和2年2月

から10月までの任意の3か月間の売上高が、30%以上50%未満減少する場合は、2分の1が軽減をされます。50%以上減少する場合には、全て軽減をされることとなるところでございます。

○11番議員（西森三義） そういうふうな軽減になる、そういうところについては、事業者ですからたぶんもう知識はあろうと思うんですが、万一知らない人もいるかもしれません。そういうふうな税の納付期限の延長及び減免申請についての周知徹底は、どのようにされるのか、お伺いいたします。

○市民生活部長（鶴本八郎） 国の方でいろいろと広報もされているところですが、市の方でも令和2年3月24日には、市のホームページに徴収猶予等の周知を行ってございまして、その後5月1日号の広報いぶすきでも納税相談についての周知を行ってございます。また、5月の8日以降につきましては、商工会議所、菜の花商工会、銀行、農協、漁協等、様々な機関に特別徴収猶予制度のチラシ配布を行っているところでございます。また、日曜の相談窓口として5月24日日曜日に開設をいたしまして、これらの周知につきましては、防災無線により周知を行っているところでございます。

今後も7月以降になりますと、国保後期の介護の減免及び猶予関係の広報を打っていくこととなりますが、7月19日には、日曜窓口の相談窓口の開庁を広報いぶすき7月号でお知らせすることにしてございまして、国保税、介護保険、後期高齢者保険につきましても、それぞれの納税通知書にチラシを同封して周知を図ってまいりたいと思います。

また、令和3年度の固定資産税の軽減特例制度の周知につきましては、広報いぶすきの10月号ですとか、12月号ですとか、順次周知を図ってまいりたいと考えております。

○11番議員（西森三義） 部長が答弁いただいたようにですね、いろんなこういうふうな休業支援金とかね、いぶすきグルメ券とかいろいろ出されておりますよね。こういうチラシの配布で周知徹底は図っていただきたいなというふうに思っております。

6月16日にですね、唐船峡に行きました。お客様の状況について副支配人に聞いたところ、土日でも例年の7割ぐらいの利用客とのことで、このコロナウイルスの影響は、計り知れないなというふうに感じましたが、全国水の郷100選の唐船峡の水をですね、販売することは検討されたことはないか、お尋ねいたします。

○総務部長（中村孝） 本市におきましては、人口減少が進む中で、地方創生総合戦略に様々な取組を掲げて、現在、行っているところでございます。その中でも、本市ならではの地域資源を活かして、財源確保につなげる方策を様々な角度から検討することも重要であるという形では認識をしているところでございます。

○11番議員（西森三義） 今、部長はですね、認識をしていると、認識じゃ駄目なんです。昨日、市長は、自治体も今から財源を確保しなければいけないと、そういうふうなのをしなければいけないという答弁をしましたがね。だから、せっかくああいう水が流れているんです

よ、あれをどうかできないのかなと。私は、唐船峡に行ったときは、いつも飲みます、おいしいですよ。あれをペットボトルに入れてこう売れないのかなと。いろんな施設が必要かもしれません。だけど、そういうふうな活用をして自主財源を増やす、そういう取組はできないかというのを聞いているんです、どうですか。

○市長（豊留悦男） 確かに、平成100選の水に選ばれているのが唐船峡の水であります。実は、当時の環境大臣にあそこの水を持って行って飲んでいただいたことがあります。すばらしい水だと、おいしいと。企業もあそこの水を買いに来たことがあります。キリンビバレッジというところがあります。いろいろ探りましたがそういう会社がなかったわけでありませぬ。キリンビバレッジというところはありましたけれどもピパレッジというところはありませんでした。買いに来た人とその会社が一致なくて頓挫した覚えもあります。年間8,000万円というのを目標に事業をやりたいということで、直接、私のところに来た人もおります。そういう計画も立てました。この唐船峡の水を1日何本くらい売ったらどれくらいの収入があつて、年間どれだけ市の収入として確保できるかという計算もいたしました。今後、唐船峡のそのことについては、前は駐車場の前で水を売っていたということもありましたので、そこにも見に行きました。議員がおっしゃるように、やはりこれからは基礎自治体が、市がビジネスをやらない以上は税収が増えない、とならば、税収が増えないのであれば、市が、株式会社いぶすきの発想で経営というものに乗りに出していく必要があるかと思ひます。全国でもたくさんあります。五島の椿、近くでは日置市のオリーブもそうであります。葉っぱビジネスもそうであります。全国では、財政確保のために企業努力、つまり自治体努力をこれからやらなければならないと思っております。それを地方創生総合戦略にも入れてございます。しかし、このビジネスをするためには、特に議員の皆さん、市民の皆さんの理解がなくては、全ての事業がストップしてしまいます。しかし、それにはめげず理解を深めてもらうための努力をしながら、やはり税収は増えないので、その減る分について、人口減、それは事実であります。先行き不透明な税収の確保を図るためには、自治体が一企業としての収入の確保、手立てを図っていかなければなりません。私もそれは、様々な公約の中にも入れてありますので、確実にこの事業というのはやっていきたい。一つは、本市においても椿を植えて油工場を造って、そこの収入をどれくらいという計算もした経緯もあります。今だからこそ、このコロナ禍で非常に厳しい財政の見通しが立っておりますので、この事業というのは、どこかで、どこかと言うよりも早急に、様々な形の事業の導入を図り収入を増やしていきたい、そのように思っております。

○11番議員（西森三義） 市長の思ひはですな、非常にありがたいなというふうに思っております。指宿市も財源は確保しなければ、市民の福祉のためにもどうしても使うことができません。私は以前は、葉っぱビジネスを言ったことがあります。ただ指宿では、葉っぱビジネスはそぐわないよねということがございました。だからそれについては、断念しましたけ

ど、いろんな施策もあると思います。

次にですね、今回みたいなこの異常事態が発生したときに、本当に必要なのは、すぐ活用できる資金であると、今、市長も言われました。自主財源を確保するにはですね、我が家の地産地消である地熱発電が本当に有効だと私は思います。活用する方法を何か模索するそういう検討はしていないんでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部参与（下吹越寿） 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う観光や地域経済への影響に対して、発電事業の収益が何かしらの手助けになったのではないかとのお聞きしているところですが。そうした思いを多くの方にお伝えし、地熱の恵み活用プロジェクトが前に進められるのかどうか、議論をさせていただきたいと考えております。

○11番議員（西森三義） 市で取り組むとすれば、いろんなところからいろんな文句を言います。そうであるならばですね、例えばヘルシーランド内の土地を民間事業者へ貸し付けて、もし発電が開始されたら、その発電の何割かを借地料として市の方にいただくと、そういうふうなアイデアもあると思うんですが、そこらあたりについては市長、どうですか、どう考えていますか。

○総務部参与（下吹越寿） 地熱は、本市ならではの有望な地域資源でございます。それを有効に活用し得られた収益については、広く市全体に還元していくことが、地熱の恵み活用プロジェクトの目的でございます。

正に、新型コロナウイルス感染症拡大等、こうした不測の事態に備える自主財源としての活用も可能であろうかと思われまします。そうしたことから、引き続き様々な観点から有効活用ができないか検討してまいりたいと考えております。

○11番議員（西森三義） もう時間もまいっておりますけれども、先ほど言いました唐船峡の100選の水なり、あるいはこういう地産地消の地熱なり、ここあたりの活用をですね、是非やってもらって、そして指宿市が、財源が潤うように、やっぱりそういう努力は必要だと思うんです。銭がないと何もできません。本当にお金があればいろんなことができます。そこあたりについて、是非執行部の方でも、また議員の方でもいろんなアイデアを出していければなというふうに考えているところです。

今年の天気予報は、今の時期だけかもしれませんが、外れることが多いように思われまします。私は毎朝、オクラの収穫に出向いていますが、この異常気象のせいで収穫量が少ない状況が続いています。何にしても大きな災害が発生しないようお願い、併せてコロナウイルスの終息をお願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

〇12番議員（吉村重則） おはようございます。私は、日本共産党の議員の一人として市民の命と暮らしを守り、平和憲法を守る立場から通告に基づいて一般質問を行います。

新型コロナウイルスの感染の影響により、年の締めくくりと新たな学年のスタートの時期の長期の休校は、子供に計り知れない影響を与えています。何よりも長期の授業がなかったことは、子供の学習に相当の遅れと格差をもたらしました。学校は、課題プリントの配布などで家庭学習を促すなど、様々な努力を行いましたが、まだ習っていない基本的知識をいろいろなやり取りのある授業なしで理解されるのは無理があります。保護者からは、とても教えられないと悲鳴が上がったことは当然です。ネット教材に取り組んだ子供もいれば、勉強に手につかなかった子供もいます。長期の休校は、学力の格差を広げた点は深刻です。かつてない学習の遅れと格差に対しては子供一人一人に丁寧に教えることは欠かせません。学習が遅れた子供への個別の手立ても必要です。子供の本音を受け止め、抱えた不安やストレスに共感しながら、心身のケアを進めていくには手間と時間が必要です。休校の中で特別な困難を抱えた子供には、より立ち入った心理的、あるいは福祉的な面も含めた支援も求められます。子供たちの心身のケアをしっかり行うことは、学びをする上での原点になります。東日本大震災で深刻な被害に遭った地域の学校は、子供と教職員が辛い体験や思いやりを語り合うことで学校生活がスタートできたといえます。新型コロナ危機という歴史的経験を語り、考えることは、子供たちの新たな出発点となるでしょう。例年どおりの修業をしようと土曜授業、夏休みや学校行事の大幅削減、7時間授業などで授業を詰め込むやり方では、子供たちに新たなストレスをもたらし、子供の成長を歪め、学力格差をさらに広げることになりかねません。子供たちをゆったり受け止めながら、学びとともに人間関係の形成、遊びや休息をバランス良く保障する柔軟な教育が必要です。そうした柔軟な教育は、子供を直接知っている学校現場の創意工夫を保障してこそ、実施することができるのではないのでしょうか。それでは、通告に基づいて質問を行います。

まず、大山の太陽光開発については、開発が終わり太陽光発電が開始していますが、去年は、アナグマによるさつまいもの圃場への被害が発生し、JAを通して被害額も算出し、農政課に提出しているが、どのようになっているのか。

次に、新型コロナウイルス対策について質問いたします。

PCR検査については、これまでの同僚議員の質問の中でもいろいろ出されましたが、保健所の指定した帰国者・接触者外来で検査をすることで、市として、実態がつかめていない答弁がなされている内容だったと思いますが、第2波の感染を抑え込むためには、市としてもPCR検査について、ちゃんとした情報が必要ではないかと思うが、その点はどのように考えるのか。

2番目に学校問題について伺います。

令和3年度から新生山川小学校の統合に向けて大成小の校舎の改良工事に伴い、1・2年生の4クラスが体育館で授業が始まっているが、先日、授業を見学に行ってきました。体育館での授業ですので授業中でも声が響き、子供たちは聞こえないと訴えているそうです。この状態をどのように捉えているのか。

3番目に、特別給付金について、4月27日住民台帳上で給付になっているが、4月28日以降の新生児に対して給付する考えはないか。

4番目に国民健康保険について、新型コロナウイルス対策として資格証明書を支給している方々に、短期保険証を支給する考えはないか、以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 山川大山地区におけるアナグマ等による被害状況につきましては、今年の4月から7月にかけて同地区のさつまいも農家や畜産農家から、そのような情報をいただいております。関係課等で被害の状況等に現地調査を行っていたところであります。

市では、猟友会への捕獲指示と併せて、箱罠の貸し出しや狩猟免許取得推進等、捕獲頭数を増やす取組について、現在も農家と一緒に進めているところであります。ほか、いただきました質問は、担当部長等が答弁いたします。

○教育長（吉本鈴代） 新生山川小学校における、大成小学校の体育館での仮設教室の授業についての御質問でございます。当初、体育館での仮設教室につきましては、1年生、2年生及び5年生の6クラスを設置していたところでございます。しかし、新型コロナウイルス感染症対策の観点から学校側と再度検討いたしまして、1年生及び2年生の4クラスに見直しを行ったところでございます。

当初より、計画より教室が広くなりまして、学校の新しい生活様式に定める身体的距離の確保もできました。また、体育館は天井も高く空気の対流があり、更に換気扇も設置することから、3密を防げるものと考えております。

○教育部長（鶴窪誠作） 仮設教室の音が聞こえて集中できないかという御質問でありました。教育委員会におきましても、6月17日授業の状況を視察に行っております。普段の授業におきましても、隣のクラスから声などが聞こえたりする場合もあると思っております。仮設教室の現場を見に行きましたが、先生方も教育のプロとして、様々な趣向を凝らしながら対応しておりましたので、通常通りの授業が行われていたと思っております。

○健康福祉部長（西浩孝） PCR検査についてでございますが、検体採集を行います医療機関名は、昨日も申し上げましたが、県の方が公表をしておりますので、本市としても、実数については把握はしていないところでございます。

次に、国民健康保険の資格者証についてでございますが、受診する際に資格証明証を提示した場合は、被保険者証とみなし、3割負担として取り扱うようになっております。このことについて、資格者証明証を配布している全ての世帯に通知して周知しておりますので、短期保険者証を配布することは、現在のところ考えてはいないところでございます。

○**総務部参与（下吹越寿）** 特別定額給付金につきまして答弁いたします。今回の特別定額給付金事業については、本年4月27日において住民基本台帳に登録されている方が対象となっております。したがって、4月28日以降に生まれた方に対しましては、本給付金事業の給付対象外となっております。

○**12番議員（吉村重則）** まず、大山地区のアナグマ対策の問題についてですけど、調査をし、捕獲をするということではいろいろ取り組んではいると思うんですけど、その被害に対する補償の問題ですね。この問題については、どのようになっているんですか。

○**農政部長（田之上辰浩）** 昨年、7月に発生したイノシシによる農作物被害について、開発協定に基づいて、農家、開発業者、市職員が一緒になって調査を行い、開発業者には、その後、協議を行うよう要請をしたところでありました。その後、この有害鳥獣による農作物被害につきましての開発業者の回答としましては、近隣にも多くの山林があり、この林地開発に起因するものであるかが分からないことから、補償金を支払うことはできないとの回答であったところです。

○**12番議員（吉村重則）** 林地開発による影響かどうかが分からないと。これについては行政として業者との協議と言ったらいいんでしょうか。協議なんかはどうなっているのか。

○**農政部長（田之上辰浩）** 損害賠償が行われるかどうかの判断につきましては、有害鳥獣による被害が、この事業が原因であると客観的に判断され、最終的には、開発業者と被災者の協議によるところになります。被災者から市に対して協議の相談があった場合は、開発業者へ協議の要請を行うこととなります。また、開発業者においても協議に応じなければならないと考えております。

○**12番議員（吉村重則）** 昨年、被害があったわけですね。それで被害を受けた方からは、その被害の状況について、昨年の実績について、農協を通じて資料が提出されていると思うんですよ。その件について農家に対する説明がほとんどなされてない。業者との協議が、どういう協議が行われているのか。その点についても、ほとんど農家に対して説明がない状態じゃないんですか。

○**農政部長（田之上辰浩）** 農家からは、市の方に直接電話等で何回も相談があったところでありました。業者からの回答につきましては、直接されたかどうか、ちょっと確認できておりませんが、業者の方としましては、先ほども申しましたように、客観的に見て、この被害がこの開発に起因するものであると分からないということでありましたけれども、ただ、有害鳥獣の捕獲駆除などにつきましては、その対応について、開発業者が主導して実施する用意があり、対応できるという回答を得ているところでありました。

○**12番議員（吉村重則）** 昨年、被害があった時点で、農協からこの対策としてピンクのテープを圃場に回したり、それと捕獲するために、わざわざ穴の免許をその地区で3名の若い青年の農家が罠まで取って、4頭ぐらい捕獲しているんですよ。しかも、罠だけ取っても駄

目ということで猟友会に参加して、今でも取り組んでいるんですよ。農家としては、対策として、昨年、その被害が発生するまではどういう状況なのか分からないということで、植え付けを早くして、7月の時点でさつまいもを収穫すると、大きくなっている圃場がやられているわけですよ。今年については、もうそういう被害を解除させるために植え付けを遅らせて、畑にそういう畷なんかを仕掛けて、先に捕獲してから今年を取っている状態なんですよ。農家としては、相当な努力をしながらやっている状態の中で、行政に対して、ここに資料もあるんですけど、昨年、被害に遭ったデータもあります。この中で被害額としては、43万ぐらいの被害があったというこういう資料も出しているのに、行政からは全然説明がないと。しかも、行政と開発業者と協定書を作っているわけですよ、協定書を。この中で災害賠償という項目があるんですよ、第12条に。本事業が開発に原因があると客観的に判断された場合には、遅滞なく損害を補償するという項目もあるわけですよ。だから、結局被害を受けるのは住民であって、開発した業者にしてみれば、その原因は山があるんだから関係ないんだと逃げられるのが現実なんですよ。だから行政の方は、農家と開発業者は協定書を結んでいるんじゃないです。指宿市と開発業者が協定書を結んで、こういう協議をするということが謳われているのに、農家に対しては全然それが報告もない。いつになったら補償されるんだろうかと思っているのは現実なんですよ。本当に協議がされているんですか。

○農政部長（田之上辰浩） その被害を受けた農家の方は、直接、開発業者の方に問い合わせをされたと伺っております。その中で、補償はできないというような回答もいただいたというふうに伺っております。

○12番議員（吉村重則） 農家は、行政の方が動いてくれないということで、まだ工事中だったものですから、そっち方にも資料を出したと。それと同時に行政の方にも同じ資料を出してきたんだけど何も連絡もない、補償がどうなるかも分からない、これが実態になっているんですよ。ちゃんとした協議をされた内容について、やっぱり農家にちゃんとした説明をする必要があるんじゃないですか。

○農政部長（田之上辰浩） 昨年の6月末に豪雨があったときに、林地開発区域内から土砂が流出し、周辺の市道や農地が被災したことがありました。その際には、大山区内の皆様も一緒に現地確認を行い、開発許可及び開発協定に基づいて速やかに復旧工事がなされ、さらには、畑地に土砂が堆積した部分の被害については補償金が支払われております。今後も市としては、協議に応じるのは要請をしたところでありますし、今後も、その要請は続けてまいりたいと考えております。

○12番議員（吉村重則） 大雨による災害によって決壊した部分については、ちゃんとそのときの被害額として1万6,500円。これは確かに払われています。その時点で、もう被害があったわけですよ。だけど、この点については、工事の問題じゃないということで、開発メーカーの方とやってくれということで行政を信頼しているのは現実ですよ。ですから農家に対し

てこれまで協議した内容をちゃんと説明をするのかどうか、答弁してください。

○農政部長（田之上辰浩） その協議の内容については、今後また説明する会を設けて、農家にはきちんと説明を申し上げたいと思います。

○12番議員（吉村重則） あとこの開発で、太陽光のところに監視カメラが設置されております。住民の方々は、開発されたということで、歴史的に言っているような昔、畑を作っている時点でいろんな被害を被っていて、災害が来るということを自分達でもう認識しているものですから、大雨が降る前に行政が避難勧告を出す前に、本人達はもう避難したいんだと。だからそういう監視カメラの情報が、住民の方に直接できるような交渉はしていただけないかどうか、ということなんですけど、この辺についてはどう考えていますか。

○農政部長（田之上辰浩） 監視カメラの提供については、市でも確認できるように協議したことがございますが、リアルタイムの映像は、業務上の情報であることや画像の通信経路の問題から提供は難しいとの回答があったところであります。調整池には、監視カメラ以外にも水位計が設置されておりますので、水位情報の提供については開発業者と協議し、大山区へ周知できるよう検討してまいりたいと考えております。

○12番議員（吉村重則） これから、本当災害が毎年全国どこでも起こっている状態です。そういう意味では是非そういう情報が伝わる方向で、今後とも取り組んでいてもらいたいです。

次に、コロナ対策の中でPCR検査については、県の情報だと。市としては、本当つかめてない。情報が流れてこないと、第2波なんか来たときに、本当大変な、市民の命を守るという面からすれば、ちゃんと行政の方は、そういう情報をつかむ必要があると思うんですけど、その辺では絶対できる状態ではないんですか。

○健康福祉部長（西浩孝） 私どもも保健所に対しては、以前から実施医療機関の数の問い合わせ等は行ってはおりますが、非公表ということで、現在まで県の方から情報は得られていないところでございます。

○12番議員（吉村重則） 介護施設でクラスターが、東京、神奈川で起こっているわけですね。新型コロナウイルス感染症によるクラスターが、高齢者の入居する介護施設や通所事業所などで相次ぎ、これまで全国で41件発生し、少なくとも61人が死亡していると。指宿でこういう状況になったら、本当に市民の命が危険な状態になるわけですよ。行政の方では、保健所を通じてしか検査はできないというような状況の中で、介護施設なんか、高齢者の施設なんか本当に大丈夫なんですか。この辺は今の状態が、こういう状態で行政の方もつかめない状況をそのまま放置する状態でいいのか、じゃなくして県・国に対して、全国市長会も通じてでも、やっぱりそういう行政がつかめるような体制そのものを要求する必要があると思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○健康福祉部長（西浩孝） 先ほども申し上げておりますが、感染症のその検体採取につきまし

ては、県の方で行っているところです。もし、介護施設等でクラスターが発生した場合ですが、保健所と県のクラスター対策班というのがございますので、そちらの方が介護施設の方へ赴いて、感染等の指導等を行うというふうになっているところがございます。

○12番議員（吉村重則） 東京でクラスターが起こった施設の中で、最初に1人の方が熱が出て、病院に行って診断したら誤嚥肺炎だということを言われたんだけど、その後、急激に広まった。クラスターの発生が明らかになり、施設に残っていた入居者81名、職員99名の全員のPCR検査をしたりとか、バスの運転手とか、清掃者に至るまで全てを検査しているんですよ。それで、クラスターを抑えているんですけど、その中で、クラスター関連で約400件のPCR検査をしまして、検査は1件、1万6千円、これが保険医療の診療報酬を請求したが、認められなければ600万円も持ち出しになると、施設自身の運営ができない状況になるような状況なんですよ、今の国のやり方でいけば。だから、指宿も本当に高齢者を守る、市民の命を守るという立場から考えれば何らかの今の状態じゃなくして、やっぱり行政がつかめるような体制を県・国に対して要求する必要があるんじゃないですか。

○健康福祉部長（西浩孝） 先ほども申し上げておりますが、保健所の方で、介護施設の方でそういう患者さんが出たということであれば、保健所とクラスター対策班が出向きます。濃厚接触者ということであれば、保健所の方がPCR検査を実施をするということになっております。また、PCR検査の費用につきましては、公費でされますので無料ということになっております。

（発言する者あり）

○健康福祉部長（西浩孝） 先ほども申し上げましたように、そういう体制が取られておりますので、今のところ県の方に要請要望をするということは考えてはおりません。

○12番議員（吉村重則） 先に特別給付金について質問をいたします。

4月27日が起点になっているわけですよ。4月28日以降、指宿市内で何名の新生児が生まれているんですか。5月の広報いぶすきの中では、山川・開聞では新生児の名前が載ってなかったんですよ。6月についても数名しか載っていないということで、市全体で、28日以降何名の方が生まれているんですか。

○健康福祉部長（西浩孝） 4月28日以降、本市で生まれた子供の数は、6月8日現在ですけれども20名というふうになっております。

○12番議員（吉村重則） 子供は少子化になって、4月ですから約2か月間、1か月半として20名の新生児ですよ。年間にした場合は例年だったら250から300人だと思うんですけど、今年度はまだ減っていくんじゃないかと思うんですよ。新生児の場合は、ミルク、病気、いろんな面でお金がかかるわけですよ。若い人を支援していくと、子育てしやすいまちづくりをするということを市政方針演説の中でも市長は言っているわけですよ。ですので、やっぱり新生児に対しては、市単独でそういう特別給付金を支給すべきではないかと思うんです。

が、市長、どうですか。

○市長（豊留悦男） まさしく同じような思いを持っている方々もたくさんいると思います。4月27日、その住基台帳の方には、いわゆる給付金をやりましょう、28日はなぜ駄目なのか、1日違いであります。今後、これらの基準日はありますけれども、やはりいろいろな問題があるのも事実だろうと思います。これについても、この住民基本台帳でございますけれども、それに載っていない住民もいるかもしれません。そこら辺をいろいろと調査して、今後それらの対応というのは、議員がおっしゃるように、不平等が生じないような対応をしないとけないと思っております。新生児もそうでありましょう。国の基準によっては4月27日とありますので、それ以降の分、または住基台帳になくて指宿に住んでいらっしゃる方々の対応というのは、当然のことながら市の血税、つまり真水でやらなければならないと思っております。それについては、調査をしながらどうするかというのは、ここでは明言できませんけれども、今、議員の言ったそのことについては、今後、調査をしながらどういう対応ができるのか、考えてみたいと思います。しかし、いずれにしても基準日を設けないと、いつを基準にするのか、例えば6月20日にしましょうと言ったら、21日はなぜ駄目なのかとか、いろいろその設定の仕方もあろうかと思っておりますので、慎重に検討をさせていただきたいと思っております。

○12番議員（吉村重則） 前向きの答弁をいただいたわけですけど、令和3年度3月31日までというような期限の区切り方もあるわけですので、是非検討をしていただきたいと。

次に、国民健康保険証について、資格証明証がなくても3割負担でできるという説明だったと思うんですけど、昨日の同僚議員の質問の中で、その初診料とか検査については、保険証を使えますよということだったわけですけど、その辺はどうなっていくんですか。

○健康福祉部長（西浩孝） コロナ疑いということで病院を受診されるということであれば、昨日も申し上げましたが、検査費用はかかりませんが、初診料とか、そういう部分については3割の費用が発生する。資格者証をお持ちの方でございまして、そういう場合は、3割で取り扱うということになっております。

○12番議員（吉村重則） コロナウイルスについては、今後、人間社会として付き合いがかなければならないというような状況になると思うんですよね。そうなった場合に、どういう条件でコロナウイルスかウイルスでないかということは、今後、人によって症状の出かたも違う、感染していても無症状の方もいるわけですよ。その辺で病院に行ってもその辺は、ちゃんと受けられるんですか。いろんな症状というのが出てくると思うんですよ、ですからコロナ関係で来ましたということで全部受け入れられるんですか。

○健康福祉部長（西浩孝） 今現在、PCR検査等については、医療機関の医師が検査が必要だというふうな判断をした場合に検査を受けていただくということになっております。

（発言する者あり）

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時48分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○12番議員（吉村重則） 私が聞いているのは、感染していても無症状の人もいるわけですよ。そうしたときに病院に行って初診としてやったときには、本人も分からない、医師も分からないわけですよ。そういう人であってもどうもないのに行って、検査をするときにちゃんと資格証明証であっても3割でできるのかということを知っているんですよ。

○健康増進課長（廣森政宏） 今現在は、心配だから検査をしてほしいというようなことはできないような仕組みになっております。

（発言する者あり）

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康福祉部長（西浩孝） 感染症の疑いがある場合、まず、保健所に相談をされますが、保健所に相談の上、帰国者・接触者外来を受診された場合は、3割負担ということでございます。

○12番議員（吉村重則） つまり、帰国者接触者以外については、資格証明であれば10割負担になるということでしょうか。

○健康福祉部長（西浩孝） 本人さんが風邪かどうか分からず受診をされるという場合には、保険適用はございません。

○12番議員（吉村重則） 先ほど、介護施設の東京でのクラスターの問題で私は話をしました。この中で最初行くときには、誤嚥肺炎として診断されているわけですよ。それが施設に帰って見たら新型コロナウイルス肺炎だったということで、クラスターが発生しているわけですよ。だから、お金がなければ、10割となれば病院に行けないわけですよ、だから短期証明証を発行すべきじゃないかということは私は要求しているんです。

○健康福祉部長（西浩孝） 医者が診察をされて、医者が疑いを持たれる、そういう場合、PCR検査が必要であるという判断をした場合は、PCR検査が、今は受けられますので、その時点でPCR検査で陽性なのか陰性なのかが分かるということで、その医者が判断をしたPCR検査につきましては、無償であるということでございます。

○12番議員（吉村重則） 本当に市民の命を守っていく行政の一番の仕事だと思うんですよ。そういう中で経済的に、このコロナウイルスの関係で仕事を失ったり、営業ができなかったり、非常に困っている方は多いんです。だからこそ、保険の収納と保険証とはまた別の

で、やっぱり短期の保険証を出すべきではないんですか、市長、どのように考えますか。

○市長（豊留悦男） 病院に行かれるということは、体調に不安を抱えて行かれるだろうと思います。例えば咳が出るとか、熱が少々あるとか。そういうときの外来というのは、保険証で適用できるだろうと思います。

（発言する者あり）

○市長（豊留悦男） 病気というそういう症状があったらということですよ。だって私達が、風邪があって熱があって病院に行ったら、その処方を含めて病院が判断するわけでありまして。例えば人間ドッグみたいなときには、また適用は変わるとは思いますけれども、病気であるという判断をしたら医者で、保険適用ができるかどうかというのは、恐らくするだろうと思います。つまり今回は、初めてのケースですから、様々な問題がコロナに関しては、ですから、その時々判断がどうなるかというのについては、担当者としてこうなりますということは、なかなか言えないところであります。今回、議員が指摘をしていただきましたので、こういうケースはどうなのか、様々なケースについては、県を含めて保健所と協議しながら、どういうふうになるかということについては勉強させていただきたいと思っております。議員の言われることは、よく分かります。10割全て負担になったら大変だろうと、検査に行く勇気もないじゃないかと、検査に行く前提がどうなのかということが問題になるうかと思いません。

○12番議員（吉村重則） 時間の関係があるので、コロナ関係で営業自粛して廃業したりとか、仕事を失ったり、いろんな人がおります。経済的に非常に苦しいわけですので、差し押さえについては、絶対にしてはならないと思うんですけど、この点だけ答弁してください。

○市民生活部長（鶴本八郎） 新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、文書催告の送付や窓口での納税相談を行いながら、できる限り自主納付をしていただくようお願いをしております。現在、財産調査等は行っていますが、新規の差し押さえについては行ってないところでございます。

○12番議員（吉村重則） 次に、小学校問題に入ります。体育館で3月議会の時点では6教室と、答弁していただいて4教室になりましたということなんですけど、本当、私自身がそうなんですけど、うるさければ、雑音が入ってくれば全然頭に入らないんですよ。実際聞きました、子供から聞いてないんですけど、教員と話した中で、子供たちは全体的に聞こえませんか、言っていることが聞こえませんか、話をするんですよ。こういう本当にコロナの中で長期休業をしながら学校に来た、学校に来て先生から教え、楽しみで来ているのに、聞こえなくて分からないと、もう何度も言われるそうです。こういう実態、本当に放置していいんですか。

○教育長（吉本鈴代） 今、議員の御質問にありました騒音ということになりますけれども、学校の方は、今、言われているは学校環境衛生の方の部類だと思います。学校の方には、定め

られた基準がございまして、その騒音とか室温とか、そして湿度とか、そういったものに対しては、学校医を通して基準を定めているわけですが、今、言われた、うるさいとか、そして例えば暑いとかというのは、学校の薬剤師がですね、定期的に臨時的に騒音とか温度とか計りにきます。そして臨時的にこういうのはまた特例ですので、臨時的にいろんな形で基準を定めながら計ってきていると思います。そして、その薬剤師の方で学校にこういうことでうるさいよというものがあれば学校の方に指導をして、そして対策を講じるわけです。それでも費用が重なるとか、予算が重なるときには、市教委の方に連絡をしていただき、そして対策を講じるわけですが、まず、学校でできることをしていただきます。そして、それでもできないときには、また私達で協力体制をとってやっているわけですので、そういった形で今からも進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○12番議員（吉村重則） 私の言い方がちょっとまずかったのかなと思うんですけど、雑音というのは4クラスあるわけですよ、天井は解放されていますよ。ですから、隣の教室の者が発表したりとか読んだりとかしている声があるもんですから、授業はそれぞれ違うわけですよ、内容はクラスによって。だから子供たちは聞こえないと言うんですよ。そのクラスで勉強していることが、隣の声が入ってくるもんですから聞こえない実態なんですよ。教員としてこれまで取り組んでこられたと思うんですよ。体育館でそういうことが本当に許されるの、多くの教員に聞いてみれば体育館でのそういうのは考えられないと、ほとんどの教員が言うんですよ。だから、やっぱり子供たちは、先生に教えてもらいたい、その中で来るのに、実際としては雑音が入って分からない状態なるという状態なんですよ、その辺はどうですか。

○市長（豊留悦男） 体育館の授業を経験した者が言う方が説得力があると思います。4クラスあって、4クラス同時に体育館を使った授業というのは、恐らく学校では考えられません。1校時、隣が算数だったら、図書館に行って読書指導と国語をやろうとか、特別教室を利用しようとか、やはり校時の工夫をするわけでありまして。その前提として学校保健委員会というのがあります。つまりこれは医師、それから薬剤師、そして校医等が集まって、実際騒音を計ったり、明るさを計ったりして、その後に時間割をどうするのかという教務係というのがありますけれども、そこで調整をいたします。恐らく、その騒音でできないという先生は、学校の状況を十分把握していないだろうと思います。工夫によって耐えることができるわけでありまして。鹿児島の高校にしても市内の高校にしても大規模校が、新たな教室を造るとき等においては、大体プレハブじゃなくて体育館が利用できたら、そのようにするわけでもございまして。やはりこの時期は、教育課程、つまり体育の授業も見直しをします。国語の授業内容、教育課程も見直します。つまり、体育館でやっても支障がないような授業の進め方というのを教頭を中心にして考えるだろうと思います。それでも無理だということであれば、

市の方に申し出ていただきたい。授業に支障があって子供が悩んでいるということであれば、実際そこに行って我々も体験をし、その改善の方法というのはやりたいと思っておりますので、現大成小学校、新生山川小学校の改築のこの教育に関する問題は、それぞれ教育委員会にも指導主事とか課長もおりますので、そこらで本当に支障があるとしたら、新たな対策を市として作ります。

○12番議員（吉村重則） ほかに対策ができると、クラスがあるんだったら体育館じゃなくしてそっちの方でやりますよ。6教室が四つになったということは、クラスを使えるようにして教室を使えるようにして2教室は出ていっているわけですよ。ですから4教室が、同時に授業をせざるを得ない条件にあると、しかも図書館も組まれているわけですよ。ですから行くところがないから、そこで4教室をしているのが現実です。あともう時間がありませんので、子供たちは、長期休校の中でこれまで、去年までも不登校とか、いろんな子供たちがいるわけですよ。長期休業になり、今度は3密の関係で暴れたら駄目とか、接触したら駄目とか、そういう状態であるわけですけど、子供たち自身が精神的にと言ったらいいんでしょうか、支援の必要な人たちは去年と比べた場合どうなんですか。

○教育部長（鶴窪誠作） 長期休業に伴う子供たちの心身の状況でありますけど、特に長期休業が原因で不登校の状態に陥った子供とか、特別そういう相談があった事例は、今のところないところであります。

○12番議員（吉村重則） 本当、不登校について、それだったら小・中学校で何名の方が不登校になっているんですか。

○教育長（吉本鈴代） 時間をもらってよろしいでしょうか。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時04分
再開 午後 0時06分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○教育部長（鶴窪誠作） 不登校の児童・生徒につきましては、4月末時点で小学校が7人。中学校が9人となっております。

○12番議員（吉村重則） その児童7名、生徒9名という方への支援の在り方は、どのようにしているんですか。

○教育長（吉本鈴代） 支援の在り方は、学校の担任の方が、家庭訪問したり、電話連絡したりしておりますけれども、ソーシャルワーカーとか、そして菜の花教室とかそうしたところも利用しているところでございます。

○12番議員（吉村重則） ソーシャルワーカーさんは、指導員は何名いるんですか。

○教育長（吉本鈴代） 2名でございます。

○12番議員（吉村重則） その方は、教育委員会に机と言ったらいいんでしょうか、事務所と

言ったらいいんでしょうか、どこに置いてあるんですか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** ソーシャルワーカーは、市役所の北別館の方に部屋を設けております。

○**12番議員（吉村重則）** 専属の部屋があるんですか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** そのとおりであります。

○**12番議員（吉村重則）** いろいろ調査する中で教室もないと、しかも個人情報も、2名ですから、9校から10校の学校を持つわけでしょう。それぞれ個人の情報を抱えた中で、抱えてしまう所もない。それとか、親との連絡を取らんといかんという中で、個人の携帯で連絡を取らざるを得ないんだと。だから、本当に深刻な状態で相談するわけですので、個人として何が起こるか分からないと心配しているんですよ。だから、専用の連絡を取る携帯なんかも必要だと思うんですけど、その辺はどう考えますか。

○**教育長（吉本鈴代）** 7校とか担当するのは教育相談員だと思います。2名のソーシャルワーカーは、お部屋を持っていて、そこで個人情報が漏れないような形で相談を受けておりますので、そこは大丈夫。すみません、携帯の方はまた調べさせていただきます。

○**議長（木原繁昭）** 時間がまいりました。

（発言する者あり）

○**議長（木原繁昭）** 時間がまいりましたので、これにて一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時09分
再開 午後 0時17分

○**議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第57号上程

○**議長（木原繁昭）** 次は、日程第3、議案第57号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○**市長（豊留悦男）** 今回、追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件1件であります。議案第57号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ1億4,448万3千円を追加し、予算の総額を325億8,160万8千円にしようとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（中村孝） それでは命によりまして、総務部所管の議案について追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第57号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、であります。

別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,448万3千円を追加して、歳入歳出の予算の総額を325億8,160万8千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款3民生費、項2児童福祉費、目6ひとり親世帯臨時特別給付金事業費、節3職員手当等18万8千円から節19扶助費5,775万円までの合計5,970万5千円の補正につきましては、低所得のひとり親世帯に対する支援としてひとり親世帯臨時特別給付金を支給するための扶助費等を計上するものであります。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節10需要費5万円、節11役務費2万1千円、節13使用料及び賃借料7万2千円、節18負担金補助及び交付金4,049万6千円のうち1,130万円、同じく、目3観光費、節18負担金補助金及び交付金3,900万円のうち1,900万円の合計3,044万3千円の補正につきましては、観光客が利用する店舗や宿泊施設が実施する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に対する補助金等を計上するものであります。

同じく、目2商工業振興費、節12委託料93万6千円の減額、節18負担金補助及び交付金のうち2,919万6千円の合計2,826万円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、実施が困難な商談会やセミナー事業に代わり、ネット通販を活用した地域商品の消費喚起事業を実施するための負担金等を計上するものであります。

同じく、目3観光費、節18負担金補助及び交付金3,900万円のうち2,000万円の補正につきましては、本市におきまして、万が一、新型コロナウイルス感染症が発生した際に、店舗や宿泊施設等が保健所の指導により実施する消毒等の防疫対策に対する補助金を計上するものであります。

13ページを御覧ください。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費、節12委託料607万5千円の補正につきましては、6月3日から4日にかけての大雨により被害を受けた、農道9か所及び水路2か所の被災箇所復旧に伴う委託料を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、11ページを御覧ください。

款15国庫支出金の合計1億3,840万8千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金及び交付金であります。款19繰入金607万5千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

す。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時24分
再開 午後 0時24分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第57号（質疑，委員会付託）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別ありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第57号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

△ 散 会

○議長（木原繁昭） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 0時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 西 森 三 義

議 員 吉 村 重 則

第 2 回 定 例 会

令和 2 年 6 月 29 日

(第 5 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和2年6月29日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第52号 指宿市支所設置条例の一部改正について
- 日程第3 議案第53号 指宿市税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第54号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第55号 指宿市立市民会館条例の一部改正について
- 日程第6 議案第56号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第57号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 審査を終了した請願（請願第1号）
- 日程第9 議案第58号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 意見書案第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書（案）

---

### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 チヨ子 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |

---

### 1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 市 長       | 豊 留 悦 男 | 副 市 長     | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長     | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長   | 中 村 孝   |
| 市民生活部長    | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長    | 西 浩 孝   |
| 産業振興部長    | 大 迫 格 史 | 農 政 部 長   | 田之上 辰 浩 |
| 建 設 部 長   | 山 崎 一 磨 | 教 育 部 長   | 鶴 窪 誠 作 |
| 水道事業部長    | 園 田 猛 志 | 山 川 支 所 長 | 前 蘭 佳 生 |
| 開 聞 支 所 長 | 今 村 将 吾 | 総 務 部 参 与 | 下吹越 寿   |
| 総 務 部 参 与 | 谷 口 澄 子 | 建 設 部 参 与 | 荻 定 治   |
| 総 務 課 長   | 野 元 伸 浩 | 財 政 課 長   | 東 忠 孝   |
| 商工水産課長    | 上 田 和 成 |           |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 川 路 潔   | 次長兼議事係長   | 木 下 英 城 |
| 主幹兼調査管理係長 | 平 畑 卓 哉 | 議 事 係 主 査 | 古 川 浩 仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前之園正和議員及び松下喜久雄議員を指名いたします。

## △ 議案第52号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、議案第52号、指宿市支所設置条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（新宮領實） 総務水道委員会へ付託されました、議案第52号、指宿市支所設置条例の一部改正について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月9日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

附則に令和2年7月27日に施行するとあるが、この日付けの意味はということかとの質疑に対し、7月23日から26日まで4連休になる。行政サービスに影響がないように、この連休期間中に引っ越しを行い、業務開始日となる7月27日を施行日としたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第53号～議案第55号(委員長報告、質疑、討論、表決)

**○議長(木原繁昭)** 次は、日程第3、議案第53号、指宿市税条例の一部改正について、から、日程第5、議案第55号、指宿市立市民会館条例の一部改正について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長(山本敏勝)** 文教厚生委員会へ付託されました、議案第53号、指宿市税条例の一部改正について、から、議案第55号、指宿市立市民会館条例の一部改正について、の3議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月10日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案はいずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました、主な質疑・意見について申し上げます。

まず、議案第53号について。低未利用土地とはどのような土地か。また、税法上で区域指定というのはあるのかとの質疑に対し、低未利用土地とは、適正な利用が図られるべき土地に関わらず、長期間利用がされていない未利用地、周辺の状況に応じて、比べて利用程度が低い土地等の総称という形となっている。特別控除の内容としては、個人が都市計画区域内にある、都市低未利用地等を譲渡した場合という要件があるが、判断基準、また、確認方法がまだ示されていないので、今後、情報・動向等を注視しながら、広く市民の方にも伝えていきたいと考えているとの答弁でした。

申請に来られた方の土地については、個別に税務課の方で現場確認や判定をするのかとの質疑に対し、低未利用地であったこと、及び譲渡の土地等の利用については、市の方で確認がとれた場合には、この控除が受けられるという内容となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第55号について。2階が山川庁舎となって、3階が山川文化ホールになること

で、今まで7室あった会議室が4室になるが、会議が重なることはないのかとの質疑に対し、山川文化ホールを活用し、今回の山川庁舎の移転については、山川地域の全ての区長や各団体の代表、校区公民館長も含めた山川庁舎建替検討委員会において、その整備内容について検討が行われ、その結果に基づき整備を実施しており、部屋数が6室から4室になることや視聴覚室を廃止したことについても、近年の利用状況からして、市民の利用に大きな影響が出ないものと判断して、このような形にしたところであるとの答弁でした。

1時間当たり190円という利用料は、空調を使っても変わらないのかとの質疑に対し、空調を利用した場合においても使用料に変更はないとの答弁でした。

視聴覚室が廃止されるが、これまでの利用がどれくらいあったのか。会議室だけで視聴覚室としても対応可能なのかとの質疑に対し、視聴覚室について、過去3年の利用実績は全くない状況である。新しい会議室については、映写スクリーン等も備え付けており、視聴覚室として、映像等の鑑賞等含めて利用できるようになっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第54号については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第53号から議案第55号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第55号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第56号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第6、議案第56号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委

員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（新宮領實）** 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第56号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月9日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、健幸・協働のまちづくり課所管分について。コミュニティ事業は年度的に希望に沿ってやっていくと思うが、待ちの状態もあるのではないかと。どれくらいが希望しているのか、基本的には順番ということかとの質疑に対し、現在、10団体が待ちの状態であり、毎年順番で申請をしていくが、決定が来たら繰り上がる形であり、昨年からは要綱を変え、待ちが4団体になるまで募集を停止している状況であるとの答弁でした。

補助金の増ということだが、当初予算になぜ入れなかったのかとの質疑に対し、3月の年度末に決定が来ているので、一番近い6月補正で予算を計上したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市長公室所管分について。特別定額給付金は、5月11日郵送で5月15日に支給開始であったが、現時点で申請受付は何件で、支給した件数と金額、また、執行率はどうかとの質疑に対し、6月7日現在の受付件数は1万9,800世帯である。給付については、6月8日現在で1万9,596世帯、39億1,880万円を給付しております。なお、給付割合は97.98%となっておりますとの答弁でした。

入院中とか、施設に入っている人、身体が自由に動かない人などは代理申請ができるのかとの質疑に対し、入院中の人は、送付先に別途指定があった場合はそちらの施設等に申請書を送付している。今回、鹿児島県の行政書士会と特別定額給付金申請手続きに係る代理申請等業務委託契約も締結しており、障害者や独居老人の方の申請に関する支援等を行っているとの答弁でした。

給付金の申請に対して、マイナンバーカードで申請した方と、文書で申請した方の割合はどうかとの質疑に対し、オンライン申請は215件あり、受付が1万9,800件で、割合として1.08%になるとの答弁でした。

DV被害者の中には、居所を公にしないで住んでいる方もいるが、手続きをする上で居所が知られてしまい、別な問題が発生することがないように、どのような注意をしたのか、問題点はなかったのかとの質疑に対し、DVに関する申請もあったが、国から示された書類の提出、あるいは証明書の提出をもって取扱いをしており、その世帯の方々から、その後の問

い合わせについても、国のマニュアルに準じて統一を図って対応しているとの答弁でした。  
意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について。市内に防火水槽というのは既に幾つ設置されているかとの質疑に対し、令和2年3月末現在、防火水槽が471基、消火栓が749基設置をしているとの答弁でした。

耐用年数は何年か、今後も増やしていく予定なのかとの質疑に対し、防火水槽の耐用年数は30年である。設置については、年間2基程度増設していく予定であるとの答弁でした。

市内には人口の偏りがあると思うが、新たに設置していく基準というのはいかに考えているかとの質疑に対し、防火水槽は、消防法の規定に基づく消防水利の基準をもとに、常備消防、消防署及び地区からの要望等により設置をして、消防水利の基準については、市街地、準市街地は、防火の対象物から距離が140m以内であることが望ましいとされており、消火栓のみに偏るものではなく、耐震性を有する防火水槽を設置することが消防法に定められているとの答弁でした。

新設の防火水槽を造ることはいいことだが、既存の漏水チェックは年に何回しているかとの質疑に対し、防火週間に併せて消防団が確認をしているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（山本敏勝）** 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第56号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月10日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、ナンバーカード関係の予算が入っているため反対するというものがありました。

起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について。川尻小学校の5・6年生が複式学級になったことに伴い、スライダー黒板を設置するとなっているが、スライダー黒板とはどのようなものなのか

との質疑に対し、児童の身長に合わせて高さを調整できる黒板であり、上下に動くことで、見やすくなったり、書きやすくなったりするものであるとの答弁でした。

川尻小学校の5・6年生が複式学級になったのはいつからかとの質疑に対し、今年度からである。川尻小学校は3・4年生と5・6年生が1学級ずつということで、全部で4学級になっているとの答弁でした。

池田校区公民館の空調機は新たに購入するということだが、修繕料として計上されている。購入ではないのかとの質疑に対し、今回の撤去に伴って、また設置するというので、財政課と備品購入費とどちらが良いか協議をした結果、撤去もあるという理由から、修繕料で計上したとの答弁でした。

学校給食センターの保健体育費の中で、3社から違約金の申請があったということであるが、これは新型コロナウイルスの影響で防ぎようがなかったものであるが、それでも違約金を請求されたということかとの質疑に対し、違約金等という説明をしたが、学校が休校になって学校給食が停止したことによって、納入業者がその食材を廃棄したことに対する補助金ということになるとの答弁でした。

コロナウイルスによる損害を受けたことで、給食を納めている業者が納入をやめたいという事案はなかったかとの質疑に対し、特にそういった事案はないとの答弁でした。

給食センターへの納入業者は何業者あるかとの質疑に対し、今年度は32業者になっているとの答弁でした。

学校の休業期間は1か月弱であったが、納入業者へはかなり影響があったと思われる。違約金等として申請のあった3業者以外の29業者への補償は考えていないのかとの質疑に対し、国の救済措置として補助金の内容ではキャンセルされたが、転売ができたというようなものは対象にならない。業者として納品がないということで売り上げは減るが、それに対する補償はないところであるとの答弁でした。

意見として。学校給食センターへは32業者が納入していながら、今回は3業者についてのみ補助金を支給するようになっている。他の業者についても、学校給食への物資の納入という形では被害を被っているので、市として、補助を検討すべきであるというものがありました。

次に、市民課所管分について。マイナンバーについては、いつ導入されて、現在本市でどれくらいの交付申請がされているのかとの質疑に対し、平成28年1月から導入され、令和2年5月31日現在、本市の交付率は14.83%となっているとの答弁でした。

交付率は14.83%ということだが、交付が進まない理由は何があるかとの質疑に対し、一番の問題は、マイナンバーカードに対する紛失のリスクが懸念されることから、住民の関心も低いのではないかとと思われるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。生活保護費について、コロナ問題と生活保護者の住居確保の関連性というのがよく分からない。生活保護者の中でも特に補助の対象というのとはどういうことになるのかとの質疑に対し、今回計上した生活困窮者に対する住居確保給付金ということで、生活保護までは至らないけれども、今回のコロナの関連で離職をされたり、休業で収入が入らなくなったり、そういった方たちを給付の目的としているとの答弁でした。

指宿市内にこの補助金の対象者はどの程度捉えているかとの質疑に対し、5月末で30件程度相談があり、今回は単身世帯24名、2人世帯を24組、3人世帯を12組見込んで計上しているとの答弁でした。

給付金という形で1世帯あたり大体どれくらいの支払いになるのか、1人世帯、2人世帯、それぞれ違うのかとの質疑に対し、単身者の場合で2万4,200円、2人世帯の場合で2万9千円、3人から5人の世帯で3万1,500円というのが上限となっているとの答弁でした。

支援の期間はどうかとの質疑に対し、基本的に、まず、3か月ということになり、その後の状況に応じて更に6か月、最長で9か月給付ができるような制度であるとの答弁でした。

うおみこども園が施設を整備するということだが、新しい施設の整備に入っているのか、それとも、大体何年くらいを予定しているのかとの質疑に対し、工事自体はまだ取り掛かっておらず、今年度中、夏場過ぎくらいにおそらく建替えに入ると思われる。来年度まで、2か年間で建設整備をする予定となるとの答弁でした。

今年度から整備をすれば、園児が通園しながら工事が始まると思うが、安全対策等は指導されているのかとの質疑に対し、新しく建設する場所が違う場所になる。現在のこども園に通いながら保育を進めていくとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。令和2年の10月から定期予防接種となるロタウイルスワクチン予防接種の年齢制限はあるのかとの質疑に対し、ロタウイルスは、ロタ急性胃腸炎を引き起こすウイルスの一種で、乳幼児期にかかりやすい病気となっており、感染力は非常に強くて、ごくわずかなウイルスが体内に入るだけでも感染してしまうということで、5歳までにほぼ全ての子供がロタウイルス感染するようである。標準の予防接種の期間については、生後2か月から14週6日の幼児を考えているとの答弁でした。

適年齢を過ぎた子供たちが摂取するとした場合はどのようにするのかとの質疑に対し、令和2年8月生まれ以降の子供が定期接種の対象となっているので、それ以前に生まれた子供に関しては任意での接種ということになっている。ワクチンの副反応として、腸重積というものにかかりやすいと言われており、月齢が進むと腸重積が起りやすいということで、月齢以降の子供にはあまりお勧めされていないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（東勝義） 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第56号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月11日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、土木課所管分について。田口田橋は、平成28年に検査をし判定区分が2であったが、今年度で全ての工事が終わる予定なのかとの質疑に対し、田口田橋は、JRを跨ぐ跨線橋であり、JRとの調整に時間がかかっていたが、今年度で補修工事は完了することになるとの答弁でした。

今回、補助事業ということだが、当初予算で計画するということはできなかったのか。この時期に補正という状況になった経緯は何かとの質疑に対し、国への予算要求に対して、当初、市で算定した金額以上の内示が4月にあった。これは、国が橋梁長寿命化の修繕工事などを重点事業と位置付けているためだと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について。人・農地プラン作成計画書が地区から上がってきて、今から作成するのかとの質疑に対し、人・農地プランについては既に作成している。今後、農地の集積と担い手の方に農地が50%以上いこう話し合い活動をしていくもので、計画自体はでき上がっているとの答弁でした。

開闢の基盤整備事業が終わり、換地をするということだが、この2,479筆のうち、今回引き継がれる名義の統合は何筆になるのかとの質疑に対し、水田の関係で、換地処分の筆数としては、2,479筆のうち1,705筆になり、面積にして109万3,460㎡、対象になる所有者数は1,147件となる。換地処分自体は既に終わっており、農水省の共通システムにデータ移行していく作業が発生したので、突合作業と併せて実施していくとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農産技術課所管分について。農業振興費の負担金706万5千円のうち、いぶすき観光

デザインの負担金というものがあるが、どのような経緯なのかとの質疑に対し、コロナ対策として、農産物のPRキャンペーンを観光浮揚策等も一緒にできないかということも視野に入れながら検討した結果、いぶすき観光デザインの事業の中に農産物の販売促進のための企画があり、効果的で効率的な事業が展開できるのではないかと考えたとの答弁でした。

販売促進PRにいぶすき観光デザインが長けているということだが、そういう実績があり、どういう状況で動けるかを農産技術課として把握した上で、負担金を出すということなのかとの質疑に対し、実績としてはあまり見えてきていないが、いぶすき観光デザインの事業の内容について調査をした結果、農業に限らず、観光業の浮揚策など、多くの分野での事業内容が見られた。農産物のPRを是非実現させたいと考えたときに、本来ならば農産技術課自ら行うべきではあるが、十分にPR効果が得られるような活動が困難なため、このいぶすき観光デザインが最適なところではないかと判断したとの答弁でした。

今回の新型コロナウイルス感染症対策として、指宿の基幹産業の一本の柱である農業を守るための、指宿独自の様々な支援策は何かとの質疑に対し、観葉のまち指宿事業は、既に県の事業を活用することで、昨年度から協議をしており、本市の特産品である観葉のPR策をどうか打ち出していきたいという私どもの思いが詰まった事業である。今回、県が負担しないという表明があったが、それを市で負担させていただき、是非、この時期に開始したいという強い思いがある。肉用牛の支援については、JAいぶすきへの助成という形で考えている。JAいぶすきと連携し、生産農家、肥育農家への支援で市独自の支援であると認識している。指宿農産物のPR緊急対策支援事業については、指宿枕崎線を走る指宿独自の観光列車いぶたまの乗客に対してキャンペーンを行おうとするものであり、これも市独自であると考えているとの答弁でした。

観葉のまち指宿事業に県が負担金を出さない理由は何かとの質疑に対し、これは県が計画した3か年の事業であり、県自体も必要性を認めたからこそ採択事業となったと考えている。今回、県負担がなくなったことについては、観葉業界の生産性に問題があるということではなく、また、観葉について支援をしないということではないと認識しているとの答弁でした。

いぶすき観光デザインに525万円負担することについては、同僚議員からも懸念の声が出ている。農産技術課の少ない人数でやるよりも、任すことが良いという考えになった理由は何かとの質疑に対し、いぶすき観光デザインには、事業の中に農産物の企画宣伝や販売などがあると確認した。今回、この事業を展開する方向性としては、指宿の農産物を、いぶたまの乗客に抽選で当たるような形でのPRをしようとするものであると確認し、可能であるという話はしている。今後、もっと良い策があるか分からないが、今の市の考えというのは伝えているとの答弁でした。

意見として。新型コロナウイルス感染症に対する支援策としては、これが入り口だろうと思う。こ

れだけではなく、完全に農業事業者が立ち直るまで末長い支援策を講じていくように、今後とも検討していただきたいというものと、いぶすき観光デザインに対する525万円の負担金は、指宿農産物のPRということで農産物の購入などに使ってもらおうという話だった。この負担金が無駄になることのないように、農産技術課としてもDMOとの連絡を取りながら、定期的な検証をしていただきたいというものと、大きなお金を負担金として拠出するならば、その効果についてもしっかりと把握していただきたいというものがありました。

耕地林務課所管分については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○12番議員（吉村重則）** 議案第56号に反対する立場から討論いたします。補正予算の中にマイナンバーの予算が含まれています。今回は海外でも有効にするためですが、安倍政権はマイナンバーと全ての住民の預貯金口座を紐づけするために、1人につき1口座を国に登録することを義務化する方針の検討を開始いたしました。また、将来的には、全ての口座の紐づけも目論んでいます。マイナンバーの取得は指宿市においては14.83%で、全国においてもほとんど進んでいないことが示すように、国民の圧倒的多数はそのような仕組みを必要と感じていません。むしろ、政府が個人の情報を掌握、管理することについて、強い不安を抱いています。マイナンバーと個人の金融情報との連結は新たな矛盾を引き起こしかねません。安倍政権は、口座とマイナンバーの紐づけは給付金の支給の迅速化のためにと言いますが、給付がそんなに頻繁に繰り返されるのでしょうか。むしろ、登録された口座を通じて、行政が税金や保険料の強制徴収をしやすくなるのではないかと、不安が消えません。国民が求めているマイナンバー制度を無理に推進するのではなく、立ち止まって見直すときではないでしょうか。以上の理由で反対討論といたします。

**○議長（木原繁昭）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 恒吉太吾議員。

**○8番議員（恒吉太吾）** 討論の通告限は6月25日木曜日であり、期限までに通告はしていませんでしたが、翌6月26日金曜日に人事異動内示が発表され、観光課参事課長級職が新たに

一般社団法人いぶすき観光デザインに派遣される内示が出されました。通告限までには分からなかった人事異動に関する点もありますので、事前通告をしておりませんが、討論に参加させていただきたいと思います。

令和2年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、農産技術課より、指宿農産物PR緊急支援事業費として525万円が、一般社団法人いぶすき観光デザインに負担金として支出される予定です。コロナ禍の中で8月からの夏休み期間中にキャンペーンを行い、需要が低迷する牛肉や観葉植物などの農産物について、需要を喚起する販売促進PRを早急に行うことは大変重要なことです。一方、負担金が支出される一般社団法人いぶすき観光デザインは4月にスタートしたばかりであり、7月より新たに課長職級としての市職員の派遣が予定されるなど、未だに組織体制も不明確で、盤石とは言い難い状況と推察されます。PRキャンペーンまで1か月で組織を構築し、事業が実施できるのか危惧される面もあります。支出の経緯として、いぶすき観光デザインが効果的、効率的な事業の展開ができるとの考えが挙げられましたが、負担金の効果をしつかりと検証し、その効果によっては廃止や減額はもとより、効果を高めるための要請、提案をしつかりと行うべきではないかと思えます。議会としても負担金の効果や事業、動向について、常に注視していく責務があると思っております。以上の点から、今回の補正予算第3号の必要性和重要性を鑑み、要望も含め適切な予算執行が行われることを強く願い、賛成討論といたします。

○議長（木原繁昭） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第56号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、を採決いたします。

本案に対する各委員長報告は、いずれも可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木原繁昭） 起立多数であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第57号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第7、議案第57号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（山本敏勝）** 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第57号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月24日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査をいたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

地域福祉課所管分について。低所得のひとり親世帯と説明されたが、これはどういうところを指しているのかとの質疑に対し、ひとり親世帯の臨時特別給付金については、児童扶養手当受給者が中心となっている。児童扶養手当受給者の中で、申請をされた段階で所得の高い方については、児童扶養手当が受給されていない状況もあり、今回の給付金についても所得制限が設けられているので、必ずしも全てのひとり親世帯が受給できるというわけではないとの答弁でした。

所得制限の上限はどのくらいあるのかとの質疑に対し、扶養人数が1人の場合の限度額が365万円となっているので、今回の給付金については、これまで児童扶養手当を受給していなかった方々も対象になると思われるとの答弁でした。

ひとり親となった基準日はどうなっているのかとの質疑に対し、基準日というのは設けられていないが、今年6月分の児童扶養手当受給者が基準であるとの答弁でした。

何世帯をひとり親世帯としているのかとの質疑に対し、児童扶養手当受給者が429件ある。所得超過や公的年金受給で支給停止になっている方を含めて、全部で600件程度を見込んでいるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（東勝義）** 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第57号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月24日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、耕地林務課所管分について。今回の災害復旧は、時間あたり33mm、2日間で142mmの降水量で発生しているが、これくらいの降水量で災害があるという認識かとの質疑に対し、梅雨になり、前半から雨量が多く、その後の雨で集中的に水が集まった所とか、水路が閉塞していて道路の路肩を崩す被害があった。今回は市独自で復旧するが、国の災害査定を受ける場合、時間あたり20mm以上、日雨量80mm以上という基準があるとの答弁でした。

水路の閉塞と言われたが、点検とか見回りとかの対策は取っていないのかとの質疑に対し、各地区の多面的機能の組織があり、毎年3月から5月くらいで各施設の点検をし、水路の土砂上げや草刈りなどをしていただいているとの答弁でした。

意見として。大雨警報が出る前に水路や農道の点検をし、大雨後には発生状況や危険箇所の点検をしていただきたいというものがありました。

次に、観光課所管分について。店舗や宿泊施設等が保健所の指導により実施する消毒等の防疫対策に対する補助金の申請は、いつからできるのかとの質疑に対し、7月1日からと考えている。可能な限り早い段階で周知をし、支給できるような対応を取りたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。WEBサイトの作成について、自分で作成してサイトに出してくれという人も出てくると思うが、対応するのかとの質疑に対し、事業者については、まず、WEBを運営する事業者とは別に、市内で出店する生産者の方々を募集する。その中で通販に対応できる方であれば、どなたでも出店できると思うとの答弁でした。

商談会やセミナーが開けないから、代わりにネット通販でということだが、商談会もとても大切であり、これに対応するような別な事業というのは考えていないのかとの質疑に対し、商談会事業については、販路拡大と販売推進というのがセットになっているが、販路拡大については、東京などのバイヤーや小売店も疲弊しており、新しい商品を入れる状態にないという話を聞いている。現段階で、販路拡大というのは非常に難しいだろうと判断し、今回は販売促進を主に実施したいと考えているとの答弁でした。

ふるさと納税もたくさんいただいている中で、ネット通販の売り上げを6,000万円見込んでいるが、ふるさと納税との兼ね合いについてどのように考えているのかとの質疑に対し、ふるさと納税については、コロナ感染症の影響で所得が下がり、落ち込んでくると想定している。逆に在宅が増え、物が欲しいという消費者もいることから、通信販売の層がコロナ前より増えている状態である。絶対数が増えていることで、通信販売に関してはここ数年伸びていく方向ではないかと思われる。よって、ふるさと納税とは別の事業として伸びてくると

考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時11分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、発言の申し出がありますので、議長において許可いたします。

**○産業建設委員長（東勝義）** 先ほど、産業建設委員会へ分割付託されました、議案第57号のうち、観光課所管分において意見がありましたので御報告申し上げます。4月1日以降の取組の実績から補助対象とすることであれば、すでに取り組んでいるところがあるので、領収書など経費の支出を明らかにするものを保持するように、事業の周知と合わせて、手抜きなくやって欲しいという意見がありました。

申し訳ありませんでした。

**○議長（木原繁昭）** 改めて、ただいまの委員長に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

### △ 審査を終了した請願（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第8、審査を終了した請願を議題といたします。請願第1号は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（山本敏勝） 文教厚生委員会へ付託されました、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

要旨につきましては、請願文書表のとおりですので省略させていただきます。

本委員会は、去る6月10日、全委員出席のもと、紹介議員の説明を求め審査いたしました結果、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための請願については、採択すべきという立場から、教職員の増員、また、義務教育費の地方自治体の負担も厳しい中、国庫負担制度2分の1に復元していただきたいということで、採択すべきであるという意見が出され、全員一致をもって採択をすべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

### △ 議案第58号上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第9、議案第58号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件1件であります。

議案第58号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、であります。

本案は、歳入歳出からそれぞれ427万円を減額し、予算の総額を325億7,733万8千円にしようとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○総務部長（中村孝） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第58号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、であります。別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ427万円を減額して、歳入歳出予算の総額を325億7,733万8千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節8旅費427万円の減額補正につきましては、本年度予定していた常任委員会等の所管事務調査に係る議員費用弁償及び職員市外旅費について、新型コロナウイルス感染症対策関連事業の財源として活用するよう指宿市議会から申入れがあったことから減額するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、11ページを御覧ください。

款19繰入金、項2基金繰入金、目5財政調整基金繰入金427万円の減額補正につきましては、今回の補正の財源調整として財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### △ 議案第58号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第58号は、会議規則第37条第3項の規制により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 意見書案第1号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第10、意見書案第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書（案）、を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

**△ 閉議及び閉会**

**○議長（木原繁昭）** 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて、令和2年第2回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時22分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 前之園 正 和

議 員 松 下 喜久雄

## 参 考 资 料

## 意見書第1号

### 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度 政府予算に係る意見書

新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年3月には全国で一斉臨時休業が行われました。指宿市においては、4月以降も再休業に入るなど、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策などの対応が求められています。

また、新学習指導要領や貧困、いじめ、不登校などへの対応のほか、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であり、定数改善計画に基づく教職員定数改善も欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、下記の措置を講じられるよう、強く要望いたします。

#### 記

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年6月29日

指宿市議会議員 木原 繁昭

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
総務大臣 殿  
文部科学大臣 殿